

近世の神社神道と組織
—越後国を中心に—

2022年3月
新潟大学大学院
現代社会文化研究科

中澤資裕

近世の神社神道と組織―越後国に注目して―

序章 近世の神社神道と組織

第一章 社家組織の消長―越後一宮弥彦神社に注目して―

はじめに

- 一 社家組織の復興と幕藩権力
 - 二 神領と仏教者
 - 三 明暦く万治の神職間相論と組織
- おわりに

第二章 橘三喜と祖先祭祀

はじめに

- 一 橘三喜の履歴
 - 二 三喜の諸国巡詣と蒲原郡加茂明神の神職間相論
 - 三 弥彦神社の神祇宗と長岡藩牧野家
 - 四 三喜流と祖先祭祀
- おわりに

第三章 垂加神道と地域社会―越後国新潟町に注目して―

はじめに

- 一 蒲原郡新潟町と儒家知識人
 - 二 竹内式部の郷里宛て書簡をめぐって
 - 三 高田敬典と垂加派の人々
- おわりに

第四章 近世後期の地域神職と組織―越後国古志郡三宅神社の神主・星野大内蔵に注目して―

はじめに

一 星野大内蔵初期の活動

- 1 大内蔵家と三宅神社の由緒
 - 2 魚沼神社号の獲得一件
 - 3 身分・社格の上昇と寺請離脱
- 二 式内社主義の浸透
- 1 大内蔵権威の確立
 - 三 吉田家江戸役所と権威の再編
 - 1 江戸役人の出役執行
- おわりに

第五章 近世後期の本所組織と在地神職―吉田家江戸役所の地域的展開に注目して―

はじめに

- 一 吉田家江戸役所の出役と構造
 - 二 本所組織の競合
 - 三 出役人の廻村と論理
 - 四 神職理念の教諭
- おわりに

第六章 吉田家江戸役所と気吹舎―越後国神職の動向に注目して―

はじめに

- 一 吉田家江戸役所の目代と権威
 - 二 新たな出役
 - 三 「神祇道見廻り」の本意
- おわりに

終章 神社神道と組織の行方

はじめに

序章 近世の神社神道と組織

神社神道の研究といえば、戦前においては内務官僚を経て東京帝国大学で神道講座を受け持った宮地直一（一八八六—一九四九）のような研究者が全体を牽引し、そこに各地に散在する研究者が相乗して浩瀚な仕事著され、おおよそ今日の基礎が築かれたといえる。

彼らの仕事の一特徴は、古代・中世・近世と時代を区分する歴史学のあり方と結びながら、神祇信仰の全体に関心を抱き、通時代的に把握して叙述したことにある。宮地は、一九四一年に刊行した著作『神祇史大系』において、現実の社会における神祇を具象的に表現するものが神社で、その発達の経過を考察する場合を神社史と二分論的に定義した。さらに神社を目標とせず、神祇の思想形態を対象とするときに神道思想史もしくは神道史が現れるとし、前者を「歴史的若しくは形式的」、後者を「宗教的又は哲学的」と理解した。

神社神道を二つに大別するこの理解は後年へも引き継がれ、彼の名を引かない場合でも、議論の前提に置かれるようになった。また、神祇信仰を神社史と神道史に二分した上で、両者を不可分のものと止揚して考える研究も現れた。神社と神社史・神道史を不可分のものとする議論を推し進めたのは、幕府・朝廷による神社の統制や神職の編成を主軸にし、神社神道の社会的意義を考察しようとした、おおよそ八十年代以降に現れた研究である。

その画期になったのは、高埜利彦が一九八五年に著した論文「江戸幕府と神社」である。この著述で、高埜は戦後の神社史研究に付きまとった問題を以下のように指摘した。すなわち、①神社や神職が過大に誇張された時代を経て、そのフイルターを外さずに近世に遡らせることの恐れ、②戦後の民主化のなかで、戦前の国家体制や制度ともども近世の神社研究まで遠ざけてきた事実、の二点である。そのうえで、近世の神社・神職制度の研究は、十分な蓄積を持たずに今日に至っていると問題を見通した。この意識に立って、幕政下で神社と神職がいかに編成されたかに焦点をあて、京都・吉田神社の祠官を勤め、神道の本所として機能した吉田家の動向を手掛かりに、幕府の政策や朝廷の志向を描き出した。

戦前と戦後の意識の乖離を課題にした高埜の認識は、他の研究者からも追認されている。たとえば、一九九九年に著した論文で、橋本政宣は種々の分野で史料の発掘や利用がなされてきたにも関わらず、神社及び神社史料は戦後の歴史学で関心が払われてこず、一部では敬遠する傾向さえあることをいっている。

私見では、戦後の歴史学が神社及び神社史料に関心を払ってこなかったわけではない。ただ、かつて培われた史料的蓄積からあまり出なかつたとはいえそうである。そのことを、越後一宮弥彦神社の研究史に即して説明してみよう。

弥彦神社は明治四年（一八七一）五月、明治国家が導入した社格制度により新潟県で唯一国幣中社に列格された古社で

ある。国家的祭祀に組み込まれた官幣社・国幣社では、のちに伝来の文書群を使い、しばしば大部な史料集を刊行した。⁽⁶⁾新潟県の近県もしくは東日本で例を挙げると、『白山比咩神社叢書』(全八輯、一九二七〜三二年)、『塩竈神社史』(一九三〇年)、『日光叢書』(全二〇巻、一九三一〜八〇年)、『鹿島神宮文書』(一九四二年)の如くである。弥彦神社でも、江戸時代の社家の子孫宅に伝わった複数の文書群から注目できる史料を活字にし、『弥彦神社叢書』全三輯(一九三七年・四〇年・四三年、以下『叢書』)が編まれた。⁽⁷⁾特に代々が老官を勤めた高橋舎人家文書を用いた第三輯は、神祇宗と呼ばれ、元禄期(一六八八〜一七〇四)の弥彦神社と周辺で流布した特徴的な神道説を跡付ける史料を多く収載して注目された。

神祇宗とは、寺請でなく神道請で宗門改めを行おうとした一種の宗教運動で、肥前国平戸の出身で、江戸に出て神道を講釈した橘三喜に就いて学んだ該期の神主(高橋光頼)により、延宝頃(一六七三〜八一)に始まったとされている。やがて、その余波で神領から排斥された社僧が訴え、幕府寺社奉行所での訴訟となり、元禄十年に高橋光頼は追放処分を受け、十二年には神祇宗を否定する裁定が出されて瓦解した。『叢書』がこの運動に注目し、幕府により否定されるまでの文書を収載したのは、そこに明治初年の神仏分離に先駆けた性格をみたからであった。

こうした蓄積と理解から戦後の研究は出発し、ほどなく昭和二十七年、弥彦神社の社家文書のうち、高橋舎人家文書(一

二三五点)は新潟県指定文化財になった(指定の名称は弥彦神社文書⁽⁸⁾)。弥彦神社の社家文書には、江戸時代の神主家(高橋家)に伝わり、今日では神社の所有に帰している似た規模の文書群があり、高橋舎人家文書と一対をなしている。そのなかで高橋舎人家文書が評価の対象になった理由は、戦国期以前の由緒や社領を示唆する中世文書の写しを含み、かつこのほか神祇宗が注目されたからである。たとえば、戦後の神社神道史研究を主導してきた一人西田長男は、昭和二十四年に著した論考(『神道宗門』)で江戸時代の神道請を検討し、吉田家はその浸透に果たした役割を指摘する一方で、弥彦神社の神祇宗は別に詳論する必要があることを強調して説いている。⁽⁹⁾

この注目と文化財指定を背景に、昭和二十九年、新潟県は高橋舎人家文書のうち未翻刻文書の一部活字にし、解説を加えて報告書を刊行した(『越後文書宝翰集・弥彦文書』)。この報告書のうち、宮栄二が執筆した弥彦神社関連の記事は、特に古代〜中世に遡って祭神や社領の範囲を推定し、縁起の成立を考察した点で目新しい。また、神主家を中心とする神職の系譜に着目し、その出自と流れに一定の説明を加えたことも、『叢書』から一歩進んだ姿勢と評価できる。ただ神祇宗については、歴代の神職が得た神道伝授の切紙等に注目できること、この運動が弥彦神領に留まらず、長岡藩領でも肯定された形跡があることに注意を促したほかは『叢書』の理解から出ず、元禄十年・十二年の幕府裁許でこの一件は落着いた

と認識し、新たな問題の提起に乏しかった。

こののちも、近世の弥彦神社を取り上げて、鈴木彦雄「弥彦神社の神宮寺と神祇宗」（昭和四十二年）、岡眞須徳『弥彦神領史話』（昭和六十年）、同『続弥彦神領史話』（平成二年）といった著作が公刊された⁽¹⁾。このうち鈴木彦雄は『叢書』の執筆を担った一人で、そこで得た知見を史料紹介でなく散文で著したのは、この運動の意義を学界の通説に押し広める意味があった。岡眞須徳の二著作は、宮栄二・鈴木彦雄の理解をより平易に語り直した一面があり、議論の定着を促したと認められる。たとえば、越後平野における真宗門徒の生活と信仰に注目した奈倉哲三は、比較検討する材料で神祇宗に言及しているが、その内容は『叢書』及び鈴木彦雄・岡眞須徳の研究を事件史的に解釈したもので、研究の再生産といった趣が強い⁽²⁾。研究は形を変えて様々に現れ、そこに汲むべき指摘があったとしても、基本的な論点は広がりには乏しかった。

こうした研究の動向は、戦後のより広い趨勢と軌を一にしたと思われる。高埜利彦・橋本政宜を始め、梶山林⁽³⁾継や井上智勝といった論者が朝幕関係や本所組織の成立・変化を分析し、続々と論考を著した八十〜九十年代より以前の神社研究は、一社主義的な立場から抜け出せなかった。その一因に、明治国家が導入し、昭和二十一年に廃止されるまで続いた社格制度の影響がある。一部の古社や大社が権威として立ち現れた結果、複雑な地域の動向を特定の神社に収斂して理解する、閉鎖的で完結主義的な歴史観が肯定された。一社主義的

なこの思考は、社格制度が廃されたのちも容易には拭われず、戦後も一定の期間持ち越された。

こうした態度は、日本という国家を完結した社会と理解してきた歴史観に並行して生まれたと思われる。戦後、日本近世史学が長い時間を費やし、対馬・琉球や蝦夷地、中国・朝鮮や西欧諸国との連関なども注視し、やがて鎖国論を否定したように、神社及び神道史も宗教者と本所組織を介した朝廷権威、それに庶民・知識人の動静や流行などを介しながら複雑にみる態度が必要だったに違いない。権威を仰ぎみる姿勢から、多様な論点を切り開くのはままならない。こうした限界を直視し、人的・物的に巨大なエネルギーを費やし集積された敗戦前の神社及び神道史を乗り越える視点や論点にたどり着いたのが八十〜九十年代であり、今日振り返れば高埜や橋本の問題提起の本旨や動機はこうしたことであつたと思われる。それであれば、十分にうなずける。

こうしてパラダイムの転換を遂げた近世の神社研究で、九十年代以降の議論を主導した一人が井上智勝である。井上は室町時代の吉田兼俱（一四三五〜一五一一）以来吉田家が神道説をどのように整備し、各地の神職が何を求めて吉田表へ上京して、やがてその主張する神祇管領長上の身分に批判が出て正統性が揺らぐまでを批判的に検討した。二〇〇七年、井上はそれまでに著した論考を集成した著書『近世の神社と朝廷権威』⁽⁴⁾を上梓し、高埜利彦以降でもっとも注目できる成果を提示した。本書を上梓したのちも、井上は触頭・注連頭

などと呼ばれ、藩が郡や組を単位に置いた中間的な職掌に注目して、神職の統制や編成が地域によってどう異なり、また共通するかを考察し、本所論的視点を地域的に掘り下げる可能性を示した。本論でもこの論点に学び、のちに考究することにしたい。

こうした井上の議論は広がりを持ち、吉田家の玄関日記（「御広間雑記」）に着目し、そこへ出入りした諸国の神職の動静を年次別・地域別に網羅して提示した幡鎌一弘の研究も、論点が連動しており注目できる。出村勝昭は、「三元十八神道行事」「宗源神道行事」といった吉田家が整備した個々の儀礼等の成立過程に注目した述作『吉田神道の基礎的研究』を著し、宮地直一の定義した神道史もしくは思想的側面の解明が¹⁰目指されて、類書の少ない重要な仕事を公刊した。

越後国内では、頸城郡の神社と神職の動静を窺った鈴木栄太郎の論考が¹¹もつとも注目すべき成果である。吉田家の影響が拡大するなか、居多神社（上越市）神主の花前家が領主権力を背景に上越後三郡（頸城郡・刈羽郡・魚沼郡）の触頭役として立ち現れ、一部神職の反発を受け、領主権力の変転の影響でやがて瓦解したことを明らかにした考察は、高埜・井上の議論を地域的に捉え直し、より深く追求し得ることを示した。永禄三年（一五六〇）に府中八幡宮（山梨県甲府市）への勤仕を甲斐国国中地方の神職に義務付け、宗教勢力を統制する一環とした武田信玄の政策（勤番制）を起点に、やがて近世中期から後期にかけて瓦解する過程を考察した西田か

ほらの論考も、高埜や井上・鈴木栄太郎らの議論と並行し、示唆する点が多い。

ところで、宗教者の統制が進んだ近世前期はなお權威や権力が浸透せず、流動的な面があり、その間隙を縫い吉田家等の影響を受けながら独立的な教化活動をする思想家が現れた。橋三喜（一六三五〜一七〇三）や増穂残口（一六五五〜一七四二）が代表的で、「独立派」とか「俗神道家」と一括りにされている。彼らは、従来の近世史研究では必ずしも重要視されてこなかった。しかし、一時的であつても影響を揮った以上、等監視はできない。本論では吉田家の神道説に独自の翻案を加え、各地を旅して多数の門弟を獲得した橋三喜に注目し、彼の唱えた何が、誰にどう歓迎されたかを考察し、その影響の大きさを明らかにしたい。

本所權威への批判が強まった中期には、神道を儒家的教養で理解するいわゆる儒家神道が発展し、なかならず朱子学者で垂加翁^{すいかおん}こと山崎闇齋（一六一九〜八二）が唱えた神道説（垂加神道）に有為な人材が集まって、やがて後期に訪れる古学（国学）の隆盛を準備した。垂加派と国学で共通するのは、修学の動機が個人的で師弟継承的な点にある。そのため組織としての動向を捉えにくく、戦後の近世史研究では、特に垂加派の果たした役割の掘り下げが不足してきた。しかし、周辺と後世へ及ぼした影響という点で、近世の神社神道で垂加派は重要な地位を占めている。たとえば、西岡和彦は垂加神道家の玉木正英（一六七一〜一七三六）が出雲国出雲大社（島

根県出雲市)の由緒書を書いた事実注目し、大方の注意を促した。京都に拠点を置いた正英は垂加神道の基本書を多く書いた人物で、松岡仲良(一七〇一〜八三)や谷川土清(一七〇九〜七六)・竹内式部(一七一二〜六七)といった著名な門人の師にあたる。元禄九年(一六九六)、出雲大社は出雲国内の神社支配をめぐって佐陀神社(島根県松江市)と相論が起こり、幕府での訴訟となつて、主張する一部の由緒が容れられず、千家・北島の両国造家が解任されるなど打撃を受けた。西岡は、新たに由緒を再編する必要が生じた出雲大社が正英を登用し、社人が垂加派に傾倒するきっかけになつたことを明らかにした。⁽²¹⁾

また、綱川歩美は常陸国鹿嶋社(茨城県鹿嶋市)を対象に、知行二五〇〇石の自身の旗本であつた江戸垂加派の一人跡部良頭(一六五八〜一七二九)が社人へ与えた影響を分析した。⁽²²⁾多くの社人を擁する地域大社が、ある時期に垂加派の知識や権威を頼る状況が現れていたことになる。本論では、蒲原郡新潟町(新潟市中央区)で垂加派知識人のグループができたことに注目し、その内実について論述することとしたい。総じて、儒家神道の影響は各地で様々に現れたと予想され、今後は従来以上に注目する必要があるだろう。

国学、特に平田篤胤と彼の私塾気吹舎^{いぶきのや}については、一九四二年に著された渡邊金造『平田篤胤研究』が長く学術的な一つの達成とされ、各地の門人の動向を知るうえでも有用で、今後とも参照すべき書物であり続けるに違いない。⁽²³⁾ただ、今

世紀に入つて平田家に伝来した文書群が公開されて、従来いわれてきた言説を原文書で確認できる状況となり、研究は新たな段階に入つて⁽²⁴⁾いる。のち本論でも参照するように、小野将・遠藤潤・中川和明⁽²⁵⁾といった諸家が、新たな事実と関心の提示を重ねている。

ただ、小野や遠藤などは、篤胤本人及び気吹舎の動静を中心に、彼らが江戸後期〜明治に至る社会へ与えた影響に関心を向けている。もちろんそのことは重要だが、過大な評価につながつた部分があり、吉田家江戸役所が国学の徒の組織化で果たした役割への注目は首肯できても、その時期と経緯は正確さを欠いている。本論では、国学が発展して思想界の主流となる前夜にあつて、神道の本所が各地の神職を一元的に編成する意欲と実力を備えたことが気吹舎による組織化の先蹤で、より重要な画期であつたことを明らかにしたい。また、国学が社会へ浸透したのちに、平田派の洗礼を浴びた地域の知識人の身の上で起こつた現象に一言して、近世の神社神道を研究する意味を捉えてみたい。

- (1) 宮地直一『神祇史大系』二頁（明治書院 一九四一年）
- (2) 宮地直一の指摘を出発点に議論を進めた例として、井上智勝「近世神社通史稿」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八号 二〇〇八年）がある。
- (3) たとえば、西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』（大明堂 二〇〇二年）は、この点を意識して著された研究である。
- (4) 高埜利彦「江戸幕府と寺社」（『講座日本歴史』第五卷 一九八五年 東京大学出版会）。のち高埜『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会 一九八九年）に再録。
- (5) 橋本政宣「近世の神社日記」（『季刊悠久』第七七号 鶴岡八幡宮悠久事務局 一九九九年）
- (6) 『白山比咩神社叢書』（全八輯、一九二七～三一年）、『日光叢書』（全二〇巻、一九三一～八〇年）、『塩竈神社史』（塩竈神社事務所 一九三〇年）、『鹿島神宮文書』（一九四二年）など。
- (7) 『弥彦神社叢書』第一輯～第三輯（国幣中社弥彦神社事務所 一九三七年・一九四〇年・一九四三年）
- (8) 高橋舎人家の子孫は新潟県を離れ、文書群は新潟県文化財の指定を得たまま東京都内に所在する。
- (9) 西田長男「神道宗門」。初出は『季刊神道史学』第一号（国民信仰研究所 一九四九年）。のち『日本神道史』第六卷（講談社 一九七八年）及び『現代神道研究集成』第三卷（神社新報社 一九九八年）に再録。
- (10) 『越後文書宝翰集・弥彦文書』新潟県文化財調査報告第二（新潟県教育委員会 一九五四年）
- (11) 鈴木彦雄「弥彦神社の神宮寺と神祇宗」（『越佐研究』第二五号 新潟県文人研究会 一九六七年）。また、岡眞須徳『弥彦神領史話』（弥彦村教育委員会 一九八五年）、及び岡『続弥彦神領史話』（同 一九九〇年）
- (12) 奈倉哲三『真宗信仰の思想史的研究』（校倉書房 一九九〇年）
- (13) 梶山林継「吉田家関東役所の成立と初期の活動」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第四五号 一九八一年）。のち梶山『近世神道神学の萌芽』（二〇一四年 雄山閣）に収載。
- (14) 井上智勝『近世の神社と朝廷権威』（吉川弘文館 二〇〇七年）
- (15) 井上智勝「近世神社通史稿」（『国立歴史民俗資料館研究報告』第一四八集 二〇〇八年）
- (16) 『吉田神道家「御広間雑記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究』（研究代表者幡鎌一弘、平成十五年度～十七年度科学研究費補助金基盤研究（C）（15520419）研究成果報告書 二〇〇六年）
- (17) 出村勝明『吉田神道の基礎的研究』（臨川書店 一九九六年）
- (18) 鈴木栄太郎「近世上越地方の神社と社人」（『上越市史』別編3 二〇〇一年）

- (19) 西田かほる『近世甲斐国社家組織の研究』（山川出版社二〇一九年）
- (20) 「独立派」の理解は、清原貞雄『神道史』三八三〜三九二頁（一九三二年 厚生閣）
- (21) 西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』（大明堂二〇〇二年）
- (22) 綱川歩美「鹿島神宮における垂加神道の受容―神体勸請をめぐる―」（澤博勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会』3 吉川弘文館二〇〇八年）
- (23) 渡邊金造『平田篤胤研究』（六甲書房 一九四二年）
- (24) 『平田国学の再検討』（一）〜（四）国立歴史民俗博物館研究報告第一二二・一二八・一四六・一五九集（各二〇〇五年・二〇〇六年・二〇〇九・二〇一〇年）。また、『明治維新と平田国学』（国立歴史民俗博物館二〇〇四年）
- (25) 小野 将「近世の『国学』的言説とイデオロギー状況」（『歴史学研究』第七八一号 青木書店二〇〇三年）
- (26) 遠藤 潤「平田篤胤と吉田家―一九世紀の日本社会における平田国学と神職社会」（『平田国学と近世社会』ペリカン社二〇〇八年）
- (27) 中川和明『平田国学の史的研究』二六一・二七五頁（名著刊行会二〇一二年）

第一章 社家組織の消長―越後一宮弥彦神社に注目して―

はじめに

一 社家組織の復興と幕藩権力

二 神領と仏教者

三 明暦く万治の神職間相論と組織

おわりに

はじめに

ある神社に世襲的に奉仕する神職の家を社家という。社家が複数あつて、祭祀的結合がなされていれば社家組織になり、そこへ奉仕する人物は社人と呼ばれる。社人の出自は様々だが、しばしば当該の神社で祀られる神の末裔とされることがある。たとえば、神宮（伊勢神宮、三重県伊勢市）には祭主の藤波家を始め内宮・外宮ともおよそ三〇家の社家があり、いずれも神の後裔とされている。出雲大社（島根県出雲市）を司る出雲国造家の千家・北島の両氏、稻荷大社（京都市伏見区）の秦氏・荷田氏なども、やはり神の後裔とされる。猿田彦神社（三重県伊勢市）の場合も、猿田彦大神の末裔とされる大田命おおたのみことの子孫（宇治土公氏うじとこうじ）が官司ごうじを勤めている。

こうした言説を、近世の神職は盛んに繰り返して主張した。彼らの主張は幕府権力や藩の施策を強く意識し、自らが存立する基盤を確保し、神官身分の維持や貢租免除などの特権のため強調された面がある。こうした論理を正統性とし、権力等にも受容されれば、社人のイエや組織が永続する原理になる。しかし、利点だけでなく、組織が行き詰まる一因にもなった。本章で検討する越後一宮弥彦神社（西蒲原郡弥彦村）も、社人たちは奉仕する神の末裔を主張した。それを正統性の根拠として、原則として本所の権威は仰がなかった。ある時期はその原理が功を奏し、また場面によつてはマイナスに作用した。以下では、社家組織の消長をスケッチしてみたい。

吉田家に代表される神道の本所は、朝廷権威と幕府権力を

背景に、神道裁許状を発給して神職が身分を立てる保証をする権能を持った。とりわけ、寛文五年（一六六五）に幕府が吉田家の他社に対する優越を打ち出した「神社条目」（「諸社禰宜神主等法度」）を發布したことで、影響力を拡大し、また諸社との軋轢が発生した。具体的には、条目の第二条と第三条が問題になった。

第二条は、「社家の位階、前々より伝奏を以って昇進を遂げた輩は、いよいよその通りたるべき事」というもので、朝廷への官位の申請に従来からの神社伝奏を認めた内容になっている。しかし、井上智勝によれば、「神社条目」の發布される以前より、特定の公家の伝奏を受ける神社は、前代から続く国家祭祀対象社にほぼ限定されていた⁽²⁾。では、極めて高い格式を持つ諸社以外に奉仕する神職はどうなるのか。それを規定したのが、「無位の社人、白張を着すべし、そのほかの装束は、吉田の許状を以って着すべきの事」とする第三条であった。白張とは「下賤」⁽³⁾が着用するとされ、神職はそこに紛れることを嫌っていた。そのため、「そのほかの装束は、吉田の許状をもって着すべき」とするこの条文は、神職の一元的な統制を吉田家に委ねる幕府の意向が反映されていた。

奉仕する神の末裔であることが神職であることを担保するなら、吉田家を仰ぎ、神道裁許状を請けることはかえって自身の正統性を揺るがしかねない。そこで寛文七年、弥彦神社神主の高橋左近（光頼、一六五〇〜一七〇四）は以下の一札を幕府寺社奉行所へ差し出した。

「史料1」

乍恐口上書を以奉窺候

一 先達而三年已前已之年、御条目之御写被 仰付難有奉畏、急度相守罷在候、併御ケ條中ニ無位之社人者白張り可着、其外之装束者吉田之許状を以可着之由被仰出処、拙者社之義者、弥彦明神御鎮座已来神苗を以居官ニ仕来社例伝記之神道ニ而、何方之御門弟と申義無御座、神主始社家之者共古来より家々ニ着来候装束を以神事相勤、天下御安全之御祈禱執行仕候、私守護之社ニ不限居官之社と申候者、其社之神苗を以代々勤来候社者他国ニも有之、何方より何之御構無之候（後略）⁽⁴⁾

ここで、左近は「神社条目」を守ると約したうえで、以下の主張を述べている。弥彦神社は、明神が鎮座してより神苗が居官となるのが社例で、どちらの門弟という義理はない。神主以下の社人は家々に伝来してきた装束を身に付けて神事を勤め、天下安全の祈禱を執行している。弥彦に限らず、神の苗裔が神官となり、代々が執行してきた神社は他国にもあり、何の支障ともなっていないと主張し、「神社条目」第三条の主旨に反論した。以後、この主張は一時的な例外こそあつたが、基本的には明治維新期まで踏襲された。つまり、神の末裔が神職を勤める論理は、外からの圧力に対して権威を保つ仕組みとして機能したことになる。

こうして外部的に立場を保全する名分となった一方で、社

家組織の内部にはまた別の論理があり、社人間には階梯（序列）が横たわり、宗教者は時々の事情に応じて立場を主張し、身分を維持または上昇させるように努めた。本章では弥彦神社の持つこの構造に注目し、まず戦乱や武家領主の交代を経ていったん衰退した社家組織が復興し、整備の進んだ一七世紀の神職の言説と主張を検討する。次いで、神社の存立と密接に関わった過渡的身分の仏教者の存在を指摘し、彼らの言説が後年になって社家の由緒に取り込まれた事実を指摘する。さらに、社人たちの論理が時間の経過と時代の変化を経てどう変容したかをみて、近世の社家組織が帯びた意義を考察してみたい。

表 1 社家組織と社人の変遷（仏教者・村役人は除く）

年号・史料名	神主	神官	宮使	大工	掃除人
元禄 5 年 (1692) 宗門改帳	1 人	22 人	1 人		
元禄 11 年 (1698) 神領配分表	1 人	22 人	2 人		
享保 2 年 (1717) 巡検使差上候書	1 人	20 人	1 人	2 人	1 人
寛政元年 (1789) 神勤席順図	1 人	20 人	1 人	1 人	1 人
嘉永 6 年 (1854) 神勤席順図	1 人	21 人	1 人	1 人	1 人
明治 3 年 (1870) 書上家譜写	1 人	21 人	1 人	1 人	1 人

岡眞須徳『弥彦神領史話』88 頁の表を改稿 (6)

一 社家組織の復興と幕藩権力
社家組織はただ複数の神職が所属しただけでなく、神主を筆頭とする厳然とした階梯があった。神主は神事を司るだけでなく、社領（神領）がある場合は居住する庶民を仕置する行政の長となる。また、神主を補佐し、老官・老社人・年寄などと呼称される家老級の社人が複数いて、役所の役人を兼ねるなどの実力を持った。彼ら社人は、基本的には親の地位を襲って相応の序列に就き、神領から身分に相応する知行地や扶持米を得た。こうした社家組織の実像、とりわけ組織内の序列を窺うには、神事を執行する際の席次や宗門改帳に載っている記事が参考になる。表 1 は、これらの記事により、元禄五年（一六九二）から明治三年（一八七〇）にかけて弥彦神社の社人数を一覧にしたもので、神主

表 2 弥彦神社惣社家配当表 元禄 10 年 (1697)

身分	氏名	配当
神主	高橋 杵之進	地方 4 石・蔵米 32 俵
社家	行田右近	地方 4 石・蔵米 8 俵
	高橋源左衛門	地方 4 石・蔵米 8 俵
	藤井権之助	地方 4 石・蔵米 8 俵
	五十嵐平太夫	地方 4 石・蔵米 8 俵
	五十嵐外記	地方 4 石・蔵米 8 俵
	金子彦右衛門	米 4 石・同 1 俵
	高橋萬左衛門	米 4 石・同 1 俵
	五十嵐忠兵衛	米 4 石・同 1 俵
	大矢五郎兵衛	米 4 石・同 1 俵
	大久保孫左衛門	米 4 石・同 1 俵
	高橋五郎太夫	米 4 石・同 1 俵
	花井吉兵衛	米 4 石・同 1 俵
	平塩太蔵	米 4 石・同 1 俵
	五十嵐奥右衛門	米 4 石・同 1 俵
	荒川八兵衛	米 4 石・同 1 俵
	関 九兵衛	米 4 石・同 1 俵
	国嶋左藤兵衛	米 4 石・同 1 俵
	岡 常太夫	米 4 石・同 1 俵
	川村四郎兵衛	米 4 石・同 1 俵
	鈴木加右衛門	米 4 石・同 1 俵
伊藤宜右衛門	米 4 石・同 1 俵	
長 源兵衛	米 4 石・同 1 俵	
宮使	岡 市太夫	米 4 石・同 1 俵
宮使	川瀬三右衛門	米 6 俵
大工	渡部宇右衛門	米 8 俵
名主	三郎左衛門	米 4 俵
(社僧)	真言院	20 俵
(社僧)	宝光院	7 俵

『弥彦神社叢書』第三輯 (217 頁) より作成⁽⁷⁾

のほかおおよそ二〇人強の神官がおり、ほかに宮使や大工・掃除人といった非宗教者も構成員になっていたことがわかる。この表からは省いてあるが、ほかに神領弥彦村の名主や仏教的身分にあたる社僧も扶持米を下賜されていた。では、組織内の序列の内実はどうだったであろうか。これについては、元禄十年(一六九七)に成立した「惣社家配当表」という史料が有用である(表2)。本史料には、神主一人・

社家二人・宮使二人・大工一人・名主一人・社僧二人の計二十九人が載っている。配当は身分によって違いがあり、神主高橋杵之進がもっとも多く、行田右近ら五人がこれに次ぐ。この五人が、当該期の弥彦神領で家老級の立場にいた社人である。金子彦右衛門以下の一七人は並社人(並社家)などと呼ばれた神職で、宮使以下の非神官六人は細かく配当が分けられた。しかし、こうした身分・序列や権利は、必ずしも近

世前期からのものではなかった。

〔史料2〕

覚

古志郡内

一 百石者

右為神領遣之者也

和田村

慶長五年十一月十三日

秀治^⑩

弥彦社人中

〔史料3〕

以上

き與令申候、仍高百石之物成卅石、依久太様各へ被成御扶
助候、右之内五石ハ高橋ニ被下候、残而廿五石為社家中可
被召置之旨被仰候、為其一筆如此候、恐々謹言

堀監物

極月十二日

直政（花押）

弥彦

社家中

〔史料2〕は、慶長五年（一六〇〇）に堀秀治が弥彦神社
社人へ古志郡和田村より百石を安堵した寄進状である。和田
村の所在地はのちの刈羽郡北条村（柏崎市）にあたるとされ
るが、異説もある。¹⁰ いずれにしろ、弥彦神社の境内からはか
なり隔たった場所にある。

武家領主の転変にともない、中世・近世移行期の寺社の多
くは庇護や権益を喪失した。とりわけ、中世領主が移封や領
地の削減・取り潰しに遭い、近世領主へと様変わりする過程
で間隙が生じた。越後国の場合、慶長三年（一五九八）に上
杉景勝が会津（福島県）へ移封された跡（春日山城）へ入部
した堀秀治及びその与力大名は、しばらく寺領・社領を安堵
しなかった。慶長五年十一月という寄進の時期は、九月に關
ヶ原の戦いが起こり、天下の帰趨が決したのちの時期にあた
る。この騒乱を経て、ようやく社領を安堵できる程度には秀
治の地盤も強化されたということだろう。

ただ、社領は弥彦神社から離れた場所に設定され、年貢の
収納はままならなかったといわれている。¹¹ つまり、百石の安
堵をもって組織の維持やイエの安定的継承が担保されたわけ
でなかった。

安堵にあたり、堀秀治の重臣堀直政が添状を出している
（〔史料3〕）。その内容に注目したい。百石のうち、物成三〇
石の分配を指示しており、直政はこの時期の神主高橋吉政へ
五石、残る二五石は社家中へ召し置くようにとし、組織が機
能するよう配慮している。堀氏は神主個人が神社のすべてを
体現するとはみておらず、社人も庇護の対象とした。

秀治の安堵から十年余を経て、慶長十六年（一六一一）に
弥彦神社は大久保長安（石見守）から次の一札を得た。

〔史料4〕

越後国蒲原郡弥彦大明神領於弥彦村高五百石可被成御寄進

表3 松平忠輝と家臣等寄進の寺社領（慶長15～16年分）

年月日	寄進者	名宛人	内容
慶長15年7月13日	山田隼人・鱸刑部・松平大隅	居多一宮神主宮内少輔（上越市）	免許状（新町の町立て、新田・塩浜の開発につき）
慶長16年8月13日	松平大隅・大久保石見	頸法寺（上越市）	寄進状（年貢免除等）
〃9月19日	（大久保）石見守	春日大明神社人中	寄進状（高50石）
〃	（大久保）石見守	八幡宮社人中（上越市）	寄進状（高100石）
〃	松平筑後守信直・山田隼人正勝重・松下遠江守吉成・松平大隅守勝重	越後府中八幡宮社人中（上越市）	寄進添状
〃	（大久保）石見守	弥彦大明神社人中	寄進状（高500石）
〃	松平筑後守信直・山田隼人正勝重・松下遠江守吉成・松平大隅守勝重	弥彦大明神社人中	寄進添状（高500石）
〃9月22日	松平筑後守・山田隼人正・松下遠江守・松平大隅守	国上寺（燕市）	寄進添状（高100石）
〃	松平筑後守信直・山田隼人正勝重・松下遠江守吉成・松平大隅守重勝	称念寺（上越市）	寄進添状（高150石）
9月23日	（大久保）石見守	国上寺（燕市）	寄進状（高100石）
〃	（大久保）石見守	称念寺（上越市）	寄進状（高150石）

『上越市史』資料編4・『弥彦神社叢書』第三輯・原田勘平編『西蒲原郡寺院仏閣誌』より作成（13）

候、破壊之所加修理、神事不可有怠惰者也、仍如件

慶長十六辛亥年

九月十九日

石見守

弥彦大明神社人中

慶長十五年（一六一〇）に改易となった堀氏の跡を襲い、秀治の築いた福島城（上越市）へ入った松平忠輝は、同年から翌年にかけて頸城郡を始めとする領内複数の寺社へ田方や山林の免許状等を発給し、寺領・社領も寄進した（表3）。大久保長安は忠輝の附家老とされ、同じ九月十九日付で、頸城郡の府中八幡宮（上越市）へも百石寄進し、同月二十三日にはやはり頸城郡府中の称念寺へ寺領を寄進している。忠輝入部の翌年から主要な寺社の庇護に乗り出したことが窺われるが、本論では弥彦神社に残る慶長十六年九月日付の歎願書写しに注目したい。

この歎願書は、神主高橋太郎左衛門と神官殿内司の肩書を持つ四名（高橋與惣左衛門・藤井治部左衛門・五十嵐平左衛門・行田治部左衛門）の計五人が巡国で訪れた長安へ出したとされ、弥彦神社の社史を画する出来事として、宮栄二や岡眞須徳といった論者が紹介を重ねてきた。^{（14）}しかし、その内容には疑問がある。そこで、次に神主・社人の五人によるこの歎願書の一部を掲出し、検討を加えてみたい。

〔史料5〕

以書付御歎申上候事

一 越後国一宮弥彦大明神者、(中略)、近年及退転、依之御安全御祈祷並社例有来神事祭礼も難勤躰ニ罷成、社人之者可仕手断も無御座、第一当国之一宮及破壊候段、何共歎ケ敷奉存、(中略)、今度御巡国被遊候段承及、社人共相談仕、社領頂戴仕度御歎キ申上候、(中略)

一 鎌倉將軍家方も代々御尊敬被成下、社領之義、先規之通りニ所務仕来、神事祭礼無怠転急度相守申候処、近キ頃乱世ニ社領不残被致押領、終ニ及退転候、依之明神御鎮座之已来之社人も、御安全御祈祷並神事祭礼難相勤、他国江引越候者茂有之、又者当国在宅仕罷有候者も有之、神主共拾耆人相残、社守護仕罷有候、社之義、明応五年之御造営後、年久敷罷成候得は、追日零落仕候得共、修理可仕手断無之、何共迷惑至極奉存候、幸御巡国被遊候ニ付、社人共打寄相談仕、御歎申上候趣被聞召別訳、以御慈悲社領頂戴被仰付被下置候ハ、社をも修理を加へ、古来之通り奉祝万歳御武運長久之御祈祷相勤、並一社有来候神事祭礼取立、怠転不仕様執行仕、社人之者共永安堵仕、一統難有可存奉候、以上

右歎願書は原本が失われ、今日残るのは天保二年(一八三一)の写しである。内容は、古来の由緒と越後一宮の格式を述べ、近年は退転して神事・祭礼の執行がままならなくなつたこと、社領が退転し、明神が鎮座して以来の社人も勤め難

くなり、他国へ移る者なども出て一人のみ残り守護していること、明応五年(一四九六)の造営から年を経て、修理の手段もなく、巡国を機に社人が集まり相談して歎願に及んだことを述べている。

この文書がいうように、慶長十六年の段階で社人が一人であつたなら、社家組織の消長を検討するうえで重要な手掛かりになる。しかし、社人衆中が長安の巡国を知り、相談に



写真1 大久保長安の弥彦神社寄進釣灯籠(弥彦神社所蔵) (16)

よって歎願を決めたとする動機は状況にそぐわない。

写真1は、弥彦神社に伝来する鍍金仕上げの釣灯籠一对で、「慶長十五年庚戌六月吉日」の年号と「大久保石見守長安」の寄進者名、それに「奉寄進越後国蒲原郡弥彦明神」の奉納先が入っている。長安は松平忠輝が越後国へ国替えとなり、その附家老になる以前、石見国・甲斐国・佐渡国・伊豆国などで金銀山の開発に携わり、各地に彼が奉納した釣灯籠が残っている。その寄進先等を検討した村上直は、慶長十一年（一六〇六）の武蔵御岳神社（東京都青梅市）再建にあわせて長安が鍍金釣灯籠を寄進したこと、慶長十三年から十四年にかけて、伊豆国賀茂郡（静岡県賀茂郡）内の三社（那賀神社・松崎大明神・宇久須大明神）に同様の作品を納めたことを見出した。¹⁷慶長十三年、石見国柿本神社（島根県益田市）でも、長安は社殿を再建し、鍍金仕上げの釣灯籠を奉納した。村上は、これらの寄進が鉾山と関係したことを示唆しており、その指摘が妥当なら、弥彦神社へは佐渡金山の開発が意識されたか、社殿の造替・普請で奉納された可能性が強くなる。同時に、弥彦神社への寄進も忠輝の附家老というより、幕閣の奉行、特に佐渡奉行としての所為であった可能性が生まれる。¹⁸長安の寄進にまつわるこうした性格を確認したうえで、改めて歎願書へ戻ってみたい。弥彦神社の社人は長安の巡国を知り、社内で相談のうえ十六年九月日付で歎願書を出した。目的は社領の安堵であり、より内実を窺えば明応五年（一四九六）の造営以来零落し、修理の術もない社殿の再建にあつ

た。しかし、この歎願を遡って、前年には間違いなく長安は弥彦神社と交渉を持ち、灯籠の寄進に及んでいる。

表3で忠輝政権下の寺社政策をもう一度確認すると、慶長十五年から翌年にかけて、松平忠輝と家中により頸城郡を中心とする寺社への寄進や安堵を計画的に実施している。とりわけ十六年九月に集中し、弥彦神社の場合、春日大明神や府中八幡宮（各上越市）と同日（九月十九日）に安堵されている点に注意を惹く。そればかりか、弥彦神社と同時の開基と由緒を主張し、慶長二年（一五九七）には衆徒による弥彦神事への出仕を確認できる蒲原郡国上村（燕市）の国上寺も、やはり同じ時期に寺領を安堵されている。¹⁹

本論ではこれ以上詮索する用意はないが、神主等五人の連名で書かれた慶長十六年の長安宛て歎願書は、前後の事情と矛盾が多く偽文書であろう。そのため、社人が離散して一人になったとするくだりは、何かの史実に拠ったのかも知れないが、文字通りには受け取れない。

ただ、慶長十六年に神領五百石の安堵が確定したのは確かだ、これを機会に社家組織の復興も図られたらしい。翌十七年正月付で、次の文書が残っている。

「史料6」

申触の事

一 今後御神領被為御寄進候ニ付、近在ニ致離散旧来社家之輩、奉府御神慮御奉公、為累代之神領、且者忠義臣道存知候ハ、如先祖之再度可被励忠勤之条、尤一旦旧地逐電之事、

其雖不忠之罪、自今先非改片時モ早ク令帰參、先規之通り相伝之所帶地行可令安堵者也、依之前書沙汰之条如件

慶長拾七年正月

政務 大官司 判

大老官 判

所々散在社家中江⁽²⁰⁾

神領の寄進を得たので、ひとたび逐電したのは不忠ではあるが、先非を悔いて早く帰参し、相伝の地を知行するよう旧来の社人へ大官司と大老官が連名で触れている。これも原本は残っていないが、社人の帰参を促し、衰えた組織を強化する動きはあったのだろう。

注目したいのは、大官司と並んで大老官という役職がみえる点である。老官は史料によつて年寄とか老社人などと現れ、のちにも触れるように近世では四く六人程度が基本であったが、多い時期には九人いた。大老官とはその代表もしくは最右翼の人物で、大官司に近い力を帯びたのだろう。こう考えると、慶長五年の堀秀治が物成三〇石を神主五石、社人二五石と振り分けたことにより納得がいく。

しかし、神主と老官の關係は流動的で、権力が偏れば神領の仕置に影響した。このうち神領五百石は、慶長二十年（一六一五）に松平忠輝が改めて黒印地として安堵し、慶安元年（一六四八）には將軍徳川家光が朱印地として庇護を打ち出し、格上げとなった。

ここで、幕府から朱印地と認められた経緯を確認しておきたい。前年の正保四年（一六四七）三月、弥彦神社では長岡藩を通じて幕府寺社奉行所へ朱印領を頂戴したいと願書を差し出した。寛永十一年以降、牧野家から分家に出て与板藩が成立した影響で、長岡藩と弥彦神領では境界を確定する必要が生じていた。この作業は、正保二年（一六四五）に弥彦神領と長岡藩の役人が立ち合い決着する。朱印地を下すにあたり、幕府寺社奉行所は弥彦神社へこの境界確定の経緯について照会した。次に挙げるのは、この照会について神主高橋長太夫（光政）が説明した口上書写しの一節である。

「史料7」

口上書を以申上候

（中略）

一 神前行事之儀者、弥彦明神御鎮座已来一社ニ伝来候先例を以神事祭礼勤申候、神職之儀も何方之御門弟と申儀も無御座、明神之苗裔を以代々相勤、大官司・殿内司・社家と申家々之職次第御座候、知行割合頂戴之儀も石見守様江相窺申上候処、松平大隅守様江御聞合被下置候而、古例ニ引合割符頂戴相定申候、則神主儀地方八石、蔵米三拾貳俵、年寄共ハ地方八石・蔵米八俵、外社人共者地方八石宛頂戴仕来候、拙者神主ニ罷成候而、宮使老人・大工老人給米貳石五斗宛為致頂戴候而取立申候、此義も前々より社ニ有之候処、及中絶候之間如此斗江申候

高橋吉政 光高男 傳名左近 初名如大吏
 元和壬午末年七月十日卒

高橋光洋 光高男 大佛左門 寬永十六巳卯年正月廿八日卒
 光喜源光衛門 老宦高橋本相續光洋兄慶長
 光貞上教家臣山岸氏 十七年 悅同善喜居士
 養子相續 於花 光洋室保三國成年二月十

高橋清邦 光高息男 早世 天正三乙亥年卒
 光洋子女子 上教家臣鈴木松左門室
 女子 同家臣小川又左門室
 男子 早世 光世 光洋息男
 女子 池田兵衛室

高橋光政 光洋養子 俗名新右門 明曆四戌戌
 年九月十日卒 秋光院 月得陽居士
 △俊信 靈神 新右門 父祖父光高二男 慶安元年
 辰九月十日卒 於春野 光政室 夫
 高橋繁美 光重子 光政息男 俗名長太 天明曆四戌戌
 男子 光秀 大治兵衛 山尾 於止美 繁美室 貞享
 男子 光基 鳥太文 中老宦家 仁 元年 甲子十月八日卒
 女子 老宦藤井次郎 光三門妻 於花 光三門妻 貞享

男子 光安 大九三門 光平名跡 乃橫仁三命家
 女子 老宦池十九三門妻
 女子 長國家中 河嶋德兵衛妻

高橋氏光賴 繁美息男 俗名左近 初名三末吏

政友 天和甲子 三月十日卒 於比佐 元禄十五年大
 一雙村心居士 掩葬院 堀安母本太姉

高橋光隆 光賴男 俗名本之進 元禄十三庚辰年八月廿一
 日本法橋院 直性 覺居士

光直 長太郎 光隆息男 早世 元禄十四年己年十月九日卒 雲山
 道橋居士

高橋光輝 光隆男 宮内 初名傳八 元禄十六辛未年卒
 二月十九日卒 圓寂院 月照宗 江屋

○高橋光顯 繁美息男 隱居志五 江戸 仁佳 弘永元
 甲申年二月廿八日卒 高見院 松林道
 柏居士 本高寺 法師 本廟 江戸 今戶
 廣樂寺 仁在 門徒 末旨 奈利 石碑 崇
 光顯靈神 法名唯傳 元禄十七甲申
 二月廿八日卒 葬彦彦 神主 傳八 高橋

忠直 光顯 江戸 在住 安腹 井伊氏 家臣 中 若尾 氏
 養子 相續 須

写真2 尾張連高橋氏系図 (23)

本史料で、神主高橋光政は社家組織の身分に神主と殿内司・社家の三階梯あることをいっている。殿内司は、「史料4」に挙げた慶長十六年の歎願書でもみえた身分で、後年の年寄・老官にあたる。蔵米と呼ばれる彼らの祈禱料は八俵で、神主の三十二俵に較べればずいぶん低い。しかし、神主以下総社家へ宛行われる知行地は平等で、いずれも八石となっている。つまり、社家組織内の身分の相違で変動するのは祈禱料で、宗教者として地位の高下が反映されたと思われる。

さらに、宮使・大工を新たに取り立てたとする高橋光政の言はことのほか注目できる。神主家の系図（「尾張連高橋氏系図」、以下「系図」）によると、光政は寛永十六年（一六三九）に没した高橋光浄の後継神主で、明暦四年（一六五八）に没している（写真2）。つまり、新たに宮使や大工を取り立てたのは、寛永十六年から本史料の差し出された正保四年までの八年間に絞られる。光政が神主となったことをきっかけに、社家組織は非宗教者を含むまで拡大したことになる。

第三節でみるように、光政時代の社人と組織の整備は宮使と大工の登用で終わらず、組織にとってより大きな問題をもたらしした。その検討を進める前に、次節では、当該期の神領にあり、後年に起こった神職間相論で社人の言説にも影響を与えた仏教的身分の宗教者の動向について窺っておくことにしたい。

二 社家組織と仏教者

一六〇一七世紀を中心に、「本願」と呼ばれ、普請にとともに勸進などに従事する特有の宗教者がいた。この身分について研究した菊池武によると、本願やその組織（「本願所」）は、中近世移行期等の限られた時期、伏見稻荷大社・多賀大社・出雲大社・松尾大社・八坂神社などの大社・大寺で認められるという。⁽²⁴⁾

本願の語義は無量寿経等の經典に現れる仏菩薩の大願とい、次第に開基や創建者を指すように変化し、さらに仏像や塔を建立し、法会を執行する發起人を本願主・本願人と呼ぶようになり、こうした目的を果たすため金品を集める勸進たちが現れた。この経緯から、彼らを本願・本願聖・本願僧などと呼んだという。次に挙げる文書から、この特徴的な身分の人物が弥彦神社にもおり、社家組織の周縁で活動していたことを確認できる。

「史料8」

（前欠）

右建立之大旨者公私通用之船路海上欲令無風魔之障、船中雨敵之難^(所)攸幸、每度船路上下之旅中依蒙運用自在・神徳往来・急速順風令既造立訖、大鳥居者諸法根源之阿字門、萬物出生之最初戸也（中略）、柳^(抑カ)弥彦大明神者仁王四十三代元明天王御宇、和同二年己酉年秋八月上旬、越之後州蒲原之郡米水浦休飛行翅櫻井里、從停神通車以降利生、施三朝巨益普四州晟無雙靈神北国第一惣廟也、（中略）然則信心

大施主津輕越中守藤原朝臣信牧公、智見真実・丹祈照覽・無二精誠、本地垂跡蒙感応武運之名譽者、弥一天子孫繁栄辱袴四海死心敵退散、千里水好事招床下玉台保王母延齡分国弥重伝掬朱寿弄七珍猶集満万宝、長生殿積千財不老門而已

本願 高橋左近太夫吉政
奉行 竹村角右衛門吉次
棟梁 吉村太郎左衛門政次
大工 井上彦左衛門正重
小工 竹内彦助庸久
鍛冶 平田新九郎吉房

元和三年(1617)に津輕藩主津輕信牧(一五八六(一六三一)が弥彦神社へ奉納した大鳥居の祈願文写しである。ここで、信牧は公用の船路と海上の無風を欲し、雨に苛まれることのないよう奉納の主旨を述べている。言辞は仏教に強く影響されており、たとえば「大鳥居は諸法根源の阿字門、萬物出生の最初の戸也」などと密教的な世界観を展開している。また、弥彦神社の由緒に言及し、無双の靈神・北越第一の宗廟と評価し、「智見真実・丹祈照覽・無二精誠すれば本地垂跡して蒙感応武運の名誉の感応を蒙るといえり、い

右は、元和三年(一六一七)に津輕藩主津輕信牧(一五八六(一六三一)が弥彦神社へ奉納した大鳥居の祈願文写しである。ここで、信牧は公用の船路と海上の無風を欲し、雨に苛まれることのないよう奉納の主旨を述べている。言辞は仏教に強く影響されており、たとえば「大鳥居は諸法根源の阿字門、萬物出生の最初の戸也」などと密教的な世界観を展開している。また、弥彦神社の由緒に言及し、無双の靈神・北越第一の宗廟と評価し、「智見真実・丹祈照覽・無二精誠すれば本地垂跡して蒙感応武運の名譽の感応を蒙るといえり、い

表4 津輕藩の動静と越後

年	内容	備考
元和元.12月	津輕藩で凶作、津輕信牧、種粃を買い取るべく家臣を越後へ派遣	341号・343号
元和 2.3.5	鱒ヶ沢(青森県西津輕郡鱒ヶ沢町)へ越後米200俵が着岸	342号・344号
元和 2.3.7	鱒ヶ沢へ越後米700俵が入津	342号・344号
元和 3.5.7	津輕信牧、徳川秀忠の上洛にあたり「五百人前」の供衆編成を命じられる	347号
元和 3.5.7	幕府、津輕信牧への書簡で「御上洛之御供御免ニ御座候之間、路地迄御出候共、御帰国可被成候」と伝える	348号
元和 3.10.19	津輕信牧、参勤の途次、秋田の港で駆け落ちした家臣の成敗を久保田藩へ依頼する	349号
元和 5.6.2	幕府、福島正則の安芸広島領の没収と津輕への減転封を命ずる	365号
元和 5.6.17	津輕信牧の転封先につき、「越後之國替たるへきおのよし風聞」と第一報が伝わる	369号
元和 5.6.18	佐竹義宣、津輕藩家老へ越後への転封にさいし秋田藩領の通行を許可すると伝える	370号
元和 5.6.20	國替えにつき幕臣が久保田藩から津輕へと出発する	373号
元和 5.7.2	越後への転封が中止になる	375号

備考の番号はいずれも『弘前市史』資料編2による(26)

よいよ一天子孫繁榮、辱く四海死心を袴ぎ敵退散し、千里水好の事床下玉台を招き、王母延齡を保ち、分国はいよいよ重伝して朱寿を掬い、七珍を弄んでなお万宝を集満し、長生殿に千財を積み不老門というのみ」と、子孫繁榮を願って死を遠ざけ、寿命を保って分国は榮えて、珍しい財宝を集めて長生殿に財を積み不老門としたい、と武運長久は脇へ置いた率直な希望をしたためた。

この時期、信牧には海路の安全を祈願する理由があった。表4は、元和年間（一六一五〜二四）前期における津輕藩の動向を一覧にしたものである。この時期の藩は凶作が続き、越後へも買積船を仕立て米穀の購入を急がせた。弥彦神社への祈願文からは遅れるが、元和五年（一六一九）に信牧が越後へ国替えになると風聞が流れたといい、秋田藩佐竹家が領内の通行を許可するなど、かなり具体的な話に上っていた。領民の生活安堵と津輕藩の存続両面にとって。越後国との関わりは俄かな重要事になっていた。

津輕藩に大鳥居を寄進する動機があるのはわかったが、ではこの事業で本願を名乗り、差配にあたった高橋吉政とはどういふ人物だろう。「系図」及び岡眞須徳の解説によると、吉政は文禄二年（一五九三）に没した神主高橋光高の子で、その跡を襲って神主となり、元和五年（一六一九）に没している（前掲写真2）。他の大寺社の動向から察しても、普請にあたって本願を名乗り、仏教的な世界観を散りばめた祝詞を読む宗教者が弥彦神社にいたことは不思議でない。その人物が

神主で、臨時的に本願を肩書にして普請の執行にあたることもあり得たのでないか。

同時期の弥彦神社周縁にいた仏教者について、もう一点注目できる史料がある。寛永元年（一六二四）、儒学者の林羅山が書いた弥彦神社の由緒記「越後国伊弉比古神廟記」（以下「古神廟記」）がそれで、まずこの内容を掲げ、そのうえで検討してみよう。

「史料9」

伊弉比古明神者越之後州之鎮也、俗稱曰一宮、（中略）、康平年中安倍貞任在奥州一恣一性狼子之心、詔源朝臣頼義及子義家一伐一貞任、速義家軍遇一出羽国一遣一相大夫光任一詣一此祈一之乞一神授一告曰、比及賊平一則獻宝修廟、既而果遂誅一貞任一而還遣一光任一報神唯捧一祭物一不修一宇之事一神託一小童一督一過之、以背一言一光任懼乃說義家一令一奏聞一速成一經營、且納一封田若干戸、然後定一祭奠式一每歲以為一恒例、其靈応有驗如レ此焉、或曰此神自西天一飛來棲一止於此一孝謙帝天平勝室之間有一金智大師者來詣屢禱求拜一本身一夕神忽露一無量寿仏形一焉、其所云六王子者皆仏菩薩之光塵也、（中略）、一夜夢大人、長身衣冠甚偉告朝曰、我是伊弉比古大明神也、待レ爾久矣、宜早為レ我修一三密旨一弘一乘法、翌日朝聚一諸神人一語之、乃入而修レ法、又夢神告曰山中有一池、是我所棲也、爾宜下就一池側一建一堂宇、覺而益奇レ之往見一北谷一果有池水、愈信一神言之不レ浪、遂構一院一置一十二僧口一配一十二神將

「爾来不絶云、或曰天地造花之跡無_レ処不_レ有難_レ然邦域有_レ限則所主亦有_レ分豈執_二天竺之鬼_一而混_二我朝之神_一哉、神風之與_二仏道_一之不_二相干涉_一譬如氷炭薰陶猶之不能_二相容_一也、及_二乎后世_一、(中略)、今此神也者既記_二於国史_一載_二于延喜式則其所_二由来_一久遠而有福_二于社稷_一必不可誣之則不可不敬不可不崇嗚呼神之徳之功共_二天地_一俱不窮神之威之名與_二山嶽_一齊高大者耶

此記先生依_二或人之紹介_一応_二社僧之求_一而作、故併_下載_上彼所_二伝稱_一之事_上 (27)

右の文書には儒学に加えて神道に長じ、仏教には批判的だった羅山ならではの問題意識が散りばめてある。まず、史料の奥書を見ると、そもそも「古神廟記」の執筆には、ある人の紹介で弥彦神社の社僧が羅山を訪れ、その語ることを併せ載せて書き下ろしたいきさつがあるという。

羅山は、社僧の語る仏教譚には否定的だったように思える。たとえば、右に引いた記事の後段に、弥彦神社の神が西方から飛来してここに棲み、孝謙天皇の御宇に金智大師という僧が無量寿仏(阿弥陀如来)に変化_{へんげ}した逸話が載る。こうした奇譚を紹介しながら、羅山は神風と仏道は干涉し合うものではない。神の歩みは国史に記され、『延喜式』の由来は久遠というべきで、神の徳の功は天地とともに窮まることはない、と述べて神廟記を結んでいる。こうした意識のすれ違いは非常に興味深いが、本稿ではその前段に見える源義家の奥州征伐

譚に注目したい。戦に勝ち凱旋したところ、光任という弥彦神社の神主が義家に説き封田若干を得て「祭奠」と呼ばれる行事を行い、毎年の恒例にしたという。祭奠とは、孔子の徳を慕って祭る積奠_{せきてん}と呼ばれる行事のことだろう。このあたりには、羅山が自分の世界観を仮託した様子がみて取れる。

ただ、一部に儒学的世界観を反映しても、戦勝した武家による社寺への寄進譚は、たとえば観音菩薩に祈願し、奥州平定ののち祈願所として清水寺(京都市東山区)を建立した坂上田村麻呂(七五八)の伝説などと共通し、仏教的な縁起を下敷きにして成立しているのは明らかである。そのため、のちにも義家が寄進した伝説は語り継がれたものの、扱いは稗史的になり、神社と神職の正統性はあくまで天香兒山尊の来臨と祭祀に求められるようになった。

では、羅山に揮毫を請うた社僧とは誰なのだろうか。田中圭一は、慶長二年に弥彦の神前へ衆徒が出仕した国上寺を中世末期の社僧とみなしている。ただし、彼は社領がしばらく和田村で得た百石のみで旧に復さなかったため、国上寺も弥彦の祭礼から離れたと考えている_{こと}。弥彦神社では、寛文年間(一六六一〜七三)以降に真言院・宝光院といった院号を持つ寺方が現れ、やはり社僧を名乗り、元禄年間(一六八八〜一七〇四)には神社組織での地位や神領からの扶持米等の権利を主張し、社家側との相論が頻発するようになった。しかし、宝光院や真言院が主張したこの身分と、羅山いうところの「社僧」が連続する関係にあるか否かはわからない。

ただ、大鳥居を建立した本願が実は神主によるもう一つの肩書であったように、「社僧」もまた社家組織と何かの関係があったに違いない。羅山のような著名人に著述を依頼した背景に、寛永元年頃の弥彦神社で組織の整備が進みつつあった背景を推測しても、あながち的外れではないように思われる。こうして整備された由緒は、やがて組織で軋轢が生まれた時に見直され、利用もされた。次々節でみるように、仏教的な縁起から発祥した源義家の参詣譚の一部は、のちには社人の主張に取り込まれ、社家組織を揺るがせる事態とも関わっていった。

三 明暦く万治の神職間相論と組織
近世に限らず、組織の長が交替する時ほど一統の身分的な揺らぎが生じる機会はない。本節では、明暦四年（一六五八）の神主高橋長太夫逝去にともない起こった神職間相論を題材に、社家組織のうちで、特に神主と老官（老社人）の関係性について考察してみたい。

〔史料 10〕

今度高橋長太夫被相果候、跡式ニ付太二兵衛・太左衛門方より長大夫跡之支配可致と社家中へ断ニ候へとも長大夫申渡候者何も年寄中ニ跡式之儀申渡シ、子三大夫取立後年ノ神主ニ仕候へ者、即遺状被致置候、就諸傍輩共何も年寄中并ニ後家殿之同心ニ而彼三大夫を年寄中諸ともニ取立可申覚悟之上者、假何方へ御公事ニ罷成候とも一味同心之上者於以来少も違乱在間敷候、為其何も連判如此ニ候、以上

明暦四年

戌十月三日

年寄中

五十嵐 八兵衛 印
行田次郎左衛門 印
五十嵐平左衛門 印
池 十左衛門 印
高橋 源左衛門 印
藤井治部左衛門 印
小旁輩中

(以下一六人略)

本史料は社家のうち年寄中六人、それに小旁輩中一六人の計二二人による連判状で、弥彦神社の社家組織を構成するほとんどの社人の氏名を窺える最古の文書で、組織の後継者について申し合わせた一札である。この年九月十三日、神主高橋長太夫が亡くなった。神主家の「系図」(写真2)をみると、前々日の九月十一日には長太夫の親で、前神主の高橋光政が没している。こうした極めて慌ただしいなかで問題が起こることになった。

「史料10」の本文は、太次兵衛・太左衛門という長太夫の二人の弟が、跡の支配をするといっているが、年寄中に跡式を申し渡したのが本場で、遺児三太夫を取り立て後年には神主にするという遺状(遺言状)もある。ついてはいずれの旁輩も年寄中及び長太夫の後家に同心するようと呼び掛けている。つまり、三太夫の後見役をめぐって長太夫の弟二人と社人が争う構図であった。

「系図」によれば、長太夫の親高橋光政には子が七人おり、うち男子は四人いた。長太夫が長兄で、太次兵衛が次兄、太左衛門は四男であった。太次兵衛・太左衛門の兄弟に対抗して連判したのは前述したように二二人で、ここに神主が加われば二三人になる。あとは、太次兵衛や太左衛門などの帰属の是非により、当該期の神官は数がほぼ確定する。

それについて考察する前に、訴訟の論点と行方についてみ

ておきたい。まず、長太夫が六人の年寄と太次兵衛に宛てた遺言状が残っている。

「史料11」

下状

八兵衛[㊦]

次郎左衛門[㊦]

太次兵衛

平左衛門[㊦]

十左衛門[㊦]

源左衛門[㊦]

市郎兵衛[㊦]

何れも相談被成、其上高橋長太夫跡目同三太夫ヲ御取立被仰付可被下候、為後日手形被成可被下候、仍如件

高橋長太夫

明曆四季之

㊦

戌九月十二日

惣年寄中

参[㊦]

明曆四年九月十二日の日付は、長太夫逝去の前日にあたっている。つまり、いまわの際ということになる。「いずれも相談なされ、そのうえ高橋長太夫跡目に同三太夫を御取立て仰せ付けられ下さるべく候」と、没後に気を配った内容で、「惣年寄中」とされる名宛人も含めて、遺言状として相応の自身

を備えている。

長太夫のこの願いに連判して応えている人物を、「史料10」の連判状にみえる年寄中と照合すると、太次兵衛と市郎兵衛を除く五人が署名の順番・名前とも共通する。また、太次兵衛は無印で、ほか六人が押印しているのも注意を惹く。市郎兵衛はどういう人物か定かでないが、署名の順からみて藤井治部左衛門の親で、長太夫逝去にともなうて彼が退き、子に跡目を譲ったなどのことが考えられる。

もしも三太夫を後継神主とし、太次兵衛や太左衛門といった兄弟が後見人になるなら、社人の総数が増える。このあとみるように、兄弟は社人としての立場を主張し、それを否定する年寄などの社人と揉めた。逝去した神主の兄弟が社家身分に認められるか否かが相論の焦点となり、争いは幕府寺社奉行所へと持ち込まれた。

「史料12」

奉訴訟之事

一 越後国弥彦村之明神五百石之 御朱印被下大社二御座候、其神主長太夫去九月十三日相果申候、其嫡子三太夫九歳ニ罷成候、我等兩人神主弟にて御座候、神主相果候刻我等を呼候而種々遺言仕候内、第一ハ嫡子三太夫十五歳に罷成まで守立くれ申候様ニと堅申渡候、其上老社人共へ三太夫儀を頼申由遺言状仕候、筆者ハ則拙者ニ而御座候、其後老社人とも三太夫母をすかし入企徒党連判仕、我等とも方へ申越候ハ三太夫儀者六人のものとも神主

二取立可申候間かまひ申間敷由にて、三太夫母も皆々我等共ニ不通ニ罷成候、(中略)

一 老社人共大明神之作法執行・地家仕置等通仕、剩我等兩人之切米をも押置申候、此切米之儀者 御朱印五百石社領之内 公方様為御祈禱九人之老社人一人ニ付而十六石宛拝領仕罷有候、(中略) 右之條々被聞召上、彼老社人行田次郎左衛門・藤井治部左衛門・五十嵐八兵衛・高橋源左衛門・五十嵐平左衛門・池十左衛門召出被仰出可被下候、御慈悲奉仰候³⁾

(後略)

右は、明暦四年から改元された万治元年閏十二月付で幕府寺社奉行所へ宛て、太次兵衛と太左衛門が老社人六名を訴えた訴状の一節である。二人の主張は神主長太夫より子が十五歳になるまで守り立てるよう申し渡され、老社人はその次に遺言されたとするもので、後事を託されたのは兄弟だと述べている。その主張を補強するように、遺言状は太次兵衛が書いたともいっている。いまこのことは是非は置いて、ここでは神領からの取り分に言及した兄弟の言い分に注目したい。

朱印社の神領から誰がいくら拝領するかは、神主一人の裁量では決められず、より公的な取り決めを必要としたらしい。兄弟は、祈祷料として老社人九人が一六石ずつ拝領してきたといっている。しかし、九月十二日付の遺言状、十月三日付の連判状、十二月付の本史料で二人が召し出すよう幕府へ求

めた老社人は、いずれも六人である。この人数の不一致を解く手掛かりを、老社人が反証のため幕府へ提出した次の返答書から窺える。訴訟の中身も追いながら、分割してみていき

たい。

「史料 13」

乍恐返答書を以申上候
一 越後国弥彦大明神之神主高橋長太夫去戌ノ秋九月十三日ニ相果申候、末期ニ至而名跡之事子三太夫幼少之内者年寄中間として諸事相談仕、三太夫事後神主ニ守立くれ候へと遺言状仕出シ申ニ付、我々老社人とも加判仕相渡シ申候間、其遺言状可奉掛 御目候御事

(中略)

一 我々六人の老社人共三太夫母をすかし入申由訴状ニ書上ケ申候事更々偽りニ御座候、其子細者太治兵衛事ハ長太夫と生渥(誣カ)無為ニ打暮申候故長太夫末期之遺書之下書も彼太次兵衛書申、(中略)、死後ニ至而忽貞心をひるかへし、後家方へ内証ニ而長太夫跡右支配之旨を太次兵衛色々たふらかし申候、(中略)、社家より返事にハ此儀聊無其筋目候ハ長太夫遺言状を我々老社人とも方へ仕出し申候八年来より神主と年寄ともと相談を以諸事仕例ニ御座候故任其先例ニ遺書も仕出シ候ニ、彼太次兵衛も社家之内我等同前ノ年寄分ニ而遺言ニも同前ニのせ申候上者後家并二年寄一味同心ニ而三太夫を守立可然と再三申遣候得共、合点不申候事者弟太左衛門社家を發出

之身ニ御座候故、此宿意をとけんために兄ノ太次兵衛に心をあはせてか様なる非道之儀申企候御事³²⁾

右は返答書の第一条と第三条とを抜粋した記事で、老社人の立場からみた訴訟の構造を窺える。まず第一条で、長太夫の末期に後事を託されたのはあくまで老社人で、遺言状も彼らに出されたと自分たちの正統性を述べている。続く第三条で、太次兵衛は長太夫と軋轢などもなく過ごし、そのためもあつて彼が遺言状の下書きを書いたこと、その後貞心を翻したことを述べ、前々から何事も神主と年寄の相談で執り行う恒例で、遺書もその主旨で出されている。太次兵衛は社家の内にあつて、我等同然の年寄分だから遺言状へ署名している、といきさつを語っている。

こうみると、九月十二日付の遺言状で太次兵衛が署名したのは衆目の同意があり、ただし社家内の位置付けは年寄中とまったくの同格ではなかったため無印になったと一応の理解が可能になる。しかし、太左衛門は太次兵衛とはよほど事情が異なつた。

「史料 14」

一 太左衛門事、長太夫社家を發出仕候事者、拾六年以前ノ申ノ歳左近か年頭之 御目見ニ当御地へ参府被申候時太左衛門も参候、帰国候而左近被申候ハ太左衛門事御殿中之継目之御礼させ参候由被申候時長太夫申候ハ、我等嫡子ニ而左近名跡を可継ものハ我等より外ニ可在

とも不存候ニ、何たる非儀ニ而我等をのけ末子之太左衛門ニ繼目ノ御礼致させられ候、(中略)、左近ニ其段申候へハ、左近道理ニつまり長太夫方へ申わけ被致候、然ニ去戌ノ四月長太夫神主職并家督共ニ左近より讓得申候ニ、家財等悉取除長太夫にハから家斗り之体ニ而渡シ其諸道具ハすきと太左衛門ニわたし被申候、(中略)、加之彼太左衛門社家へ入候事ハ親左近無其由緒も候ニ時之權威を以社家へ入、剩我々同前二年寄なミに仕候、(中略)、又太左衛門在々候より悪米を下値ニかい大明神御蔵へ入御供料其外社家へ配当米渡シ御蔵納之上米をハ高値ニうり過分の利潤を取私欲を以掠神慮社家をつめ、其外不尊なる儀共仕候ニ付、酉ノ春社家へ長太夫其断を仕長太夫家へ出入も不通ニ仕、又其身に対し可勤役儀等もはつし来申候、又戌ノ五月長太夫社家へ断にハ太左衛門事右条々非道之働ニ付当地を追出可仕と申断候ニ付、遺言状ニも發出仕候御事

右は、老社人の述べ立てた太左衛門の行状の一部である。正保元年(一六四四)、左近こと高橋光政が御目見のため江戸へ出府した際、嫡子の長太夫でなく末子の太左衛門が將軍へ繼目の御礼を述べた。また、明暦四年(一六五八)四月に光政から長太夫へ神主職と家督が繼承された際、家財道具が太左衛門に渡されたことなどを咎める内容となっている。しかし、何より老社人が問題としたのは、光政が「時之權威」に

より太左衛門を社家に入れ、しかも年寄並みの身分としたことにあった。この問題は、やがて起こった権力の光政から長太夫への移行で反動が起こり、老社人の言によると、明暦三年春に長太夫は社家へ断りを入れたうえで太左衛門に自家との出入りを禁じ、社人としての勤役も外したという。さらに四年五月、非道を働いたことを理由に長太夫は太左衛門を神領弥彦村から追放した。つまり、老社人側は光政が退いたことで、何事も神主と老社人が相談して決める旧例へと復したことを主張した。

ところで、太次兵衛と太左衛門について述べたこの主張が正しいなら、光政が権力の座にいる間、二人の兄弟は年寄格だったことになる。このことに留意して「系図」をみると、太次兵衛と太左衛門の間にもう一人助太夫という男子がおり、「中老官家に分家」と註を書いている。万治元年十二月付で兄弟が出した訴状で、老社人九人に祈祷料が払われているとするのは、行田次郎左衛門・藤井治部左衛門ら六人に加え、光政の四人の男子のうち次男以下の三人を老社人格としたところ由来するに違いない。すると、長太夫は光政から神主職と家督を譲られるまで、社家組織内で兄弟中ただ一人無役だったことになる。そのうえ將軍への目見を太左衛門が勤め、それが追認されたなら、長子でありながら長太夫はまったく無聊をかこつことになりかねない。

こうしたことを確認し、社家組織のうち神官の人数を考えると、光政時代は神主及び連判状に署名した二人、太次兵

衛以下の兄弟三人を加えて社人は二六人いて、明暦三年春の太左衛門更迭により二五人となったと推察される。ところで、本章第一節で挙げた正保四年（一六四七）の「史料7」で、光政が宮使と大工の二人を新たに社家組織の内へ取り立てたことをすでに述べた。時代は下るが、江戸時代後期に成立した神前へ奉仕する神職と席次を示す「神勤図」という史料があり、宮使・大工に加えて掃除人を含めて二八座描かれている（写真3）。換言すると、宮使・大工と掃除人を除いた神職は、太左衛門追放後と同じ二十五人である。このようにみると、後年まで続く社家組織の大枠はすでに光政時代に成立し、流動的な要素を孕みながら固定化を始めていたと理解できるだろう。

では、やがて固定化する骨格ができたのはどの時期で、その原動力はどう理解できるだろう。慶長十六年の大久保長安による五百石の寄進は、社家組織にとってもより重要な出来事であった。この領地は、既述のように慶長二十年（一六一五）に松平忠輝による黒印地に格式が切り替えられ、慶安元年（一六四八）、徳川家光による朱印状の発給で、改めて將軍の安堵を得る経緯をたどった。先に老社人の返答書を見たなかで、朱印地に切り替えられる前後の時期に神主を勤めた高橋光政が、正保元年（一六四四）に太左衛門を連れて江戸へ出府し、年頭の御礼を勤めていたことに言及した。老社人が反発して寺社奉行所へ訴えたこの逸話は、理由はわからないが、朱印状を下賜されるより以前から、弥彦神社の神主は

將軍の御前に入る極めて高い格式を得ていたことを意味している。

光政が帯びた権威と権力に鑑みると、老社人が「時の権威を以って社家へ入れ、あまつさえ我々同前に年寄並に」したと憤り、時期を遡って批判したのは將軍にまみえ、ついに朱印状を下された過程で神主の立場が著しく高まり、一方で家老の力が低下したことを物語るのではないか。その結果、神主と老社人が一時は保った力の均衡が崩れ、息男三人の社家入り許す事態に陥ったと思われる。

明暦〜万治の相論は、慶安元年の朱印状下賜を頂点に高まった神主権威に対する老社人側からの揺り戻しで、訴訟の結果二人の兄弟は神職を取り上げられ、社人たちの主張はある程度は容れられた。しかし、次章で記すように、やがて三太夫が長じ、高橋光頼（一六五〇〜一七〇四）と名を改めて成人すると独自の神道説を学び、神主権威を再び高める動きをみせた。

太次兵衛と太左衛門を失脚させることで、老官たちは成果を得たが、その利益は一時的で、光政期に確立した神主の権威は光頼期に復活した。その結果神主と次席に位置する社人との力の乖離が再び起こり、のち述べるように、やがては社家組織の盛衰にまで間接的な影響を及ぼしたように思われる。

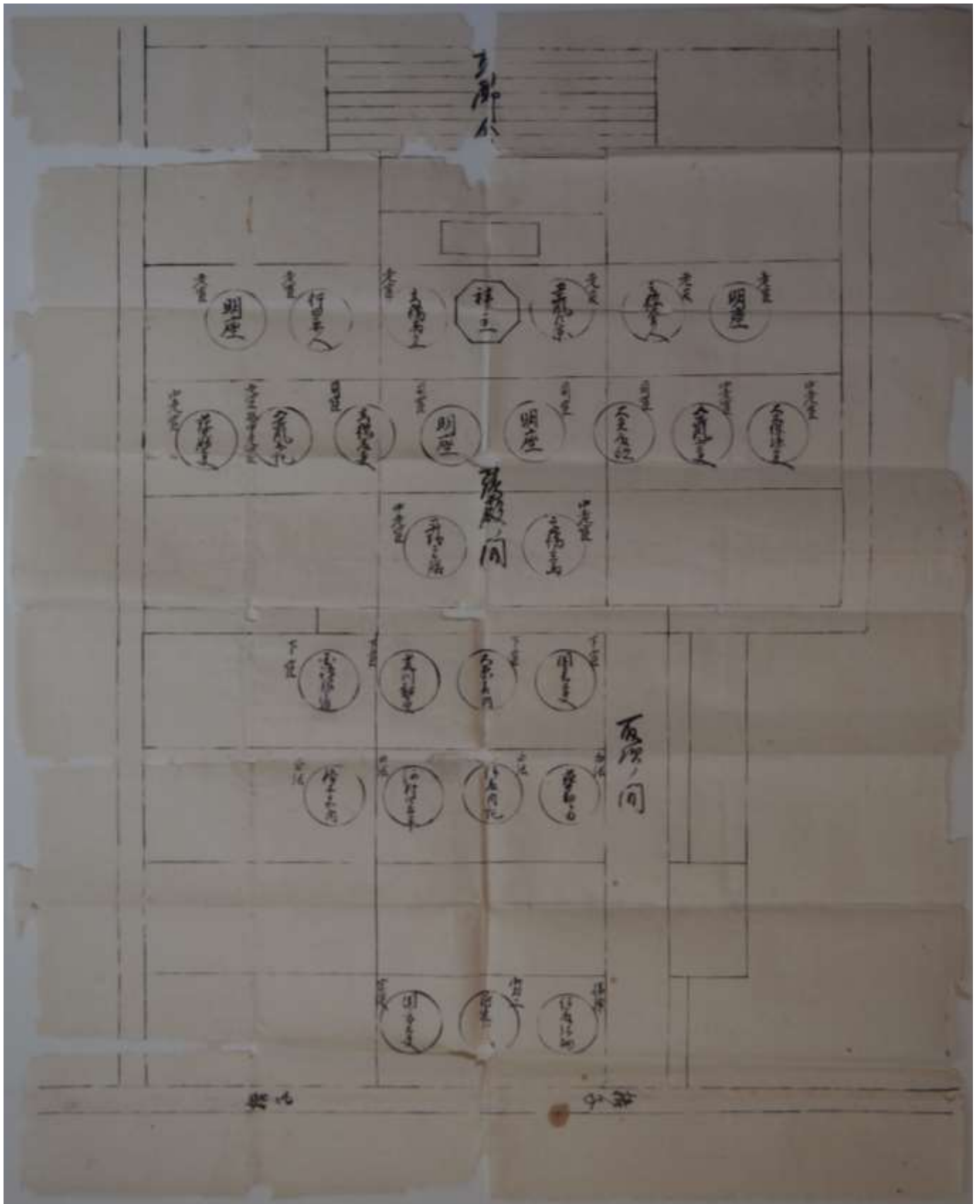


写真3 弥彦神社の「神勤席順図」 (33)

おわりに

本章を閉じるにあたり、神主の権威と社家組織の関係性について見通しを述べてみたい。まず、もう一度「系図」へと立ち戻ってみる。太次兵衛と太左衛門には、女性の兄弟が三人いた。「系図」によると、長女は老官藤井次郎左衛門の妻、次女は老官池十左衛門の妻、三女は長岡藩牧野家の家臣で河嶋徳兵衛の妻になった。次に挙げるのは、長女が次郎左衛門との間にもうけた子で、弥彦神社老官を勤めた藤井権之助の行状を伝える記事である。

〔史料 15〕

差上申一札之事

一 越後国蒲原郡弥彦明神之神主高橋宮内儀、元禄十六未年二月致病死候節川嶋軍八儀養子仕度旨宮内遺状認置候付、藤井権之助を以宮内母方より拙者同職老官共方迄右之遺状差出候得共、拙者共了簡を以其通差置、剩神主領取上ケ候段不届被思召候由一言之申披茂無御座候、
(後略)

右は、宝永二年(一七〇五)に幕府寺社奉行所が出した裁許状の一節で、高橋宮内という神主の遺言状をその母から託されながら差し置き、しかも神主領を取り上げるなどの責めについて一言の申し披きもないと権之助が謝罪している。元禄年間(一六八八〜一七〇四)後期から弥彦神社の神主家では不幸が続いた。まず、元禄十年(一六九七)、古来より習合

の神道で神主・社僧がやってきたところ、唯一神道の社法を立て僧(真言院快詠)を追い出し、真言院を潰した廉で高橋光頼が幕府より追放処分を受けた。社人一統はその跡式に光頼の子長太郎を願い出たが、裁許を得ないまま十年八月に死去してしまい、同年十月に光頼弟の高橋奎之進が神主職に就いた。だが彼も元禄十五年八月に亡くなり、跡を継いだ高橋宮内も十六年二月に病死した。そこで、宮内の母と妻は、長岡藩家臣の川嶋徳兵衛に嫁いでいた光政三女の子で、光頼・奎之進にとっては従弟にあたる川嶋軍八を養子に迎え、神主にしようとしたところ、藤井権之助が同意せずに捨て置き、かつ神主領を取り上げた。次に挙げるのは、この間の組織的变化を伝える社人の日記(「元禄之度古日記披書」)の一部である。

〔史料 16〕

(元禄十五年)

一 午ノ八月廿一日神主高橋奎之進殿相果被申候、御修覆時分相果社家・百性共ニ迷惑いたし候

(中略)

一 神主役伝八ニ被仰付被下候と真言院・権之助一道ニ、午ノ九月五日ニ江戸へ被登申候、御寺社所ニ而神主役儀相違無之被仰付社家・百性共ニよろこひ申事

(中略)

(元禄十六年)

一 癸未ノ年二月十九日ニ高橋宮内相果被申候、社家中迷

惑二候

(中略)

一 同四月十一日ニ真言院・左平次・万右衛門神主年行使持ニ被遊可被下候と江戸へ御寺社所へ御願ニ被登申候
一 高橋宮内相果申候、神主相勤可申者茂無之候得共、余り残念ニ被存三月十九日ニ弥太夫と申者江戸へ御なけきニ罷登り申候

(中略)

一 社僧真言院・老官行田左平次・高橋万右衛門、高橋左近より四代迄相果神主役相定可申者仍無之、年行使持ニ江戸御寺社所江御願被申年行使相かなへ、未ノ五月九日ニ下着被申候

一 神主役藤井権之助、癸未ノ年五月十四日より神主年行使役相つとめ被申候、真言院護摩道(つゝ)此時被立申候、(中略)

一 神主役被召上、普代弥太夫と申者中老官ニ被仰付候而、惣社家なミニ公儀より被仰付候、同未年四月廿七日(36)(後略)

元禄十五年八月の高橋奎之進、十六年二月の高橋宮内と神主が相次いで亡くなった直後の十六年三月十九日、弥太夫という神主高橋家の譜代の家来がことの次第を歎きに江戸へ出府した。その直後、真言院や老官行田左平次らは、左近光頼以来四代が相次いで亡くなり、神主役を勤める者がいなくな

ったとして、一年交代(年行使・年行司)で神主となることを幕府寺社奉行所へ願ひ出て、了承を得て帰国した。真言院や左兵衛と同心していた藤井権之助が出府しなかつたのは、弥彦神領の留守を預つたためと思われる。この間に、江戸へ歎願に出たはずの弥太夫は真言院や左平次らに社家並みに処遇すると説得されたようで、しかもこの人事は幕府からも認められ、四月には帰国した。

弥太夫の社家入りは、神の苗裔が神職を継ぐ原則から外れた人事で、私見では、元禄以降幕末までで彼はまったくの俗人から登用された唯一の社人にあたる。この出来事に至る前、出府する弥太夫へ真言院や権之助が待ったをかけ、甘言で誘つたことは想像に難くない。ただ本論では、高橋家が困難に陥つたのちの社家組織運営を権之助らがどう構想したかを一考したい。川嶋軍八の神主家への養子入りを拒絶し、神主役とすべき人物はもういないと見切り、弥太夫を社家並みに登用した背後に、行田左平次や藤井権之助が社家組織の存続に強い危機感を持ち、神の末裔が神官に就く恒例へ別の論理を導入する構想があつたのでないか。幕府に働きかけて年行司制を実現し、神主の筋目になくとも年番でその地位に就く道を開いたのも、制度的疲労に気づいた彼らなりの打開策だった可能性がある。

ところが、神主の相次ぐ逝去と跡役の不在は、ただ権之助や左平次・真言院の台頭や弥太夫の取り立てだけでなく、社家組織全体を動揺させ、社人の間にまた異なる言説を生じさ

せた。次に挙げるのは、元禄十六年二月十九日の宮内逝去の直後、二月二十六日付で、弥彦神社老官の高橋弥源次が惣社家中へ訴えた一札の写しである。

〔史料 17〕

指上申頼条之事

一 今度高橋宮内相果申候付、御願申上候事

一 拙者家之儀、千^(千)年千福金沢城に安部とりこもり時、八

幡太郎御下り 六月十五日安部腹切セ、此時

御登二当社ニ御参被遊、神前ニ此時三方七里所願候付、被遊^(カ)越後七郡之惣社之御判、并其時拙者先祖高橋大相太夫御神前神主被仰付由、先生太夫・膳夫太夫・与三太夫・弥九郎迄段々相勤候所ニ、弥九郎伴幼稚ニ御座候故、惣社家中神主役御取上被成候由、父源左衛門申置候間、願状差上申候、此上皆々様御相談被成、神主拙者ニ御願可被下候ハ、忝奉存候、今度皆々様御相談ニ而御願被下候ハ、拙者家之運開、其上古来之卷物おなしく神前御祭・御膳、日夜拙者家卷物江戸御役人様方へ御尋義候ハ、段々差上可申候、偏御相談被成御願為被下候、願状仍而如件

元禄十六年

高橋弥源次

二月二十六日

惣社家中⁽³⁷⁾

(後略)

差出人高橋弥源次の父は、明暦〜万治の相論で老社人の一角を占めた高橋源左衛門で、弥源次自身が老官職を継職していた。しかし、右願書で弥源次は、後三年合戦(一〇八三〜七八七)へ介入した源義家(一〇三九〜一一〇六)の征服譚に遡って自家の由緒を語っている。その中身は、千福金沢城(秋田県横手市)に安部氏を攻め、凱旋した義家が弥彦神社を参詣して、越後七郡の惣社とする判物を授かり、さらに弥源次祖の高橋先相太夫が神主役を仰せ付かったという主張であった。弥彦神社には、慶長十六年(一六一一)に大久保長安が社人へ宛てたとされる歎願書(第一節)や、寛永元年(一六二四)の林羅山「越後国伊弉比古神廟記」(第二節)でみたように、源氏の貴種による参詣及び寄進譚が伝えられていた。この由緒に拠り、弥源次は先相太夫から始まって、以来先生太夫・膳夫太夫・与三太夫・弥九郎と数代に渡って自家の祖が神主を勤めたことをいい、高橋宮内の跡役に自身を命ずるよう惣社家へ願い出たのだった。

祖が神主を勤めたとする弥源次の主張は、一理あったらしい。宮内が死去したあと、高橋家では長岡城下へ嫁いでいた高橋光政の娘の子(川嶋軍八)を養子に迎えた。しかし、真言院や行田左平次らはこの養子入りを認めず、宮内の母に対し、軍八を弥彦神領から追い出すよう重ねて迫った。そこで宝永元年(一七〇四)十二月、軍八は江戸へ出て母の名代として幕府へ真言院らを訴えた。その訴状で、宮内の母は以下のようなことをいっている。

「史料 18」

乍恐私義茂最早七拾ニ罷成候得者、明日ニ相果候而茂跡を
隱可申者無御座、其上家内女斗罷在候故軍人老人頼ニ存罷
有候得者、諸事私ヲ申掠養子ニ仕候者迄今度理不尽ニ所追
払可申由度々申付、何共難義仕身躰相立不申候間、此度私
儀御願ニ罷登申上度奉存候得共、御閑所御手形戴可申様無
御坐候ニ付、乍恐軍人ヲ以御願申上候、私家義代々神主職
被仰付宮内迄六代相勤罷在候所、此度私家相立テ申間敷段
定而真言院老官之者迄存寄有之候様相見江申候、剩今度養
子ニ仕候軍人迄追払可申之由申付、迷惑至極仕候故御願申
上候、軍人儀茂先方契切候得者相返し候而も住居仕候所無
御座、其上私家茂相立不申、旁々以迷惑奉存候間以御慈悲
委細軍人ニ御尋被為下私養子ニ被仰付弥彦ニ罷在候様ニ被
為成下候ハ、難有可奉存候⁽³⁸⁾

注目するのは下線部で、自家で代々神主を継ぎ、宮内まで
六代勤めたといっている。本稿で扱ってきた人物でいうと、
光政・長太夫・光頼・奎之進・宮内で五人になる。残る一人
は光政の親と思われるが、仮に元禄十年八月に亡くなった光
頼の子長太郎を数え上げたとすれば、それで六人になる。つ
まり、神主家は最大限みても光政の親までしか同職身分とし
ては遡らない。

結局弥源次は願い出を果たさず、神主役は一年ごとの交代
制とする年行司役となった。ところが、年行司制もすぐに崩

れてしまう。宮内の母と川嶋軍人が提出した訴状が幕府から
認められ、宝永二年の審理で神主家を諸事申し掠め、理不尽
に養子を所払いしようとしたなどの廉が容れられて、真言院
や左平次は処分を受け、軍人は名を高橋刑部と改めて神主職
に就いた。「史料 15」は、幕府での吟味で権之助が非を認め、
詫びた一節であった。権之助もまた処分されて藤井家は断絶
し、老官職は空席となった。

追放処分でなくとも、社家が何かの事情で断絶することは
しばしばあった。たとえば、藤井次郎左衛門妻の次妹は老官
池十左衛門へ嫁していたが、このイエは光頼の在世中に絶え、
老官職は空席となった⁽³⁹⁾。しかし、弥太夫が社家入りしたごく
一時を例外に、近世の弥彦神社では神の末裔が神官に就く慣
例があり、空席を補充するのは簡単でなかった。

江戸時代後期の「神勤図」をみると、老官二席と祀官二席
の計四席が「明座」となっている（前掲写真3）。本章第二節
で、慶長十六年に大久保長安へ提出した「歎願書」をみたな
かで、「明神御鎮座已来の社人」という一節に言及し、弥彦神
社の社家は神の末裔で、代々が神官を襲う正統性はそこにあ
ることを説明したが、この制度が足枷になり、ある社家が後
継者を失うと名跡が空いてしまい、時代が下るほど「明座」
が増えた。そのため家の再興が図られることになるが、そこ
には限界が付きまどった。

「史料 19」

○高橋主殿光慶弟友之助事ハ、親族藤井家名断絶^{シセキ}跡を相

続して本姓藤井氏之儀を憚り、実家高橋の姓名に改ため其名跡を中興す、其前主殿伯母事藤井家に嫁ス、又主殿姉事も同じく藤井氏に嫁すと云々

△高橋数馬 幼名友之助、是藤井氏家名再興の祖なり 其旨趣ハ元来藤井権之助 重章ト云

社僧真言院玄音兩人同心候而權威我俣に募り、外老官・役人以下社家を蔑に致し大切の社例・古法を相破り、剩ひ新規新法我意に取斗ひ益不法増長不得止事、依之社家の内花井吉兵衛より右御社例相違之儀公訴ニ及び、元禄十七年申三月より発覚して翌宝永二己酉年五月十八日

に至り漸く裁許畢ぬ、則チ権之助事家名此時に至り断滅に及ぶ、中就権之助妻子ハ主殿におみて姉・姪の有縁故よし、同宝永四年十月廿六日神主殿御意ニハ、此度江戸登り序ニ藤井家名跡 公儀様江右窺ひ可申趣キ惣社家中へ御沙汰有之、依而親族主殿并一類外記兩人より取成申願上、同十一月に至り同く兩人猶又権之助家跡再興願申立口上書差出候、則チ主殿・外記連名ニ而宛名神主刑部殿云々、同宝永五年正月神主殿御帰国、同晦日主殿弟友之助江権之助遺跡再興被仰付、且権之助妻娘ハ主殿ためにハ姉・姪之事故兩人もの共引取、面倒いたし候様被仰渡候よし云々、則日友之助兄主殿并外記同道ニ而神主殿江目見御礼ニ罷出候云々、同七年六月権之助事古郷二帰国、住居之处從 公儀御赦免のよし被仰候(後略)

右は、「藤井家名中興祖由緒書」の表題を持つ、嘉永五年(一

八五二)に書かれた文書で、藤井家の興亡を遡って書いている。一八世紀の前半に高橋主殿という社人がいた。彼の弟に友之助という人物がおり、母や姉が藤井家に嫁していた縁もあって同家へ養子に入った。宝永二年に権之助が追放処分を受けたあと、神主による公儀への口上書提出を経て、友之助が入ったことで、宝永五年(一七〇八)に藤井家は再興された。しかし、再興にあたっては藤井姓を憚り、実家の高橋姓にしたという。

この史料は、二つの点で興味深い社家の事情を語っている。ひとつは社家内で神職を融通しあい、イエと組織の存続を図る実情のあったことだが、もうひとつは、いつしか神主は社人に対して隔絶した力を持つようになり、存続には神主家から血筋を得るばかりか、姓をも倣い改める必要があった事実である。この結果、時代が下るほど神勤する家系の内情が細り、神主家の分家もしくは分家格が増える構造になった。

明治四年(一八七二)、弥彦神社は社格制度のもと国幣中社に列格し、社家制度は否定されて、重代の社家は身分と禄を失った。社家制度の否定は国家的な方針転換によったもので、弥彦神社に限ったことでは決してない。しかし、私見では神の末裔が神勤する論理は近世社会の前期には有効に機能し、一時は組織にとって力の源泉になったが再生産は担保できず、永続する原理にはならなかった。事実、近世中期から後期を迎える頃にはすでに矛盾が大きくなり、一方で解決の選択肢は狭まり、神主の權威に頼らざるを得ない局面が増えた。そ

の神主の權威すら、時節によっては低下して妨げられた。この意味で弥彦神社の社家制度は多分に近世的な所産で、制度的疲労を重ねており、近代の到来とともに終焉を迎えたのは相応の理由が見出せるに違いない。

- (1) 三橋健「社家」(『国史大辞典』第七卷 二一四頁 吉川弘文館 一九八六年)。また、八幡崇経「宇治土公氏」・宇治土公貞明「猿田彦神社」(各『神道史大辞典』吉川弘文館 二〇〇四年)
- (2) 井上智勝『近世の神社と朝廷權威』六二頁(吉川弘文館 二〇〇七年)
- (3) 井上前掲書(六二頁)
- (4) 『弥彦神社叢書』第三輯(二一四頁 国幣中社弥彦神社社務所 一九四三年)
- (5) 管見の限り、弥彦神社の社人が本所組織の配下となつた例は、寛政六年(一七九四)に神主職に就任した高橋兵部が白川家へ入門し、それに反対する社人との間で幕府寺社奉行所での訴訟となり、のち入門を取り下げた一件があるのみである。拙稿「近世後期の本所組織と在地神職―吉田家江戸役所の地域的展開に注目して―」(『佐渡・越後文化交流史研究』第一九号 新潟大学現代社会文化研究科ほか 二〇一九年)
- (6) 岡眞須徳『弥彦神領史話』八八頁(弥彦村教育委員会 一九八五年)
- (7) 『弥彦神社叢書』第三輯(二一七頁 国幣中社弥彦神社社務所 一九四三年)より作成
- (8) 前掲『弥彦神社叢書』第三輯(一九七頁)
- (9) 前掲『弥彦神社叢書』第三輯(一九八頁)
- (10) 古志郡和田村について、宮栄二は後年の刈羽郡北条村

- (柏崎市) 字和田にあたり、椎谷堀氏の領地であったとする。『越後文書宝翰集・弥彦文書』新潟県文化財調査報告書第二(新潟県教育委員会 一九五四年)。一方前嶋敏は、今日の見附市明晶町付近と紹介している。前嶋「堀秀治神領寄進状」(『徳川の栄華』一一一頁(新潟県立歴史博物館 二〇一八年))
- (11) 社領百石の収納理解は、前嶋敏による。前掲『徳川の栄華』(一一一頁)
- (12) 高橋舎人家文書、目録七三。目録番号は『弥彦村史資料編 近世・近代一史料目録一覽』第一集(弥彦村教育委員会 一九九五年)による。
- (13) 『上越市史』資料編4(二〇〇一年)を主に、弥彦神社分は註(3)前掲書、国上寺分は原田勘平編『西蒲原郡寺院仏閣誌』一七一頁(西蒲原郡教育会 一九四二年)を参照
- (14) 宮栄二は、『越後文書宝翰集・弥彦文書』一七頁(新潟県教育委員会 一九五四年)で、この寄進は巡見使大久保長安に訴え実現したことを説いている。岡眞須徳も、高橋太郎左衛門等による歎願を、近世の社家が安泰へ向かう画期とみなしている。岡前掲書(八七頁)
- (15) 前掲『弥彦神社叢書』第三輯(六三頁)
- (16) 『越後の都高田と徳川家康の血族』四九頁(上越市総合博物館 二〇一四年)より転載
- (17) 村上直「大久保長安と武蔵御嶽神社」(武蔵御嶽神社及び御師家古文書学術調査団編『武州御嶽山の史的研究』岩田書院 二〇一八年)
- (18) 大久保長安による弥彦神社への五百石寄進の動機については、原直史氏よりご教示を得た。
- (19) 国上寺と弥彦神社の関係性、特に慶長二年の衆徒による神前出仕は、中野豈任「越後国弥彦村の中世神事」(『新潟史学』第一九号 一九八六年)
- (20) 岡前掲書(二八七頁)
- (21) のち述べるように、慶安元年(一六四八)の朱印状獲得を待たずに、当該期の神主高橋光政は將軍徳川家光に見目をしてしている。その理由は詳らかでないが、大久保長安の五百石寄進が松平忠輝の附家老としてでなく、幕閣の奉行といった立場に拠ったと解すれば納得がいく。この点は、原直史氏にご教示を得た。
- (22) 正保四年の高橋長太夫(光政)による口上書、それに寛永十六年・正保二年の長岡藩・与板藩と弥彦神領の境界確定作業、慶安元年の朱印状下賜は前掲『弥彦神社叢書』第三輯(三九〇四六頁)
- (23) 「尾張連高橋家系図」は高橋舎人家所蔵、目録一〇。この系図に加筆して、岡眞須徳が紹介した記事がある。岡前掲書(二九頁)
- (24) 菊池武「本願所の歴史―その活動と変遷―」(『日本歴史』一九八七年 吉川弘文館)。また、菊池『神仏習合―諸社に於ける本願と社家の出入をめぐって―』(『地

- 方史研究』第二〇六号 地方史研究協議会 一九八七年)
- (25) 高橋舎人家文書、目録けー一
- (26) 『新編弘前市史』資料編2 (一九九六年)
- (27) 京都史蹟会編『羅山先生文集』一七〇〜一七三頁(平安考古学会 一九一八年)
- (28) 田中圭一「神社」(『新潟県史』通史編3 一九八七年)
- (29) 高橋舎人家文書、目録二〇九
- (30) 高橋舎人家文書、目録二〇八
- (31) 高橋舎人家文書、目録三六五
- (32) 高橋舎人家文書、目録三六六
- (33) 「神勤席順図」は弥彦神社所蔵文書、目録かー一〇
- (34) 太次兵衛と太左衛門が神職を取り上げられたのは、寛文三年(一六六三)に弥彦神主が再び幕府寺社奉行所へ訴えた史料が残り、おおよその推移を窺える(高橋舎人家文書、目録三六七)。内容は、長岡藩主牧野飛騨守(忠成)から幕府の裁許があったとして左近の許へ書簡が届き、二人は横道者に治定したが、現在の神主の叔父で、弥彦神領は他領なので追放は申し付けられない。神職を削り置いたのちには自ら弥彦村を退くだろう、と先々の見通しを述べている。この書簡は、二人を追放するよう助力を求めた神主へ宛てた長岡藩の返信だったのである。しかし、忠成のいう通り神職から外したにも関わらず二人は弥彦村に居続けている。そこで、左近は太次兵衛・太左衛門に神領から離れ、
- 家屋敷を返すよう申し付けてほしい、と改めて幕府寺社奉行所へ訴えている。
- (35) 弥彦神社所蔵文書、目録いー二六「諸証文写」より
- (36) 高橋舎人家文書、目録八二八
- (37) 新潟県立文書館所蔵鈴木家文書
- (38) 弥彦神社所蔵、目録いー二六「諸証文写」より
- (39) 池氏断絶のことは、元禄十三年(一七〇〇)頃に高橋光頼が著した書物「続縁起一言集」に示唆がある。『弥彦神社叢書』一二一〜一二二頁(国幣中社弥彦神社社務所 一九三七年)
- (40) 高橋舎人家文書、目録六六八
- (41) 弥彦神社の国幣中社列格と社家制度の消滅は、岡前掲書(一〇七頁)

第二章 橘三喜と祖先祭祀―越後国に注目して―

はじめに

一 橘三喜の履歴

二 三喜流の拡大と蒲原郡加茂明神の神職間相論

三 弥彦神社の神祇宗と長岡藩牧野家

四 三喜流と祖先祭祀

おわりに

はじめに

近世社会で、吉田神社（京都市左京区）を司る吉田家が唱えた神道説（吉田神道・唯一神道）が力を揮い、多くの神職を組織化した「本所」として機能したのは周知の事柄に属している。その背景に江戸幕府の宗教政策があり、寛文五年（一六六五）七月十一日付で諸国の神社と神職全体に出された法度「神社条目」（「諸社禰宜神主等法度」）が画期となり、諸社に対する吉田家の優越が規定されたこともつとに指摘されている。

本論では、「神社条目」が發布され、神職の組織化が進んだ一七世紀後半を対象に、吉田家の色濃い影響を受けながら、独立した一派を立てた橘三喜（一六三五―一七〇三）とその後進（三喜流）に注目する。とりわけ、藩主である牧野忠辰の引き立てを受け、ある時期に長岡藩領で流行をみた事実に着目し、その経緯を明らかにしてみたい。

一七世紀後半は、いまだ公儀の宗教政策に流動的な面があった。「神社条目」は、神職が身分を表す衣冠・狩衣等の装束について、吉田家より許状を得なければ身に着けてはならないとし、他社に対する同家の優越を事実上認めたものの、格別の地位にあるとの明記はしなかった。そこで寛文八年（一六六八）、吉田家は伊勢・八幡・賀茂などの大社を含む社家の官位執奏権を認めるよう幕府へ働きかけたが、延宝二年（一六七五）に出された裁許は従来の方針を一部転換し、大社の権利を拡大するものであった。三喜の教化活動はこの間隙を

縫って行われ、吉田家の權威を仰ぎながら独自の翻案を施し、四七〇〇人といわれる門人を擁して多くの庶民を惹き付けた。

三喜の足跡や言説は、今日では二つの点で注目がある。ひとつは、諸藩の神社政策の分析に有用という井上智勝の議論である。中世史と近世史を繋ぐ領主権力の神社行政に注目した井上は、延宝四年（一六七六）に三喜の献策を容れた平戸藩がその領地である老岐国の式内社の所在地や祭神を比定し、鏡や額を奉納したことに注目を促し、近世領主の中世領主との政策上の差異や連関性をみてとった。⁽³⁾

もう一点は、庶民の神道受容と後年の国学へ受け継がれる影響を重視する小野将の見方で、不特定の聴衆に向け通俗的な神道講釈をした三喜について、吉田家から伝授を得たあと浅草に席を出したのは、近世中期における神道教説の芸能化、さらには商品化への動向を示すと考えた。⁽⁴⁾ いずれも重要な視点で、特に後者の三喜理解は本論でも参考になるが、同時代や下る世代の神道者からは、必ずしも肯定的な評価を与えられなかった。

〔史料1〕

近キ頃、橘三喜流トテ学フ人多カリシ、三喜ノ神学ハ、ト部伝来トノ、シリホコルトイエトモ、一向ニ俗学也、先年愚モ對語シテ講談モ聞キ、彼流ノ五部ノ書モ書寫シ侍リス、神代卷ノ理ハ淺ハカニシテ、愚昧ノ人ヲ語リテ神道ニ引入ル、方便ノミゾカシコカリキ、其五部ノ内、神教経宗徳経アリ、二部トモニ大成経ノ教経本紀ノ内ナリ、一天下禁ゼ

ラル、書ヲトリ用フル上ニ、此流モマタ門人尊号ヲユルス、又神名号トテ、仏者ノ名号ヲス、ムルニ具ニ似テ、天照皇太神ノ尊号ヲ書アタヘ、是ヲ常ニ信ジテ、死スルトキ、クビニカケ棺ニ入レバ、来世ニテエンマ大王モ禮拜シテ極樂ヘ往生スレナド書テ授クル、イトアハレナリ⁽⁵⁾

〔史料2〕

○橘三喜事並神道五重相伝之事

橘三喜と云る者あり。諸国をめぐり、神家一家をなす。此流儀には護身神法といふ事あり。初重根本印、二重八府印、三重日転印、四重月珠印、五重七星印と五重相伝各印あり。神拝伝にも一々呪文ありて古義にあらず。惑べからず⁽⁶⁾

〔史料3〕

垂加流ノ神道者のする事ニ、安座巡行ト云事ガアル。(中略) 垂加流の安座ハ、朱子ノ静座カラ思ヒ付タ物デ、則禪家ノ坐禅ノマネニ相違ナク、只坐禅ヲ朱子ハ静座ト名ヲカヘ、垂加ハ静坐ヲ、安座ト名ヲ替タブンノ事デ、先ニ申ス如ク、心ヲシヅメ神道ノ安心ヲ練ルノ修行ヂヤ。(中略) 江戸浅草ニ住デ居タ神道者、橘三喜ト云者ハ、明和安永ノ頃マデ居タ男デ、ヨク此安座ノ修行ガ出来テ、鼻先ニ紙ヲ糊ツケニシテ息ヲツメ氣ヲネリ、後ニハ其紙ガ少シモ動カヌヤウニ成タト申ス事ヂヤ。(後略)

〔史料1〕は、出雲国佐陀大社（島根県松江市）神主の勝部芳房（一六七二〜一七二七）が著した書物『神道異流辨』

に載る記事である。本書には、享保元年（一七一六）の年号があり、成立はこの時期を思われる。三喜と三喜流を語ったほかの論者が没後の評価であったのに対し、「先年愚も対語して講談も聞き、彼の流の五部の書も書き寫し侍りぬ」と、芳房は彼に直に会って講釈を聴いており、その意味で重要な証言と評価できる。

各地を旅した三喜の著した紀行文『一宮巡詣記』によると、元禄九年（一六九七）九月に彼は佐陀大社を訪れた。この訪問は佐陀大社側の記録にも残り、三喜は「いかにきく障しあらぬ大虚に吹もたゝなる賀弥風の音」の和歌を奉納している。芳房と邂逅し、講談に及んだのはこの時であろう。勝房の印象はかんばしくなく、「神代巻の理は浅はかにして、愚昧の人を語りて神道に引き入れるる方便のみぞかしこかりき」と、人集めは上手だが内容は薄いことをいっている。このくだりはいま棚上げし、以下の証言を重視したい。

三喜の流派が門人に尊号を許し、神名号とあって、仏者が名号を進めるのによく似て、天照皇太神の尊号を書き与えて常に信じ、死ぬ時に首にかけて棺に入れれば、来世には往生できることを説いたとする証言で、こうした所為を、芳房は「いとあわれなり」と厳しく批判している。しかし苦行や難行を経ず、名号を唱え、尊崇することで往生を請け負う易行を神道の立場で説き、しかも受容されたことが三喜と三喜流の歴史的意義だったに違いない。

「史料2」は、有職故実家の多田義寛（一六九八〜一七四

三）の著作『尊菜草紙』（めなはのぞうし）から引いた一節で、三喜流には「護身神法」と呼ばれる作法があったことを述べている。護身神法は吉田神道を開いた吉田兼俱（一四三五〜一五一一）が真言密教から取り入れた作法で、神の加護をもつばらにし、身を安固にするための加持という。義寛は兼俱や吉田家批判を展開した人で、「護身神法」が密教に淵源することを知っており、あえて著述で指摘したのだろう。そのうえで、「一々呪文ありて古義にあらず。惑べからず」と、その神道説を批判して退けている。「史料3」は平田篤胤（一七七二〜一八四三）による『俗神道大意』からの引用で、三喜流が重視した安座巡行について、禅家の坐禅、朱子学の静座から名を替えたばかりと、やはり批判を展開する。

これらの批判は、それぞれ傾聴すべき点を含んでいる。同時に、先に言及したように、多くは三喜没後の評価であることにいったん留意する必要がある。私見では、三喜を俗神道家と退ける従来の理解は、多分に後代の言説に影響されたように思われる。こんにち三喜の思想や行状に注目して考察するなら、彼が説いた神道説を同時代人がどう受け止め、何を歓迎したか明らかにすることが最大の課題だろう。

そこで、本論では彼と彼の流派が唱え、流布した祖先祭祀に注目したい。寺請による宗門改めが制度化へ向かう途次には、ムラを単位に宗旨を担保する村請などもあったといわれる。神仏一致的な思想を説いた三喜の神道説が、制度化されたつづあった祖先祭祀に及ぶのは必然であった。彼の説いた法

式を検討することで、三喜流の教化の実相と限界の両面を推察することができる。以下では、三喜と三喜流と受容者層を検討し、彼の思想や行状がどのように展開したかを明らかにして、流動期にあった世紀後半の神社神道の一面を考察してみたい。

一 橘三喜の履歴

本節では、まず彼の履歴を確認しておこう。三喜の経歴を知る基本史料は、彼が没した元禄十六年（一七〇三）から十余年を経て、正徳五年（一七一五）に妻が建立した墓碑である。

「史料4」

陰陽山一本院為証庵橘美津與志導師者、故肥前国平戸之産、資凜明敏而好学、故太守命之曰、汝行而随順於惣社宮内少輔、宜学神道、忝是十有六歳之時也、則因彼而学蓋有年、壮而到洛陽、吉田伝授宗源、則得一貫矣、亦往筑紫逢一峯導師、而伝亀卜、苟仁天下之心宛與神明一揆、而昭世作人之功其盛矣、蓋弟子四千七百余人也、所撰之書、五部神経、五部教書、且中臣祓集説、秋津眞言葉、一宮巡詣記、是道伝於後世者乎、亦大道為興隆、詣日本六十八洲一宮奉納神経、願成而元禄十有六癸未歳三月七日行齡六十有九終天命、（後略）

墓碑によると、三喜は肥前国（長崎県）平戸の生まれで、平戸藩主松浦氏の命により、十六歳で駿河国府中浅間神社の神主總社昌興（惣社宮内・志貴昌興）に就いた。三喜就学のいきさつについて検討した幡鎌一弘は、常陸国（茨城県）麻生藩主の新庄直時への行法伝授を惣社宮内が吉田家へ取り次いでいること、肥前国（佐賀県）蓮池藩の藩主鍋島直澄の屋敷神（宗像社）勸請をやはり吉田家に依頼していること、平

戸藩の家中とも交流があったことを指摘して、三喜はその関わりの中で神道を学んだと推測している。三喜の主著というべき『一宮巡詣記』にも、昌興について以下の記事がある。

〔史料5〕

(貞享四年六月)

府中浅間神主、此則三喜師家、十三日、昌興の廟所、牧萱村のおきつきへ参る、輪霊神祠、昌勝主、天宗霊社、昌勝室、山底火霊社、昌興主、皆一所也(後略)

貞享四年(一六八七)、一宮参詣の途次に府中浅間神社(静岡市)の神主宅を尋ね、「これすなわち三喜師家」と己が出自を明らかにし、廟所等の墓参をした記事で、彼が確かに昌興を徳として慕っていたことを窺える。のち三喜は江戸浅草に住み門人を教えたが、その場所は平戸藩主松浦氏の浅草邸の近傍だったという山本信哉の指摘もあり、彼の動静が平戸藩より影響を受けたのは確かなのだろう。

やがて三喜は京都へ出て、吉田表へ出入りした。そのことを物語る史料がある。

〔史料6〕

(寛文九年三月)

四日 丁酉天陰、(中略)、烏丸大納言様御出被遊 小番御参、橘三喜来、五日戊戌、天陰、今朝小園御退出、此日烏丸大納言様御出之節日野大納言様主君へ御伝言被遊為其御礼、今日使者被遣為鈴鹿七之丞、橘三喜来、先年宗源行事

御許容之切紙被下了、(後略)

右は、吉田家の玄関日記「御広間雜記」より引いた寛文九年(一六六九)の記事である。この年三月四日条で三喜が吉田家を訪れ、翌日にも再訪して、先年宗源行事の伝授を受けたことを証する切紙を下したことを書いている。総社昌興を介して知識を吸収しただけでなく、三喜は直接吉田家を仰ぎ、行法を受けていたことになる。

では、彼が吉田家への出入りを始めたのはいつ頃であっただろう。三喜には、寛文二年(一六六二)に京都の書肆(武村市兵衛)より板行された『中臣祓集説』という著作がある。『中臣祓』は、罪や穢れを祓うため唱えられた神道の祝詞で、古代には中臣氏が宣読したことからこの名がある。その文句は延長五年(九二七)に成立した『延喜式』に載り、漢字・仮名交じりの宣命体で、中世から近世にかけて諸家による様々な解釋が著されている。次に挙げるのは、三喜による『中臣祓集説』の序文で、彼の理解が窺える。

〔史料7〕

神必有^リ道、道必有^リ教、教必有^リ法、中臣祓者、天兒屋根、尊神言而神之^ニ道也、神之^ニ教也、遠則三才萬物之^ニ理也、近則人倫日用之^ニ行也、則神之^ニ所^レ寓也、法之所^レ出也

神には道があり、道には教えがあり、教えには法がある。三喜は『中臣祓』こそ神の道であるとし、その教えをほとん

ど万能と理解している。『中臣祓集説』は、全体としては吉田神道の解釈によるが、独自の見解も加え、吉田説を批判する箇所もあるとされる。⁽¹⁹⁾吉田説の批判が惣社昌興の教えによるのか、三喜の創見かわからないが、ともかく宗源行事の切紙を下賜される以前、寛文初年には吉田表へ出向くようになり、『中臣祓』を含む吉田流の神道説を学んだのだろう。

三喜には著述が多く、妻が建立した墓碑には『中臣祓集説』を始め、『五部神經』『五部教書』『秋津眞言葉』『一宮巡詣記』と五種の書物が挙げられている。しかし、今日伝わるのはもともと多く、『国書総目録』補訂版には書物一〇種が載る。⁽²⁰⁾こうした著述を執筆した動機を、墓碑は「これ道を後世に伝えんものか」と書いている。三喜の著述は、彼自身が「道」と呼んだ神道説を後代へ伝えるため書かれたというのである。後述するように、彼の教化活動は、記紀神話に現れる神々を儀礼に取り入れ、各地の神職等へ『中臣祓』や『六根清浄祓』（身体（21）の六箇所を加持して身の清浄を保つ作法）といった神典を講釈し、頒布することにあつた。さらに、三喜は従来の神道と関わりの薄かった死穢や葬祭・祖先祭祀に積極的な理解を施し、『中臣祓集説』でも葬儀の順列や供え物、仏教という位牌にあたる「靈璽」の作り方などを図と文で解説している。⁽²²⁾彼の思想は神道本位でありながら仏教と折衷的であつた。後代の史料だが、三喜及び三喜流による葬祭や祖先祭祀を示唆的に述べた記事があり、参考になる。

「史料 8」

三喜幼年ニシテ駿州淺間ノ神主惣社氏、志貴泰賢ニ仕ヘテ、ト部家ノ行事ヲ学ビ、道ノアラマシヲ惣社氏ヨリ傳ヘテ、其後江戸ニ来、自ラ一流ノ神道ヲ拵ヘテ世ニ流布ニヨリ、三喜ヨリ前関東ニ神道ヲ説者ナケレバ、神道ト云モノハ、真言天台兩宗ノ僧、山伏ノ知ル処ト人々思フ処ヘ、三喜吉田ヨリ唯一宗源ノ大導師ト名付テ、教テ曰、神仏一致ニシテ隔ナシ、仏法ニテ極楽ト云ハ、神道ニテ高天ガ原、仏法ニテ地獄ト云ハ神道ニテ根国也、人死スレバ神ニナルユヘニ神事ニ死穢ヲ忌ス、只明テモ暮テモ阿麻呂羅須巢賣於保牟賀彌ト、此教私ニノベ不侍ルヨシ、自筆ニ誓文ヲ書テ板行シ、門人其外世ノ人ニ配リ與フ、(中略) 其外三喜門弟ヨリ伝ベキ者ドモ一人一人ノ工夫次第ザマクノ事ヲ拵ヘ、或ハ弓矢神道中臣祓ノ燒鎌ノ語二本ヅキ巧ミ拵ヘタル者也ト号す、鎌ヲ以テ神體トシテ行事ヲ勤ムルモアリ(後略)

右は、享保八年(一七二三)の識語がある伴部安崇（23）『神道辨草』の一節である。引用した第一行目、志貴泰賢は志貴昌興の誤りだろう。このことから察せられるように、安崇の論は側聞混じりであることを念頭に置く必要がある。

ここで安崇は、江戸に來た三喜が一流を作り、世上に流布したことを伝えている。彼によれば、三喜以前に関東で神道を説いた者はおらず、僧や山伏の領分と思われていた、という。三喜を関東における神道の嚆矢と位置付ける安崇の指摘

は重要だが今は措き、ここでは仏教でいう極楽は神道の高天が原、地獄は根国で、人は死ねば神になると三喜による神仏一致思想を確認しておきたい。こうした思想を抱いた彼が、葬祭の法式へと関心を寄せるのは当然であった。

三喜の神道説は居住する江戸でも受け容れられたが、彼自身が各地へ赴き、そこで出会う宗教者等へ講説して広めた面が強くある。この動機と経緯について、墓碑では、「大道を興隆するため、日本六十八洲の一宮を詣で、神経を奉納」と述べている。彼は神道を広めるために諸国の一宮を巡歴し、「神経」こと『中臣祓』の奉納を志し、延宝三年（一六七六）から元禄十年（一六九七）の二十年余を費やして実際に成就し、その道程の見聞を『一宮巡詣記』一三巻に著した。この一三巻本は第一巻を除いて現存せず、今日では垂加神道家の岡田正利（一六六一〜一七四四）が抄出して編んだ二巻本により窺わざるを得ない。⁽²⁴⁾ただ、唯一原本が残る第一巻の巻頭に以下の記事があつて、巡詣に寄せた三喜の意図を窺うことができる。

〔史料9〕

延宝三年乙卯、う月のなかば、年ふる里の老父にま見へまほしく、又は学びの道に入にし時よりかけ置し一の宮巡詣の願ひ有、我生し国より初め見てしめなんとおもひ立ぬる旅衣、日もかさなり月をもこえつゝ、武蔵野より撰津国に至り、心つくしの船道にやすらひし折から、古里の便有て、父みまかり給ふ事を告ぬ、年月思ひしそのかひもなく、も

ろき涙のかゝるうき事を聞けるよと、（後略）⁽²⁵⁾

三喜にとって諸国一宮の巡詣は年来の宿願で、老親に会うことをひとつの動機に、生国である肥前国から始めようと思ひ立ったという。平安時代中期頃にできた諸国一宮制は廃れて久しく、三喜が志を立てた頃には所在地等不詳の神社も多かった。しかし、彼は一宮の跡に加え、延長五年（九二七）に成立した『延喜式』神名帳所載神社（延喜式内社・式内社）へも注目し、各地の神官等に旧記を尋ね、古器物を閲覧し、境内の立地等を検討し社号なども比定した。

一七世紀の後半には、水戸藩や会津藩のように、限られた領内で式内社等を比定する動きが各地にあつた。しかし諸国を歩き、神職との対話や古器物の所在から格式ある古社を探る試みは三喜以前になかった。こうして諸国を巡る途次、彼は越後国へも訪れ、やがて地域的影響を深めていった。

二三喜流の拡大と蒲原郡加茂明神の神職間相論

初めて三喜が越後国にやってきたのは、一宮巡詣の途次、延宝六年（一六七八）のことである。出羽国から海岸依いに南下し、七月には陸路へ移り、弥彦村（西蒲原郡弥彦村）を訪れた。

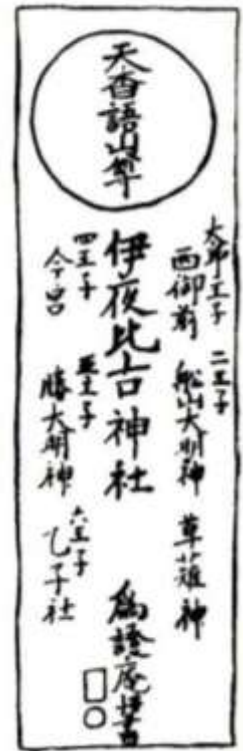
「史料10」

（延宝六年七月）

十三日、みね山を出、福井村、いはむろ村、石瀬村を通り、やひこ村に留る、社参侍りて、古記の文章をなせる縁起など見、内陣扉の上に、正一位大明神と古文字にて道風の額あり、それより神主高橋左近所へ行、望に任せ神号を書いて授けぬ、（後略）

弥彦神社は二十人余の社家（世襲神職）を擁し、かつては長岡藩牧野家領であったが、慶長五年（一六〇〇）の百石・同十六年の五百石の下賜を経て、慶安元年（一六四八）にはついに將軍より朱印地五百石の安堵を得て、神主が仕置する神領が形成されていた。三喜が訪ねた神主の高橋左近（一六五〇〜一七〇四）は、名を光頼といった。ここで注目したいのは、光頼が望むので神号を書いて授けたとすべくだりである。

『一宮巡詣記』によると、三喜は行く先々で『中臣祓』や『日本書記』神代卷などを講釈し、神号（名号）を授けるなどした。左近光頼を含む三喜を慕い、講釈や揮毫を請うた人々



高橋光頼の
1 三喜の
写真
あし
号
(27)

は、どうやってその存在を知り、傾倒するに至ったのだろうか。三喜流が多くの庶民に受容され、多数の門人を擁したと伝わる以上この点の考究は避けられない。まず、『一宮巡詣記』から彼の講釈に関わる記事を挙げてみる。

「史料11」

（延宝三年八月）

十九日、阿蘇の嶽へ登る（中略）、山中の社にしぼしやすらひける時、千福寺畔雲といへる禅僧来り、やつがれの玩びぬるちいさき丸石を見て、これ則寶石ならんといとめづらしき事也と、もてはやし給ふ、（中略）互に道連となりてかへりぬ、其夜人々望にまかせ、神経のたふとき趣きを演ぬ、（後略）

「史料12」

（延宝三年十月）

廿二日、開帆して嶋原の内なるかづさと云浦に潮が、り、其夜亥刻に船を出し、あくる朝辰の刻計に、も木の浦にあり、長崎に至りぬ、此処は（異^異国人^人）多くいり乱て、其風をならひけるにや、我朝の掟しれる人まねなり、しかれども眞の道をねがへる男女尋来て、神経のむねを示し伝授など

いたし、たびに日数をふる里へ志し、霜月の初つかた立帰らんとせし所に、人々名残を惜み今しばらくとゞめられ、八幡宮の神主のもとにて中臣祓を講じ、師走の半ば船出せし、(後略)

〔史料13〕

(延宝六年八月)

十八日、(中略)、夫より金山わりまふ口にいたる、おほくの人々出入を見侍る、中臣祓八月一日竟宴歌、皇神に頼みをかけて世中を渡るもやすき天の浮橋、大勢の和歌有、大願寺に、(中略) 相川、八月十三日より、辻八郎左衛門方にて神代巻読む、九月九日終、竟宴歌、ひらけ猶神代巻にまきこむる道や教の種とならまし、大勢和歌あり、(後略)

左の三点は、行く先々で邂逅する庶民に講釈や伝授したことを記録した典型的な記事である。「史料11」は肥後国へ至り、阿蘇山に登った帰途、宿泊先で人々の望みに任せ、神経がいかに尊いか講釈した、とする。「史料12」は肥前国長崎へ至った三喜が、異国の気風が盛んで我が朝の掟を知る人は稀としながら、「真の道」を願う男女がやってきたので神経の主旨を伝授したとし、同地八幡宮の神主宅では『中臣祓』を講釈している。「史料13」は佐渡国で、八月から九月にかけて辻八郎左衛門という人物宅に長逗留し、『日本書紀』神代巻を講釈し、最終日には饗宴を開いている。

似た記事はほかにもあり、いずれも三喜による講釈や伝授を書いているが、彼の許に集まった人々の動機は「真の道

ねがへる男女尋ね来たりて」のように抽象的で、心底を窺えない。高橋光頼を訪ねた際も、その所望により神号を書いたとするばかりで、受容者が巡詣する宗教者の何を見込んで揮毫を請うたかはわからない。

しかし、あらかじめの情報か宣伝・売り込みなどがなければ、三喜が何者か在地の庶民は知りようがない。三喜に傾倒した人々の動機が曖昧で明瞭さを欠くことが、のちに勝部芳房や多田義寛が否定的な言説を発信する一因になったと思われる。

しかし、越後国蒲原郡加茂町(加茂市)に鎮座する加茂明神で起こった元禄年間(一六八八〜一七〇四)の訴訟文書から、三喜と三喜流に付きまとうこの疑問を解くことができる。これらの史料をみる前に、まず安永四年(一七七五)に編纂された加茂明神の縁起(「賀茂三社記」)より関連記事を参照し、予備知識としてみよう。

〔史料14〕

(前略)

万治之初有高橋浄清者、弥彦之神主左近之叔父也、初弥彦神主左近幼少、故叔父浄清監之、左近長而猶浄清不辭職、是以左近訴于関東事白、於是浄清辭職去郷、率家属客居於此地、因請入金二百両修理宮社、因以二子宛神職、時公官有補神職之志、故許之、

兄号左近、弟号式部、左近後自号神主之進

(中略)

元禄六癸酉年、神主左近・式部之父浄静罹疾病、帰弥彦数

日而死、時左近式部将神道葬送之式葬之、先是有 公令曰
死躰者可任寺僧埋瘞若違犯者嚴可沙汰矣、故寺僧慍左近式
部自恣訴訟之事遂及東都二人為所没入、(後略)

右の記事は二段に分かれる。前段は、弥彦神社と加茂明神
の関わりを述べている。高橋光頼の叔父に、高橋浄清という
人物がいた。万治(一六五八〜六一)の初めに弥彦社内で相
論が起こり、幕府での訴訟の末浄清は敗れ、家族を率いて加
茂町へ移り、金銭を入れて二人の子(高橋左近・高橋式部)
を神職にしたという。

加茂明神では、明暦(一六五五〜五八)頃に社家組織内で
相論があり、幕府への訴訟の結果三人いる神主(市川左近・
市川式部・古川右近)のうち古川右近を除く二名が追放され
た。追放の年次は確定できないが、万治二年(一六五九)に
領主である新発田藩主溝口宣直から得た社領の寄進状の宛名
は、「嘉茂宮三神主中」とみえており、この時にすでに高橋左
近・高橋式部は各々賀茂別雷神社・賀茂御祖神社を統べる立
場になり、山王社の古川右近ともども三神主を形成していた。
高橋兄弟の登用と新発田藩の社領宛行は一連の行為で、左近
と式部の加茂明神入りに藩の意思が働いたのは間違いない。
後段は元禄六年(一六九三)、高橋浄清が病にかかり、弥彦
村へ帰村して逝去し、子の左近と式部が神道葬送で葬ったた
め寺僧との間で訴訟となり、敗訴したことを書いている。こ
の記事については、「賀茂三社記」の編纂にあたり参照された

原文書が残っている。そこで、これらの史料を掲げて内容を
確認し、実際に迫ってみたい。

「史料15」

以上

遠路御使札忝可被披見候、如仰親成清氣分散々此申候者今
日二相果可被申も不存迷惑千万、各々様御察之外二可有御
座候、然者葬祭之義大昌寺より再三各々方へ断被申候之由、
此義ハ親成清其元二而大昌寺へ直談二遂断旨、其上先日同
名式部を以又候其断被届候得ハ左のミ六ヶ敷義も御座有間
敷、殊ニ宗旨之義ハ面々之心次第二候へハ難量、其故各々
之御存知被成たる事ニ無之、若後日ニ六ヶ敷罷成候ハ者、
我等之心入ニ御座候間内々左様二凶へ可被成候、急度不祥、
恐惶謹言

九月十三日

高橋神主左近

光実(花押)

古川 右近様
石付 坊理様
佐藤 田所様
有本三太夫様
市川 惣納様
同 庄官様
有本 公門様

右は、元禄六年九月に賀茂別雷神社神主の高橋左近が古川右近ら同輩の社人七人へ出した一札である。加茂明神に隣接し、大昌寺という曹洞宗寺院があった。左近の親高橋浄清の容態が悪くなったところに、古川ら社人がゆかりの大昌寺を頼むようとりなしたのに対し、左近は、「宗旨の義は面々の心次第に候へは量り難く、その故各々の御存知なされたことにこれなし」と拒絶し、もし後日に難しい事態となっても、我らの心の問題であるのでそのように考えてほしい、と述べている。つまり、寺方による葬祭の執行を拒絶したことになる。

「史料16」

口書

(中略)

一 高橋左近去秋中(阿賀野市)出湯村へ湯治之帰りと申左近方へ参、神道次第可申聞候間、罷出聞候様ニと拙者所へ左近断候、拙者申候様者御公儀様へ不奉窺候へ而(讀)鑿物聞申候儀罷成間敷と申候、其時社人中間へも出候儀無用と申付候へ者誰も出不申候、それより拙者ニハ諸事為聞不申候、左近ニ茂拙者いけん仕候何儀ニ而も新敷儀ハ固無用、弥彦之神前之次第ハ当社明神へハあい不申候

一 八年以前弥彦ノ神主不凶明神へ参詣仕拙者ニあい申度と人遣申候ニ付対談致候、弥彦之神主申様ニハ結構成屋志路、扱拙者ニ向此神加茂明神ニハ御座有間敷候、是ハ青海之神社ニ而可有御座候、拙者申様ハ加茂明神ニ代々

申来候ヲ何とて青海之神社与ハ被申候哉とあいさつ仕候、其後終ニあい不申候

(中略)

一 社家内ニ而神道聞之もの不存候

(中略)

一 左近兄弟浄清へ不孝当り候事慥成事不存、浄清事始ハ弟式部ニかゝり罷有候か、其後兄左近ニ四、五年ほとかゝり、又其後式部所へ帰りニ、三年之内罷有候所ニ、当七月中旬時分かと存、弥彦へ罷越候慥成不孝ハ不存候

一 左近三年此かた弥彦行かよひ仕候と相見へ申候

(中略)

一 浄清死後葬祭之わけ不存候(さ)

右は年欠だがやはり元禄六年に比定される文書で、訴訟等に対応するため古川右近が書いた案文とみなされる。史料は、加茂明神で神職間相論が起こった理由をいくつかの観点から書いている。

まず第一条で、弥彦神社の高橋光頼が加茂明神を訪れ、神道次第を聞かせるので参加するように、と左近から右近へ誘いがあつた。この誘いに、古川は公儀の許可を得ない誑物を聞くのはまかりならないと拒絶した。そのうえで、「何儀にても新しき儀は固く無用、弥彦の神前の次第は当社明神へはあい申さず」と理由を述べた。

この条文に関係し、掲出した第三条で、「社家内にて神道聞

「この神加茂明神にはござあるまじく候、青海の神社にてござあるべく候」と、伝来の社号について異見を述べたというのである。

延長五年（九二七）に成立した『延喜式』神名帳で、越後国蒲原郡は一二社・一三座が載っている（表1）。江戸時代には、延喜式内社の多くはすでに廃れたか忘れられたかしており、三喜は諸国巡詣の途次一宮だけでなく式内社の比定も盛んにした。光頼もその影響を深く受けた。元禄十三年（一七〇〇）頃に著した著述で、光頼は一宮と『延喜式』神名帳について、以下のことを述べている。

表1 越後国蒲原郡の延喜式内社⁽³⁵⁾

青海神社二座	伊夜比古神社 ^{大神名}
宇津良波志神社	長瀬神社
伊久礼神社	中山神社
槻田神社	旦飯野神社
小布勢神社	船江神社
伊加良志神社	土生田神社

「この相論の渦中で、高橋光頼と古川右近が一度だけ会っている。八年以前つまり貞享三年（一六八六）頃、光頼が前触れなく古川右近に会いたいと人を遣わし、対面したところ、

「史料17」

○一宮トハ一國一宮トテ六十八箇國ニ一社ツ、其國守護ノ惣社アリ、是ヲ一宮ト号ス、神代ノ遺跡ナラテ一國一宮トハナサメルコトナリ、然ルニ香兒山尊は天照大神之比古ニ当リ賜ヒ、系図ト云ヒ神慮ト云ヒ私ナラン神ニテ座ユヘ、國ノ一宮ニ奉齋ル、則一宮記又縁喜式或神名帳ニ見タリ、ソノ社ハ一郡一郷之一宮ト云フコト也（後略）

きのもの存ぜず候」の一節がある。第一条とあわせ、高橋光頼や高橋左近が聞かせようとした「神道次第」や「神道」は、古川らにとっては得体の知れぬ、新たな思想なのであった。先に伴部安崇『神道辨草』を引いたなかで、「三喜より前関東に神道を説く者なければ、神道と云ものは、真言天台兩宗の僧、山伏の知る処と人々思ふ処へ、三喜吉田より唯一宗源の大導師と名付て」神仏一致的な思想を説いていた証言をみた。関東における神道の嚆矢とした安崇の三喜評価は、恐らく妥当なだろう。古川らは三喜流を新たな神道説と恐れ、拒絶したのである。

もうひとつ、儀礼の問題に関連して、高橋浄清の葬送について言及した条文が注意を引く。たとえば、引用記事の最後から三か条目で、当七月中旬時分に浄清が弥彦村へ移ったことを述べている。浄清の死後のことはわからない、とも書いている。つまり、焦点は浄清の葬儀がいかなる法式で執行するかにあった。すると、訴人は浄清が弥彦村に移ったことに疑念を募らせた寺方の大昌寺になる。加茂明神の社家組織にはかねてから軋轢があり、そのうえ大昌寺の訴願をきっかけに神職は弥彦派と非弥彦派に分かれ、宗旨の儀は銘々の心次第と主張する高橋兄弟と、寺方による葬儀を受容する古川ら七名との対立が顕在化した。

右記の著述で、光頼は一宮や式内社の意義を説き明かす。まず、日本六十八国に一社ずつ当該国の守護にとつての惣社があり、それを一宮と呼ぶ。しかし、弥彦神社の祀る香見山尊あまのかぐやまのみこと（天香兒山尊）は天照大神の曾孫にあたり、その系図上の重みといい神慮の深さといい私的には祭祀できない神格なので、国の一宮に奉齋されている。そのことは『一宮記』や『延喜式』神名帳といった書物にみえる。（弥彦神社以外の）『延喜式』神名帳にみえる社は、一郡一郷の一宮にあたる。由緒のある古社についてこうした思想を抱いていた光頼にとって、加茂明神へ訪れ、伝来の社号を異見する理由は十分あった。この渦中であって、また別の人物が加茂明神の社頭へ赴き古川らと会っている。

「史料 18」
（前欠）

一 高橋左近相弟子有之候事夢々不存候、四年以前二五月末二京都吉田之近所之ものと申、不図明神へ参左近所へ立寄、かしゆく（家職）ハげく（外科療治）わりうし仕候ものと申、旁々かけまわり申由二而、此者神（神経）きよなかとみ之はらい京都吉田二而相伝仕神圖仕由為申聞候、拙者共二茂申様ハ、なかとみはらい御望二候て代銀少宛取申伝可申と申候間、我々存入二ハ御きとう役目之もの二而、尤中とみはらい六（六根清浄祓）こんせうはらい毎方親々より伝置候へ共、京都吉田之近所之者と承候へ者吉田之領より慥成読伝かう志やく（講釈）調候中とみはらいやと存仕代銀五匁遣一日二日間申聞

候所二、拙者兄弟共御蔵入方内二ツ山村と申所二罷有候保内か煩付六月二日二相果申故、加茂町浄光寺旦那二而候間、寺才覚何角と仕其後不罷出候、別二其仁替読物不承候、右はなかとみはらい六こんせう志やうノはらい迄ヲ聞申候、式ツノはらい神きよとして世間諸社神主社人皆々たいせつ二よみ申きよ二而候へ者、御尋被遊候へ而も別ニ替りたる事無之候、然者此者弥彦之者二而無無御座候、我々かつて何方へ参候も不存候（後欠）

右記もまた元禄六年に比定される古川右近による案文で、注目点を整理してみよう。まず焦点は第一条で、「四年以前に五月末に京都吉田の近所之ものと申し、ふと明神へ参り、左近とこころへ立ち寄」った人物にある。元禄六年から四年以前であるから、その来遊は元禄三年（一六九〇）になる。

この人物は外科療治を家職とし、方々を駆け回り、吉田家から相伝された『中臣祓』を聞かせるといい、代銀を払えば伝授すると述べたという。この申し出に、古川右近らは違和感を覚えたらしい。右近らの知る『中臣祓』は祈禱に用いられ、すでに親々から伝え聞いていた。しかし、「吉田の近所の者」で、「吉田の領より慥かなる読伝・講釈調え候中臣祓」と教えられ、右近ら数人は代銀を支払い一〜二日講釈を聴いた。ただ、途中親族の不幸ができて中座し、伝授には至らなかつた。

この記事は、伴部安崇『神道辨草』にある「吉田より唯一

宗源の大導師と名付けて」講釈したとする橘三喜その人を想起させる。『中臣祓』の講釈といい、加茂明神の社頭を訪れた京都吉田の近所の者とは三喜その人であったに違いない。

元禄三年八月に、高橋光頼が残した以下の文書は、三喜の加茂明神行きのいきさつを推察する材料になるかも知れない。「史料 19」

(元禄三年八月下旬)

一峯導師に合チカツキて亀卜シヤクホウの占法を取伝へ、卜ボク凶占キヤウセツ説悉く爰にみる、又四十七音乃起源神代文字此伝三喜にあり、まことに可謂モシヨク二神明ノ妙業と、然に予、年久美津三喜与志公モシキミを師匠モシシテと頼て神明の大道に心をよせ修行おこたりさりし内より亀卜伝授の願ひ度々なりしといへとも、たやすからさる御事なるかし、多くの年月を送り侍りし所に、時トキしも秋の時正ナカツヒの中日に当て彼の御伝を授る事神明の妙慮、且伊夜比古大明イヨヒコ神感応カミよしました□ハんと思ふ而已トコ(後略)

正徳五年に妻が建立した墓誌で、ある時期三喜が筑紫国へ赴き、一峯という導師と「亀卜」という卜占に用いる法を教わった記事を先にみた。右記の史料にもこのくだりがみえ、「筑紫に往き、一峯導師に遭いて亀卜を伝える」と読める。

亀卜は亀の甲羅を焼いて吉凶を占う法で、中国の殷・周時代に源を持ち、三喜流も重視した。光頼もまたこの法を得ようと、たびたび三喜へ願い出たが叶わずにいたところ、たまたま元禄三年(一六九〇)秋の中日、つまり八月に得ることが

できた、と書いている。

光頼の三喜への師事は、ある場合には江戸へ出府して受けたらしい。しかし、右史料は「伊夜比古大神の感応」を得たと書いている、伝授は弥彦神領でなされた気配が強い。あくまで仮定の話だが、元禄三年八月に光頼へ伝授をした三喜が、その前後に加茂明神を訪れ、彼の地の社人へ教化に及んだ可能性はあるだろう。

加茂社頭での言動により、従来不明だった三喜の勧誘と教化の手法を、以下の三点に整理できる。①吉田家の周辺で学んだ正統な講釈であることを材料に、②神職等を直接的に誘い、③一対一でなく、一対多の形式で講釈した。しかし、やがて元禄六年七月頃、加茂明神から弥彦村へ移された高橋浄清の葬祭が実際に執行された。ここで寺方(大昌寺)が幕府へ訴えることになり、元禄七年には高橋左近・高橋式部は加茂明神から追放された(38)。加茂明神の騷擾は三喜と三喜流の越後国での影響拡大の嚆矢となったが、のちに暗転する前触れでもあったといえる。

三 弥彦神社の神祇宗と長岡藩牧野家

三喜への師事を、高橋光頼は公儀へ宛てた文書で公に述べている。次に挙げるのは、神領弥彦村に隣接する与板藩牧野家へ提出された文書である。この文書からは光頼の三喜流への傾倒が、神領を超えて牧野家領へも波及したことが窺える。

〔史料 20〕

一 越後国伊夜日子大明神者 天香児山尊を葬る御廟所也、此尊より代々之尊神去給シ陵所今に有、其靈明成事縁起ニ詳也、是より已来葬祭之法社ニ取伝蒼生を導引申候より神祇宗始り礼式于今絶さる所ニ、先年石田治部少輔ニ神領不残被押領及退転候所、当 御代ニ罷成慶長十六年大久保石見守殿御巡国之節御訴訟申上候処先規を被聞召達 御上聞ニ、社領高五百石被為成御付候時、右之社人内致牢人候もの共を被召帰といへとも、此濫觴より社家共を始其外之者共迄死体を過半僧侶之手ニ相渡仏経・仏像等も少々荒垣之内へ入事ニ罷成候、唯今之神主若輩之節跡目相論御座候所其頃之寺社御奉行者井上河内守様御支配被遊候、宗門改之義も神主幼少成故無御心元被思召、老官之者急度被仰付候間改帳面を持参仕懸御目候所河内守様御意被成候者、帳面被成御覽此方ニ留置申候二者不及、先規之ことく相改可置候、重而 御公儀様より御尋被遊候砌差上可申由被仰渡、則帳面者神主方へ御帰し被成候節神祇宗之事を御尋被遊候間、旧例之通不残申上候所ニ被聞召分候而、神祇道を無懈怠可相勤之由被仰付御条目之写迄被下置候より以来神

主神道修行仕、橘三喜を師と頼神書致学文、近年弥神道を以邪宗を相改申候（後略）

〔史料 20〕は、元禄四年（一六九一）二月二十四日付口上書の一節である。この口上書に先立ち、前年九月に神領の宗門改めについて与板藩から照会があったらしい。本史料はその返答書の性格を持っている。

史料の冒頭で、光頼は弥彦神社には古くから葬祭の法が伝わり、神祇宗と呼ばれていると述べている。神祇宗は、寺請でなく神道請での宗門改めをひとつの目的とされ、本史料の成立した元禄四年には始まっていくらかの年月が経っていた。光頼は、神祇宗は古くから伝えられてきたが、神領の横領などを経て退転し、境内へ仏教者が入り仏像を祀るなどのことが起こったと主張する。しかし、自分が幼年の頃に会った幕府寺社奉行の井上河内より、神祇宗について怠りなく勤めるよう仰せ付けられ、以来橘三喜を師と頼んで神書を学び、近年はいよいよ神道により邪宗を改めている、と経過について述べている。

与板藩はこの一札で納得せず、なお下問し、翌三月光頼は重ねて以下の返答をした。とりわけ俎上にのぼったのは葬送儀礼で、より広義に言えば祖先祭祀の問題であった。

〔史料 21〕

一 拙者社ニ不限古キ社者何茂古法を相守此通ニ御坐候、
仏法日本ニ渡候儀ハ近キ事ニ御座候、其已然総而日本ニ

而ハ本朝之葬祭之取行ニ御座候、古キ社は今以古法相守
罷在候

(中略)

一 世上押渡申候中臣祓集説ニ茂委ク御坐候

一 弥彦之縁起之旨并葬祭之卷物之写持参仕候、御覽可被
遊候ハ、差上可申候、本朝之式法委細ニ記置候神書ニ
而御坐候、以上

未

越後国弥彦神主

三月十一日

高橋左近印

神社

御奉行所⁽⁴⁾

光頼は、仏教の渡来は神道に較べれば近來のことで、それ以前は独自の葬祭を執行していたと主張する。そのことは、世間に流布する橘三喜『中臣祓集説』に詳しい。証拠として、弥彦神社の縁起と葬祭の卷物の写しを提出する。光頼はそう述べて回答とした。

この照会のひとつの焦点は、寺請制が浸透するなか、神祇宗による葬祭の正統性の有無にあった。確かに『中臣祓集説』には葬祭での葬列や供え物などが詳しく図示され、高橋光頼が与板藩へ写しを提出した「葬祭の卷物」(「神道葬祭絵巻」も、やはり葬儀について絵巻様に説いている(後掲写真4・5)。

光頼が復古を前提にする限り、儀礼を見直し、他の宗教者

と衝突するのは必然であった。しかし、世情では寺請制が浸透し、定着を始めていた。寺請制度はキリシタン禁制が目的で、この一点では妥協する余地がない。だからこそ与板藩は神道請や神葬へ敏感に反応せざるを得なかったのだろう。

しかし、元禄期の弥彦神社では境内から仏像や仏具を除き、仏堂(阿弥陀堂)を神祇宗の施設(神祇宗神宮寺・靈璽殿)へと改め、神社から扶持を得る僧侶(真言院快詠)を追放するなどのことが起こっていた。元禄八年に扶持米を差し止められ、翌年神領から追放された真言院快詠は幕府へと訴えた。やがて訴訟となり、光頼は江戸への出府を余儀なくされて、元禄十年二月の幕府寺社奉行所の裁許により越後一国・江戸十里以内からの追放処分を受け、同十二年には快詠による再度の訴訟で神祇宗も否定される。

この出来事は、高橋光頼を中心にした当該期の弥彦神社に特徴的な事件として語られ、研究もされてきた。⁽⁴⁾しかし、本論では神祇宗が弥彦神領で完結せず、むしろ長岡藩牧野家領で流行した事実を明らかにしたい。たとえば、次のような一札にその一端を窺うことができる。

「史料22」

所請状之事

一 神領弥彦村行田次郎右衛門子伊織年三拾八ニ罷成候男、宗旨ハ神祇宗弥彦村神宮寺代々檀那ニ紛無御座候、若御制禁之切死丹耶蘇宗門并不実成者と申訴人御座候ハ、我々何方迄も罷出急度申分ケ可仕候、其御地へ少茂御苦勞掛申間

敷候、為後日之所請状如件

元禄六酉年二月廿五日

(後欠)⁽⁴²⁾

神祇宗神宮寺別当印

右は元禄六年(一六九三)、弥彦神領からの転居にあたって書かれた所請状の写しで、名宛人は書かれていないが、長岡藩領新潟町(新潟市中央区)の役人に出されたものである。弥彦神社の老官行田次郎右衛門の子伊織が神祇宗であることを証した内容で、この転居により彼は同地神明宮の神主になった。こうしたことが長岡藩領で認められるようになった最大の理由は、藩主の牧野忠辰(駿河守)が抱いた三喜流への共鳴にあったように思われる。

〔史料 23〕

一 牧野駿河守殿奥方懐胎二付、当社江御祈禱被頼越候一件二付、上野凌雲院より衆徒退院、社家・神職御取放被仰付候一件如左

蔵王衆徒社家江申渡覚

今度牧野駿河守殿奥方御懐胎二付、其社江御祈禱御頼候処ニ、大体一通リニ而真実ニ不入精ニ、殊御懐胎之御祈禱と申ニ而無之故、駿河守殿御腹立不大形候、他領之神職之者さへ抜群ニ出精を相勤候ニ、御領分も同前之地ニ罷在、殊ニ御寄附料有之上八大旦那之儀候処ニ、御腹立被成候様ニ仕候事不届千万ニ候、右之仕方沙汰之限ニ候之故、衆徒ハ

寺院召放候、社家は神職召放候、住所之儀は何方ニ罷在候とも其構無之候、已上

元禄七年戊六月二十一日

凌雲院 印⁽⁴³⁾

右は元禄七年(一六九四)六月、妻の懐妊に際し祈禱に出精しなかつたと、天台宗で朱印領を持つ蔵王堂(長岡市)を牧野忠辰が叱責し、本寺にあたる上野(東京都台東区)の寛永寺凌雲院が衆徒・神職を追放するとした申し渡しである。忠辰は祈禱が一通りのもので、真実に打ち込んでいないと咎めているが、注目したいのは、「他領の神職の者さえ抜群に出精を相勤め候に、御領分も同前之地に罷在り、殊に御寄附料これあるうへは八大旦那の儀に候処に、御腹立なされ候様に仕り候こと不届き千万」とする箇所、蔵王堂の衆徒・神職が「他領の神職」と比較の結果処罰されたのは明らかである。

表2は、弥彦神社などとの関わりを中心に、牧野忠辰の信仰歴を一覧にしたものである。忠辰の信仰に関わってもっとも知られ、かつ後世へ影響を与えたのは、享保七年(一七二二)に彼が没した直後に吉田家から神社号(蒼柴神社号)を獲得して神として祀られ、やがて天明二年(一七八二)、時の藩主牧野忠精が蒼柴神社を創建し、その祭神になったことである。蒼柴神社については本論では埒外とするが、忠辰は神道に傾き、自ら神格を得て祀られたい頭著な欲求があつた。⁽⁴⁴⁾

弥彦神社の神領が、もとは長岡藩領から割かれたことは前述した。そうした由緒もあつて、忠辰が弥彦神社と交渉する

表2 牧野忠辰と弥彦神社の関わり

年月日	内容	典拠
寛文5年(1665)	牧野忠辰(忠郷)出生	
元禄2年(1689)	牧野忠郷、弥彦神社社参	岡眞須徳『弥彦神領史話』(166頁)
元禄7年(1694) 2月22日	高橋光頼より神道伝授を受ける(①「越州弥彦の神官高橋左近授之」、②「同年二月廿二日、越後弥彦神職高橋左近招之、於学問所、神道相伝之、此節、三間市之進・本間佐五兵衛罷出ル」)	①は「牧野家譜」、②は「御附録」
元禄7年6月	牧野忠郷、妻懐妊の祈祷不出精を理由に蔵王堂の衆徒と社人を追放	『長岡市史』資料編2(841頁)
元禄7年10月	弥彦神社末社五所宮創建	岡眞須徳『弥彦神領史話』(166頁)
元禄7年	牧野忠郷、忠辰に改名。橘三喜の影響といわれる	広井造「牧野忠辰について」(『徳川の栄華』37頁)
元禄8年(1695) 正月17日	橘三喜より神道伝授を受ける(「橘三喜を招、神道伝授之」)	『御附録』
元禄8年(月日不詳)	忠辰、江戸浅草新堀端の橘三喜の居宅を訪問、釜1基・樽酒を下賜	広井造「牧野忠辰と学問」(『徳川の栄華』43頁)
元禄8年7月18日	牧野忠辰、蒲原郡鴻巣村の開発地より高10石を五所宮へ寄進	弥彦神社所蔵文書、目録せ-8
元禄8年9月20日	吉田侍従より十八神道伝授を受ける(「吉田侍従より十八神道伝授之」)	『牧野家譜』
元禄8年11月6日	五所宮遷宮式に出仕	弥彦神社所蔵文書(目録け-3)
元禄9年(1696) 3月5日	忠辰、五所宮へ祝詞奏上。光頼へ千羽小忌衣・小袖を奉ずる	弥彦神社所蔵文書、目録け-3
元禄9年5月	快泳、宝光院の住僧から追放	〃
元禄9年9月	快詠が出府、幕府寺社奉行所より弥彦村庄屋の堀三郎左衛門へ寺社奉行の裏判が届く	〃
元禄9年10月	高橋光頼出府	〃
元禄9年11月	幕府寺社奉行所へ弥彦神社から「弥彦水帳」「御縁起」「葬祭之巻」など諸証拠が提出される	〃
元禄10年(1697) 閏2月	幕府寺社奉行所の裁許により、高橋光頼が越後一国・江戸十里四方追放	『弥彦神社叢書』第3輯
享保3年(1718) 孟夏	「多年その志を励む」ことを理由に、唯一神道大護摩法を吉田家当主の吉田兼敬より得る	蒼柴神社所蔵文書
享保6年(1721)	牧野忠辰隠居し、名を成喜に改名。橘三喜の影響といわれる	上述「牧野忠辰について」
享保7年(1722)	牧野忠辰没する、吉田家から蒼柴明神号を得る	
明和8年(1771) 8月3日	吉田家当主の吉田兼雄より「蒼柴明神」の宗源神宜を得る	蒼柴神社所蔵文書
天明2年(1782)	長岡藩主の牧野忠精、蒼柴神社を創建	

今泉鐸次郎編『牧野家譜』上(長岡史料調査会1921年)、「御附録」(今泉省三・真水淳編『越佐叢書』第13巻野島出版1978年)、『弥彦神社叢書』第3輯(1943年)、『長岡市史』資料編2(1993年)、蒼柴神社文書(長岡市文書資料室所蔵の複製)、『徳川の栄華』(新潟県立歴史博物館2018年)より作成

のは自然で、神社側には元禄二年に彼が参詣に訪れた記録がある。しかし、忠辰の傾倒はそこに止まらなかった。長岡藩側の記録によると、元禄七年二月、彼は高橋光頼より神道の伝授を受けた。この逸話を記すのは「牧野家譜」「御附録」と名付けられた編纂史料で、伝授の具体的な内容は窺えない。ただ、記事としてより詳しい「御附録」に載る次の一節は注意できる。「越後弥彦神職高橋左近これを招き、学問所に於いて、神道これを相伝す、この節三間市之進・本間佐五兵衛罷り出でる」とする内容で、市之進・佐五兵衛は、忠辰に近侍した家中の者で、長岡藩の江戸藩邸を会場に、この二人も光頼から神道の伝授を受けたに違いない。

このことを確認したうえで、元禄七年六月の叱責を経て、翌七月に蔵王堂の神職から長岡藩へ出された一札をみてみたい。

〔史料 24〕

一 牧野駿河守殿より御隠密ニ御頼被成候御祈禱之儀ニ付書ニ吉岡彦右衛門方より委細申上候、然共、駿河守殿御腹立、尔今不相止、依之御仕置ニ被仰付、御書付之通ニ社職差上ケ申候、早速罷登御訴訟仕、三間市之進と対決被仰付候様ニ、奉願度存候え共、当分ハ奉任御意延引仕候、拙者共謬無御座候、乍恐其分ニ仕置申候ては、御為ニも不可然と奉存候間、蒙御免、御訴訟申上、対決仕度奉存耕、右之趣意宜御披露奉願候、以上

元禄七年

梅津惣兵衛印

戌之七月七日

十楽寺権右衛門印

荻原権左衛門様

梅津新左衛門印⁽⁴⁾

海津惣兵衛・十楽寺権右衛門ら蔵王堂の神職三人より、忠辰の仕置を受け入れ、社職を差し上げるとした内容で、一方で彼らは自分たちに誤りはないとし、訴訟のうえ三間市之進と対決したい、といっている。つまり、忠辰は市之進を通じて祈禱の不入精を知り、その言を容れて厳しい処分を下したに違いない。この頃、市之進は忠辰に近侍して高橋光頼から神道伝授を受けたと想定できるから、叱責の背後には三喜と三喜流の影響が深くあったことになる。また、蔵王堂の神職が対決の申し入れを市之進にするほど、忠辰の傾倒は周知の事柄になっていたと推測される。

やがて元禄七年十月、牧野家ゆかりの故人四人と大己貴神の五柱を祭神に、忠辰は弥彦神社境内に新たに神社(五所宮)を創建した。四人の故人は、長岡藩が確立してまもなく何か不幸な事由で逝去した牧野家の一族とされている。翌八年正月、忠辰は橘三喜より神道の伝授を受け、同年十一月、彼は家中の有志を従えて、前年寄進した五所宮の遷宮に臨んだ。忠辰の伝授や祭儀の執行が、長岡藩の家中に三喜流の神道説が広まる直接のきっかけとなった。

四三喜流と祖先祭祀

三喜流の拡大で注目したのは、明けても暮れても天照大神の名号を唱え、門弟一人ひとりが工夫して様々に拵えたとする伴部安崇の伝えた説明である。次に挙げる史料からは、この思想を高橋光頼がどう理解し、後進へどのように伝えたかを窺わせる（写真2）。

〔史料 25〕

天照皇大神 此神名号者、天地陰陽乃根源、万物乃情霊、自己神葉則皇神乃分身、唯天道乃正本尊奈礼波、四季乃勤乃中日与利外仁何程懇望須留共、是乎調様須刃加羅須、自然書弓不叶義有葉潔齋志弓調刃志、亦伝授須留仁於弓葉、氣乃真否乎見届介一心治定乃伝授乎極女、修業乃功府乃者仁免許須刃志、猥仁伝陪者、其身乃害止成而已奈羅須、神罰乎蒙刃幾者也⁴⁶

右は弥彦神社の神主家に伝わった神道を伝授する切紙で、元禄十五年（一七〇二）の年号と「神名号調様之事」の表題を持つている。注目したいのは差出人で、「唯一神道行者平心舎光頼」と、作成が高橋光頼であることを確認できる。既述のように、光頼は元禄十年の幕府裁許で越後一国・江戸十里四方からの追放処分を受けている。本史料は、追放後も彼が社人と音信を保ち、導師となつて後進へ教授したことを示唆している。

この切紙で、光頼は天照皇大神を天地陰陽の根源で万物の精霊と称え、すべての衆生はこの神の分身と位置付けている。

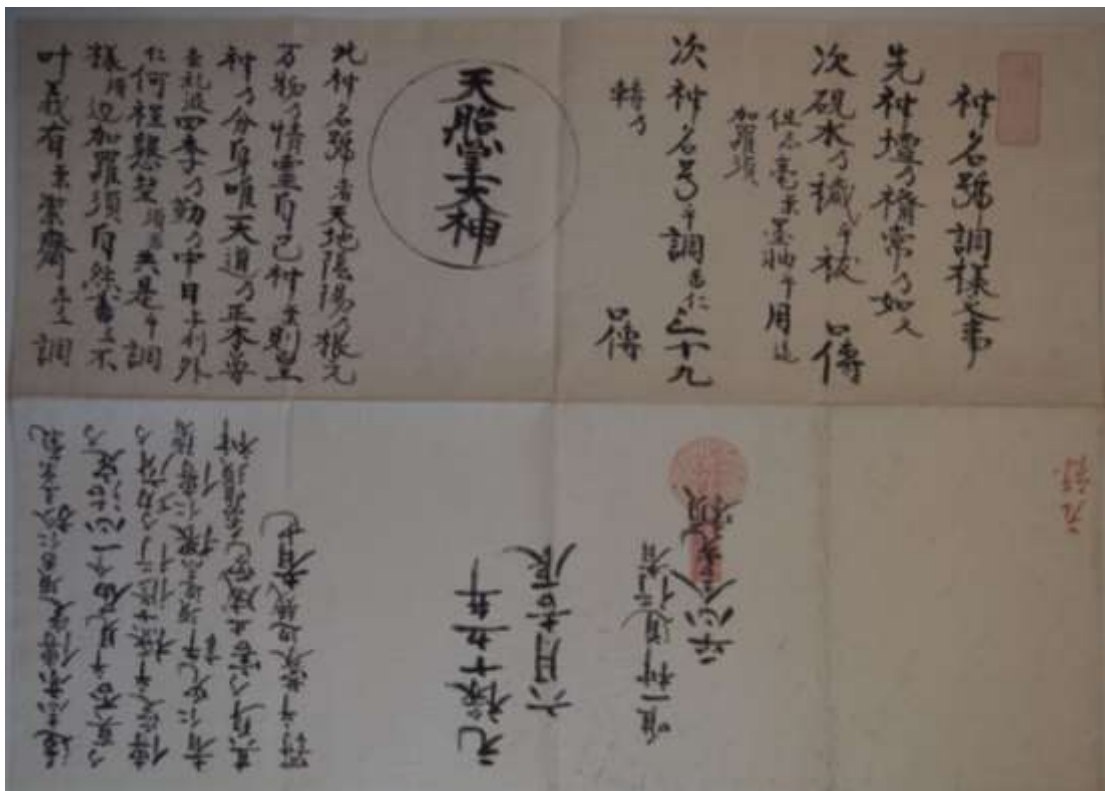


写真 2 高橋光頼「神名号調様之事」 元禄 15 年（1702）

そのうえで、「ただ天道の正本尊なれば、四季の勤めの中日より外に、何ほど懇望するとも、これを調べ様すべからず、自然書きて叶わざる義あらば、潔斎して調えるべし」と、天照皇大神の名号を望まれても、春夏秋冬の中日を除いては書き与えてはいけないうこと、止むを得ない時には精進潔斎して臨むことを説いた。

春・秋の彼岸に代表されるように、祭祀にあたって四季の運行を重視する考えは古くからある。しかし、光頼は冬と夏も同様にみる。弥彦神社には「神名号尊持覚」の表題を持ち、名号を得た人物の一覧が残っている。この史料から、光頼の保持した思想を窺っていききたい。ここでは、元禄八年五月分の記事を引いてみる。

「史料 26」

元禄八年乙亥五月七齋日

- | | | |
|-------|-------------------------|------|
| 老幅 | 山口舍人光政 | 式拾七歳 |
| 老幅 | 今泉岡右衛門周政 | 三拾七歳 |
| 老幅 | 新井又七義貫 | 三拾七歳 |
| 老幅 | 川北宇兵衛氏房 | 式拾六歳 |
| 猿田彦神号 | 鱸清左衛門成 <small>信</small> | 四拾六歳 |
| 同老幅 | 橋本弥七勝政 | 式拾五 |
| 同老幅 | 新井又七 | |
| 同 | 今泉岡右衛門 | |
| 月弓神号 | 川北宇兵衛 | |
| 同老幅 | 長谷川半蔵正信 | 三拾式歳 |

- | | |
|-----|------------------------|
| 素盞鳴 | 同人 |
| 同老幅 | 川北宇兵衛 |
| 同老幅 | 鱸清左衛門 <small>信</small> |

今日残る「神名号尊持覚」は、①元禄八年五月分、②同年秋七月分、③同年冬至分、④元禄九年二月分、⑤同年秋分の五種類である。八年五月分の場合、「老幅」とあるものが天照皇大神を指し、ほかに「猿田彦」「月弓尊」「素盞鳴尊」の三神、それに天照皇大神・天兒屋根尊・八幡大神からなる「三社託宣」と「ぬさ(麻)」が下賜されている。

表3は、この五種の名簿を一覧にしたものである。延べ四人で、重複分を除いた実数は三七人である。ただ、なかに名号を取り次いだ人物が四名(高津八郎兵衛・又蔵・川寫軍八・長助)おり、実際はもっと多かつた可能性がある。

取次四名のうち、又蔵は名簿に現れる長岡藩士徳増又蔵と同一人物とみなされるが、事蹟等はわからない。長助についてはまったくの不詳である。しかし、高津八郎兵衛は牧野忠辰に近侍して神道を修めた人物で、川寫(川嶋)軍八は川嶋徳兵衛という藩士の弟で、同時に光頼の叔母の子であった。本論第一章でわずかに言及したように、軍八は光頼の追放と後掲者の早逝等で男子のいなくなった神主家へ訴訟の末養子入りを認められ、宝永二年(一七〇五)に神主職に就任した。こうした人物像をみても、取次は誰にでもできたわけではなく、高橋光頼の信を得た人物が担ったのであろう。

表3 神名号等の下賜者一覧

元禄8年5月分

番号	氏名(年齢)	下賜の品	身分	「寛文分限帳」	「元禄分限帳」	「宝永分限帳」
1	山口舍人光政 (27歳)	神名号	長岡藩士			三百五拾石、御用人
2	今泉岡右衛門周政 (37歳)	神名号・猿田彦神号	長岡藩士		三百石	三百石 御徒士頭、御用人
3	新井又七義貫 (37歳)	神名号・猿田彦神号	長岡藩士		五拾石、御刀番、若党給九拾目老人扶持、在江戸之年金拾両	
4	川北宇兵衛民房 (26歳)	神名号・月弓神号・素盞鳴	長岡藩士			金拾石 御普請奉行
5	鱸清左衛門成信 (成住カ)(46歳)	猿田彦神号・素盞鳴	長岡藩士	五拾石	高五拾石、御口上番、江戸詰年銀三枚	
6	橋本弥七勝政 (25歳)	猿田彦神号				
7	長谷川半蔵正信 (32歳)	月弓神号	長岡藩士		四拾石、御櫛番、御膳番	

元禄8年秋7月分

8	橋本弥七(既出)	神名号				
9	長谷川半蔵(既出)	神名号	長岡藩士		四拾石、御櫛番、御膳番	
10	根岸弥次右衛門資章	神名号	長岡藩士	貳百石、江戸出火之節使役		
11	奥田弥五右衛門	神名号	長岡藩士か			
12	鱸清左衛門(既出)	神名号	長岡藩士	五拾石	高五拾石、御口上番、江戸詰年銀三枚	
13	本木頓齋重好 (19歳)	神名号	長岡藩士			三拾石、御茶道
14	川北宇兵衛民房(既出)	神名号	長岡藩士			
15	福田浪助	猿田彦、素盞鳴				
16	津田権之助	猿田彦				
17	貞都	猿田彦				

元禄8年冬至分

18	根岸孫八祐久 (28歳)	神名号	長岡藩士		五人扶持	
19	高橋長太郎	神名号	高橋光頼姉の子。元禄10年8月没			
20	□宇之助(15歳)	神名号				
21	疋田幸之進正方 (28歳)	神名号	長岡藩士		貳人扶持、江戸詰年金三両	

元禄9年2月分

22	堺屋五郎兵衛	神名号	出雲崎町の商人か			
23	人形屋惣左衛門 (30歳)	神名号				
24	高津八郎兵衛 (取次)	三社託宣	長岡藩士か			

元禄9年秋分

番号	氏名(年齢)	下賜の品	身分	「寛文分限帳」	「元禄分限帳」	「宝永分限帳」
25	山本可左衛門宗清 (48歳)	月弓尊・ぬ さ	長岡藩士			三拾石、金五両 同十両式人扶持
26	本富次兵衛正倫 (40歳)	月弓尊	長岡藩士		五人扶持	
27	今泉岡右衛門 (既出)	神名号	長岡藩士		三百石	三百石、御徒士 頭、御用人
28	永井権之太夫唯照 (57歳)	神名号	長岡町柳原神 明宮の神主カ			
29	藤井右京重賀(51 歳)	神名号	千手町村八幡 神社神主			
30	永井左門(35歳)	神名号	古志郡宮内村 神明宮の神主			
31	永井孫太夫家吉 (31歳)	神名号	神職カ			
32	又蔵(取次)(既出)		No. 38 の徳増 又蔵カ			
33	臣経平(38歳)	神名号				
34	川島軍八(取次)	神名号	長岡藩士川嶋 軍八弟で、の ち弥彦神社神 主			
35	藤井右京内はな	神名号	右京は千手町 村八幡神社神 主、はなはそ の下女			
36	山本何左衛門(既 出)	ぬさ	長岡藩士		三拾石、金五両 同十両式人扶持	
37	本富次兵衛(既出)	ぬさ	長岡藩士		五人扶持	
38	徳増又蔵	ぬさ	長岡藩士		三拾石、升渡奉 行	
39	小西藤一重章(51 歳)	神名号・ぬ さ				
40	小池甚五兵衛光房 (36歳)	神名号・ぬ さ				
41	赤川理兵衛(60 歳)	神名号				
42	長助取次(61歳)	神名号				
43	五十嵐外記女房 (23歳) おいち	神名号	五十嵐外記は 弥彦神社社人			
44	おいち娘およね(2 歳)	神名号	五十嵐外記娘			
45	岡市太夫子万次郎 (1歳)	神名号	弥彦神社社人			

※人名は「神名号尊持覚」、各人の禄等は『長岡藩の家臣団』長岡市史双書 No. 41 (2002年刊) より作成。

名簿は大半が男性だが、女性三名が含まれることはこの祭祀の女性観に関わって注意がいる。また、年令記載のある人物が二六人おり、最年長は六十一歳で、十歳に満たない人物も二名（二歳・一歳）いる。一歳や二歳の人物が自ら祭祀者になるはずもないので、名簿の年齢は享年にあたる可能性もあるが、全員をそう割り切れる根拠もなく、年齢表記が何を意味するのかなお検討を要している。

それにしても、名簿からは名号が老若男女問わず下され、家内一同に共通する祈願いうより、より個人的な使用が目途にされたと理解できる。

名簿の人物を寛文・元禄・宝永といった時々々に藩士の身分・待遇等を書き上げた長岡藩の「分限帳」で照合すると、三七人のうち一六人は藩士もしくはその一族と目され、不明者を詳細に検討すれば、その数はさらに増える可能性がある。残る二人のうち九人は神職もしくはその家族と目され、内訳として弥彦神領在住者が四名、長岡藩領が五名と判断できる。加えて、商人と思しい名前（堺屋五郎兵衛・人形屋惣左衛門）もあることも注意したい。つまり、流行は藩士を主体に広がっていた。

神名号はどういった機能を持ったのだろうか。表をみると、「神名号」のほか「猿田彦」「素盞鳴」「月弓尊」といった神格、それに「一通」「小一通」などという数え方をする「ぬさ」という神具も存在した。これらのことをより具体的に理解するため、以下いくつかの史料をみてみよう。

加身多奈略図

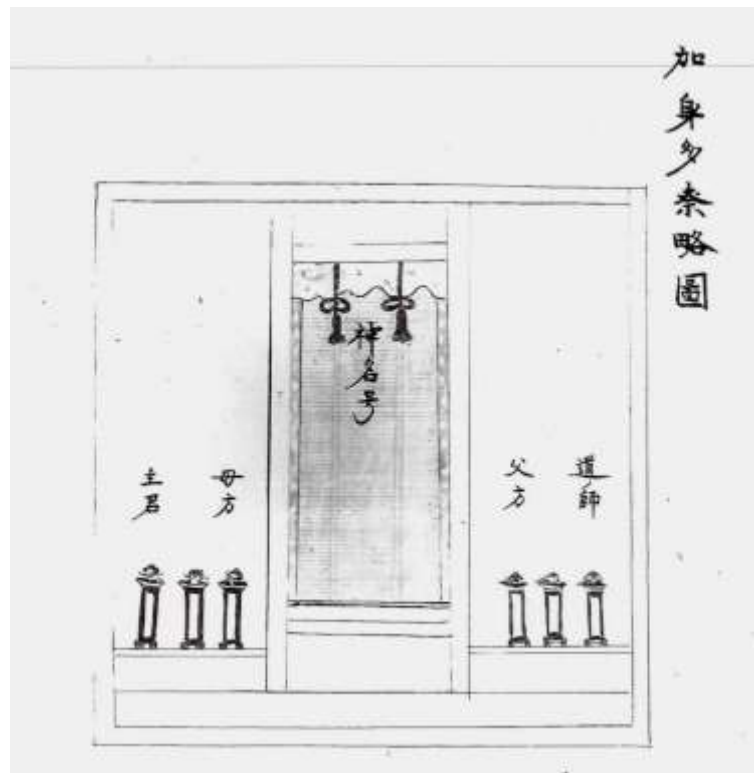


写真3 「神道葬祭絵巻」より「加身多奈略図」

〔史料27〕

神名号尊持口伝

天道の正本尊ト言、天照皇大神ヲ正本尊トいふ、諸神の御跡なる故ニ神たなの正面懸置へし、何連の宗旨トいふとて^(カ)諸宗共ニトいふ事也、(後略)

掲げたのは「神名号尊持口伝」と表題のある文書の部分で、年号は欠けており筆者もないが、橘三喜「一宮巡詣記」をみ

ると、旅先で「尊持口伝」の称のある教説をしていることがあり参考になる。具体的に三喜が講じたのは、「六根清浄大祓尊持口伝」「中臣祓尊持口伝」の二種である。各々誰へ講じたかは記載がない。しかし、いずれも数日かけて口述した形跡があり、三喜が重要な秘伝としていたことが知られる。

ここからわかるのは、尊持口伝とは、神典を口伝で註釈したものである、ということである。そこで、「神名号尊持口伝」とは神名号に関する三喜系統の註釈書、という定義が成り立つ。「史料27」の文意は、天照皇大神は天道の正本尊で、神名号は神棚の正面に懸けるべきこと、天照皇大神の尊重は、いずれの宗旨にも共通することを説いている。つまり、「神名号」と天照皇大神の番号は一致し、礼拝のため家々の神棚に懸用する神具ということになる。「猿田彦」「素盞鳴」「月弓尊」といった神格も、やはり名号として掛軸にしたに違いない。

橘三喜に「神道四品縁起」という著作がある。三喜の理解では、日域の神（日神）の本地（大元）は国常立尊という。国常立尊七世の孫には伊弉諾尊・伊弉册尊いざなぎのみこと・伊弉册尊いざなみのみことがある。伊弉諾・伊弉册は一女三男を設けた。一女とは天照皇太神であり、三男とは月弓尊・蛭兒尊・素盞鳴尊である。つまり、弥彦神社下賜の番号は、蛭兒尊を除いて天照皇太神母子を用いたことになる。このうち天照皇太神を、三喜は「広大無辺の御慈悲まします神明」で、「我名を唱へば、たちまち神変をあらはしすくひとらんとちかひ給」った神と定義する。女性は罪深く、助かり難いという世間の風潮もあるが、三喜によれば神の道

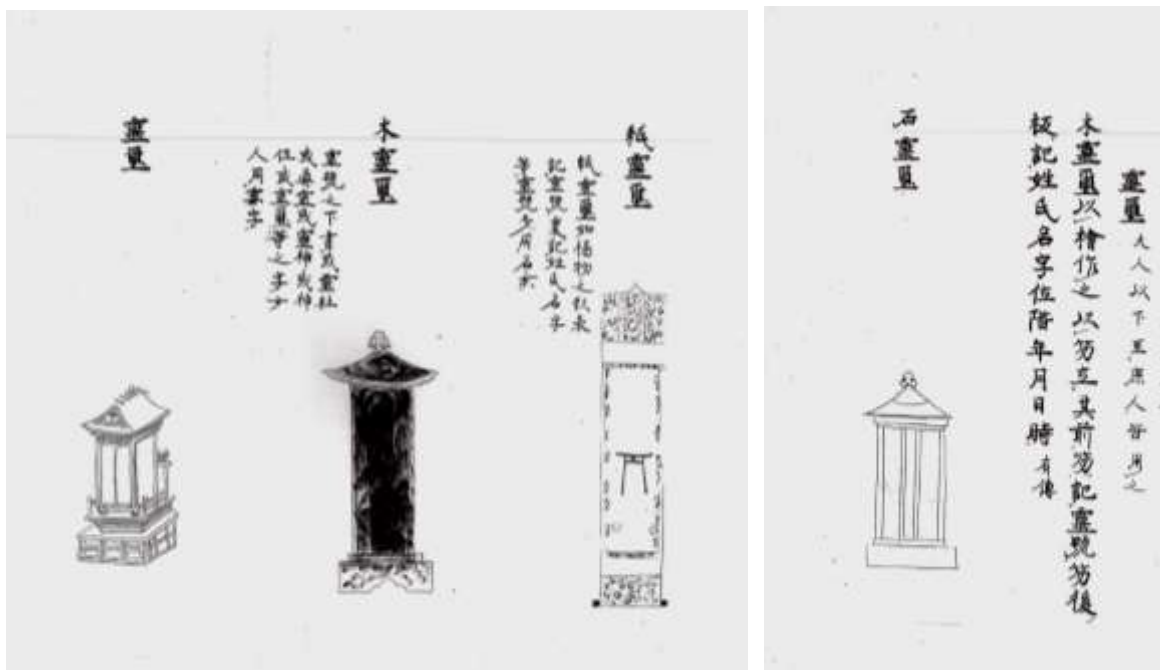


写真5 「神道葬祭絵巻」より「霊壘」

では男女を隔てるということはない(「神の道にはさらく／＼男女をへだつる事なし」)。それというのも、天照皇大神自身女神であるから、と彼は説明を加えている⁽⁴⁹⁾。

神名号の用途を、より具体的に考えられるだろうか。写真4は、弥彦神社に伝来する絵巻(「神道葬祭絵巻」)から引いた一部である。絵巻には表題・年号・制作者はみえていないが、三喜の影響下で弥彦神社において成立したと考えられている⁽⁵⁰⁾。元禄四年、与板藩へ希望するならみせましよう、と光頼が述べたのはこの絵巻である。

引用場面は祖先の御霊を祀る神棚(「加身多奈」)の略図で、正面に神名号を掛け、脇には父母・道師・主君の位牌(神祇宗では位牌を霊璽と呼んだ)を祀っている。ここでは、神棚が今日の様式と異なり、江戸時代の古民家等ではしばしばみる簡素な仏壇を思わせることに注意したい。

神棚と仏壇の発生について考察した平山敏治郎は、古くは神を祀る祭場を「タナ」を呼び、地上または床上に密着せず、空間に高く懸け出された構造を持つか、もしくは箱型の壇を置き、必要により神を迎える臨時的施設だったことに注意を促した。かつ、祭場は「ヤシロ(社)」よりも家の内にあることが様式的に古いことを指摘した。そのうえで、彼は仏壇の生成について議論を及ぼし、その源流が寺院にあり、個人的な信仰施設である持仏堂の発生に直接の祖型があるとしつつ、個人の生活領域である邸宅内に造作された基礎には神道的な祭祀の意識があざかった、と考えた⁽⁵¹⁾。三喜流の神棚は、どこ

か平山の指摘した古式で個人的な神道の祭壇を思わせる。

写真5は、「神道葬祭絵巻」より「霊璽」を説明した部分である。霊璽は大人から庶人までみな用いるものとされ、材は石製・紙製・木製とあり、いずれでも差し支えはなかった。このうち「木霊璽」「紙霊璽」の説明を抜き書きしてみる。

「史料28」

木霊璽以檜作之、以笏立^ニ其前^一、笏記^ニ霊号^一、笏後ノ板^ニ

記^ニ姓氏名字位階年月日時^一一有伝

紙霊璽如揚物之形、表記^ニ霊号^一、裏記^ニ姓氏名字等^一、霊号多用^ニ名乗^一

木霊璽の場合その前に笏を立て、表には霊号を、裏面には姓名を書く。笏うしろの板には、姓名・名字・位階と日付を書く。紙の場合は、霊号の多くに名乗りを用いる。つまり、木製は紙製に較べて身分の高い人物が用いる想定がされていた。

ところで、仏教でいう位牌は先祖に限らず、たとえば高貴な人物の御願寺などでも制作のうえ祀られることがある。また、やはり仏教でいう初七日・一周忌など年忌について、三喜流はどう考えていただろうか。この二点について、「神道葬祭絵巻」をみると、「祖神を祭る法(祭^ニ祖神^一法^ニ)^一という記事があり、その思想を窺うことができる。

「史料29」

祀^ニ霊神^一自^ニ初日^一至^ニ八日^一、毎月当日、毎年正当日、毎年

四季祭^レ之、主親師如^レ此、自余隨^レ疎而減^ニ省^ス之^一祭^ニ祖神^一法、
自^ニ祭之前日^一潔齋沐浴而著^ニ淨衣^一避^ニ諸不淨^一止^ニ諸忿怒^一
及^ニ祭之日^一著^ニ祭服^一（後略）

まず後段の記事からみよう。文中の「主親師」とは、写真
4の神棚と対応して主君・父母・導師の三者を指す。ほかの
宗旨でも窺えるのかも知れないが、主君と導師の尊重は特徴
的で、牧野忠辰などを惹きつけた一因だったかも知れない。

前段をみると、特に故人を祀るべきと定められた日がある。
①没後八日間、②月々ごとの命日（「毎月当日」）、③年ごとの
命日（「毎年正当日」）、④四季ごと（「毎年四季」）、の四種で
ある。これらの日の前日には身を清め、衣を着替え、不浄を
避け怒らずに当日を迎える。

先祖祭祀について考察した竹田聰洲は、正月と盆の正確な
理解を促している。竹田によると、一月十五日を中心とする
正月及び七月十五日を中心とした盆は、祖霊の迎祭がその本
質で、かつ春・秋と時期的に相對応する年間の節目であった。
さらに竹田は、現代の理解・習慣と異なり、この二大年中行
事の本質は年始行事や仏説（盆行事を説く仏説孟蘭盆經）と
は無関係の日本固有の信仰要素で、神祭りと一定の関連性を
持つと指摘した^(5.2)。また、正月・盆の両行事は初春と初秋の満
月の日を中心に行っている点特徴的、とも指摘している。ただ、
光頼の理解は、正月と盆を中心に祖霊の迎祭を考えた竹田の
解釈と似て非なるものであった。

「史料 30」

①
中冬中仁望弓シモツキ既仁南赤於窮賜布イタリヌスデヒノミチキワメ

中冬ノ二字ニ霜月ト云読ハナケレトモ、神書ノ筆法ナリ、
霜月ノ和言ハ霜降月也、此月至霜ノ降月ト云コトナリ、
中仁望ハ冬時ノ中ナリ、此時一陽来フクス、此故ニ唐ニ
テハ此時ヲ正月トス、是則冬至ノ勤ナリ、紙面ニ四季ノ
勤トハナケレトモ、自然ト其教ソナワレリ、既ニ南赤於
窮ハ日神行道ノ道三スジ有リ、中ニ冬至ノ道是ナリ、極
メテ昼短キ時ナリ、窮ハ日神是ヨリカヘリ玉フ故ニ、中
日ヨリ昼少ツ、長クナル、此時一陽来ケクス

②
次仁二乃中有利

トハ、冬至ト時正トノ間ニ兩月アルヲ云、

③
是ヨリ時正コトヲシルシ玉フ、中ノ春ハ春三月ノ中也、
中乃日ハ二月ノ中ヲ以中春ト云、日ニモ始中終アリ、中赤キサラキ
於窮トハ日ノ行道三スジアリ、中ノ道ナリ、陰陽当分ノ
時節ニシテ、昼夜同志久運利玉フ、故ニ日夜不長不短、
陰陽暑是ニ同シ、万物ノ靈是ニ隨、イワンヤ人ニヲイテ
ヲヤ

④
次二乃中有

ハ時正ヨリ夏至ノ間ニ二月ヲ云フ、

⑤

中乃中道仁至留

ハ、時正ノ中日也、此日ヨリ日少ツ、長クナリ玉フ、中道実相ノ時節ナレバ、此日咸仁斎志互屋躬乃穢乎改女、正静利直動幾、誠信仁志互解祓志敬慎互祭供斎宿利互眠羅須、欽美互、新日於待奉留^(マ)ベレト也、新日ト云ハ日待也、是日出ノ伝アリ⁽⁵³⁾

弥彦神社に「伊夜比古神社記」という由緒記があり、「伊夜比古縁起聞書」の表題を持つ注釈書が残っていて、「元禄九丙子年夏至七斎日」の日付が入っている。註釈を著した筆者は記されていないが、元禄九年（一六九七）夏至とある日付及び内容から、筆者は高橋光頼に比定される。右は、そこから五点の記事を引いたものである。

光頼が重視するのは冬至と夏至、それに「中ノ春」「中ノ秋」と彼が記す春・秋の彼岸であった。「中の春」について説明した記事でみると、日中と夜の長さが同じで、長すぎ短すぎず、暑からず寒からずで、万物の霊はこれに随う。まして人間ならなおのことと主張する。彼は、この日を「時正」と呼び尊んだ⁽³⁾。冬至だと中の春との間に二か月あり、中の春から夏至までもやはり二か月ある。これらの説明を月に直して表すと、彼が重視した四季の中日はおおよそ二月・五月・八月・十一月に訪れる。

こうしたことを確認し、表3を見直すと、元禄八年夏分を

七月と書いて神名号を下賜しているのは違和感がある。この問題に仮の解答を記すなら、太陽の運行を重視した光頼と近世の暦の間に相違があり、この年は七月に繰り上がったか、江戸へ出府するなどの事情があつて前倒しして執行した二つが考えられる。先に挙げた「史料25」・写真2で、光頼は神名号を四季の中日に授けるとしながら、「自然書いて叶わざる義あらば、潔斎して調えるべし」と、例外規定を書いている。どちらにしても、信奉者へ説明できるよう周到に準備していた、ということだろう。

表4 五所宮遷宮の和歌・漢詩の詠者

署名	神名号の下賜
従五位下源忠辰朝臣	
光頼 高橋左近	
正舎 牧野頼母	
仲宜 澄川柳軒	
成住 鱸清左衛門	有
氏房 川北宇兵衛	有
利久 須藤丹賀	
久錐 月主主殿	
濟生 安田道口	
満真 木野文内	
経之 小出善助	
正方 疋田幸之進	有
頼則 高津八郎兵衛	有

おわりに
 ここまでで、三喜流が弥彦神領を超えて広まったことを確認した。最後に、「神名号尊持覚」に載る名簿が元禄八年に始まり、九年秋分を最後としている理由を、牧野忠辰が寄進して弥彦神社境内に創建された五所宮を通して検討し、見通しを述べてみたい。

五所宮の遷宮は、創建から少し間を置き、元禄八年十一月に執行された(前述)。以下に引くのはこの祭祀の執行に加わり、神名号の取次役でもあった高津八郎兵衛による文書の一部である。

「史料31」
 (前略) もとつさいわぬ八とせの冬霜月はしめの六日、みましようつしののりいとこまやかにとりおこなはせ給ふ、仮

殿より新殿までこもむしろをしき布をはべ、そのうへをみゆきなし奉る、先かり殿にてみましようごきのみつとめあり、ことおはりて高橋光頼みさきはらひにたち、地らしよねのうつはものを持ってあゆみゆく、次に忠辰の君みてくらを捧させ給ひてすすみます、次にみちをし人みつよし羽軍をいたきまいらせる、次に高津よりのりにほひ火とり持、次に(成住)なりすみぬさをもちおんあとにしたかひゆく(成住)(後略)

骨子は、①元禄八年十一月六日、仮殿から新殿へ遷宮を執行したこと、②最初に仮殿で神事を行い、③次に光頼を先頭に、牧野忠辰・橋三喜が神具を捧げて進み、続いて高津頼則、鱸成住が各々「にほひ火」「ぬさ」を持ち従った、というものである。つまり、本史料は八郎兵衛こと頼則が自身の体験を記録したことになる。

表4は五所遷宮で忠辰に随伴し、遷宮当日に神前で奉賀の詩文を詠じた人物(一二名)の一覧である。これらの人物について、岡眞須徳は詠者を長岡家臣団の主だった人物と説明している。より詳細にみると高津八郎兵衛だけでなく、鱸成住もまた「神名号」の取次役で、川北宇兵衛・疋田幸之進の二名は神名号を下賜されていることに注意が向く。しかも成住と八郎兵衛が忠辰・三喜・光頼と並んで五所遷宮で神事を執行したのは、一層大きな注意が必要だろう。

成住・八郎兵衛とも、藩の分限帳にそれらしい名前が残ること、弥彦側の儀礼史料に名前がみえること以外、具体的な

人物像を知られてこなかった。しかし、光頼・忠辰・三喜に随って神事で役儀を担ったことから彼らに近く、その方面に明るかった想定は成り立つだろう。

忠辰が三喜・光頼に神道を学び、五所宮創建と遷宮を執行したことから長岡城下から弥彦へ名号を求める思潮が起こったことは強く関係した。成住や八郎兵衛、それに忠辰家臣の川嶋徳兵衛弟で、名号の取次役をし、後年弥彦神社の神主になった川嶋軍八のような神社神道の祭祀に明るく、光頼・三喜とも交渉があった人物が複数いたことは、城下で神道が高揚する雰囲気醸成に力があつたと思われる。

元禄九年九月、高橋光頼は「唯一の法」を企て、神宮寺を神祇宗神宮寺と改めたことなどを理由に宝光院（のち真言院へ転住）快詠に訴えられ、同年十月に江戸へ出府し、そのまま翌十年閏二月にあつた幕府裁許まで滞留して、越後一國・江戸十里四方追放の処分を受けた。名簿が元禄九年秋分（七月分）で終わっているのは、光頼が十月下賜分に携わることができなかつたからに違いない。名号の下賜は光頼の専権事項で、彼の存否が城下の祭祀に関係したことになる。光頼の失脚で名号の下賜は途絶え、長岡城下での三喜流の祖先祭祀は中絶したに相違ない。

このように、三喜Ⅱ光頼流の祭祀が城下へ浸透したのはごく短期間であつた。この間、庶民の間で仏教流の祖先祭祀も浸透し、定着が進んでいた。この意味で、光頼の追放がなくとも三喜流は一時的な流行で終わっていた可能性もある。し

かし、短期間であつても三喜と三喜流が藩の中核に入り、その具体相が知られたのは従来の研究でなかつた。弥彦神領での特徴的な宗教運動と捉えられてきた神祇宗の定義も変わり、これまでに考えられてきた以上に多彩な性格を帯びた運動に見直す必要があると思われる。

- (1) 「諸社称宜神主等法度」と呼ばれることの多いこの法度について、橋本政宜が江戸時代にこのように称されたことはない指摘し、同じ寛文五年七月十一日付で発布された「寺院条目」「寺院下知状」と対で出されたことに注意を促し、「神社条目」と称すべきことを述べている。本論ではこの指摘を容れ、「神社条目」と記した。
- (2) 橋本政宣「吉田家の諸社家官位執奏運動―寛文九年吉田執奏一件争論を中心に」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八号二〇〇八年)
- (3) 井上智勝「一七世紀中後期の領主権力と一宮・式内社―その保護・顕彰政策と正当性―」(『日本宗教文化史研究』第一一巻第二号 日本宗教文化史学会二〇〇七年)
- (4) 小野 将「近世の『国学』的言説とイデオロギー状況」(『歴史学研究』第七八一号(増刊号) 二〇〇三年)
- (5) 勝部芳作『神道異流辨』は森繁夫「橋三喜の年譜」(一九四三年)より引用。
- (6) 多田義寛「蕁菜草子」(『日本随筆大成』第二期一四卷三〇頁 吉川弘文館 一九七四年)
- (7) 平田篤胤「俗神道大意」(『新修平田篤胤全集』第八卷名著出版 一九七六年)
- (8) 佐陀大社への訪問と神社側の記録については、森繁夫「橋三喜の年譜」(『人物百談』八九頁 三宅書店 一九四三年)
- (9) 出村勝昭『吉田神道の基礎的研究』二六二―二六五頁(臨川書店 一九九七年)
- (10) 安座の重視は、橋三喜に師事した弥彦神社神主の高橋光頼も共通した。元禄十三年(一七〇〇)頃に著した著書のなかで、「今ノ世ハ人ニ恥シメラレ侍リテモ耻ト思ハサルモノ多シ、是能鏡ナリ、工夫に過る事なしトハ、工夫ハ心ヲ練ルナリ、心理ヲサトスニハ安座ニ超ル事無、安座ノ功府ヲ積、加持ノ修行ニ寄テ心ヲ見ル工夫ノ至極ト可言也」といつている。『弥彦神社叢書』九八頁(国幣中社弥彦神社社務所 一九三七年)
- (11) 松下松平「橋三喜著一宮巡詣記第一巻の全文発見」(『財団法人明治聖徳記念学会紀要』第五〇号 一九三八年)。また、森繁夫前掲論文。
- (12) 山本信哉「中臣祓集説」解説(『大祓詞註釈大成』下巻 五頁 内外書籍 一九三八年)
- (13) 幡鎌一弘「慶安寛文期の吉田家」(幡鎌一弘代表『吉田神道家「御広間雑記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究』平成十五年度十七年度科学研究費補助金基盤研究(C)(一五五二〇四一九)研究成果報告書 二〇〇六年)
- (14) 大塚統子校注「一宮巡詣記抜粹」(『続神道大系』神社編 総記(一) 神道大系編纂会 二〇〇三年)
- (15) 前掲『大祓詞註釈大成』下巻(五頁)
- (16) 天理大学附属天理図書館所蔵吉田文庫「御広間雑記」

寛文九年三月四日条

- (17) 橘三喜『中臣祓集説』(『大祓詞註積大成』下巻三一頁)
- (18) 前掲『中臣祓集説』参照。
- (19) 矢崎浩之「中臣祓集説」(『神道事典』五八五頁 弘文堂 一九九四年)
- (20) 『補訂版国書総目録』に載る著作は、①「秋津真言葉」(神宮・京都府に写本)、②「神道四品縁起」(『神道総説』国書刊行会所収)、③「思辨集」(東北大学に写本)、④「神道あつめ艸」(無窮会)、⑤「八重垣」(日本大学に写本)、⑥「与佐濃文」(『神道分類総目録』による)、⑦「一宮巡詣記」(各所に抜粋本、『日本庶民生活史料集成』第二六巻〈三一書房 一九七八年〉等に翻刻)、⑧「八箇経伝」(東京大学宗教学研究所に写本あり)、⑨「中臣祓集説」(『大祓詞註積大成』下)、⑩「中臣祓集説蒙引」(『大祓詞註積大成』下)
- (21) 前掲『中臣祓集説』参照。
- (22) 伴部安崇^{やすたか}『神道辨草』(『統々群書類従』第一 国書刊行会 一九〇七年)
- (23) 松下松平「一宮巡詣記第一巻全文の発見」(『財団法人明治聖徳記念学会紀要』第五〇号 一九三八年)
- (24) 『一宮巡詣記』の流布本の考察は、大塚統子「巡詣記解題」(『統神道大系』神社編総記(一) 神道大系編纂会 二〇〇三年)。また、巻一は松下松平前掲論文、岡田正利編の抄本は『統神道大系』のほか、『日本庶民生活史料集成』第二六巻(三一書房 一九八三年)に収載。
- (25) 松下松平「一宮巡詣記第一巻全文の発見」(『財団法人明治聖徳記念学会紀要』第五〇号 一九三八年)
- (26) 前掲『統神道大系』神社編総記(一)
- (27) 「一宮巡詣記」(『日本庶民文化資料集成』第二六巻 三一書房 一九七六年)
- (28) 「史料9・10」は、前掲松下松平論文所収の巻一による。
- (29) 前掲『日本庶民文化資料集成』第二六巻
- (30) 『加茂市史』資料編6 第一六〇号文書(二〇二〇年)
- (31) 『加茂市史』資料編2 第二六五号文書(二〇〇八年)
- (32) 前掲『加茂市史』資料編6 (第一五〇号文書)
- (33) 前掲『加茂市史』資料編6 (第一五一号文書)
- (34) 前掲『弥彦神社叢書』(六八頁)
- (35) 『新潟県史』資料編2 (一一八頁 一九八一年)
- (36) 前掲『加茂市史』資料編6 (第一五二号文書)
- (37) 弥彦神社所蔵、目録さ12。弥彦神社の亀卜関係文書を検討した椋山林継によると、元禄三年八月十九日に光頼は新たに亀卜殿を建て、潔斎して伝授を受け、終わってからの宴で和歌を詠んだ。椋山「彌彦神社の卜甲と文書」(東アジア恠異学会編『亀卜』一八三頁 臨川書店 二〇〇六年)
- (38) 前掲『加茂市史』資料編6 (第二七四号文書)

- (39) 『弥彦神社叢書』第三輯 一三四頁(弥彦神社社務所一九四〇年)に翻刻がある。
- (40) 前掲『弥彦神社叢書』第三輯(二三八頁)
- (41) 西田長男「神道宗門」、初出は『神道史学』昭和二十四年六月、のち『日本神道史』第六卷(講談社一九七四年)及び『現代神道研究集成』第三卷 神社新報社一九九八年に再々録。鈴木彦雄「弥彦神社の神宮寺と神祇宗」(『越佐研究』第二五集 新潟県文人研究会 昭和四十二年)。奈倉哲三『真宗信仰の思想史的研究』一六五〜一六六頁(校倉書房 一九九〇年)
- (42) 高橋舎人家文書、目録三五三。また、拙稿「弥彦神社の老官行田家と越後の文人」(『新潟県文人研究』第一八号 新潟県文人研究会 二〇一六年)
- (43) 『長岡市史』資料編2(八四二頁 一九九三年)
- (44) 牧野忠辰を含む神に祀られたい大名の事情については、間瀬久美子「神社と天皇」(『天皇と社会集団』講座前近代の天皇第三卷 青木書店 一九九三年)
- (45) 前掲『長岡市史』資料編2(八四二頁)
- (46) 弥彦神社所蔵、目録さ一六〇
- (47) 弥彦神社所蔵文書、目録さ一一四、
- (48) 弥彦神社所蔵「神名号尊持口伝」、目録さ一一三
- (49) 橘三喜「神道四品縁起」(早川純三郎編『神道叢説』八幡書店 一九一一年)
- (50) 弥彦神社所蔵文書、目録ひ一九。「神道葬祭絵巻」の制作年代は議論があり、岡田莊司は、「保存が極めて良好なところから、近世後期頃とも推定できるが、或いは元禄年間まで遡る可能性も残されている」と述べている(『神道大系』論説編 卜部神道「下」 五四頁 神道大系編纂会 一九九一年)。しかし、本論で紹介した元禄四年三月十一日付で与板藩寺社奉行所へ宛てた左近光頼の請書、それに元禄九年から十年にかけて光頼と寺僧が幕府寺社奉行所を舞台に争った一件で証拠書類として提出されており、元禄もしくはそれ以前の制作である。
- (51) 平山敏治郎「神棚と仏壇」(『史林』三二(二) 史学研究会 一九四九年)
- (52) 竹田聴洲『祖先崇拜』一〇七〜一一〇頁(平楽寺書店 一九五七年)
- (53) 「伊夜比古神廟記」は前掲『弥彦神社叢書』二九〜六五頁所収
- (54) 弥彦神社所蔵「(五所宮奉拝次第)」、目録さ一三の2。また、岡眞須徳『弥彦神領史話』一七五頁(弥彦村教育委員会 一九八五年)

第三章 垂加神道と地域社会―越後国新潟町に注目して―

はじめに

一 蒲原郡新潟町の由緒

二 竹内式部の郷里宛て書簡をめぐる

三 高田敬典と垂加派の人々

おわりに

はじめに

本章では、垂加翁すいかおうこと山崎闇齋（一六一九～八二）を祖とする学統（崎門派）のうち、特に神道に傾倒して垂加派と呼ばれる一派に注目し、とりわけ松岡仲良（1）（下総・文雄・雄淵・混成翁とも、一七〇一～八三）の与えた影響に留意しながら、越後国新潟町（新潟市中央区）に成立した知識人グループについて考察したい。

吉田家・白川家等に代表される神道の本所組織は、父子関係や血縁等を拠りどころに神職を組織化した。換言すると、京都表へ出て、本所組織から当該身分の許状（神道裁許状）を請けるのは世襲神職が主であった。対して、垂加派の一大特徴は師匠の説く神道説に惹かれた弟子が個人的・学問的に教授や伝授を求める、師資相承の気風が強い点にある。

崎門派のうち垂加派の流れと全体像を検討した小林健三は、闇齋の後進による派の発展を以下の三期に分けて説明している。^{（2）}すなわち、①闇齋の生前に誓文を捧げて入門した正親町公通（一六五三～一七三三）を第一期、^{（3）}②中世以来の神道各派を批判した吉見幸和（一六七三～一七六一）、それに垂加派の基本書の多くを書いた玉木正英（葦齋、一六七一～一七三六）の活躍期を第二期、③若林強齋（一六七九～一七三二）・松岡仲良や谷川土清（4）（一七〇九～七六）・竹内式部（一七一二～六八）といった世代を第三期とみなした。そのうえで、享保（一七一六～三六）から元文（一七三六～四一）期にかけて第二期の約二十年を垂加神道最高潮の時代、元文から宝暦

(一七五一〜六四)の第三期を發展期と定義した。

この理解は、広く斯界に受け入れられ、前田勉のように肯定したうえで新たな論点を提示する論者がいる。⁽⁴⁾その一方で、やはり小林の説を肯定する磯前順一は、發展期と定義された第三期について、玉木正英の死去をきっかけに道統の正脈があいまいになり、依拠すべき權威を失い求心性を喪失して、弟子たちが江戸や京都・尾張・土佐など各地で分立的な活動を展開したと指摘した。⁽⁵⁾本論が松岡仲良とその影響に注目するのは、⁽⁶⁾彼が垂加派の分立的な趨勢を加速させ、越後国がその重要な拠点になり、しかもやがて衰えた経緯がよくわかるからである。

学統を重視した垂加派では、しばしば誰から誰に秘伝が受け継がれたかを記す系図を作成した。享保十八年(一七三三)に玉木正英を批判する著書(『神道学則日本魂』⁽⁷⁾)を著し、祈祷や呪術・俗信に流れた師匠から翌年破門され、⁽⁸⁾やがて吉田家当主の吉田兼雄(一七〇五〜八七)に招かれ学頭に就任した松岡仲良も、垂加派に受け継がれてきたこの系譜から自由でなかった。天理大学附属天理図書館が所蔵する一枚「垂加翁門人系図」に注目した矢崎浩之は、文書の執筆者が元文二年(一七三七)に吉田家入りし松岡仲良であると推定し、⁽⁹⁾系図が玉木正英を起点に書かれていることに注意を促した。仲良を破門した人物を重視せざるを得なかった点について、矢崎は、①正英を起点とする系図の作成が仲良の本意ではなかったこと、②作成が個人的感情を挟むことの許されない、垂

加神道の秘伝を説明する場でされたこと、③その場とは仲良が学頭に招かれた吉田家の家塾(神道学校)であったことを推察している。実際、天理図書館の所蔵に帰している吉田家の旧蔵書には、正英や松岡が手掛けた垂加神道書を多く含み、⁽¹⁰⁾吉田兼雄自ら写した書物もかなりあるという。

こうした変革期にあつて、本論は吉田家の家塾に注目を及ぼしたい。管見の限り、小林健三を筆頭とする論者は垂加派と吉田家の接近を松岡個人の資質、それに吉見幸和などから神祇管領長上の正統性に批判が出された吉田家が苦境に立ち、立場を強化する必要のあつた指摘に留まり、神道学校についての考察は提出されていない。しかし私見では、神道学校は吉田家が松岡を招いた主因のひとつで、かつ各地の知識人と松岡・吉田家の思惑が交錯する結節点だったように思われる。⁽¹¹⁾ただ、松岡が吉田家へ入ったこと自体がまず垂加派の道統にとって重大な変化で、当然のように批判が出た。

〔史料1〕

○松岡下総事

松岡下総、初は多助とて、玉木が弟子也。玉木より一器量有者ゆゑ、師弟の役を變じて、神道学則を著し板行せり。予読て歎て云、世の秀逸也と。実に絶倫の才ありしとたのもしかりしに、吉田家へ招かれ、学頭とやらん、和尚とやらんに成たる由。松岡がもちまへの学問にて説ば、吉田家今日迄の事、皆詐りに成べし。吉田家由来の説にて説ば、名法要集をいたゞかずばなるまじ。おしき男なるに、松岡

は尾州熱田祠人の庶子、上京して今吉田に在。予学則を讀て大に感じたるに、世渡りのため吉田へ入て事をとる。世におしき者は此人也。何ぞ一家を立て、学則を著せし時の如き心をもたざるをや。悲むべし。⁽¹²⁾

右記は、有職故実家で浮世絵草紙なども書いた多田義寛(義俊、一六九八〜一七五〇)の随筆「蓴菜草紙」^{ぬなはのぞうし}から引いた記事である。義寛もまた吉見幸和などに連なり、吉田家に批判の矛先を向けていた。義寛は垂加派に共鳴があつたようで、仲良が師匠の正英より器量があるといい、その著作『神道学則日本魂』を讀んで世の秀逸・絶倫の才と口を極めて高い評価を下している。しかし、吉田家入りした松岡の処世を「世渡り」と批判し、『神道学則日本魂』を著した時のような志をなぜ持たないのか、と彼の変節を惜しんでいる。本章ではこの「変節」にも注目し、なぜ彼の許に知識人が集まり、やがて地域社会へはどう影響を与えたかを含めて論じてみたい。

一 蒲原郡新潟町と儒家知識人

近世、とりわけ中々後期の庶民生活の特徴に、この時期の人々が自家や村の由緒を盛んに語り始めたことがある。⁽¹³⁾ イエや村の由緒に言及した記事は繰り返り返し再生産され、近代の史家へ与えた影響も深かった。由緒を語るのは庶民や鄙に限らず、伝馬継立や定期市が立ち、村とはよほど構造の異なる町でもまた語られた。

昭和十八年に公刊された論考(「庶民文化試論」)で、伊東多三郎(一九〇九〜八四)は近世社会がどのように文化的思潮を成熟させたかを俯瞰した概説を試みている。⁽¹⁴⁾ そのなかで、彼は近世前期から中期に文化的発展が阻害された要因を封建制の重圧とみた。その一方で幕藩体制、とりわけ藩組織の一面に美点を見出し、地域的・組織的に前代にはみられない大きな機構ができたことで地域を導き、独自性を開いたことを指摘した。ただ、大多数の庶民は非城下町に居住するのだから、近世の文化を論ずるには藩が用意した枠組みには届かない地域も視野に入れる必要がある。そこで、伊東は権力の膝下から離れて立地し、城塞でなく湊を中心に発展した越後国長岡藩領新潟町に着目し、以下のように考察した。

「史料2」

此所は既に戦国時代末から、経済、交通上の要衝として発達し、天正年間、上杉、新発田両氏が對抗した時には、数年間、争奪の的となつた(中略)都市的性格により、新潟文化の郷土性は薄く、(中略)その特徴を一言にすれば、遊

樂性が強いことである。此地では学問は遂に榮えず、町人の中より好学を以て名を著した者は全くない。同地出身の学者文人として竹内式部を始め、片山北海、館柳灣、巻菱湖等全国的に著名な人々を出しては居るが、彼等はいづれも他郷に出て学問し、他郷で活躍した人々である。したがって、新潟が学門上で平野の文化向上に貢献した所は皆無と云つてもよろしい。

京都で儒学や神道を講説した竹内式部を始め、儒学と詩文に長じた片山北海（一七二三〜九〇）、幕吏を勤め詩壇で声価を得た館柳灣（一七六二〜一八四四）、極めて多数の門人を擁した書家の巻菱湖（一七七七〜一八四三）と、新潟町は斯界を牽引する大家を輩出した。四人の活躍期は幅が広いが、新潟町に住んだのは一八世紀に収まり、しかもごく若い時期に越後国外へ拠点を移した点で共通する。こうした人物を生みながら、膝元で活躍した人物は出なかつたというのである。私見では、伊東のこの議論に影響を与えた書物がある。

「史料3」

小子嘗て暫く宿齒トシコシユの方に寄寓キダクせしが、町中の事に付て繁多なる次第云フ計りなし、先ツ役家ハ一住の目当ニ手本なれば、其一分の慎ミも又格別と見へたり、一寸出るにも袴ハカマを着る供を連るのと面倒メンドウなる事ども也、さて町役所出勤のミか日夜種々の御用絶える時なく、他方より懸合の応答、此方より引合ごと、公所御役人御通行、御止宿、又は諸家

様御家中の出役往来、或ハ他所立合の吟味差引、立合勘定事、他国者の斃死ゲイシ、喧嘩ケンカ、狼藉者の取斗トウひ、検使の心得、殊に他所立合、検使、疵改等ハ六ヶ敷事の由、東都より御指紙にて御呼出しもの、是も節々一様にもあらず、御尊判持参士人を相手どるの出入事、又他方と懸り合、不レ得レ已コトヲときは此方より訴へに及ぶもあり、他邦懸合文通等ハ年中絶る間ハなし

寛政元年（一七八九）から享和元年（一八〇一）にかけて、新潟町奉行を勤めた今村淀七という長岡藩士がいた。町奉行在職中、彼は新潟町の社会や風土などを随筆に記した。上梓することを目論みながら板行されずに終わったこの書物は、こんにち『新浦情話』の表題で知られている。「史料3」は、淀七を含む新潟町の重立や町会所の役人が会衆し、くだけた場での対話を採録した体裁で、参加者の一人が、側聞を交えながら町政の運営がいかに難しいかを述べた一節である。

所属や氏名不詳のこの一会衆の言説は、町政の繁多と重責・繁忙を深く嘆くものであった。彼によると、町政の一端を担う家（役家）は住民の手本となるから、身を慎むことも大切で、出掛けるにも袴を着し、供を連れるなどしなくてはならない。町役所への出勤ばかりか、日夜様々な御用が絶えない。御上の意向を伺い、他所と紛争が起これば万事対応を迫られる。そのうえ、地域内では年中道普請や川普請、農事に追われている。こうしたことを例示しながら、際限のない

繁忙と責務を弁じ、嘆息したのであった。

しかし、この場に居合わせた氏名不詳の「老人」が、先人（「古老」）より聴き伝えたとする役家勤めの心得を披瀝し、諭し出した。「老人」によると、役には使・行・用の三種がある。役人は御上に使われ、用いられてどこへでも行く。ひとたび役を命じられて担うなら私を捨てて公に服し、身命にかけて粉骨碎身して理を正し、精一杯励まねばならない。徳は弧ならず、必ず隣ありで、周囲も誠実さに感化され、忠魂精励に勤めることでようやく能吏になれる。すると、会衆からさらに以下の異見が現れて、淀七の関心を惹き付けた。

「史料4」

斯に難者あり云ク、足下古老の物語りとして役人の心得心力ともに尽すべきの謂イハレネンコロ懇イハレネンコロに示し給ふ、其意ハ切なりといへども、愚意を以て是レを云へハ、市中の役家のごとき（マヤ）にハ頗る過スキ甚敷の論敷と存る也、今貴君の弁の正大至考なるハ屹度キツトロク禄を世々にし、譜代恩顧君臣の道備りたる際アムダの恩義責任にて、市中役家など軽き身分をとて当るべき所にハ無レ之やうに聞ゆるなり、武門歴々代々血食ケツシヨクし、恩義兼存カネツンし、軀命を君上へ奉る身分ならば飽まで死力を盡して奉勤せん、今此市店の役家に至てハ人品心術大に下りリ、武家極段の勤仕に習ふ事ハ思ひもよらず、先ツハ日用の当務弁じ大節目の違ひなく為指不調法せぬ位クラヒならばよき役人と評して止ぬべしヤと云フ、老人笑て答へず、客ミな是レハいかに

も何某子の説のごとく、老生の御談にハ候得ども小人を責るに君子の心術を以てし給ふともいはん敷

「老人」の高説に、居合わせた一人が反論した。あなたは古老の物語りを披瀝して役人の心得を説き、努めて尽くすべきことを懇切に示してくれた。しかし、市中の役家にとつては行き過ぎた議論と思える。あなたの意見が正しく、思慮が深いのは、恐らく世々禄を食み、代々が君臣の道を備えてきた間に醸成された恩義によるのであり、市中の役家など軽い身分をとつてそれが妥当とは思えない。代々身命を君に賭す武家のような身分なら、それは死力を尽くして奉公に励むだろう。しかし、今この市中に住む店々の役家は人品・心得とも大いに下り、武家の勤仕に習うなど思いもよらない。日々の勤めを果たし、大過なく、さしたる不調法をしなければよき役人といえるだろうに、と。

この反駁に、当初「老人」は笑いながら黙然としていたという。しかし会衆に促され、再度口を開いた彼が聞かせたのは、新潟町が来たつたかつたの姿であった。

「史料5」

今これ諸君も吾レも天地と並ナラべる靈物也、且ツ幸ひに男子の性を得たり、又且ツ此商家といへども旧家の類ハ云フに不レ及、中以上の子弟たる者手習ひ読ヨミものと号して習ハしむる、其読書ハ則チ学庸論孟の類を以てす、（中略）、客等初説の言のごとくならば吾が郷商家群居の地、彼の聖賢

典籍のごときは地を拂てなき筈なり、然るに今猶かくのごとし、四、五十年前まで頗る経史に渉る者間々ありきと聞ゆ、其後郷俗下り衰へて此聲譽なきがごとし、甚うしてハ自暴自棄に安んじて靈物たる身にて人理を廃するの語を聞くに至る、実は一郷人物の衰微歎すべき事ならずや、

「老人」は、まず諸君も自身も天・地と肩を並べる靈物であると指摘する。彼は万物一致主義者で、門戸や出自は問うに足らないとするのである。この思想が「老人」一人のものでなく、かつて彼に語りした「古老」の教えに源があるなら、そこには神人一致を説いた山崎闇齋派の影響があるように感じる。

さらに古老は高説を続けた。商家でも旧家の類でも、子弟は手習いや『大学』『中庸』『論語』『孟子』、つまりの至聖大賢の教えを修め、人も治める。これらは、天下国家を治める經典である。会衆のみなが最初いったように、累代武門の御恩を受けた者のみが学をよくするというなら、商家が群居する新潟町から聖賢の典籍は姿を消しているはずだ。しかし、そうなっていない。四、五十年前までは、儒学の經典に詳しい者が間々あったとも聞いている。のち道德は下り、衰えてこうした声望がないも同然になったのは、歎くべきことではないか。

淀七が新潟町の町政を担った寛政〜享和を遡る四、五十年前といえ、およそ一八世紀中頃を指す。「老人」の認識に

よると、この頃までは儒学に明るい人物がしばしばいたものの、のち衰微し、今では払底したという。この理解を補強するように、「老人」はさらに以下の談を披露する。

「史料6」

黙して思ふに、此郷土叢爾たる小間といへども、然れども四邊皆打開て地勢濶如たり、土人の気性も亦從て偏狭ならざるがごとし、又或ハ豪傑偉人を産す、嘗て片山忠蔵、北海先生と号し、田中克明、竹内式部皆先生と称せられ、京地浪美に於て世に鳴りと云フ、又画工五十嵐氏あり、世以て其妙手を唱へ、中古画絵の冠として遠近珍宝す、医家に於ても渡辺氏、高田性両角、北川何某等殆どその妙を得るを以て鴻名他ノ境に震へりとぞ、將その業賤しといへども力者玉垣額之助がごときもあり、(中略)得がたき儒業を以て鳴りし三先生、当時の雲上頭貴多く師とし尊び給ひしと云へハ、以て産土の名を顕ハし、父母の名譽又著し、実に此土の面目ともいふべし、恨むらくは、郷里に帰宿して茲に教へを布かざる事を、かく人望を得し君子達その意氣豈王侯大人とも耻べけんや、是ミな吾が古の比屋同郷の人々なり、自棄して震ハざるの徒是等の人にも愧べき事ならずやと云て、大息長歎す、初め敢言せし輩ら首肯して云ク、大ニ誤れりと、又云く老成よく此土に産するの偉人奇才を知り給へり

新潟町は、信濃川・阿賀野川の二大河川が海へ注ぐ地点に

立地する。換言すると、湊（新潟湊）を結節点に、海と内陸は繋がれている。この郷土は小さいものの四周に開け、地勢は広々としている。人の気性は従順で偏狭なことがない。豪傑・偉人も輩出している。片山北海、田中克明、竹内式部は先生と称され、京・大坂で知られた。画工には五十嵐氏があり、その妙手を唱えられ、作品は重宝がられた。医家では渡辺・高田・両角・北川などがいて、他境に名を馳せた。玉垣音右衛門という力士も出た。とりわけ、儒業で鳴った北海・克明・式部の三人は、雲上人や貴顕が多く師として尊んだ。新潟町の名を挙げ、父母の名誉も著しくした彼らは実に郷土の面目といべきだ。郷里に戻り、教えを広めなかったのは惜しむべきだが。

彼らはみな古の同郷の人々だ。自らを卑下して発奮しないのは、先達に恥ずべきことだ。「老人」がこう述べると、初め異見した会衆はこぞうなずき、誤りを認めたという。

伊東多三郎による新潟町の理解は、会衆した多数派の認識に非常に近い。会衆した多数派も、北海や式部など、かつて他所で活躍した郷土の人物がいたことは知っていたに違いない。だからこそ最後は叱咤を容れ、その言に頷いた。多数派と「老人」の違いは、四、五十年ほど以前に異郷で活躍した同胞を彼我同然とみるか否かにあった。拙稿でもまたこの視点に注目したい。結論を急ぐと、一八世紀前半〜中頃の新潟町が他邦に知られる儒者や医家を輩出したとする歴史観は学問、特に垂加派の気風が一部で高揚したこととの反映で、「老人」

もまたこの思潮に影響された一人と思われる。その関係性を窺わせる史料がある。

写真1は、表題に「越後長岡牧野侯之領地新潟之図」とあり、別に「越後国新潟図」の題箋が付く制作者・年代とも明記のない絵図の部分で、原本でなく、写しとされる⁽¹⁷⁾（以下「絵図」）。信濃川の河口に広がる新潟町を鳥瞰した一枚で、通りの名称を細かく記し、寺院・神社の位置を描くほか、何人かの人物を取り上げて居宅や旧跡を示しながら注記している。

この注記を順不同で取り上げると、以下ようになる。

- ① 「田中元明旧居、東都之大儒者、安永八年下世」
- ② 「此洲、嵐浚明名夏月洲有故事」
- ③ 「嵐浚明棲居、嵐元誠別園、臨片原故号片原」
- ④ 「高田敬典之居、買舟」
- ⑤ 「嵐元誠縹緲楼、奥越羽之諸山及信川盡此楼」⁽²⁾
- ⑥ 「片山北海先生旧居」
- ⑦ 「竹内式部旧居」
- ⑧ 「森蘭齋宿、此入嵐浚明之門」
- ⑨ 「浪華瀬千秋君東遊帰路宿此」⁽²⁾
- ⑩ 「鳴澤音右衛門旧宅、安永七年為相撲者、天下無敵、身長六尺八寸余、改名称鷲ヶ濱卜」

①〜⑩の註で、新潟町にゆかりのある何人かの旧跡地等を挙げてある。これらの人物について、「絵図」に着目した中村里那の著した解説、それに「老人」の言説を参照して整合させると、①は儒者の田中元明、②・③・⑤・⑧は「画工」五

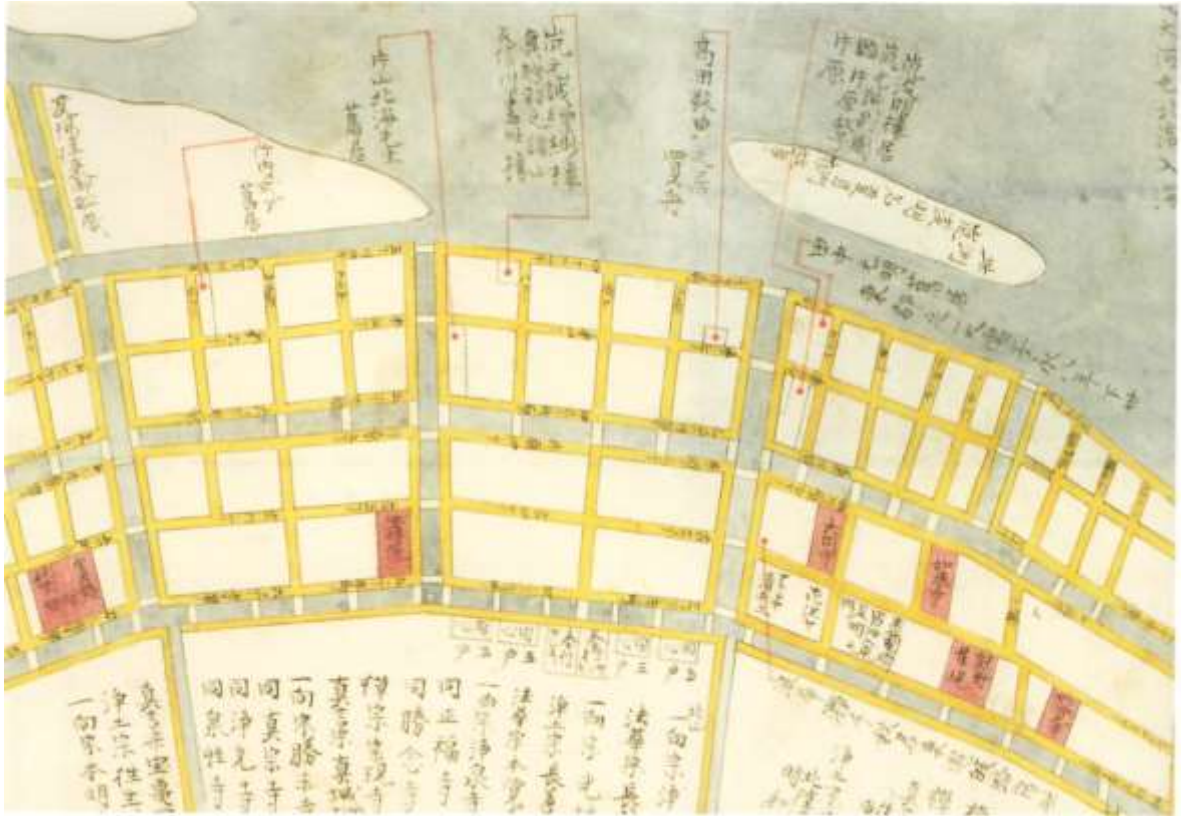


写真1 「越後長岡牧野侯之領地新潟之図」(「越後国新潟図」)(部分)

十嵐俊明とその子五十嵐元誠及び弟子の森蘭齋、④は「医家」の高田敬典、⑥は儒者の片山北海、⑦は儒者の竹内式部、⑨は頼山陽の父で瀬千秋こと頼春水、⑩は寛政三年(一七九一)に玉垣額之助を襲名した力士の鳴澤音右衛門ということになる。このうち「老人」が田中克明と語った①は元明で正しいようで、『新浦情話』が転写される過程で誤ったのだろう。

では、制作者・年代の明記がない本図について、いつ誰が作ったか窺えるだろうか。まず年代について、前述の中村里那は、田中元明が下世(死亡)した安永八年(一七七九)を上限に、頼春水が浪華の地を離れた天明元年(一七八一)の間に制作は絞られると指摘した。当事者の足跡と制作者の意識が一致するわけではないので、下限は可能性の域を出ないが、上限には異論がない。

では、制作者はどうだろうか。『新浦情話』で、会衆へ説論した「老人」は片山北海・田中克明・竹内式部がみな先生と称されたこと、画工に五十嵐氏、医家に渡辺・高田・両角・北川氏などがあったこと、力士で玉垣額之助を輩出したことを強調していた。「絵図」をみると片山北海を「先生」と敬い、高田氏こと高田敬典、それに五十嵐俊明・竹内式部の足跡を重視している。つまり、絵図に投影された情報と「老人」の史観は深く共通する。「恨むらくは、郷里に帰宿して茲に教へを布かざる事を」と嘆いた「老人」の認識と、郷土の出身もしくはゆかりある人物の足跡を記した「絵図」の動機も、裏腹なようで通底している。私見では、絵図の原本もしくはは

写しの作成や註記には、新潟町の重役を長年勤めた「老人」もしくは周辺の関与があり、垂加派の洗礼を浴び由緒をみつめた結果を認めたのだろう。この「老人」の物語りに導かれて、本論では竹内式部はもとより、医家の高田氏や画工の五十嵐がみな垂加派の構成員で、なかならず松岡仲良と結ばれたことを明らかにしていこう。次節では、まず竹内式部を通してそのことの説明を試みる。

二 竹内式部の郷里宛て書簡をめぐって

竹内式部は新潟町の医家に生まれ、上京して徳大寺家の家僕となり、かたわら若林強斎・玉木正英・松岡仲良という垂加派第二期から第三期を主導した重鎮に就き、やがて一家を立て少壮の公卿などへも教えるようになった人物である。⁽²⁰⁾ 仕えたイエといい師匠といい、今日振り返ると彼の履歴に新潟町や越後国の存在は窺えないようにみえる。では、「老人」や伊東多三郎のいうように、上京した彼が郷里へ教えを広めなかつたかといえ、到底そうはいえそうにない。

「史料 7」

貴札致拜見候、如仰寒氣強候処御家内愈御清福被成御座候由、目出度存候、此方無異義罷有候、御安意可被下候、先可申入候者、遠路被懸御心頭国産之塩引壺尺御恵投久々ニ而珍品賞玩致大慶奉存候、老母も呉々宜御礼申入候様ニ申付候、併遠方之儀御心遣之段近頃痛却致候、其御地同志之衆中段々廃学之由笑止千萬奉存候、能州子不相替御入性之由、先頃も御状被下大慶奉存候間、自御上モ則管見申入候、猶又随分思被出候間、目を口可被成候、其御地菊池定之進殿頭当春方御上京之処、吉田ニ御滞留候へど一向学問埒明不申候由ニ而、先月方私近所へ御出朝・夕出席被致候処、下地も少々有之候故うつり宜ク大慶奉存候、只今之通りニ入性候ハ、神学ハ勿論経学ともに成就被致候半と頼母布存事ニ御座候、近年ニ被下候ハ、能キ御相談相手出来可申候、此間も輪講へ申付神代卷ト承候処、甚宜ク末頼母布御

座候、当夏迄ハ吉田ニノミ被居候由、能洲公へ申入候処先月方手前へ日々出席被致候段能登殿へ御序ニ宜御申述可被下候、都下相替儀無之候、私義年々多用となり、昼夜ニ講書八座相勤申候躰不得寸暇、此返書さへ乱筆之仕合御用捨可被下、猶追々可申入候、恐惶謹言

竹内式部

敬持(花押)

十二月六日
武本徳右衛門様

右は、十二月六日付で竹内式部が郷里の友人(武本徳右衛門)へ宛てた書簡から引いた記事である。書簡に年号はないものの後述もする内容から宝暦三年(一七五三)に比定されている。この文書は研究史で繰り返し言及があるにも関わらず、式部の履歴ばかりに焦点をあて、ほかの諸点の分析に及ばずにきた。しかし、この書簡は越後の垂加派知識人全体の動静を示唆する豊富な内容を持っている。

名宛人の徳右衛門については、星野恒に「新潟ノ南入口、今ノ学校町通二番町ニ住シ、竹内氏ト通家ニシテ、素ヨリ懇意」と指摘がある以上にはわからない。ただ、星野は「書中に老母も呉々宜敷御礼申し入れと云々、家内へ御加書申し聞け忝く存じ奉り候」の一節に注目を促している。二人は個人の付き合いに止まらず、家人一同が知己で、竹内氏と徳本氏には近所という以上の親しさがあった。

では、式部は徳右衛門へ何を伝えたのだろうか。彼はまず、

表1 白山神社神主小林家歴代譜(23)

没年	氏名	備考
文禄元年(1592) 12月29日	加藤右京太夫春種	
寛永元年(1624) 11月24日	加藤左源太直種	
承応元年(1653) 11月24日	加藤清太夫吉種	
寛文8年(1668) 9月24日	加藤和泉守正種	
宝永3年(1706) 2月17日	小林左京太夫家正	天和4年正月、加藤姓を小林姓に改める
享保2年(1717) 10月15日	小林日向守家猶	
元文4年(1739) 11月27日	小林能登守家政	
寛政4年(1792) 8月8日	小林能登守直養	
寛政7年(1795) 5月2日	小林圭領信敬	
天保14年(1843) 9月29日	小林弾正直行	
明治8年(1875) 3月28日	小林能登守直繁	

「御地同志の衆中、段々廃学の由笑止千萬に存じ奉り候」と、同志の衆中つまり新潟町の垂加派が次第に廃れていく噂を披露する。笑止千万には、一笑に付す意味と、気の毒で心配している意味がある。この場合は後者で、垂加派の気風が廃れている様子を郷里からの音信等で聞いたのだろう。一方で、式部は「能州子」が変わらず学問に精力的で先頃も書状が来たこと、菊池定之進(？一七六八)がこの春から上京し、吉田家に滞在していたが先月から私の講義に出席するように

なつたこと、彼は下地も少々あるので吸収が早いこと、今の
ように勉強すれば神道はもろろん儒学も成就し、帰郷すれば
徳右衛門のよい相談相手になるだろうなどと伝えている。定
之進は蒲原郡見附町（見附市）諏訪神社の神主菊池美濃の子
で、のちにみるようにこの年五月に上京していた。彼は、『日
本書紀』神代巻を代理で門弟へ講釈するなど、式部に目をか
けられていた。この書簡の末尾では、こうした定之進の著し
い心境を「能登殿」へ披露してほしいともいつている。

表1は、新潟町にある白山神社神主の歴代を一覧にしたも
ので、能登守を襲名した者が複数いる。式部の書簡にある「能
州」「能登殿」とは、寛政四年（一七九二）に没した小林直養
を指すのはすでに指摘がある^{2,4}。このように、小林直養と菊池
定之進にはともに式部の書簡に現れているが、彼らにはもう
ひとつ共通することがある。それは、両名とも松岡仲良の門
人だった点にある。

式部が師事した垂加派の指導者三人（若林強齋・玉木正英・
松岡仲良）のうち、最初に就いたのは松岡であった。その松
岡には、享保十一年（一七二六）から宝暦十年（一七六〇）
にかけて彼に就いた人物をまとめた「門人簿」（「渾成堂門人
名簿」）が残っている。この史料を斯界に翻刻・紹介した吉崎
久は、名簿の性格を三期に分けて分析した^{2,5}。第一期は仲良が
玉木正英に学び、やがて破門される享保十一年から十八年ま
での八年間で、九五名が載り、氏名のほかは日付のみ記され、
出身地等は記載がない。一〇名が公家とされるほか、享保十

五年四月に谷川養順（土清）、十六年正月に竹内宗詮（式部）
という垂加派第三期を代表する二人もこの時期の入門者であ
る。

第二期は正英から破門され、吉田家へ迎えられる享保十九
年から元文元年（一七三六）までで、三〇名が門下に入り、
前期と同様に氏名と日付のみしか書いていない。記事が詳し
くなるのは元文二年から宝暦十年にかけて第三期で、一五二
名が入門し、年号と氏名に加え、出身地と奉仕する神社を書
く。第三期は、仲良が吉田家当主の吉田兼雄から学頭に迎え
られた時期にあたる。吉崎は、前の時期は職名がわからない
ので軽々しくは断じられないとしたうえで、この時期吉田家
との関係で神職の入門が急増したことを指摘している。

この名簿から越後国人に注目すると、出身地を明記する人
物で八人、生地の記載はないが新潟町（新潟市中央区）であ
ることが明らかな式部を加えれば九人、のち本論で注目する
高田敬典を入れると一〇人になる（表2）。地理的には頸城
郡・魚沼郡・蒲原郡にまたがり、時期的には享保十四年（一
七二九）から宝暦三年（一七五三）に及ぶこれらの門人のう
ち、小林直養は元文五年（一七四〇）、菊池定之進は宝暦三年
（一七五三）に入門している。では、彼らはどういう時宜を
得て入門に及んだらうか。

表1により白山神社の歴代をみると、直養が松岡に入門す
る前年の元文四年（一七三九）、やはり能登守を名乗った小林
家政が没している。一般に、神職が当該の身分を獲得するに

表2 越後国の松岡仲良門人（門人簿掲載者のみ）

年月日	場所・社号	氏名
享保 16 年（1731） 10 月 8 日	—	高田敬典
享保 16 年（1731） 正月 22 日	—	竹内宗銓
元文 5 年（1740）6 月 28 日	頸城郡高田（上越 市）八幡神主	中臣義房
元文 5 年（1740）9 月 28 日	新潟（新潟市中央 区）	小林能登家忠
寛保元年（1741）7 月 23 日	魚沼郡八幡村（南魚 沼市）八幡祠官	山田原三菅原喜 富
寛保 3 年（1743）9 月吉日	能生谷平村（糸魚川 市）森本触頭	佐藤近江吉重
延享元年（1744）4 月 15 日	頸城郡陀羅尼町（上 越市）八幡神主	足利監物中臣義 治（26）
延享元年（1744）7 月 6 日	居多神社（上越市） 社務	従五位下花前宮 門藤原盛房
延享 2 年（1745）8 月 13 日	頸城郡高田（上越 市）	山下八十朗兼敦
宝暦 3 年（1753）6 月 11 日	蒲原郡見付（見附 市）取方明神社人	菊池定之進

は、本所から継目の神道裁許状を得る必要がある。家政の死去で、直養は速やかに上京し、吉田家から神道裁許状を得る必要があったに違いない。仲良への入門はこの上京で時宜を得たのだろう。では、神道裁許状を得るため吉田表へ出向くことと松岡門下となることに、因果関係があったのだろうか。

「史料 8」

一札之事

一 越後国高田陀羅尼町八幡宮神職足利監物中臣義久、任先

例継目ニ祠官仕度奉願候間、社務様御添状被成下候、以上

陀羅尼町八幡宮

寛保四年

神職

足利中務[㊦]

子三月

居多
社務様⁽²⁷⁾

右は、延享元年（寛保四年、一七四四）三月に頸城郡高田陀羅尼町（上越市）八幡宮の足利監物が、同郡居多村（同）の居多神社神主花前宮門^{はながさき}へ提出した一札で、吉田家から継目の神道裁許状を得るため添状の発給を求めている。慶安三年（一六五〇）、居多神社は吉田家から頸城郡・刈羽郡・魚沼郡の触頭役に任じられ、地域神職に反発されたり脱落者を出すなどしながら、神主の花前家はその名分を維持してきた経緯⁽²⁸⁾があった。八幡宮の足利監物は花前家が維持してきた権威を認め、吉田家への添状を求めた。宮門はこの願い出を聞き届け、三月三日付で本所役所の役人へ取次の添状を書き、監物が上京するので当主の吉田兼雄へ披露してほしいと認めた。居多神社の系図（「居多社務系図」）をみると、花前宮門は延享元年に綸旨（神道裁許状）を得たことになっている。つまり、宮門もまた代替わりの許状を得る必要に駆られていた。そこで彼もまた七月に上洛し、次の一札を提出した。

「史料 9」

誓紙

- 一 神道御相伝之事難有仕合恩義之至忘申間敷事
- 一 不可以示非其人堅守此訓放無御許可者猥開口伝申間敷事

一 異国之道習合附会仕間敷事

右三箇条之旨於相背者 伊勢・八幡・愛宕・白山・牛頭天王、殊伊豆箱根両所権現シ、惣而日本国中大小神祇之御罰可相蒙者也

越之後州居多神社之社務

延享甲子歳七月六日

花前宮門藤原盛房

(花押)

松岡雄淵翁⁽³⁾

右は、七月六日付で宮門が松岡仲良(雄淵)へ差し出した誓紙で、①神道相伝の恩を忘れないこと、②相伝された教えを堅く守り、許可なく伝授などしないこと、③異国の教えや習合・附会などしてはならないことを約している。松岡側の記録「門人簿」にも、確かに同じ日付で花前宮門の名前が録してある。先んじて上京した足利監物についても照合すると、四月十五日付で記録がある。元文五年に松岡門へ入った小林直養も、神道の伝授を得て同様の誓紙を提出したに違いない。吉田表には継目の裁許状や神位の獲得、神道の伝授などを目的に全国から夥しい数の神職が訪れた。学頭とはいえ、そ

れに較べれば松岡の門を叩いた数は圧倒的に少ない。継目の許状を得て神職身分を立てるだけなら、松岡に教えを蒙る必要は特にない。つまり、松岡への入門は任意で、小林直養や足利監物・花前宮門は自ら望んで就いたことになる。

松岡に就いた門人は、何を得ようとしたのだろうか。花前宮門が提出した「誓紙」第一条にその示唆がある。宮門は、「神道御相伝のことありがたきしあわせ、恩義の至り忘れ申す間敷」と誓約した。宮門が松岡から得た「神道御相伝」が、垂加神道の伝授を指すのは明らかだろう。つまり、松岡を学頭に迎えた吉田家が神道学校を開いたのは、当主の兼雄が垂加神道を学ぶだけでなく、直養や宮門のような配下の名門が寄せた関心に応える必要があったからと考えるべきだろう。彼らは上京前に一定の勉学を積み、京都へ出てさらに松岡から教えを受け、神道の伝授を得る仕組みだったに違いない。この時期の一部神職は、吉田家と松岡を通じ、垂加派特有の個人的な師資相承へ進んで連なるようになっていた。竹内式部による「能州子あい替わらず御入性の由」の評価は、こうした前提で理解されねばならない。

では、下地があると式部が見込み、神学・経学とも成就すると期待を寄せた菊池定之進の上京には、どういう動機があっただろう。

「史料 10」

以口上書奉願候御事

- 一、京吉田学校松岡下総守雄淵⁽⁴⁾門弟新潟町高田敬典と申も

の、垂加流神道許可之門人ニ御座候間、拙者義去ル亥年より子・丑三ヶ年之間敬典ニ入学仕、神代巻・神武巻講釈承之、右両書之伝百数十ヶ条余并神前諸祭行事方神體勸請之極秘禁河書中秘伝等之伝授を受帰宅之後、神勤之時々唯神学に且暮寄意、無惰怠研究仕、尤一ヶ年二一兩度宛新潟町江罷下り神書不審之所穿鑿仕候事、去年迄以上及十ヶ年申候、右之伝授之外垂加道流之秘訣十種神宝迄之神伝預り罷有候、乍去一流之極秘・甚深之奥伝・三種神籙磐境之伝、今一段ニ仕未預相伝候、依右上京仕吉田之学師雄渕江入学仕、一兩年茂碎筋骨、随分入精仕、右一大事之預神伝度奉存候、其外律令格式等之穿鑿仕度多年無心怠心かけ罷在候得共、勝手数代困窮拙者ゆへ中々老人立上京杯とハ不寄思心外ニ送年月之事残念奉存候、依右今度無余儀心底之趣乍恐口上書を以 御上奉願候、金拾五兩年賦ニ而拝借被為 仰付被成下置候ハ当春中ニ上京仕、吉田表ニ老兩年茂神学研究仕度奉存候、殊ニ親大和守老年之事ニ御座候得ハ一日茂早ク罷登度奉存候、右之趣被為御聞訊従 御上以御慈悲金拾五兩拝借被為仰付被成下置候者先々無御高恩難有仕合奉存候、以上

嶺崎諏訪大明神社人

菊池貞之進

二月十五日

寺社御奉行所

蒲原郡見附町（見附市）諏訪神社の社家に生まれた定之進は、宝暦三年二月に村松藩寺社奉行所へ差し出した右の願書で以下のことをいっている。垂加神道に関心を寄せていた彼は、新潟町の高田敬典を師匠とした。定之進によると、敬典は吉田学校の学頭松岡下総の門弟で、垂加神道を許可された人物という。仲良の「門人簿」をみると、享保十四年（一七二九）十月に高田敬典の名前が確かにある。先に記したように、この時期の「門人簿」は日付と氏名しか書いていない。しかし、定之進の願書から敬典が新潟町の出身で、かつ同地で後進に教えていたことを確認できる。

敬典の教授を得るため、一時期の定之進は新潟町に居付いたらしい。彼はその期間を亥・子・丑年としており、これは寛保三年（一七四三）から延享二年（一七四五）にあたる。⁽³³⁾松岡仲良の「門人簿」で越後国の人物が入門した時期をみると、敬典・式部の二人が飛び抜けて早く、やがて集中するのは元文五年（一七四〇）から延享二年（一七四六）で、この間に六人が門人となっている。宝暦三年に武本徳右衛門へ宛てた書簡で、竹内式部が新潟町の同志が次第に廃れていることを心配し、『新浦情話』の「老人」が「四、五十年前までは頗る経史に渉る者間々ありき」と語ったのは、越後国で垂加派に人材が集まった元文く延享頃を意識した理解に違いない。上京こそ遅れたが、定之進もまたこの時期に集中して敬典から闇齋派の儒学と神道を学んだのであった。

延享三年から月に一、二度定之進が新潟町へ赴いたのは、敬典が門人へ稽古を付け、講義をするのがこの頻度だったことを思わせる。帰国の挨拶を兼ね村松藩へ宛てた願書で、「嘉典」を名乗る定之進は父を大和守嘉治と書いている。父子の名乗りは山崎闇齋の嘉右衛門に由来し、嘉典の場合さらに敬典から一字得たのだろう。『新浦情話』の「老人」が「医家」と語り、「絵図」にも居宅の描かれる高田敬典は、実は山崎闇齋派の学者であった。ただ、敬典には定之進を教へても、奥伝を伝授する立場にない自覚があった。定之進へ上京を促し、松岡に就くよう勧めたのが敬典であったのは間違いない。

敬典と仲良にあった立場の相違と似た階梯が、仲良と式部にの間にもみとれる。それを説明するため、一点文書を掲出したい。

〔史料 11〕

天兒屋命之嫡伝垂加靈社直授相承之神道、汝篤志克務是以汝之師文雄諸伝悉面授口訣畢、汝無親疎之差別撰器量之輩宜令伝授此道於老仏之徒者不可令窺之矣、汝門下有信実篤志之人欲十種三種神籬之伝告文雄而役授與斯伝、汝宜守誓約之義以慎而莫怠者也

享保十七年九月廿七日

玉木正英（判）

五 鱒（花押）

谷川清丈⁽³⁴⁾

右は、享保十七年（一七三二）に玉木正英が谷川士清へ与

えた神道許状である。史料中にみえる天兒屋命あめのふねのみことは記紀（古事記・日本書紀）神話に現れ、藤原氏の氏神で吉田家の祭神である。山崎闇齋は直接吉田家の当主から伝授を受ける機会を得なかった。しかし、当主が幼年だった影響で吉田家の荻原兼従がやむを得ず伝授した吉川惟足これたりを介し彼は伝授と靈社号を授与されて、天兒屋命以来の道統に連なる意識を抱いていた。⁽³⁵⁾ 垂加靈社は闇齋が生前に定めた号である。

正英は、闇齋を経て伝えられた神道が、文雄つまり松岡仲良によってことごとく士清へ伝授されたことを証している。そのうえで、今後士清の門下に信実篤志の人が現れ、伝授を望むなら松岡から得るようにと指示をした。すべての奥義を得た松岡は、晩年に差しかかった正英と分担して伝授等にあたっていたことになる。

定之進の願書を通して、式部と仲良の間に似た図式が窺えないだろうか。『日本書紀』神代巻や『靖献遺言』⁽³⁶⁾など垂加派が重視した書物の講義は式部が行い、仕上げに仲良が秘伝を授ける、といった役割分担の存在が。

〔史料 12〕

（前略）

一、菊池定之進神学のため上京心かけ候得共、数代困窮にてひとり立上京致かね 御上へ拝借金拾五兩奉願候所ニ金子拾両五ヶ年賦ニ拝借被 仰付、宝暦三年癸酉年五月十九日ニ見付立出ニ而致上京候、右金子同五月三日御代官松尾勝兵衛殿御宅ニ而直ニ御渡シ被成候事

- 一、京着致吉田殿之学校松岡下総守雄淵（ついで）ニ致入学、垂加流之神道まなび候、京におゐて徳大寺右大将殿御儒者竹内式部（蓋齋先生ト云）入門致、同流之神道并朱子学を研究致、翌之年八月四日竹内先生ニおゐて神道奥伝ニ至リ同日許状ヲ被下候、吉田ニ於ゐて同九月三日神籬磐境之伝ニ至ル切紙ヲ被下候事（雄淵玄齋先生ト云也）
- 一、同九月廿五日 御本所より任領被 仰付諏訪大明神之神主大和守嘉典と罷成候、依右父大和守嘉治改号豊後守と被 仰付候事
- 一、同十月五日京都出立、同十九日在所へ着致候（ついで）、（後略）

右は表題に「附込覚長」とある文書で、定之進の上京から帰京までのいきさつを書いている。彼がいうには、神学のため藩より一〇両を五ヶ年賦で貸し与えられ、宝暦三年五月十九日に見附町を出立して上京した。集中的に敬典に就いてから一〇年が経っていた。なぜ彼はこの時期にそこで彼は、「吉田の学校、松岡下総守雄淵」にまず入学した。

この上京で彼は吉田家から神道裁許状を得て父親からの代替わりを果たした。つまり、定之進には上京せねばならない事情があった。ほどなく彼は竹内式部へ入門し、神道と朱子学を研究するようになり、宝暦四年八月四日、ついに神道の奥伝を伝授されて許状を得た。この間、吉田家と交渉が途切れたわけではなく、四年九月三日に「神籬磐境之伝」に至る切紙を得たが、発給者は雄淵こと松岡仲良であった。

式部の手紙では、この間定之進の学問は進まず、十一月より自分の講義に出席するようになったと書いていた。この動機は、十分あり得るように思われる。学頭となった仲良は重役へ講義や伝授し、各地から上京する門人へ神道を教え伝えた。兼雄がみずから垂加派の書物を多く写すような状況で、仲良の負担は大きかった。神職を中心に入門者も増えた。この状況で、定之進が奥伝へ進むには時間が必要だったのでないか。

式部・定之進の二人が文書を照合すると、もうひとつ重要な情報が浮かんでくる。

「史料 13」

松岡より絶門致し候段被聞及候由被尋（中略）何とて絶交致候由被尋候間、私師匠玉木氏右仲了、其節松岡下総と申候を絶門被致候故、無是非絶交仕候段申上候へば、其玉木葦齋絶門之筋を被尋候故、此儀は私口外仕候段に不忍候間、大概世間之評判にも相知れ可申候間、此返答御許容被下候へば、強而尋ねに不及相済候（ついで）

「史料 14」

一 徳大寺大納言様御家来竹内式部、私存知罷在候由、御聞被為及候に付、御尋被成候

右式部儀十七、八歳之節国元より罷登り候由にて、則私儒学・神学門人に相成、四年程指南仕、其後神学は私師匠玉木葦齋え私世話仕門人に仕候処、対私不実之儀御座候に付、廿五年以前、享保十九年寅年子弟之義絶仕、其以来一切出

会之儀無御座候、途中に而一兩度見懸け候得共、目札仕事に而御座候、尤軍学武芸等指南仕候哉風雪も及承候儀、曾而無御座候⁽³⁹⁾

「史料13」は、朝廷内の垂加派が処罰されたいわゆる宝暦事件の渦中にあつた竹内式部が、京都所司代の取り調べで述べた宝暦八年の記事で、玉木が松岡を破門したので、是非なく自分も仲良と絶交したことを述べている。「史料14」はやはり事件の渦中に松岡が提出した一札で、彼は式部を四年ほど指南し、自分の世話で玉木葦斎（正英）の門人になつたところ、私に対し不実のことがあつたので、享保十九年に義絶し、以来一切出会うことなく、一兩度みかけた折も目札したのみだつたと語っている。

しかし宝暦三年に松岡へ入門した定之進は、吉田家の学校に籍を残しながら四年八月に式部から神道奥伝を受け、翌月には仲良から吉田家に伝わる重要な秘伝「神籬磐境之伝」^{ひもろぎいむさか}を得た。宝暦事件の供述通り、本当に玉木正英との関係を発端に二人が絶交し、以来そのままであつたなら、松岡門人の定之進を式部が教え、郷里の者へ「下地も少々これあり候故移りよく大慶」とか、「只今の通りに入性候はば、神学はもちろん経学ともに成就致され候わんと頼もしく存じ奉る」などと書くだろうか。しかもこの手紙では、定之進が四年夏までは吉田に在ることを伝えている。松岡と式部の関係が従来いわれる通りなら、吉田と式部もまた交渉の余地はなかつただろ

う。仲良と式部は対外的には没交渉だったかも知れないが、水面下では異なり、弟子を融通するなど便宜を交わしていたのである。高田敬典も二人の関係を知悉し、定之進を送り出したに違いない。

三 高田敬典と垂加派の人々

ここまでの検討で、高田敬典が松岡仲良や竹内式部とつながり、菊池定之進を教えた有力な学者だったことを窺えた。しかし、これだけでは物足りない。そこで、以下では敬典の足跡を伝える記事を集めて補足作業を試みたい。まず、垂加派第三期を代表する一人谷川士清の事績を通して考察してみよう。

士清と敬典の共通項は、何より同時期に仲良に学んでいた点にある。具体的には、享保十四年十月に敬典、十五年に士清が入門している。そのうえで、士清の生涯に光をあて、昭和九年（一九三四）に伝記とした加藤竹男の著書に興味深い一節がみえている。この記事は加藤の書き下ろした散文で、一次的な史料からは遠いが、いまとなつては他に代え難いので一部を掲出してみよう

〔史料 14〕

士清は医業を父順端に承けて養順とも称したのであるが、所伝には京師の福井丹波守に医を学び、累世これが門人であつたといはれる。このことは、また丹斎（士逸）より江見将曹（啓斎）へ與へた書簡の文中（江見清風氏所蔵文書）に、

吾が医の師家福井といふてゐることが見えるが故に、京師の福井氏が谷川家の医道の師家であつただけは、これによつて明かにされ得ると思ふ。⁽⁴⁰⁾

まず士清の出自から確認したい。彼は医業を家職とし、養順と称していた。仲良の門人簿には谷川養順の名で載っている。

加藤によると、士清には医を京都の福井某に学び、谷川家は累世彼の門人であつたという所伝がある。士清の子谷川士逸（？）一八一―が江見将曹という人物へ宛てた一札に、「吾が医の師家福井」とあるといい、所伝の通り福井氏が谷川氏の医道の師家と指摘した。余談だが、将曹は岩船郡羽黒町（村上市）の羽黒神社神主を勤めた江見大和（啓斎、一七五二―一八二六）のことで、仲良に私淑し、安永八年（一七七九）に神道の秘伝奥義を面授されている。⁽⁴¹⁾ 仲良の「門人簿」は宝暦十年で途切れていたが、彼にはのちも多くの神職等が私淑した。⁽⁴²⁾

そのうえで、加藤は次の事実を明らかにする。

〔史料 15〕

士清が神道を松岡仲良に学んだのは享保庚戌十五年で、尋いで同壬子十七年に同じ垂加神道学者の玉木葦齋より免許状を授けられてゐるなどが明かではあるにしても、その医学修業に就いて推考されうるものとしては、尚他には、ただ偶々自分が見出し得た士清の「送高田氏序」といへるもの（津市馬場喜久生氏蔵）に、士清が京師に上つて越の高田敬典と師を同じうしてゐたことが判るばかりである。この序の末尾に「享保辛亥春三月廿八日平安学生谷川清謹書」とあることからして、兎も角も享保十六年春には士清

表4 新潟町の医家比定者(43)

場所	氏名
本町通二の町	保科泰庵
同 三の町	上原玄順
同 四の町	渡部祐庵
同 五の町	兩角玄周
同 同	小島道仙
同 同	下間掃謙
同 六の町	木村三益
同 六の町	竹内宗詮
同 十七軒町	井上林庵
片原 四の町	倉田玄悦
同 五の町	北川喜喜
神明町	高田敬典
同	久須見市庵

は京都にみたことだけは確かに立証されるし、また神道を学ぶと同時に医道をも修めたいらしいことが、これで略ぼ識られると想ふ。

ある時、加藤は士清の履歴を窺わせる享保十六年(一七三三)三月付の史料を偶目した。「送高田氏序」(高田氏を送る序)と題した文書で、京都へ登った士清と越の高田敬典が師を同じくしていたことがわかるといふ。加藤の文脈から察すると、ここで言及された「師」は松岡でなく、医家の福井氏をいう可能性がある。

表4は、享保十六年(一七三三)の「新潟町家別書附」より、氏名から医家と思しい者を抽出したもので、一三名が比定されている。近世社会の医家で、いつ誰がどこで学び、どういった治療を施したかなどを知るのには難しい。そこで、昭和九年(一九三四)の『新潟市史』上巻は、庶民の名前から

医家らしい人物を挙げ得ることに注目し、享保十六年の龜絵図(「新潟町家別書付」)を参照した(表4)。この表にあるように、「新潟町家別書付」を参照すると、確かに高田敬典の名前が書いてある(写真2)。近世中期までのある時期、儒者とりわけ崎門派は医学に近く、両方を備えた人物を儒医と呼んだ。士清と敬典もまた儒医であり、式部もまたそうであった。

加藤が偶目した文書は今日では所在不明で、瞥見は叶わ⁴⁴ない。ただ、「高田氏を送る序」の表題から、江戸時代の知識人がしばしば知己との別離で贈答した漢詩文で、越後へ帰国する敬典へ士清が贈った送別の詩だったことは窺える。つまり、もつとも短期的にみた場合、敬典が在京したのは仲良に入門した享保十四年十月から士清に見送られた十六年三月の約一年半になる。

以上により、わずかだが敬典の修行時代がみえてきた。しかし、谷川士清との関係から比定するだけでなく、より精細で明瞭な史料はないだろうか。

「史料 16」

乍憚以口上書奉願上候

一、私義町代御役被仰付置、御威光を以相勤罷在候難有奉存候、然ル処九月中より病氣付、此節差重り相勤兼候間、何卒以御憐愍御役御免被成下置度奉願上候、右之趣宜被仰上被下度奉頼上候、以上

年号年月

高田与十郎

宮川縫右衛門殿

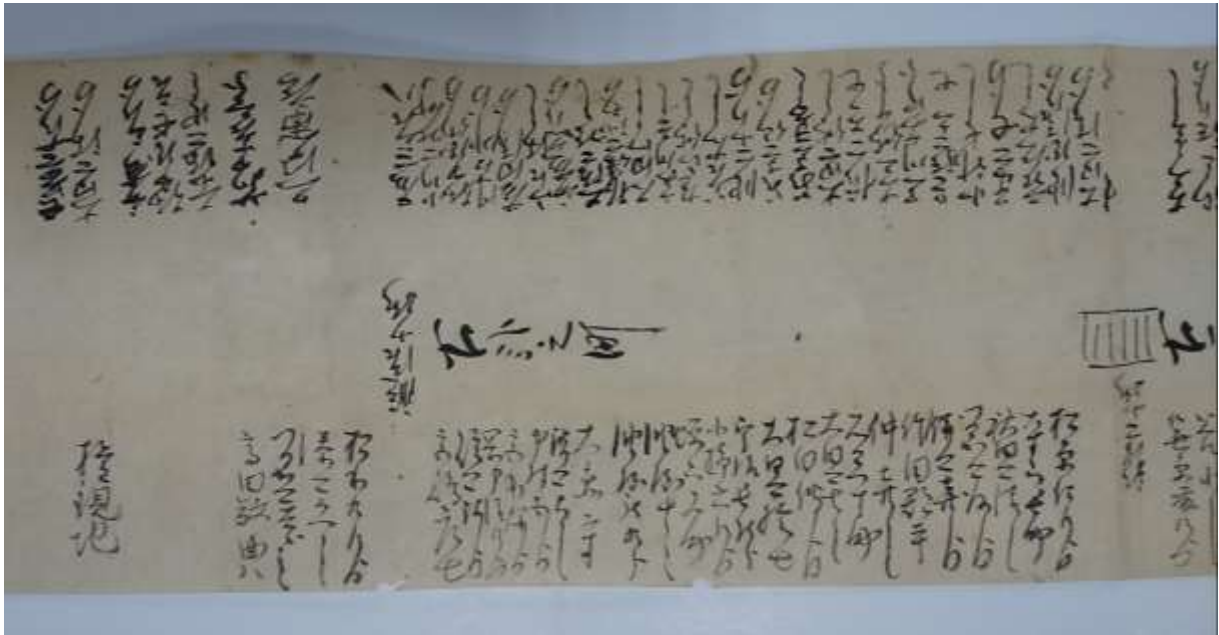


写真2 「新潟町家別書附」 享保16年(1731)(新潟県立図書館所蔵)。古式之町に面する下段の左端(権現池)の右隣りに「高田敬典」とある

齋藤吉右衛門殿

乍憚以口上書奉願上候

一、高田与十郎儀、九月中より病氣之處養生不相叶、今四
 少時相果候、此段御届申上候、右之趣宜被仰上被下度奉
 頼上候、以上

寛政六寅年十一月十五日

高田敬典印

死去届者⁴⁵⁾悴より可相届、尤直筆者不宜、悴格有之者役名を
 記可差出事

小林能登を輩出した白山神社(新潟市中央区)に、「新斥聞
 聴秘鑑」と題箋にある文書が所蔵されている。古くから同社
 へ伝来したわけではなく、いつの頃から個人から移されたらし
 い。この史料は、一八〜一九世紀の新潟町の町政を窺わせる
 記事を写しており、敬典の情報も与えてくれる。

新潟町で町代を勤めた高田与十郎という人物がいた。寛政
 六年(一七九四)九月、彼は病氣を理由に免職を願い出た。
 十一月、与十郎は亡くなり、役所あての届け出を高田敬典が
 出している。松岡仲良の「門人簿」にある享保十四年と寛政
 六年では六十五年の開きがある。後述する理由から、敬典の
 生年は宝永四年(一七〇七)もしくはその前後である。寛政
 六年に存命しておかしくはない。しかし、この文書には

奥書があり、以下のことが書いてある。「死去届は倅より相届けるべし、もつとも直筆は宜しからず、倅格これあらば役名を記し差し出すべきこと」。これは死亡届を家人が直筆するのはよくない、と役所側が諭した一般的な凡例で、寛政頃の新潟町役所ではそのように説いたのだろう。こうみると、与十郎と敬典は極めて親しい一族でも、イエを継承する間柄にはなかったことになる。こうした役所の指導を傍らにしながら、八十歳代後半にはなっていた仲良門人の敬典が、与十郎の死亡届を認めたと比定するのは無理がある。

さらに、「新斥聞聴秘鑑」には次の二点の記事を収めている。「史料17」

乍憚

一、私儀年来用医被仰付置難有奉存候、然ル処去秋中より病氣付此節差重り候間、用医師御免被成下置度奉願候、右之趣

文政十二丑年十月

高田敬肅

大塚 秀助殿

高田与十郎殿

古川勘兵衛殿

乍恐以書付御届申上候

一、私親敬肅義、去秋中より病氣之処養生不相叶今曉八ツ時相果申候、此段御届申上候、右之趣宜被仰達被下度奉

頼上候、以上

文政十二丑年十一月

高田仲泉

仁木瀬兵衛殿

松浦久蔵殿可差出事

文政十二年（一八二九）十月付の最初の一通は、高田敬肅という人物が高田与十郎ほか二名へ宛てており、年来医業を仰せ付けられてきたところ、前年秋より病気になったので免職を願っていた、と申し出ている。寛政六年に死亡した高田与十郎は町代だったのだから、この一札も町代へ宛てられたに違いない。さらに、同年十一月付の一札では、親敬肅が亡くなったことを高田仲泉という人物が届け出ている。

詩や書・経学（儒学）や絵画などをよくした越後国の人物を一覧にし、弘化二年（一八四五）の序文が付く『越後人物誌』という書物があり、「新斥医」の肩書で高田敬篤という人物が載っている。敬篤は仲泉の次世代で、後継者にあたることは想像に難くない。⁽⁴⁶⁾

「家別書上」の名前を頼りに新潟町の医家を探った旧版『新潟市史』上巻の記事はまったくの宛て推量であったが、敬典については正しかった。高田家は医業が家職で、一八世紀後半には同名の子に継職し、文政十二年に死去した敬肅を経てその子仲泉、さらに弘化（一八四四〜四八）頃の敬篤に受け継がれたことになる。

『新浦情話』の「老人」は高田氏を医家と呼んだ。ここま

での検討でも、彼のイエが代々医を生業としたことを確認できた。上京した敬典は、士清と同じく福井氏に就いたのだろう。こうした事実は、家職が医業の竹内式部も上京後に福井氏に就いた可能性を想像させる。

ところで、高田氏の歴代は大方名前に「敬」を付けた。竹内式部も名を敬持といい、共通する一字を持つ。私見では、その源は山崎闇齋にある。

闇齋には敬義という字あざながあり、「もりのり」と読んだ。闇齋は林敬勝という養子的な立場にあった人がいて、延宝八年（一六八〇）、十五歳の時に闇齋から敬勝の字を得たという。その経緯を紹介した澤井啓一は、敬勝の読み方を「もりかつ」と推定している。敬典・式部の「敬」は闇齋の字「敬義」の一字から得て、敬勝が「もりかつ」と読んだように、「もりのり」「もりもち」などと読み習わしたに違ちがいない。

このことを意識しながら、敬典をより知るために、文政十二年に逝去した高田敬肅の子が仲泉を名乗る理由を考えたい。結論をいうと、仲泉の字は松岡仲良に淵源すると考える。そう理解せざるを得ない史料がある。

「史料18」

（表紙）

丁丑 檢子四

附 戊寅稿

巳卯稿

丁丑 穆翁詩稿

（中略）

賀高仲貞國手五十初度を賀す五首

擬 賀高堂大儒人彩衣絲子如花、新歲朔日御獻春盤、美色將

（読み下し）

高仲貞國手の五十初度を賀す五首

龜台金母春阿(49)

高堂大儒人を御賀する彩衣絲子は花の如し、新歳の朔日に春盤を御獻す、美色まさに龜台阿母の春に擬えんとす

右は新潟町の人で、画家として名を残した五十嵐浚明（穆翁、一七〇〇〜八一）の詩稿「丁丑穆翁詩稿」より引いた一節である。今村淀七の描いた「老人」が「世以てその妙手を唱へ、中古画絵の冠として遠近珍宝す」と物語った「画工五十嵐氏」とは彼である。

高仲貞を慶賀した詩をみると、まず年号を欠いている。だが、「丁丑穆翁詩稿」の表題が示すように、表紙の題箋に「丁丑」、つまり宝暦七年（一七五七）の干支がある。そこで、詩もこの年かそれ以前に詠まれたと解することが可能である。

浚明の詩には、贈答相手の手掛かりになる術語が二つある。ひとつは名医などを指す「国手」、もうひとつが「大儒」である。彼が名医と称賛し、大儒と呼ぶ「高」姓の人物は、高田敬典以外にないだろう。写真3は、宝暦四年に帰国した菊池

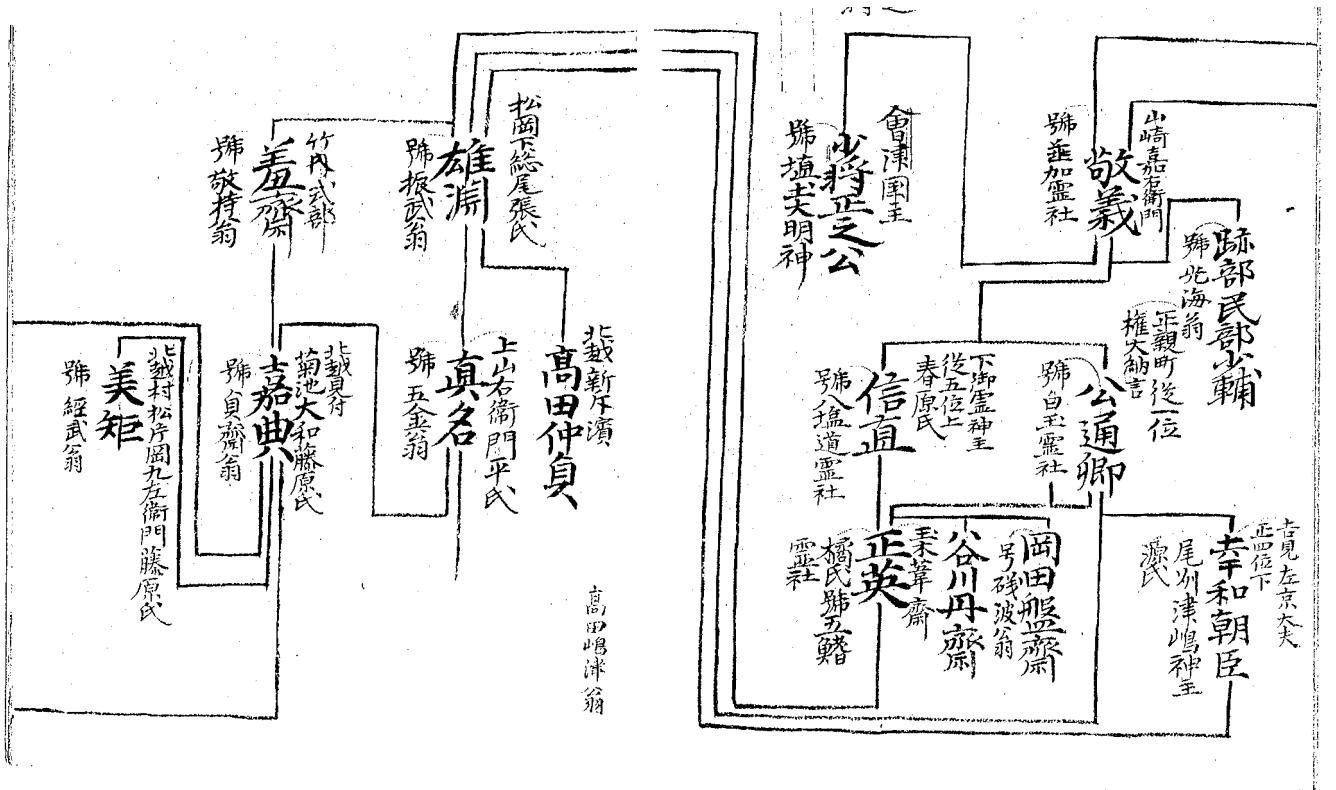


写真3 菊池定之進「神道許可道統畧系図」(その1)

定之進が記した垂加神道の系図(「神道許可道統畧系図」)で、
 敬典が仲貞を字にしたことを確定できる。その曾孫が仲貞を
 名乗る理由は十分にあった。

五十嵐俊明は、彼自身も垂加派と繋がっていたことを窺わ
 せる詩を残している。

「史料19」

家男仲伝写亀台金母以寿松氏大儒人七十初度賀予題一詩

彼には「穆翁漫筆」という詩集があり、大半は年欠だが、
 なかに明和五年(一七六八)から安永七年(一七七九)にか
 けた年号があり、彼の晩年に編まれたと考えられている。右
 はこの詩集に収められた一編の表題で、「家男仲伝の亀台金母
 を写し、以って松氏大儒の人七十初度の賀を寿ぎ、予一詩を
 題す」と読める。仲伝を字に名乗る息男が「亀台金母」つま
 り中国の神話上の人物西王母を描き、賛は俊明が認めた。明
 和と安永頃に七十一歳を迎え、大儒と称された「松氏」とは
 元禄十四年(一七〇一)生まれの松岡仲良だろう。この理解
 が正しければ、仲貞を寿いだ本作は、明和八年(一七七二)
 に作られたことになる。

では、五十嵐俊明が仲貞と近づいたきっかけを推測できる
 だろうか。宝暦十二年(一七六二)四月から八月にかけて、
 播磨国加古郡高砂(兵庫県高砂市)の大庄屋で三浦迂斎とい
 う人物が東海・奥羽・北陸の旅に出て、『東海濟勝記』という
 紀行文を著した。迂斎は珍奇な石や盆栽などを好み、仏教を

信ずること篤く、和歌を好み、名勝を探つて、国学・漢学にも親炙した。ただ、本書を校訂した金井寅之助によれば、彼の国学や漢学の師匠は不明という。

旅行中の七月一日、迂斎は五十嵐俊明の居宅を尋ね、旧交を温めたのはつとに研究者から指摘がある。また、この邂逅で俊明が迂斎に画卷（「逆旅勸杯書画卷」）を送り、「予公に知らるること此に二十年なり、嘗て公とは半面識も無し、然りて神交合符し、鴻鯉伝言、往信無之也」と序文を記し、二人が二十年以前に知り合っていた指摘もかねてある。しかし、この旅の途次、越後へ訪れる前に迂斎が松岡仲良と会い、交わりを深くした事実にはほとんど注意されていない。『東海濟勝記』からそのくだりを挙げてみよう。

〔史料 20〕

（四月）

二十日、とし頃坊城前亞相卿の御もとにたち入侍りしかば、いとま申さんとてまかる、（中略）夫より澤田一斎翁を訪ひ、また唐津侯の知邸をとむらひぬ、此館に故郷より誘ひし阿閉正榮夫婦もありて、ともに盃をとり、饞別の名残をおしまる、正榮火打ち袋、さすがなど取出、旅の守にせよとめぐる、

（中略）

又折ふし松岡先生なる翁も此館にありて、

雄淵

かへり来て我にかたらへ陸奥の壺のいしぶみかきつくし

つゝ

返し

おろかなる筆にはいかでミちのくの其名どころハ書もつく
さじ（後略）

三月に播磨国を出立した迂斎は、四月に大坂を経て京都へ入った。洛中で公家や儒者などに会うなかで、本論では二十日に澤田一斎宅を訪問したことに注目したい。一斎は若林強斎の門人で、享保五年に入門していた松岡仲良と同門にあたる。かつ、一斎は松岡仲良を破門した玉木正英の臨終に竹内式部や谷川士清と立ち会った一人であった。この邂逅で、仲良は旅から帰国したならば、私に陸奥でみたいしぶみを披露してくださいと歌を贈り、私の拙い筆でどうして陸奥の遺物を尽くせるでしょう、と迂斎は返答の辞を詠んだ。かねての気脈を一斎と仲良は保ち、迂斎もまた広義には彼らの仲間であつたと考えざるを得ない。金井寅之助は迂斎の国学や漢学の師を不明としたが、一斎への挨拶といい、松岡との歌の贈答といい、彼が垂加派と親密だつたのは疑えない。

「逆旅勸杯書画卷」の序に従い、宝暦十二年を二十年遡ると寛保三年（一七四三）になる。その翌年の延享元年（一七四四）三月、五十嵐俊明は京都にあり、竹内式部から送別の詩「五十嵐俊明君の越後へ還るを送る」（送五十嵐俊明君還越後）をもらっている。この年、頸城郡からは足利監物や花前宮門が上京して松岡から神道の伝授を受け、新潟町では菊

池定之進が高田敬典に集中的に垂加神道を学んでいた。これは偶然でなく、巨視的には垂加派と吉田家を結んだ仲良が引き寄せた流れの上に、式部と俊明の送別もあつたのではないか。五十嵐俊明が松岡仲良の知遇を得たのはこの時期だろう。⁽⁵⁾

松岡仲良や竹内式部を結節点にし、高田敬典が中心となり武本徳右衛門・小林能登・菊池定之進らからなつた新潟町の垂加派に、絵画で鳴る五十嵐俊明もまた加わっていた。今川の淀七いうところの「老人」も彼らを知悉し、広義には垂加派の洗礼を浴びた一人に違いない。ただ、この流行は長続きせず、徳右衛門に式部が書簡を宛てた宝暦三年にはすでに失速し、精彩を失い始めていた。本章の最後で、そのことの見通しを述べてみよう。

おわりに

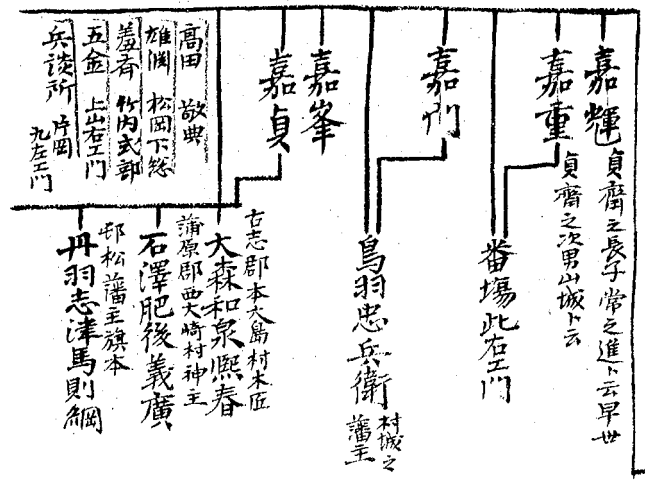
本章では、垂加派の道統と寛政く享和頃の新潟町役場の会衆による議論を手掛かりに、かねて指摘のあつた新潟町の儒家知識人グループが実は垂加派で、その中心に高田敬典がいたことを論じてきた。その人員は竹内式部が書簡を送つた武本徳右衛門や文面で言及のある小林直養・菊池定之進のほか五十嵐俊明なども加わっていたが、宝暦期（一七五一～一七六四）には衰退に向かい、寛政（一七八九～一八〇一）頃には古老の談となる程度に人材が払底したことをみた。最後に、衰退の理由を推測して章を閉じたい。

写真4は写真3と同一の記事の後段で、菊池定之進の門人と身分を書いている。この文書に言及した大貫大樹は、定之進が「高田敬典」「雄淵松岡下総」「羞斎竹内式部」の三人を囲っていることに注目しているが、この体でいえば、彼の門人は経典・仲良・式部の孫弟子にあたることになる。『新浦情話』の「老人」は、式部らが郷里に帰宿して教えを布かなかつたことを惜しんだが、定之進の系図からその理解は誤りであることがわかるだろう。そのうえでのことだが、「老人」の懸念の一部は正しいと思われる。

定之進には二四人の門弟がおり、少なくとも一人が村松城（五泉市）に拠つた村松藩堀氏の家臣である。この時期の村松藩主は、元文元年（一七三六）に家督を継いだ堀直堯^{なほたか}であつた。直堯は幼少より学問を愛好し、江戸で闇斎派の儒学者稲葉迂斎（一六八四～一七六〇）に就くなど好学家でし

片岡齋宮政富 村城之藩士
 野呂即左門政暉 同所
 小川作右五門長暉 同所
 小川甚右五門 同所
 川口常左五門宗恒 同所
 佐々長菴高勝 同所
 高橋半右五門永義 同所
 稲毛源右衛門 同所
 近藤孝九門正於 同所
 水野新五兵衛 同所
 田中金之助恒幸 蒲原郡菅名在里之管
 藤田右近吉近 同所
 原山藏之助安章 同所
 星帝大夫正能 片岡氏之後人
 片山李太捕正榮栄 同所
 本間猪右門忠澄 同所
 小出忠右五門政中 同所
 大平八之助滋則 同所
 吉野主殿秀流 前田郡二田村神主
 五十嵐相摸政栄 三条郡八幡村神主
 藤崎兵衛尹寛 三条郡八幡村神主
 宮下出雲清繁 岩船郡金屋村
 梅田新次郎嘉政 魚沼郡大切山村
 小林六平次重矩 同所

写真4 菊池定之進「神道許可道統畧系図」
(その2)



以下は多分に想像が混じるが、藩権力が閥齋派を公式の学問にすると、その筋の師匠へ就く門人も多くなる。その結果、かつての師資相承の美点が失われたのでないか。本所の吉田家に取り込まれたことも一因して地位を下げ、やがて古学(国学)が勃興する間隙を与えて、思想界の潮流に交代劇が起った理由になったのではなからうか。

- (1) 松岡仲良には、下賀茂神社の社人鴨保角が記した略伝があり、写しが京都大学付属図書館所蔵「松岡叢書」巻四二に収められ、吉崎久が活字にして紹介している。吉崎「松岡仲良の門人簿―京都大学蔵『混成堂』門人名簿―」(『神道史研究』第二一―六 神道史学会 一九七三年)。国学を吉見幸和に、経史を若林強斎に従い、さらに玉木正英や正親町公通(白玉公)に学んだこと、吉田兼雄に招かれ、仏説等の影響を除いて復古しその説を精純化したことなど、彼の履歴はこの史料を基に語られている。
- (2) 小林健三『垂加神道の研究』二八七―二九〇頁(至文堂 一九四〇年)
- (3) 正親町家の垂加派史上に果たした役割は、磯前順一・慈司『近世朝廷と垂加神道』六六頁(ぺりかん社 二〇〇五年)
- (4) 前田勉「呪術師玉木正英と現人神」(『近世神道と国学』一三九頁) ぺりかん社 二〇〇二年) が注目できる。
- (5) 磯前・小倉前掲書(六六頁)
- (6) 磯前・小倉前掲書(六六頁)
- (7) 『神道学則日本魂』(『近世神道論・前期国学』日本思想大系三九 岩波書店 一九七二年)
- (8) 玉木正英による松岡仲良破門については、小林健三「松岡雄淵の破門に就ての一考察」(『神社協会雑誌』二七(一〇) 一九二三年)
- (9) 矢崎浩之「松岡雄淵と吉田家―『垂加翁門人系図』一紙の分析より―」(『神道史研究』第一五一号 神道学会 一九九一年)
- (10) 磯前ほか前掲書(六七頁)
- (11) 神道学校について、吉田兼雄と松岡仲良の取り決めが残っている(前掲「松岡叢書」巻四十二)。一部を抜粋して掲出する。「今度神道学校御再興之儀被思召立ニ付、松岡多助尾張雄ト云フ者被召寄、学頭ニ被 仰付、下総ト名ヲ被下、御扶持等被下置也、多助、元ハ尾州熱田社勤学者也、先頃方度々被召寄、雄存入之趣等御聞之上、思召等茂被仰聞、誓約之儀被 仰聞付也、則相調今日令持参之、記于左(後略)」
- (12) 多田義寛「尊菜草子」(『日本随筆大成』第二期一四卷 三〇頁 吉川弘文館 一九七四年)
- (13) イエや村の由緒に近世中々後期を画期とみる見方は、八十年代以降盛んに著されてきた。たとえば井上攻『由緒書と近世の村社会』(大河書房 二〇〇三年)。しかし、山本英二は武田浪人と呼ばれる甲斐国に特有の身分に着目し、近世の村の成立が由緒書と軌を一にしている実態を明らかにしており、由緒論は近世史全体の問題とみる提起が起こっている。山本「村の由緒、イエは由緒」日本歴史第六七三号 吉川弘文館 二〇〇四年)
- (14) 伊東多三郎「庶民文化試論」(『史苑』第一五卷第三号 一九四三年七月号)

- (15) 『新浦情話』の著者今川淀七は、寛政元年から享和元年まで十三年新潟町奉行に在勤したことは、大昭堂書店版(一九三七年)に載る早川保による「緒言」を参照した。早川によると、今村は本書の上梓(版行)を望んでいたが、果たさずに帰藩したとされている。大昭堂書店版はルビを落とし、仮名遣いを改めた箇所も多く、原本の情報は薄くなっている。そこで、本論では新潟市立図書館所蔵本を利用して活字にした。ただ、この一本も幕末く明治初年頃の写しにみえる。
- (16) 山崎闇齋の直弟子に出雲路民部という人物がおり、下御霊社を創建して闇齋の霊神を祀った。このことに不審を抱かれ、ある時民部は町奉行に呼び出されて、「垂下翁の鎮齋下御霊社内でありしが、(中略)いかなるゆゑに人を神とまつるや」と質問された。そこで民部は、「神道より申せば人は皆神とまつる筈也、仏道よりいへば皆仏とする如し」と弁明したという。「老人」の思想は、どこかこの逸話を想起させる。前田勉「守護される現人神」(『国家(自己)像の形成』江戸の思想第四巻。ぺりかん社 一九九六年)
- (17) 聖心女子大学図書館所蔵、『五十嵐俊明―越後絵画のあけぼの―』九八・九九頁(新潟市歴史博物館 二〇二〇年)より転載
- (18) 中村里那「越後国新潟図(写)―解説(前掲『五十嵐俊明―越後絵画のあけぼの―』二四一頁)」
- (19) 中村は北海に「先生」、春水に「君」を付けていることを理由に、両者と面識ある人物が絵図の制作に関わった推測をしているが、知遇を得なくとも自身と比較して同等か高位の人物に敬称を付けるのは通有のことだ、この理解には躊躇する。
- (20) 竹内式部の経歴は、星野恒『竹内式部君事迹考』(富山房 一八九九年)及び徳富蘇峰『近世日本国民史』二二宝曆明和篇(明治書院 一九三六年)による。
- (21) 旧版『新潟市史』下巻 八〇〇頁(一九三四年)
- (22) 星野恒前掲書(五頁)
- (23) 小林寛直「怠る勿れ」(『白山さま』第八号 新潟白山神社 昭和三十二年十月十八日号)
- (24) 小林直養については、『新潟県史』通史編4(七八五頁 一九八八年)
- (25) 吉崎久前掲論文
- (26) 松岡仲良門人の中臣義治の名について、吉崎論文では、「義清」と読んでいる。本論では、京都大学附属図書館所蔵の原本により義治と改めた。
- (27) 居多神社所蔵で、上越市公文書センター所蔵のマイクロフィルムにより閲覧。
- (28) 鈴木栄太郎「近世上越地方の神社と社人」『上越市史』別編3(二〇〇一年)
- (29) 居多神社所蔵で、上越市公文書センター所蔵のマイクロフィルムを閲覧

- (30) 「居多社務系図」は居多神社所蔵で、上越市公文書センターにおいてマイクロフィルムを閲覧
- (31) 居多神社所蔵で、上越市公文書センターにおいてマイクロフィルムを閲覧
- (32) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「菊池氏旧記」
- (33) 菊池定之進が高田敬典に学んだ亥・子・丑年が寛保三年(一七四三)〜延享二年(一七四五)にあたることは、倉田蔵五郎「見附菊池家蔵竹内式部『靖献遺言講義』(『藝林』三八(二) 藝林会 一九八九年)に指摘がある。
- (34) 谷川士清先生事蹟表彰会『谷川士清先生伝』四七頁(大日本図書 一九一一年)
- (35) 斎藤公太「『唯一神道』から『垂加神道』へー概念の歴史をめぐる試論ー」(『藝林』六八(二) 藝林会 二〇一九年)
- (36) 『靖献遺言』は闇齋の高弟浅見綱齋が中国の忠義の士を取り上げた著作で、垂加派が重んじ、若林強齋や竹内式部が講じている。倉田前掲論文及び大貫大樹「竹内式部『靖献遺言講義』卷之三(『陶淵明』)について」(『藝林』六八(二) 藝林会 二〇一九年)
- (37) 前掲「菊池氏旧記」
- (38) 「糾問次第」(星野恒前掲書所収)
- (39) 徳富蘇峰『近世日本国民史』二二 宝曆明和篇 一一四(一一五頁 明治書院 一九三六年)
- (40) 加藤竹男『国学者谷川士清の研究』八一頁(湯川弘文社 一九三四年)
- (41) 江見長載と松岡仲良の関わりは、『江見啓齋翁日誌』(『江見啓齋翁日誌』上巻(村上古文書刊行会 一九八八年)。松岡との関係は、上巻所載の「江見氏家系略統譜」及び一五・六三・三二八・三四三頁、下巻の一〇一・一七五・三一七・三一九頁。また、江見清風『神道説苑』二五八頁(明治書院 一九四二年)に載る「江見氏家系畧統譜」は、『江見啓齋翁日誌』上巻に所載の同名史料の祖型で、明和元年(一七六四)に没した長載の父長信が元文二年(一七三七)に神道裁許状を獲得したこと、松岡渾成の門人になったことを書いている。長信もまた継目の上洛を機に、吉田家へ迎えられたばかりの松岡に就いており、子の長載はその例に倣ったのではなからうか。
- (42) 松岡に学んだ越後国の人物の伝は後年の編纂史料にしばしばみえ、ここでは京都大学図書館所蔵「松岡叢書」巻五十より、新発田藩領新津組大庄屋を勤めた桂誉重の帰郷にあたり、松岡が与えた識語を挙げておく。安永元年(一七七二)頃と思われる本史料から、宝暦(一七五一〜六四)末年頃から誉重が松岡に就いて学んだことを確認できる。
- (本文)
- 越之後州新津桂誉重、嘗信我邦之道、従余而学既十余

年、今歳三月又来皇華訪余、以叩其蘊奧慷慨使人起焉、余謂北州有斯人、後來必起斯道于北越之間、無居諸荏苒、四月中旬帰郷、離別請余曰、今已辞函丈又遠隔千里、願為終身受用示一語、余感其志乃書矯枉二字併与詩一絶和歌一首

佳人三月入長安城上訪花醉尽歎無奈帰期今日迫方知
老衰別離難

(読み下し)

越の後州新津桂誉章、かつて我が邦の道を信じ、余に従いて学ぶことすでに十余年。今歳三月また皇華に來たりて余を訪い、もつてその蘊奥・慷慨を叩かんと人をして起つ。余謂わく、北州にこの人あり、後來必ずや北越の間に斯道起こり、もろもろの荏苒として居ることなし。四月中旬帰郷の別れに臨んで余に請うて曰く、今すでに函丈を辞し遠く隔たること千里、願わくば終身受用する一語を示せ、と。余その志に感じて、すなわち矯枉の二字を書き、併びに詩一絶と和歌一首を与える。

(43) 享保十六年(一七三一)の「新潟町家別書付」は、新潟県立図書館所蔵。また。表は旧版『新潟市史』上巻(一〇三一頁)より作成(一九三四年)

(44) 津市の個人が所蔵の文書が行方不明なことは、令和二年三月、津市教育委員会生涯学習課へ照会して教示を得た。

(45) 「新斥聞聴秘鑑」(『市史にいがた』第一二号 一九九三年)

(46) 高田敬篤については、『越後人物誌』(『新潟県史』別編3 一五六頁 一九八七年)

(47) 澤井啓一『山崎闇齋』六〇頁(ペリかん社 二〇一四年)

(48) 竹内式部の「敬持」をどう読んだか、管見の限り、明記のあるのは徳富蘇峰が「けいじ」と仮名を振っているのみである。徳富前掲書(一一四頁)。ただ、竹内式部や宝暦事件関連に限らず、蘇峰の著『近世日本国民史』の体裁は総ルビを基本に作っており、確証があつたわけではなく、「けいじ」の読みは便宜的に音読しただけであつたらう。事実は、彼もまた「もりもち」などと名乗つたのではないか。

(49) 新潟県立図書館所蔵「丁丑穆翁詩稿」。越後・佐渡デジタルライブラリーより閲覧

(50) 「神道許可道統畧系図」は前掲「菊池氏旧記」所収。大貫大樹は、菊池定之進が筆録した竹内式部の講義(「靖献遺言講義」)を検討するなかでこの系図に注目し、松岡雄淵・高田仲貞・竹内羞齋にそれぞれ線が引かれており、定之進が彼らを特別視していたことを指摘している。写真4参照

(51) 伊東祐之「穆翁漫筆」解説(前掲『五十嵐俊明―越後絵画のあけぼの―』二二二頁)

(52) 三浦迂斎「東海濟勝記」(『隨筆百花苑』) 第一三卷 中央公論社 一九七九年)

(53) 金井寅之助「解題」(前掲『隨筆百花苑』所収)

(54) 三浦迂斎と五十嵐俊明の交わりについては、大森慎子

「五十嵐俊明の作品に関する一考察」(『新潟市美術館・新潟市新津美術館研究紀要』第三号 二〇一五年)

(55) 大森慎子は、「逆旅勸杯書画卷」へ寄せた五十嵐俊明の序「蓋し公は播の人なり、播と越とは相去ること一千有餘里にして、予公に知らるること此に二十年なり、嘗て公とは半面識も無し、然りて神交合符し、鴻鯉伝言、往信無之也」を解釈して、迂斎の来越で初めて顔を合わせたことを指摘した。しかし、実際には俊明による右序文は、①二十年前に京都で知り合い、②以後は志を同じくしながら伝言・音信ともなかった、という二つの情報を書いたのでないか。大森「逆旅勸杯書画卷」解説(前掲『五十嵐俊明―越後絵画のあけぼの―』(二二五頁))

(56) 「東海濟勝記」の校註で、金井寅之助は記事中にある「松岡先生」について、本草学の代表的人物の一人松岡庵に比定したが、この説を否定し、雄淵の号を理由に松岡仲良であると上杉和央が指摘している。上杉「博物学と地図収集ネットワーク」(『人文・社会』京都府立大学学術報告第六十号 二〇〇八年)。ただ、この指摘が五十嵐俊明の研究で参照された形跡はない。

(57) 磯前順一前掲書(二五二頁)

(58) 延享元年(一七四四)三月に竹内式部が五十嵐俊明へ贈った詩「送五十嵐俊明君還越後」は以下の通り。旧版『新潟市史』下巻(八〇八頁 一九三四年)

方徳、越之善画人也、往年遊于京、問予生王之道、日者將還郷、因論画而送之矣、方徳之言曰、絵事不可無耻者乎、其心雅則其為画也俗矣。其人有文才則其為画也雅矣、詩中之画、画中之詩、心之所至乃画之所至哉、是故世之以画鳴者、往々専勉記誦詞章、以啣杯為高致、以勤事為俗流、郷党空定省、宗廟欠祭祀、流蕩放逸、然人亦許於其能、離義喪信以為養氣、稍似老氏未全虚無、略近釈氏未真寂滅、空々焉淡々焉、為所學之至、俗儒贈詩文以獎其雅、異端獻笑以高其心、於是其心加荒益蕩而人心亡矣、嗚呼敗倫乱俗不仁之甚何至于斯也、為孔聖叩其脛、何曾質販俗、可恐哉、方徳與予同郷、敦厚周慎之質、謙約節儉之守、雖不如世之画人、而猶恐固滯於先入因語曰、予雖不学画、而因子之言求之則其心固滯則其画亦固滯與、其心不仁則其画亦不仁與、故以為、不識天道則焉凶日月、不識人道則焉像聖賢、不識智仁則焉画山水、不識動植則焉写花鳥、予為子惜焉、子苦学仁義之道、敬以收放逸之心、義以養浩然之氣、則其心得廓然大公之正、其氣至至大至剛之盛、然則陰陽造化之真、固得而可凶、而神聖画神之妙、亦得而可画而已矣

延享元年三月朔 越後州竹内敬持謹書都下差齋

(59) 五十嵐浚明には三人の男子がいた。長兄は五十嵐顕行

(一七四四～七一)、次男を五十嵐元誠(一七四七～八四)、三男を佐野元敬といい、いずれも絵をよくしていた。推測をたくましくすると、西王母を描いた家男は長男の顕行で、仲伝の字は仲貞を名乗った高田敬典から得たのでないか。さらに踏み込み、三男の元敬が敬典から一字を得た可能性も考えたい。

(60) 堀直堯と村松藩の儒学流行は、『村松町史』上巻九五七頁(一九八三年)

第四章 近世後期の地域神職と組織―越後国古志郡三宅神社の神主・星野大内蔵に注目して―

はじめに

一 星野大内蔵初期の活動

1 大内蔵家と三宅神社の由緒

2 魚沼神社号の獲得一件

3 身分・社格の上昇と寺請離脱

二 式内社主義の浸透

1 大内蔵権威の確立

三 吉田家江戸役所と権威の再編

1 江戸役人の出役執行

おわりに

はじめに

近世社会において、幕府による神職の一元的編成の意図に乗りながら京都・吉田神社を司る吉田家（卜部家）が各地の神職に影響を揮ったのは周知の事柄に属している。しかし、吉田家による神職の支配と編成はあまねく一律に推移したわけではなく、現れ方は地域によって相違があった。

この地域的差異について、西田かほるは具体的かつ多様な神職像を提示しながらさらに多くの個別事例を蓄積することの重要性を指摘し、甲州国中地方において、戦国大名武田氏が地域内神職を糾合し、氏神の府中八幡宮（山梨県甲府市）で国家安全などの祈禱を交替で勤めさせた制度（勤番制度）の近世的展開に注目した。西田は府中八幡宮への奉仕社のうち多くの兼帯社を持ち、反八幡宮勢力の中心的な位置にあった菅田天神社（甲州市）の動向を考察し、①一八世紀後半から一九世紀前半にかけて、同社は吉田家に接近して由緒と言説を整備したこと、②その結果、社会的立場を上昇させて勤番体制からの離脱に成功したこと、③八幡宮の支配否定に成功すると菅田天神社は吉田家との関係も求めなくなり、自立化の歩みを進めたことを明らかにし、やがて近代へと至る道筋を跡付け¹⁾た。

事例蓄積の重要性を強調する西田の主張を受け継ぐ形で、引野亨輔は真宗寺院が圧倒的な割合を占め、神祇信仰は比較的希薄とされてきた安芸国山県郡を対象に、近世中期～後期にかけて神職組織が自立する過程を明らかにすることを試み

た。その際、引野は朝廷が豊前国宇佐宮（大分県宇佐市）と筑前国香椎宮（福岡市東区）へ発遣した延享元年（一七四四）の奉幣使の役割に注目した。吉田家が奉幣使に役人を同行させることで、両宮のみならず道中の祭祀組織へも介入し、山県郡を含む広島藩領に郡別で注連頭役が設置され、神職の組織化が進展する様子を考察したのである。² 朝廷権威を梃子に吉田家が地方神職の編成に影響は与えた指摘はさらにあり、福岡藩を素材に検討した田中由利子は、創建が寛永九年（一六三二）と新しいにも関わらず、藩主（黒田忠之）から崇敬された桜井神社（福岡県糸島市）神職の浦氏の由緒へ吉田家が注目し、延享度の奉幣使発遣を機に筑前福岡藩領の触頭に任じた経緯を明らかにしている。³

吉田家権威を利用して既存制度からの離脱を志向する地域神職の存在や、朝廷権威に拠りながら吉田家が在地での編成へ介入するといった先行研究の成果からは、地域内で比較的有力な神社の神職が組織化や既存秩序の打開に果たした役割がみてとれる。そこに加えて、触頭とか注連頭などと呼ばれ、上位権力との取次的な立場で地域をまとめる中間的な職掌が注目されている。いずれも興味深い視点だが、どの部分を一般化（普遍化）でき、どの点を地域的・限定的とみなせるのかを判断するにはなお情報が不足する。触頭に注目しながら地域別に蓄積されてきた研究を集めて比較し、神職編成の論理を解明しようとした井上智勝の研究も提出されているが、そこからはさらに多くの事例を検討する必要があること、近

世初頭から後期までをまとめて論じるのは困難であることの二点がむしろ浮き彫りになった面もある。⁴

そこで、本稿では一八世紀後半に時期を絞り、吉田家による組織化が必ずしも成熟しなかった古志郡・魚沼郡といった越後国中部地域に焦点をあて、なかんづく当該期の地域内神職を主導し組織化を図ろうとした古志郡六日市村（長岡市）三宅神社の神主星野大内蔵の動向に注目して、彼らがどういった問題に直面し、そこから何を志向したのかをみていきたいと思う。

一 星野大内蔵初期の活動

1 大内蔵家と三宅神社の由緒

まず、星野大内蔵の履歴及び三宅神社の由緒について略述したい。大内蔵は三宅大連當虎とも名乗り、後述する諸史料にみるように安永元年（一七七二）もしくは二年から寛政十年（一七九八）の間活動を確認できる人物である。吉田家と交渉を持ち、地域神職の願い出を京都へ取り次ぎ、逆にその意を体して在地において教諭するなど活躍した。彼の足跡は藩領や郡域をまたがり、活動範囲は三宅神社の鎮座する古志郡のほか魚沼郡・刈羽郡・三島郡・蒲原郡と広範に及んでいる。

大内蔵が拠って立った三宅神社は、『延喜式』⁵神名帳に載る古志郡六座のうち「三宅神社二座」の論社である。その由緒に注目し、従来の研究では、三宅神社はむしろ古代史理解の上で多く言及されてきた。古代く中世に遡って同社の歴史を理解することは本論では埒外の問題だが、私見では古代史研究で注目を引いてきた三宅神社の由緒のうち、中心部分は大内蔵が整えたものである。その具体的な史料が三宅大連當虎の署名と安永二年の年号を持ち、かつて三宅神社に掲げられていた由緒書「三宅神社記」である。

「三宅神社記」の書き出しは、「越ノ宗廟三宅神社二座ノ由来ハ」と始まる。冒頭の一語「越」は、後述する他の史料に「古志乃宗廟」と現れる用例があるので越後国古志郡を指すと思われるが、あるいは越後の意味を含ませた可能性もある。

以下、彼の理解によると「三宅神社二座」の称号は、二柱の神系に分かれた祭神を三か所に祀ったことに由来する。この記述は、大内蔵が安永二年の段階で『延喜式』の記事に注目していたことを物語る。姓は当初三宅であったが、のち「星野原」へ転住したことで星野大連と改まり、さらに故地へ戻ったことで三宅大連と称するようになったという。上述の説明は、大内蔵の家系が三宅神社の由緒と不可分の関係にあることを示唆している。その上で、史料の末尾に以下の記事を書き付けて、この由緒が権力からも承認されていることを説くのである。

「史料1」

右ハ吉田殿ヨリ御尋ニ付古證旧記ニ依リ寛文五巳年八月十一日奉行下妻右京・鈴木左京両名へ書記シテ相達ス、同六年十二月並ニ享保五年五月、公儀ヨリ神社本末御尋ノ節 寺社奉行所へ書上納畢又

記事は寛文五年（一六六五）に吉田家、翌六年と享保五年（一七二〇）には幕府寺社奉行所へ三宅神社の由緒を提出したと述べている。寛文五年は幕府が神職の本所として吉田家の優越を打ち出した「諸社祢宜神主等法度」（「神社条目」）を⁷発布した年にあたり、これを大内蔵が吉田家権威の確立された画期と認識し、三宅神社の由緒においても重視すべきと理解していたことが窺える。

2 魚沼神社号の獲得一件

大内蔵に他社との交渉が認められるのは、安永九年（一七八〇）に起こった魚沼郡土川村（小千谷市）に鎮座する上之弥彦神社（弥彦大明神）の社号変更一件に関わってみえるのが最初である。

上之弥彦神社は正保四年（一六四七）に吉田家から神道裁許状を取得し、慶安元年（一六四八）には將軍徳川家光より朱印地二十石を得た神社である。越後二宮の由緒があり、魚沼郡吉谷郷内の七か村に「十八末社」と呼ばれる末社群を持ち、ほかにも員外末社を抱えていた。

しかし、本論第三章で一部言及したように、同郡は高田藩松平光長領だった慶安三年（一六五〇）からおおよそ一世紀の間、吉田家より越後三郡（頸城郡・刈羽郡・魚沼郡）の神職へ社法を申し渡すよう与えられた仕置状を根拠にし、越後一宮を称する頸城郡居多神社（上越市）の神主花前氏が触頭役となっていた前史があった。鈴木栄太郎・井上智勝の研究により、この間の経緯を本稿の主題に関わる範囲で略述すると、花前氏の三郡神職支配は同地域を一円的に支配する高田藩が密接に関わり成立していた。しかし、延宝九年（一六八一）に松平光長が改易されて三郡は幕府領となり、その後の領地替えて頸城郡・刈羽郡の支配は細分化し、魚沼郡も正徳元年（一七一）に一部が与板藩に割かれて一円的な支配は崩れ、花前氏による支配も動揺を余儀なくされた。

正徳二年（一七一二）、上之弥彦神社では神主の五十嵐左兵

衛が小千谷村（小千谷市）の日光大権現について、「前々より弥彦末社にて支配致し来たり古証文これある所に、謂われなく他へ奪われ候儀成り難く存じ候」と、居多神社の配下になんことを主張し、花前家と争いになった。この相論について、花前配下の社人で頸城郡桑取谷（上越市）の天神社神職足利大宮司らは、五十嵐左兵衛の行為は独自のものでなく、土川村の領主役所である幕府出雲崎代官との合意のもとになされていると認識していたという。

寛延年間（一七四八〜五一）になると魚沼郡以外にも相論が起こり、吉田家からの達しを花前美濃が廻覧したところ刈羽郡・頸城郡の一部神職が巡達せず、「一宮正一位居多神社」の社号を誹謗したとして幕府での出入りが起こった。しかし、出入りでは居多を越後一宮とする確かな証拠は認められないとかえって訴人の美濃が問題視され、逼塞処分が下されて三郡を覆った神職組織は実態を失った。

以上のように、内実としての程度影響が及んだのかはわからないが、上之弥彦神社には一時的に吉田家の権威を背景にした花前家の支配に組み込まれ、相論のすえその秩序から離脱した経緯があった。そうした前史を持ちながら、安永九年に神主五十嵐大炊は継目の許状を得るにあたり上京し、次にみる一札を星野大内蔵と連名で吉田家に差し出した。

「史料2」

一 私奉仕御社之儀者魚沼神社・上之弥彦大明神両神前々より相殿御鎮座御座候処、魚沼神と弥彦神と御同体と相

心得候哉、是迄之 御裁許状二者魚沼神社号拝受不仕候付、今度社号御書加為願上京仕候、星野大内蔵私社頭之儀能存知罷在候付為証人同道御願奉申上候処、魚沼神社号之儀者式内社号二候、尤式内と御定被成下候儀二者無之候得共不容易社号之旨被 仰聞由、諸証拋等之儀段々御吟味之趣御尤之儀奉承知、則社頭之由緒并証拋書物持參之外写奉差上候通御座候、万一当郡中より同社号之儀願出以御吟味之上被成下候儀者於私少も所存無御座候、若又私方之社頭右神社二無之旨申之、私方より差上候証拋よりも又打越候証拋を申立右神社号御許容可被成下所二罷成候ハ、私江御書加被成下候 御許状被 召上、如何様ニも御作法次第可被仰付候^ト。

大炊の訴えは以下の諸点にまとめられる。①五十嵐家が奉仕するのは魚沼神社と上之弥彦神社で、相殿に祀ってきた。しかし両神を同体と心得たのか、従来^レの許状では魚沼神社号を受けてこなかった。②社頭^ノことは星野大内蔵が知悉している^ノので「証人」として同道を頼んだところ、魚沼神社号は式内社号であり、式内と決まったわけでないにしろ容易ならざる社号である、と説明された。③証拋について種々吟味されることは承知している^ノので、神社の由緒や証拋の書物などが提出されて魚沼神社号が許可になるようなら御許状を召し上げいかようにも処分してほしい。こう述べた上で、大炊は

魚沼神社号を裁許状に書き加えてほしいと願ったのである。内容からは、大内蔵が吉田家から触頭のような中間的な役職を獲得していた形跡はみられない。しかし、この段階で大炊から頼みとされていたことは確かである。

大炊が望み、大内蔵が「容易ならざる」と重大視したのは既存の社号に新たな社号を書き加えること自体ではなく、それが式内社号である点にあった。重大である認識があったから、「私方より差し上げ候証拋よりも又打ち越し候証拋を申し立て、右神社号御許容なし下されるべき所に罷り成り候はば、私へ御書き加え成し下され候御許状召し上あげられ」るようにと、誤りなら許状を取り上げてほしいとまで申し出た。だが、説得性のある「打ち越し候証拋」を提出するのは困難がともなう。実際、五十嵐大炊においても有効な証拋はなく、だからこそ大内蔵を「証人」に立てねばならなかった。そう考えると、この一節には大炊ではなく吉田家の事情をも見透かした大内蔵のねらいが反映しているとみるべきだろう。吉田家にも是非を判断する材料はなく、願いは容れられ、三月十八日付で下された神道裁許状により大炊は五十嵐珍昭の名で「魚沼神社上之弥彦大明神主」の肩書を得た。

継目の許状を得るだけでなく、「証人」を上京させてまで社号の変更を望んだ理由は何だったのだろうか。ひとつには、居多神社との相論から得た経験知があっただろう。上之弥彦神社が越後二宮を称し、將軍の朱印状を得ていても、吉田家は花前家を高く評価し三郡神職の上位に立てた。越後一宮の



写真1 三宅神社拝殿の額 表面(右)と裏面(左、部分)

由緒も家格の維持に利用された。こうした主張の根拠を問われ、次第に支配を崩されたのは鈴木・井上が明らかにした通りだが、類似の相論を防ぐには吉田家の仕置状の有無とか一宮・二宮の別といった従来と異なる論理により新たな主張をせねばならない。式内社号の名乗りを得ることは、古代に遡る由緒を一挙に獲得する点で確かに従来とは異なつた。

大炊との上京は、大内蔵にとってはどういう意味があつたのだろうか。先立つ二月付で、彼は「越後国古志郡六日市村

三宅神社両社神主」の肩書で、吉田表に以下の願書を提出している。

「史料3」

一 此度私儀、魚沼郡魚沼神社と申社号御書加為願五十嵐大炊上京仕候、依之魚沼神社・上之弥彦大明神と両社相殿御鎮座并社頭之証拠共一覽仕相改候付為証人罷登候、於御尋者逐一可奉申上候、大炊願之通社号御書加御許容被成下置候様仕度奉存候^上

大内蔵が「三宅神社両社神主」を肩書とするのは、こうした記載のある神道裁許状を得ていたからと思われる。三宅神社の由緒を幕府等へ届けてきたとする彼の主張を吉田家がどう受け止めたかはわからないが、恐らく大内蔵は「二座」と同義であることを含ませていたに違いない。また、魚沼・上之弥彦両社由緒の「証人」の立場は、大内蔵にとって朱印社の神主を教諭している箔になる。

三宅神社の拝殿に、「三宅神社二座」の社号と「魚沼社司五十嵐珍昭印」と名前が陽刻された額が掲げてある(写真1)。裏面に墨書があり、褪色が進んでいるが「天明五巳年二月廿二日献之」の日付及び「魚沼神社神主 五十嵐大炊助珍昭」の署名を確認できる。すると、この額は魚沼神社号の許状を得た安永九年頃をひとつの画期に、以後も二人の神主と二か所の神社が共存を進めていったことの関係性が集中して現れている史料と評価できるだろう。このように、大炊と大内蔵

は延喜式内社号の獲得を契機にし、ともに社会的立場を上昇させることになった。

3 身分・社格の上昇と寺請離脱

魚沼神社号を得た大炊は、帰郷して支配役所へ一札を提出している。やや長文だが、次に安永九年五月に与板藩寺社奉行所へ宛てた願書の一節を掲げてみる。

〔史料4〕

累年宗旨御改帳ニ茂書上候通、拙者家代々宗源神道吉田殿門弟二而、中古寺者小千谷村照専寺ニ御座候、(中略)当春上京仕候節右之趣も吉田本所表江申上、此方之宗旨掛り御役人所迄文通被成被下寺印借り不申相濟候様仕度段相願候処、及文通候段ハいと安キ事ニ候得共、左候而ハ本所之權威を以致候様ニ相聞江却而不宜様ニも存候間、拙者共儀吉田門弟ニ而代々宗源神道修行之者ニ而御法度之邪宗門等之族ニハ曾而無御座訳を申、証人相立其御懸り江申上并且那寺江も其趣掛合候ハ、於公儀其職々之御法も有之段々右之通被仰付候類も多有之事ニ而、何方之地頭所ニ而も大クハ御存可有御座間、其趣申上候ハ、随分可相濟存候段本所ニ而も仰聞御座候、且拙者家宗源導師之儀ハ古志郡惣社三宅神社之神主六日市村星野大内蔵家ニ而代々相勤来申候、仍而当春上京之節も為証人同道相登、又此度も当御地江致同道罷在候間、若御尋之儀も御座候ハ、被罷出候様可仕候

大炊の以下のことを述べている。①自家は代々吉田家の門弟で「宗源神道修行之者」であり、中古になって寺院(照専寺)との関わりができた。②この春の上京で寺判を請けず済ませたいと吉田表で相談したところ、証人を立て奉行所と寺へ申し上げれば、どここの役所も大抵事情を知っているので首尾よくいくと指導された。③導師(宗源導師)は代々星野大内蔵家が勤めているので、今春の上京でも同道させ、このたび御地へも同行させているのでお尋ねがあればまかり出る。以上の主張は、二月と三月の吉田表出願で大内蔵を「証人」としたやり方を踏襲しており、大炊が式内社号の獲得に力を得て寺請の離脱に及んだのは明らかだろう。

本史料の性格は吉田家を宗門の一派と見立て、そのなかに大炊家・大内蔵家を位置付けて寺判離脱の根拠とするという構造を持つ。ただ、寺請離脱の実現のため支配役所へ書簡を送るよう求めた大炊の願い出に、吉田家の役人は簡単なことだが、それでは本所の權威で押し切るようでかえってよくないと言ったという。少なくともこの時期、吉田家は既存秩序への造反という一面を持つ神職の宗門離脱へ関与することに消極的だったことを読み取れる。それでも証人を立て、奉行所と寺院へ事情を話せば済むだろうと吉田表で受けたとする助言の披露は、藩役人へ一定の理解を促す作用を持ったに違いない。

しかし、これだけでは不足し、中古寺僧との交渉が始まったとする以上、さらに遡って「宗源神道修行之者」とか「宗

源導師」に就いていたなどと主張する由緒が必要になる。この点、上京により大炊は延喜式内魚沼神社号を獲得し、大内蔵は吉田家へ差し出した願書によってその「証人」という立場を得ていた。大内蔵の場合、吉田表で大炊の証人を勤めたことが、神主家代々の「導師」という与板表での主張に説得性を与えている。

大炊はこの願いを実現するため方々へ「御詫状」を差し出すなどしたが、寺側は承知せず出入りとなったことが同年九月付で改めて与板藩へ出された願書の写しにみえている。こののち訴訟がどう経過したか詳らかにできないが、寛政（一七八九〜一八〇一）以降に多く現れた神葬祭相論の例から推測すると、寺院の主張が一部容れられ、神主もしくはその父子のみ離脱が認められたと思われる。

この相論を経て、式内魚沼神社の神主家から代々の宗源導師とされた星野大内蔵、それに「古志之惣社」と呼称された三宅神社はより立場を強めたと想像される。特に、三宅神社の格式は上昇を遂げた形跡がある。次に掲げるのは、魚沼神社に伝来した古志郡熱田村（見附市）に鎮座する小丹生神社熱田大明神の由緒書写しから引いた抜粋である。

「史料5」

当国乃名神弥彦・二ツ田・三宅社等其所乃村名於神号唱事明也、其後仁至天寛文・享保・宝暦年中従公儀御条目被仰出、次諸国一同神社御改式内・式外、本社・末社御尋乃砌波小丹生神社熱田大明神止記請書等領主役所伊指上也、

其後亦天明年中古志乃惣廟三宅神社二座神主三宅大連從吉田表式社乃蒙尋乃砌、小丹生神社熱田大明神止書載指出須、其後亦寛政九巳年諸国神祇道御取締止志天出役人宮川権頭登申人巡村乃砌毛、小丹生神社熱田大明神止書記指出也。

同社はもと熱田大明神などと呼称され、ある時期以降式内社号である小丹生神社を並称するようになった。本史料が書かれたのは字体から明治初年頃に下る可能性があるが、幕府や吉田家の支配を否定的に書いてはおらず、原本は文中にみえる寛政九年を上限とする江戸時代後期〜末期の成立と認められる。自身をみると、蒲原郡弥彦村の弥彦神社、刈羽郡二田村（柏崎市）の二ツ田神社に次いで三宅神社を当国の名神に挙げ、さらに「古志乃惣廟三宅神社二座」と書いている。寛文から宝暦にかけて公儀より御条目を出されたこと、幕府が式内社・式外社及び本社・末社を調べた際は「小丹生神社熱田大明神」の社号で領主役所へ届け出たことも述べ、天明年間（一七八一〜八九）に三宅大連を介した吉田家の式内社調べ、それに寛政九年に「諸国神祇道御取締」のため「出役」に及んだ宮川権頭の巡村でも同様に届け出た、と述べている。幕府や吉田家との接触を有力な由緒とする構造は「史料1」で掲げた大内蔵筆の「三宅神社記」と重なり、三宅神社を「古志乃惣廟」と記すところをみても、由緒書が大内蔵の影響のもと成立したのは間違いない。

大内蔵が身分的上昇を図るには、三宅神社の社格をいっそう向上させる必要があった。小丹生神社熱田大明神の由緒書は、天明頃には彼のねらいの一半が達成されつつあったことを示唆している。

二 式内社主義の浸透

1 大内蔵権威の確立

天明期の彼の事蹟は、写真1にみた五十嵐大炊の揮毫、それに小丹生神社熱田大明神の由緒書に言及されていること以外確認できない。しかし寛政期（一七八九―一八〇一）になると、彼がある種の権威として在地で立ち現われてきた様子を窺えるようになる。次に挙げるのは寛政六年、刈羽郡岡野町村（柏崎市）に鎮座する鶴川神社黒姫大明神の神主大倉相模が吉田家の役人へ差し出した「御請書」の一節である。

「史料6」

今度古志郡星野大内蔵方江被仰聞候者、類社相手方有之候社号之儀を以宗源宣旨治定候段被仰付候趣奉承知畏候、尤倅儀当年十六歳ニ罷成候間近々上京為致候間、其時節者急度宗源宣旨奉頂戴度仍而此段證據・證跡之儀者、大内蔵致知候上之事ニ御座候間、御請印形奉差上候⁽¹⁶⁾

内容は、吉田家より「類社」（論社）のある社号ではあるが、と留保付きで宗源宣旨を下す旨を大内蔵から聞かされた相模が、近く倅を上京させるので必ず下賜してほしい、これについての「証拠・証跡」は大内蔵が知っていると言っている。この文章に次いで、大内蔵自身が「右申し上げ候通り少しも相違御座なく候」と奥書に記し、証人となることを請け負っている。

大倉氏が祭祀を司る鶴川神社は、遡れば黒姫大明神もしく

は黒姫社を社号とし、吉田家より下された神道裁許状では寛文八年（一六六八）を最古に元禄二年（一六八九）・延享四年（一七四六）・明和八年（一七七二）のいずれでも「岡野町村黒姫大明神祀官」と書かれていた。しかし、天明三年（一七八三）を嚆矢に、以後寛政十二年（一八〇〇）・文政七年（一八二四）・安政三年（一八五六）と続く許状では「岡野町村鶴川神社黒姫大明神主」と記載の社号が変化¹⁷した。相模が大内蔵より類社があると教諭されたように、鶴川神社には前年の天明二年に吉田家から同社号を許可された論社がある（枇杷島村の鶴川神社）。こうした近來の前史を受けて、吉田家の宣旨で正一位などの神位を得て鶴川神社号の定着を期したのが右の「御請書」と思われる。その「証拠・証跡」は大内蔵が知るとする吉田家への断りは、安永九年の魚沼神社号獲得時の大炊の行状と本質的に同じである。このように、大内蔵は『延喜式』の記事と地域社とを結び付ける動きに深く関与していた。

2 「式内治定神主」の糾合

こうして神職を教導し、公儀や寺院などと対峙する際に式内社号を得ていることが有利に働くことを示した上で、次に大内蔵が主導したのが『延喜式』神名帳の古志郡・三嶋郡・魚沼郡分に載る一六社一七座すべてを現存する神社より比定し、構成神社の神主を糾合して「会社」の名前で互助組織を作ることであった。その結果が寛政九年二月の日付を持ち、

一六名の神主が種々の事項を申し合わせ署名・押印した一巻で、表題に「古志魚沼
羽三嶋四郡式内神社連印 一巻」、内題に「式内治定神
主証拠正集會取極神文事」とある（以下「神文」¹⁸）。

表1は、『延喜式』に載る一六社を郡別に分け、「神文」署名の神主と神社の所在地を対比したものである。古代の三嶋郡域の大部分は中世に入り刈羽郡に継承されたので、『延喜式』と「神文」では郡名に違いがある。しかし、ほかの点は社号を含めてほぼ一致する。こうした古代史料との一致が、つとめて人為的になされた結果であることは言を俟たないだろう。

「神文」は漢文混じりの宣命体で書かれており、そのまま活字にしたのでは文意を掴みにくい。そこで、本史料に返り点を施して活字にした『高柳町史』史料篇に読点を加え、一部字句を訂正しながら適宜記事を取り上げることになろう。

「史料7」

公儀御條目吉田表御掟於相守、銘々奉仕於御社神事齋乃時波於其社從往古用伊來留修法無怠慢相勤、次雖為無官冠裝束有來通、尤式内連中乃社伊參勤時茂可著用勿論乃事、式外乃末社伊參勤時ハ吉田表乃免許仁可、蓋於吉田表波式内・式外、本家・末家乃無分別冠裝束仁無高下却天末社・末官乃輩伊願次第仁重キ許容被下事

近年式外乃社家ハ勿論、産子持新社乃輩ノ式内社号波依天勅不輕神系止謂、緣於惜美、新仁古證・旧記・棟札等

表1 『延喜式』所載神社と「集会取極神文事」署名神社

『延喜式』の記事 (20)	「神文」の神社(所在地/神主)
古志郡六座 三宅神社二座 桐原石部神社 津野神社 小丹生神社 宇奈具志神社	三宅神社二座宇都宮大明神(古志郡六日市村/星野大内蔵) 桐原石部神社倉懸六社大明神(古志郡池之嶋村/守嶋忠蔵) 都野神社一王神(古志郡宮内村/永井左膳) 小丹生神社熱田大明神(古志郡熱田村/藤崎長門) 宇奈具志神社天之神(本古志郡、今三嶋郡乙茂村/松永出雲)
三嶋郡六座 御嶋石部神社 物部神社 鵜川神社 多岐神社 三嶋神社 石井神社	御嶋石部神社鹿嶋大明神(菟羽郡北条村/五十嵐若狭) 物部神社二田大明神(菟羽郡二田村/吉野惣郡大夫) 鵜川神社黒姫大明神(菟羽郡岡野町/大倉相模) 多岐神社多多大明神(菟羽郡別山村/荒木宮内) 三嶋神社三嶋大明神(菟羽郡劍野村/五十嵐出雲) 石井神社十二大明神(菟羽郡石地村/山岸伊賀)
魚沼郡五座 魚沼神社 大前神社 坂本神社 伊米神社 川合神社	魚沼神社弥彦大明神(魚沼郡土川村/五十嵐修理) 正一位大前神社稻荷大明神(魚沼郡大崎村/山田彈正) 坂本神社八海山大明神(魚沼郡大倉村/上村玄蕃) 伊米神社八幡宮(魚沼郡一宮村/小川式部) 川合神社明口大明神(魚沼郡川井村/池田山城)
16社17座	16社17座

於拵立、古跡社格杯止呼詐、加之大造成金銀於産子依掛、
某領主役所始吉田表於方便許狀請留輩數多仁嵩牟、蓋三宅
人先年於四郡仁式内・式外共仁虚実於札相尋留砌者式
内・式外乃訳於無知人志天、一同書記請取置奈礼婆都近
頃仁至拵物成加故尔争諍乃不及沙汰仁、其證波三宅神
社仁委久書留有

右は「神文」の冒頭部分で、まず公儀の御条目や吉田家の御掟を守り、往古からの修法を怠慢なく勤めることを説いている。修法にあたっては、もし無冠なら伝来の装束を身に付ける。式内社(「式社」)の場合も同様とするが、式社の社人が式外社・末社へ参勤する時は吉田表の免許に依るべきと述べている。

寛文五年に幕府が出した「諸社禰宜神主法度」は、「無位の社人白張を着すべし、その外の装束は吉田の許状をもってこれを着すべき事」と規定し、神職身分の獲得に吉田家の許状を受けると原則を打ち出した。装束の着用を、吉田家は神道裁許状によって裁可する。ところが「神文」では、いずれの神職も伝来の装束の着用が是とされて、吉田家の許状に基づく装束は式社の神主が式外社や末社の神事に携わる時のみ着用する、と独自の理解を施している。「神文」はこの理由を、「吉田表は式内・式外、本家・末家の分別なく、冠・装束に高下なく、かえって末社・末官の輩へ願い次第に重き許容」をすると神職間の身分差を考慮しない吉田家の姿勢を問題視し、

近年では式外社はもちろん、産子持ちの新しい神社さえ「新たに古證・旧記・棟札等」を拵え、「古跡社格」などと偽り、領主役所や吉田表で許状を請ける者が多くなった、と不満を述べる。

一八世紀、特に中頃になると、吉田家権威を背景にした神職秩序は動揺をみせ始めた。この動揺が幕藩体制の揺らぎを一因としているのは、居多神社花前家の越後三郡の神職支配がたび重なる領主支配の交替で瓦解した例からも窺える。この間隙を縫い、従来裁許の対象とされなかった宮守・掃除人や奉仕社を持たない在俗の下級宗教者まで組織化する白川家の動きが起こり、危機感を募らせた吉田家との間で各地の神職や奉仕者を配下に取り込む争奪が起こった。その結果、吉田家は自家入門の敷居を下げざるを得なくなる。「かえって末社・末官の輩へ願い次第に重き許容」を下すとする「神文」の批判は、こうした影響が越後の在地にも及び、不満を募らせた神職がいたことを物語る。

この認識のもと、「神文」は「先年四郡に於いて式内・式外共に虚実を糺し」たが、その際は式内・式外の訳を知る者はいなかった。にも関わらず、現今は「一同書き記し、請け取り置くなれば、すべて近頃に至る拵え物なるが故に、争諍の沙汰に及ばず」と、以前はなかった由緒等があるのは最近になって作ったからと断じ、こうした文書に基づいて許状などを発給する吉田家の姿勢を改めて厳しく批判する。

ここで立ち現れるのが大内蔵である。先年、彼は四郡の式

内社・式外社ともに虚実を糺し尋ねたのだという。その際には式内社・式外社の訳を知る人もなく、一同が取り置くのはすべて近頃の拵え物であるので議論にも及ばない。証拠は詳しく三宅神社に集積している。こうした論理で彼は無二の権威となるのである。

「神文」には、以下の申し合わせがみえて注目される。①近年は、式外社はもちろん諸社の分家や末家・末官に本社や本家へ対する不行跡がみられる。「御条目」「御掟」に背く輩も多い。②すでに式内社号を下された末社は、次には宗源宣旨を願うのがよいとされている。しかし、謀計によって社号を請けた輩が願い出ても吉田家は宣旨の免許を下すだろう。③そこで、式内社治定神主は宣旨の願い出を見合わせ、万一難しいことが起こった場合は、一同「集会」の上談合をもつて助力を加え、相続して身分を立てる。④「集会」は「時に随い(ま)気に応じ、年中一度集会せしめ、睦まじく国道を悟り合(ま)い、密なく心の底意を取り替(か)わすことを旨とする。

神位・神号を神社に授ける宗源宣旨は、神職身分を保障する神道裁許状と並んで吉田家秩序の両輪である。しかし、一八世紀に入ると宣旨が吉田家の創案に属することの指摘が現れて批判が強まり、寛保三年（一七四三）神位については天皇の勅裁を経ることが定められ、鶴川神社の大倉相模が望んだように神職の需要はありながら発給そのものは激減した。

「神祇管領長上」の言葉に象徴されるように、吉田家は神祇官の代表という立場にあったが、宗源宣旨の一部発給停止は

改めて權威の所在がどこにあるのか一考させるに充分であった。その点、『延喜式』の成立は本所としての吉田家の歴史をはるかに遡る。この意味で「神文」のとする式内社主義は復古の度合いが吉田家秩序より強く、地域内で起こる他社・他宗との競合で有利な作用を及ぼした。しかし、この論理の推進は吉田家支配の否定という側面を持つ。大内蔵ら一六社の神主は、①・②にみる周辺他社の不行状を問題視したが、内実には吉田家權威の揺らぎがあり、神職はより強力で実際的な權威を希求していた。③・④のように互恵を取り決め、組織を「会社」と呼ぶ意識は、ただ「睦まじく国道を悟り合」といったものではなかっただろう。

このような動機で成立した「会社」が、排他的な色合いを濃くしたことは当然のなりゆきである。しかも、式内社に比定される有力社の神職の集まりであるほど、「会社」の閉鎖性はむしろ組織外の神職に影響を及ぼす。次に掲げるのは、「神文」に附属してつく大内蔵自身が書いた「奥書」の一節である。

〔史料 8〕

安永元与利日夜不_レ懈近郡草突札時、三宅山乃立林松杉楓
其時々売掃、都合三百八十両余於令_二雜用止_一、京都往返二
十五度、如_レ形雖_二骨折止_一、中遠神乃體於嘗職定仁懈、纒
乃物入於惜美、数万乃金玉仁難替奉仕神躰於他伊被_レ奪波
愚陋不_レ弁仁天、式社乃無_レ限尊久重謂不_レ知、恐毛醍醐帝
乃勅仁定、曩延喜五年十二月從 天皇日本乃式社伊官幣捧

賜、蓋式外波数千万乃金銀於雖_二積止_一式内止波難_レ成、北
条乃八幡、石地乃二田、批把嶋乃八幡、曾地乃六社等此外
四郡中仁天式号於雖_二願出止_一少毛證據奈之、緊寛文六年、
享保五子、宝曆五亥年^{從吉田表}被_レ仰立_從公日本神社本末御尋改乃砌請
書毛不_レ上、最初吉田表伊入門節書上毛不_レ致、殊中古近来
乃新社奈利、依_レ之奥書證印畢

ここでは、式社は数万の金玉にも代え難く、式外は数千万の金銀を積んでも式内にはなり難いと式内社主義の価値観を述べている。その上で刈羽郡石井神社の論社である北条村(柏崎市)の八幡宮、三嶋郡物部神社論社の石地村(出雲崎町)二田神社、刈羽郡鵜川神社論社の枇杷嶋村(柏崎市)八幡宮、刈羽郡多多神社論社の曾地村(柏崎市)六社大明神の四社が組上にのぼり、これらの神社は式号を願い出ても証拠がなく、過去行われた本末改めでは請書を出さず、吉田表への入門にあたって書き上げの提出がなかったと咎め、「中古近来の新社なり」と断じて批判した。

このように、「神文」の言説は「睦まじく」の申し合わせと裏腹に、「会社」の利益を脅かす対象へは攻撃的であった。論社が多く現れるような現況に危機感があった神主が、「会社」に式外社や末社・分家神職などの地位を否定する影響力を期待したことは間違いない。

しかし、一六人の神主はあらゆる桎梏から独立して式内社主義を標榜できたわけではなく、「神文」の節々で吐露されてい

るように、彼らはいずれもが吉田家を仰ぐ立場にあった。しかも吉田家自体が不変でなく、時期により変化した。具体的には寛政三年に關東の神社取締りを目的に設立され、同九年以降「出役」と称し、在地へと役人を下向させるようになった吉田家江戸役所の動向が、京都表を志向してきた大内蔵らの方向性と齟齬を生んだように思われる。

江戸役所の成立は需要の拡大に対応し、京都からは家老が下り常駐することとされ、神学校の設立なども目論まれたが家老の在府は一時的に終わり、資金難で組織・施設の整備も進まなかった。神道裁許状と宗源宣旨の発給も京都のみの権能に帰され、吉田家内にあつては出先機関の枠を超えなかった。出役は資金難の打開策で、内実は資金集めが大きな目的とされた。しかし在地神職にとっては、こうした内実よりも吉田家の権威を体現する役人が眼前に現れたこと、京都に所在したはずの権威が江戸にも生まれたと察せられたことにむしろ意味があつたように思われる。次章でみるように、江戸からのこの動きが在地の組織化とその反動を引き起こした。

三 吉田家江戸役所と権威の再編

1 江戸役人の出役執行

大内蔵の足跡のなかには、神道に関わる情報を在地へ流している例がみられる。

〔史料9〕

社家出入二付、從京都御両伝奏關東御奉行所へ被遣候御書ニ付写先達而指上置候間、御入用ニ候得者為寫置可被成候、兼而其御地ニも皆々御存之事ニ候得共為念指遣申候、私も宮川より二田方之困事仕舞罷越度候、委細ハ御面上ニて荒々申上候

右記は、大内蔵が三島郡尼瀬町（出雲崎町）の商人で、名主を勤めた京屋こと野口与左衛門へ八月十八日付で宛てた書状の抜粋である。内容は前後に分かれ、前段は社家の出入りに関わって御両伝奏（武家伝奏）が幕府寺社奉行所へ遣わした文書の写しを先頃送ったが、必要なら写しても構わないと情報を知らせている。

本史料は年未詳で背景について確言はできないが、大内蔵が活躍した時期の尼瀬町では町内の諏訪町にある神明社の所有権をめぐり、京屋野口家が隣接する出雲崎町名主の橘屋山本家と通じる池田石見・相模父子と争い、天明五年（一七八五）に幕府出雲崎代官所の裁許で勝訴する一件があつた。両者の確執はなおしばらく続き、享和三年（一八〇三）に相模の子池田弾正が諏訪町へ陳謝状を納め、神明社祭礼への参列

を許されるまで継続した。史料にみえる「社家出入」とはこの争いを指し、大内蔵は京屋へ助言するなどしていたと思われる。彼の権威の源泉は吉田家を通じて得た情報であり、それを発信することで地域へと立ち現れていた。

後段では、「私も宮川より二田方の困事仕舞い罷り越したく候」と、近く尼瀬町の近辺へ赴きたい希望を述べている。ここでいう「宮川」が古志郡熱田村の小丹生神社の由緒書に「諸国神祇道御取締」と現れた宮川と同一人物かは措くとして、「二田方の困事」は「神文」で「中古近来の新社」と批判された三嶋郡の二田神社に関係しているに違いない。

こうみると、大内蔵とその仲間が係争中の案件を有利に導く、という「神文」が抱えたもうひとつの目的が浮上する。しかし、「一同集会の上談合をもって助力を加え」という申し合わせに反して、京屋宛ての書状にみるように吉田家との関係を通してこそ存在を発揮できた彼にとつて、在地神職への直接的な指導を打ち出した江戸役所は、安永以来重ねてきた権益を侵害する可能性を孕んでいた。

「史料10」

於其御社中者伝奏も無之、其上恣ニ珍敷装束^び等被致候哉
二付御条目御趣意ニ相振候様被存、先年星野大内蔵を以高
橋舎人殿迄追々其段被及御掛合候処委細御承知之由、尤御
上京兩三年も可被致猶予旨御挨拶ニ而相済罷在候、然処其
後何等之御挨拶も無之、今般諸国神祇道取締出役序を以猶

又被申入候（中略）、今以御上京も無之、其外装束許状も不被申立、若先年大内蔵掛合之節不行届儀も有之候哉、（中略）、大内蔵方より何等之掛合も無之旨御答御座候様相心得候、
弥右之通ニ候哉、為念問合申候²⁶

右は、吉田家江戸役所の宮川権頭より大矢惣太夫ら蒲原郡弥彦神社（弥彦村）の神領役人三名へ宛てられた、表題を欠損する八月十五日付の一札である。年次は記されていないが、差出人の名前と「今般諸国神祇道取締り出役序をもって」という文中の一節から、宮川による寛政九年の越後出役時の成立とみなされる。

神職にとつて本所を持つ最大の利点は、宗教者であることの身分保障にある。しかし弥彦村の弥彦神社は本所を持たず、二十余人いる世襲神職の身分継承は神前での儀礼と社人への振る舞い（宴会儀礼）により同輩の承認を得て獲得する仕組みを取っていた。²⁷ 神道裁許状を請けないこの状況に、かねて吉田家は大内蔵を通じて疑義を出して掛け合い、老官（高級社人）の高橋舎人より上京は二、三年猶予してほしい、と知らされていたという。しかし上京は果たされず、通知もなかったので出役を機会に今一度申し入れたと本史料ではされている。

この文書を読むと、弥彦神社の社人にとつて宮川を戴く大内蔵は無下に扱えない存在であったことが窺える。宮川もまた本史料中で大内蔵の名前を繰り返し挙げ、本状末尾の尚々

書きでは「若し御報にて相分からず候上は、星野大内蔵召し連れ拙者罷り越し、尚又御掛け合いに及ぶべく存じ候」と記述して、彼を頼むところが大きかった。安永九年に「証人」の立場で上京し、「三宅神社両社神主」以外肩書のなかった大内蔵の立場はこの間に大きく変わり、公式ではないにしろ江戸役所役人の名代に近い地歩を築いていた。

しかし彼に独立した権限はなく、大内蔵があくまで宮川の意を体して動く存在であったことも確かである。「諸国神祇道取締」の役務を背負った宮川の権威の高さは、巡村した彼との逸話を由緒書に残した小丹生神社の例からも察せられる。かつ宮川の出役は、江戸役所の役人として村々を廻っただけでは留まらない影響を地域社会へもたらした。

宮川が弥彦社頭を訪れた八月付で、蒲原郡上条村(加茂市)の八幡宮神主小池河内は旧来の社家が退転したので、小池小治兵衛を小池内膳と改名して社役とすべく近く身分相当の許状を得たいと願いだした⁽²⁸⁾。願いだの名宛人(宛先)は京都でなく、「御本所様江戸役所御出役様」で宮川を指している。翌九月、宮川は河内を含む上条村近在の神職七名を集め、①京都・江戸に神学校を起立するので、廻村のついでに諸社家方に助成を仰せ付けること、②当年より同職組合を作り、年行司を定めて本所向きの御用を勤めること、③神道宗門につき近々本所の直願が伝奏へ差し出され、社家方一統は神道となるだろう。しかし、それ以前に神祇道に志し、本所の法式を守れば自然と神葬祭へとたどり着く。神職正統の父子・嫡子・

神子は願いだ次第に仰せ付けるので心掛けること、といった二六か条に及ぶ教諭を下し、七名は十月に再度参集して「かたじけなく同職組合定め書き致し候上は子孫永久違背あるべからず」と教えに背かない旨を誓約した。

寛政十年五月、河内は吉田家より神道葬祭の免許を請けたので、今後は神職正流の父子・嫡子と神子を寺判から除くことを支配役所(幕府水原代官所)へ届け出て、要求を肯じない寺院(西光寺)と相論になった。届け出を遡るこの年一月、河内は前年十二月から物忌みしていた妻が吉田家から代々伝授されている通りに神楽修行し、名も官名へと改めたので、当年の宗門改めから身分を「神子」と書き上げることややり水原代官所へ届け出ていた⁽²⁸⁾。さらに遡ると、寛政九年十月付で小池河内及び近傍の神職七名は、宮川から二六か条に及ぶ教示を仰せ聞かされ、「かたじけなく一同職組合定め書き致し候上は子孫永久違背あるべからず」と背かない旨を誓約していた⁽²⁹⁾。

この経緯に鑑みると、河内による寺請離脱の出願は、寛政九年秋に出役中の宮川と知遇を得たことがきっかけであった可能性が高い。実際この両者は交渉を厚くし、西光寺が江戸への出訴を控えていた寛政十二年四月付で河内が宮川へ宛てた書状では、「私願い一件聊かも差し聞えに相成らざる様御取り計らい成し下されるべき段仰せ下され、この上なくあり難く安堵仕り候」と、江戸役所が幕府寺社奉行所へのとりなしを約したことに礼を述べている。同じ書状では、「蒲原郡

中にても加茂私兩人の片付け方により、近々願い立て申した
き心懸けの同職も数多御座候」と郡内に多くの予備軍がおり、
訴訟の成り行きを注視しているとして一層厚い沙汰を請うた。
こうした江戸役所役人の神葬祭相論への積極的な関わり方
には、安永九年に五十嵐大炊の願い出へ消極的に対応した吉
田表との間に小さくない乖離がある。以上の経緯を確認した
時、「神文」の日付が宮川の出役を遡る寛政九年二月であった
ことに注意が向くだろう。

各地の神主へ神道裁許状を下し、神位・神階を定める宗源
宣旨を発給する権能は京都にある。神主たちは京都を意識し、
一部そのあり方に反発して大内蔵を首班とする合議制の組織
を作り出した。ところが同年の秋、京都の出先機関である江
戸役所から役人が下向し、各地の神社へ社歴を画するような
影響を与え、弥彦村の弥彦神社では大内蔵を従えて社人への
詰問に及ぶといった強い指導力を発揮した。

従来、大内蔵は吉田家を利用しながら、一方で神道裁許状
や宗源宣旨の乱発などに不満を募らせた神職を集めて「会社」
とし、その権威として立つことに成功していた。顧みると、
彼は常に在地主義と権威主義の間を動く両義性を抱えてきた。
この矛盾し、両属した性質は大内蔵ひとりのものでなく、ほ
とんどの在地神職が共通して抱えるものであった。吉田家自
体名分を保ち、実利を確保することが第一で、地域秩序の確
立や仏僧との関係といった難題の解決へ積極的に入り出すこ
とを避けていたきらいがある。だからこそ危うい均衡が取れ

ていたともいえる。しかし江戸役所は役人が巡村し、地域神
職を集めて教諭する従来と一線を画した手法を採り強い権威
をみせつけた。このことが大内蔵の指導力に影を落とし、局
面の転換を促したと思われる。

「史料 11」

一 式内社号之儀者不容易御事ニ而、従古来夫々之社号唱
来候社頭者普ク諸人義存知罷在、天地自然之証拠ニ而由
緒有之社頭より者段々御願申上御免許被成下置 御許
状御書加拝受仕議ニ以神祇道興隆之基と一統難有奉存
候、然ル処近来古志郡六日市星野大内蔵方掛り之由ニ而
当郡中改之儀茂為名代先達而小川式部方被相廻改帳面
印形取之、外社ニ社号等無之段明白ニ御座候処、大内蔵
儀甚身持不宜存所江遣捨候金子可取巧を以争論願事等
相勧メ候姿ニ相聞、聊も御為に相成候と申儀者不及承、
只御涯分ニ相拘り候事而已風聞仕、且又何等之儀被 仰
付置候訳ニ御座候哉、所々ニおゐて御許状など被取上候
者も御座候由、御許状者甚軽キ者之様ニ物知らぬもの、
沙汰仕候も恐入職分一統之衰弊之熾と歎ケ敷奉存候、勿
論人之悪事を申上候段も氣之毒ニ付、是迄者不孝構罷在
候へ共、此程ハ甚趣意仕候様相見江面々社頭と職分に者
難替、無拠此段不得止事御内訴之儀に付御手前様迄申上
置候、以来何事ニ依らず大内蔵より申聞候儀者連名之者
ニおゐてハ承知不仕候間、乍恐萬端古来之通 御本所御
役人中様より被為 仰聞被下置候様仕度一同奉願候

右は、表題に「憚りながら書付をもって御内訴申し上げ候」とある寛政十年三月付の文書の一節で、魚沼神社神主の五十嵐大炊及び郡中の神職計九名が吉田家取次の大角勘解由へ宛てて出した一札である。表題のごとく、大内蔵の行状を内々に訴えるという内容を持っている。大炊らは、古来より銘々が唱えてきた社号に加え、「天地自然之証拠」があれば免許を得て、「御許状御書き加え拜受仕る」やり方こそ神祇道が興隆する基であると主張する。免許により許状へ書き加えられるのが式内社号を指すのは明らかだろう。ところが、近年になって大内蔵が「掛」と称し、郡中改めについても本所の「名代」となり、先頃は伊米神社神主の小川式部を訪れて改帳の印形を取るなどした。社号がないのは明白なのに、金子を目的に相論を勧めたなどとも聞いている。ところによつては裁許状を取り上げられた者もいるといい、許状の軽重にも関わり嘆かわしい。こう述べて、今後本状署名の神職は大内蔵からの達しを聞き入れないので、古来の通り本所の役人から仰せ付けてほしいと結んでいる。大内蔵の中間的な権威を拒絶して、改めて吉田表による一元的な支配を望んだ動きと捉えられる。

大角への内訴に署名した九名のうち、川合神社の池田山城・伊米神社の小川式部・魚沼神社の五十嵐修理は「神文」署名の神主である(表2)。しかし、主に分家や末官が占めていたと思われる六名は「神文」への参加がない。このことは、式内社治定神主の組織であったはずの「会社」が限られた人

表2 大内蔵行状を内訴した神職

所在地	奉仕社・氏名
魚沼郡	五十嵐近江
一ノ口村	星野丹波
吉谷村	藪川出雲
一ノ沢村	阿部对馬
三仏生村	佐藤将監
稗生村	町田撰津
川井村	川合神社
一ノ沢村	伊米神社
土川村	魚沼神社
	池田山城 小川式部 五十嵐大炊

員による閉ざされた場では済まなかったことを改めて示し、吉田家による下級神職の取り立てが神職身分の拡大を促したこと、その結果流動的になった神職身分を左右して確定する立場が大内蔵権威の源泉となったことを語っている。

大内蔵は、伝統の上になされた伝統を重ねるよ

うな安永寛政頃の神社神道を覆った機運に乗って身分的上昇を遂げていったが、このこと自体流動化した社会の産物であり、そこに生じた矛盾の克服はできなかった。事実、「神文」へ参加しなかった六名のうちの一人で、吉谷村(小千谷市)の白山社神職星野丹波の祖は古志郡六日市村から隠居した星野大内蔵の分家で、正徳四年(一七一四)に「社中手不足」を理由に上之弥彦神社の末社祠官に取り立てられた由緒を持つ。大内蔵は「神文」で本家の地位を脅かす分家・末官を否定したが、遡れば自家の分家身分であった新たな階層の台頭によって足元をすくわれたのである。

おわりに

本章では、一八世紀後半に活躍した古志郡三宅神社の神主星野大内蔵の業績に注目し、彼を取り巻いた吉田家と江戸役所の権威や寺院を含めた在地宗教者の動向、分散化と流動化を深める状況等にも言及しながら神職の動静を検討した。大内蔵は学識を生かして頭角を現し、吉田家の権威を利用しながら社会の変動に応じて身分的上昇を望む宗教者の与力となり、非公式にせよ地域神職と本所とを結ぶ中間的な位置を築き振る舞うようになった。

こうした立場により延喜式内社を重視する独自の組織を作ったが、同時に式外社への影響を確保しようとした形跡もある。この間彼は主として京都表と往還していたが、吉田家が江戸役所を設け、神祇道取締りを名目に独自に出役という在地出張を始めるとその役人とも協働した。この時、在地神職では下向した江戸の役人に権威を認め、ある局面ではそれを利用して寺請制からの離脱を図り、吉田家による地域の組織化にも与同したが、その権威が大内蔵の中間的な立場をほとんど追認して公式化しようとした時には否定的となり、京都への回帰を志向した。

寛政期になって成立した江戸役所については、あくまで吉田家の権威は京都にあるという一種の常識にとらわれ、在地社会でどう受け止められたかの問題は等閑視されてきた。この点について、本章では地域神職が江戸役所に期待する部分があったこと、かつ京都との間を立ち回って名分と実利の確

保に尽力したことに言及した。こうみると、星野大内蔵は「三宅神社両社神主」以外に肩書のない無役時代にあつては地域神職の利益の代表者であり、宮川の名代役のようにになると吉田家の意を体し、ある面で在地の利益を侵害するように変化した様子がみてとれる。こうした彼の性質は近世後期の神職いずれもが少なからず保持しており、局面に応じて複数の権威を利用して利益の確保に努め、身分的上昇をも果たしていたのではないだろうか。その有力な後ろ盾、少なくともそのひとつとなったのが越後においては江戸役所で、文化と文政期以降になるとより強い影響を揮う形跡も見出せる。このことを地域社会におけるひとつの展望とし、今後の課題とも考えたい。

- (1) 西田かほる「近世後期における社家の活動と言説―甲州国中・菅田天神社文書を素材として―」(『史学雑誌』第一〇六編第九号 一九九七年)。また、一六世紀における国中郡の勤番制度の発祥から幕末までの展開は、西田により『山梨県史』通史編2及び同4に要を得た叙述がある(山梨日日新聞社 各二〇〇七年刊)。
- (2) 引野亨輔「近世中後期における地域神職編成」(『史学雑誌』第一一一編第一号 二〇〇二年)
- (3) 田中由利子「福岡藩神職触頭の特質」(『日本歴史』第七八七号 吉川弘文館 二〇一三年)
- (4) 井上智勝「近世の神職組織―触頭を擁する組織を対象に」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集 二〇〇八年)
- (5) 『延喜式』神名帳に載る古志郡六座のうち「三宅神社二座」の論社については、宮榮二「三宅神社二座」(式内社研究会編『式内社調査報告』第十七卷 皇學館大學出版部 一九八五年) 及び鈴木昭英「三宅神社」(谷川健一編『日本の神々』8 白水社 一九八五年) 参照。
- (6) 大内蔵による「三宅神社記」は個人の所有に帰したらしく、三宅神社には昭和四十年代頃に新調された「式内三宅神社の由来」と表題にある由緒書しか残っていない。岡南の郷土誌編修委員会編『岡南の郷土誌』六四頁(一九八五年) 参照。しかし、註(5) 記載の宮榮二論文に新調以前の「三宅神社記」が翻刻されてお
- り、本稿ではそれを採用した。
- (7) 「諸社禰宜神主法度」の画期性に言及した著書・論考は多いが、代表的なものに高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会 一九八九年)、橋本政宜「寛文五年『諸社禰宜神主等法度』と吉田家」(橋本・山本信吉編『神主と神人の社会史』思文閣出版 一九九八年)、井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館 二〇〇七年) がある。
- (8) 上之弥彦神社の由緒については『小千谷市史』上巻 三一〇〜三二一・一一六六〜一一七九頁(一九七二年) 参照。越後二宮の由緒は、同社が所蔵する延徳三年(一四九一)の年号を持つ懸仏にある「二ノ宮」を古い例とする。正保四年に吉田家から神道裁許状を受けたのは、翌年朱印状を獲得するためであった可能性を西田かほるが指摘している。西田「魚沼神社の至宝―神道裁許状を中心に」(二〇一六年十月二十三日開催の古文書整理ボランティアグループ「古新会21」講演会レジュメ)。
- (9) 花前家の三郡神職支配については、鈴木栄太郎「近世上越地方の神社と社人」(『上越市史』別編3 二〇〇一年) 及び註(4) 前掲井上論文参照。
- (10) 正徳二年の五十嵐氏・花前氏の相論、その後の寛延年間の頸城・刈羽郡の神職と花前氏の争いの経過については、註(4) 井上論文を参照した。

- (11) 魚沼神社所蔵文書の一。『小千谷市史』上巻(一一七二頁)に、安永九年三月十八日付で卜部良延から五十嵐珍昭に下賜された神道裁許状の写真と翻刻が載り、上京の理由に継目の許状獲得があったことが知られる。
- (12) 魚沼神社所蔵文書の一。一部に省略はあるが、前掲『小千谷市史』上巻(一一七〇頁)に翻刻がある。
- (13) 魚沼神社所蔵文書の一点で、安永九庚子年五月付「乍憚以書付御願申上候事」。全文は、二〇一六年十一月六日に開かれた第六五回新潟史学会における筆者の報告「近世越後における吉田神道の展開―古志郡三宅神社の神主・星野大内蔵の活動を中心に―」レジュメで翻刻したことがある。
- (14) 註(8)前掲西田レジュメに、安永九年九月付で五十嵐大炊が与板宗旨御改方御奉行所へ宛てた願書の翻刻があり、その端裏書に「安永九子年九月宗判一件之儀初而与板表江申上候書付扣、其後何れニも御詫状取之差出候様被申聞、則御本所へ申上候趣、御許容有之被下置候へ共、寺ニ而承知不仕出入ニ相成候」と出入りに及んだ経緯がある。
- (15) 魚沼神社所蔵「当社小丹生神社古証旧記写」。本史料に署名のある藤崎長門は、小丹生神社の神主歴代に少なくとも同名者が三人いる。そのため、姓名から本史料の成立年代を探ることは難しい。『式内社調査報告』第一七巻 八〇六頁(皇學館大学出版部 一九八五年)
- 参照。また、署名を欠くが、明治十六年に小丹生神社から新潟県へ提出された「神社明細帳」に本史料と同一内容の文書が写されている(新潟県立文書館所蔵)。
- (16) 『高柳町史』史料編 五三八頁(一九八五年)。
- (17) 鈴木昭英「刈羽黒姫山の神仏祭祀」(宮榮二先生古稀記念集『越佐の歴史と文化』株式会社考古堂 一九八五年)参照。
- (18) 鶴川神社の論社については、註(15)前掲『式内社調査報告』第一七巻 八二六頁以降を参照。
- (19) 『延喜式』は『新潟県史』資料編2 第三八一号文書(一九八一年)を参照した。
- (20) 「式内治定神主証 拋正跡之名利」 集会取極神文事」を載せた書籍は、註(16)前掲『高柳町史』史料編、大倉政義『岡野町大倉家』(私家版 一九九三年)など数点あり読み方が微妙に異なる。ここでは註(15)前掲『式内社調査報告』第一七巻 八七二頁を参照した。
- (21) 井上智勝「近世神社通史稿」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集 二〇〇八年)。
- (22) 井上智勝『近世の神社と朝廷権威』一三九―一六九頁(吉川弘文館 二〇〇七年)。
- (23) 吉田家江戸役所の設立とその後の動向は、梶山林継「吉田家関東役所の設立と初期の活動」(『國學院大学日本文化研究所紀要』第四五輯 一九八〇年)。のち『現代神道研究集成(三)』神道史研究編Ⅱ(神社新報社 一

九九八年)に再録。また、相山『近世神道神学の萌芽』(雄山閣 二〇一四年)に再々録。

(24) 新潟大学附属中央図書館所蔵京屋(野口家)文書、整理番号S-14-211。

(25) 佐藤吉太郎『出雲崎編年史』上 五二五〜五二七頁(財団法人良寛記念館 一九七二年)

(26) 高橋舎人家文書目録七三九。目録番号は『弥彦村史資料編 近世・近代一史料目録一覽』第一集(弥彦村教育委員会 一九九五年)による。

(27) 蒲原郡弥彦神社の官位相続については、岡眞須徳『弥彦神領史話』九七頁(弥彦村教育委員会 一九八五年)及び同『続弥彦神領史話』一〇六頁(弥彦村教育委員会 一九九〇年)参照。

(28) 『加茂市史』資料編5 第二五号文書(二〇一七年)

(29) 二十六か条に及ぶ宮川の教諭と小池河内及び近傍の神職計七名が背かないことを誓約した史料は、小池清彦氏(加茂市)所蔵。

(30) 小池清彦氏(加茂市)所蔵「(神祇宗一件御用留)」。八幡宮神主の小池河内と西光寺の間の訴訟は幕府水原役所及び幕府寺社奉行所で争われ、享和三年(一八〇三)に神主一人の自身葬祭という形で結審した。

(31) 魚沼神社所蔵文書の一点で、註(13)レジュメに翻刻がある。

(32) 魚沼神社所蔵「(明治三年柏崎県小千谷役所宛て魚沼

神社由緒の書き上げ)」。星野家については下記の記事がある。「星野丹波家之儀ハ古志郡六日市村神主星野大内蔵隠居ニ而、天和二年吉谷に來り罷有候処、社中手不足ニ付正徳四年私先祖大炊末社白山社祠官ニ取立本社へも兼務為致申候、只今迄七代相続仕候」。

第五章 近世後期の本所組織と在地神職―吉田家江戸役所の

地域的展開に注目して―

はじめに

一 江戸役所出役の構造

二 本所間の競合

三 吉田家江戸役所役人の廻村と論理

四 神職理念の教諭

おわりに

はじめに

前章では、越後国古志郡三宅神社（長岡市）の神主で、安永（寛政（一七七二）一八〇一）頃に活躍した星野大内蔵に注目し、彼が京都・吉田神社で神職を司る吉田家と地域神職を結ぶ中間的な立場を築いたこと、延長五年（九二七）に成立した『延喜式』神名帳所載神社（式内社）に関心を寄せ、越後四郡（古志郡・魚沼郡・刈羽郡・三島郡）の式内社比定神社の神主を糾合して組織化し、やがて反発を受けた経過を明らかにした。⁽¹⁾この間、大内蔵は主として京都と往還を重ねたが、寛政九年（一七九七）に「諸国神祇道取締」を名目に吉田家の出張所（江戸役所）から役人（出役人、宮川権頭）が下向すると協働し、ともに在地神職への働きかけを行った。この過程で、地域神職は出役人の宮川に大内蔵以上の権威を認め、先行して成立した式内社比定神社の神主組織が瓦解する原因になったと考えた。本章では、吉田家江戸役所による寛政度の出役に焦点をあて、本所組織と地域神職の関係を明らかにしたい。

吉田家の出張所は、寛政三年に設立された江戸役所を嚆矢に寛政六年には大坂用所ができ、寛政十二年になると堺にも用所の設置が計画されたが、こうした本所の出先機関の研究はほとんどないといわれている。⁽²⁾大坂用所の開設と初期の活動を検討した井上智勝は、大坂・堺の研究は絶無とし、わずかに江戸役所について梶山林継による先駆的な業績を挙げるのみである。⁽³⁾上総国天羽郡木村（千葉県富津市）の八雲神社

大宮司相山（杵山）林忠が書いた「日記」を主たる史料に用い、発足前後のいきさつと京都表・幕府との折衝、寛政九年の出役人派遣等に至る草創期の江戸役所を分析した相山の仕事³が著されて以降、本所役所の出張所へ注意が払われるようになり、言及も増加した。この研究動向は、支配する側だけでなく、支配される側の論理に注目する歴史学会全体の趨勢とも絡み合っている。そのため、出張所へ注目する観点も多元的にならざるを得ないが、思い切って概括的に区分すると、①新たに台頭した神道の本所白川家、それに幕府との関係を見通して大局的に意義づける見方、②在地での個別具体的な影響関係への着目という二点におおよそ大別される。

①については、吉田家に有力な競合者（白川家）が登場して門人獲得競争が起こったこと、従来であれば対象から外れていた下級宗教者の組織化が図られるに至り、幕府もまた拡大する神職の把握を迫られたことなど、十八世紀後半の宗教世界⁴のなかで出張所の意義を捉える論点が提示されている。その際、江戸役所・大坂用所の創設に先立って宝暦期（一七五一〜六四）の畿内⁵で起こった事象が注目されている。井上智勝は、宝暦七年（一七五七）に幕府・南都奉行と領主の許可を得た白川家が畿内五か国を巡回して行った神職改めの手法に言及した。在方を廻り、配下の獲得を図るこの方法を吉田家⁶がかつて採らなかつた手法と評価し、そのうえで宝暦七年八月、幕府が「諸国大小之神社、京都における御用に付いて、当時所在の分洩らさざる様取り調べ、書き付け差し出さ

れるべく候」とした触れに着目して、これが白川家に反発した吉田家の対応と関係する可能性を示した。加えて、同年十一月に吉田家が武家伝奏へ宛て、「神社御条目の儀、寛文年中仰せ出だされ候、（中略）畢竟先年御触已来余程年数も相立ち候故、末々に至り候ては右御条目の趣を弁へ申さず候輩も多⁷くこれあり候故と存候間、何卒御再触れ成し下されたく」と願い出た一件と結び付け、八月の触れと連動していた可能性を考へてもいる。幕府が出した宝暦七年の触れについては、社人の存在するいかなる神社をも対象にした特色があり、專業神主のみならず、百姓持ちの小社の社人をも掌握するところに政策のねらいがあつたとする高埜利彦の指摘もあり、い⁸ずれも妥当な理解と思われる。

こうした前史を把握したうえで、高埜は他社と比較して吉田家の優越を幕府が定めた「諸社禰宜神主法度」が天明二年（一七八二）に再触れされたこと、吉田家と同時期に白川家もまた江戸へ役所を設置したこと、同じ頃陰陽道の土御門家が江戸役所へ触頭機能を付与したことを一連のこととみなし、十八世紀末を宗教者の人別把握と統制が強まった時期と考え、江戸役所の意義を見通した。この提起を意識する形で、井上智勝は江戸や大坂の役所や用所、神祇道取締役などは一八世紀後期、白川家との競合に直面した吉田家が在地への浸透を図るなかで現れた現象と捉えて、百姓身分の神職や都市における下級宗教者を編成する必要から、多様な対象に⁹応じたため体制の構築を¹⁰図った結果と理解している。

こうした本所間の競合や幕府による施策の影響には、一方で地域的差異なども予想される。その意味で、②の視点には多くの可能性があると思われるが、必ずしも研究は蓄積されていない。なかで、甲斐国中地方の社家のうち、府中八幡宮（山梨県甲府市）に奉仕する「勤番」といわれる体制に組み込まれた神職が、寛政三年の江戸役所設置以降吉田家との関わりを密にし、その働きかけで寺院からの離檀を求める向きが増えたことを指摘した西田かほるの考察は注目される。¹⁰⁾

西田の分析は寺院との関係に限らず、幕府・村方との関わりや勤番制度自体から離脱する神職の志向まで多角的で、その都度本所の影響に注意が及び重要な指摘が多い。ただ、江戸役所の影響に着目しながら、京都と在方の間にあった旧来秩序との差異は言及されず、出張所の発足で分散した権威が地域へどう影響したかといった考察には必ずしも及んでいない。新たに役所が誕生すれば、その権威が浸透するまで在地との間に双方向的な疎通があり、どちらかといえば片務的な京都本位の旧来秩序とどこかで矛盾し、衝突したことが予想される。とりわけ、江戸の役人が現地で神職と相対した寛政九年の出役は、もつとも象徴的にこの問題が表面化する契機になったと思われる。こうした観点による検討は、①・②双方の分析を補う意義を持つだろう。

江戸役所による寛政九年の出役については、前章で多少の言及をしたが、そこでは考察の中心を星野大内蔵の履歴に据え、主題に関わる限りでの叙述に留まり、どういう仕組みや

論理で在地神職への影響を担保し、役人を迎える側がいかなる心象にあったかといった観点の論述には及ばなかった。この出来事を通して浮き彫りになる京都と江戸、それに在地の関係性についても説明に不足があった。本章では本所役所の役人が在地神職と直接対面を重ねたこの出来事に焦点をあて、とりわけ宮川権頭の越後下向に注目して、本所支配の展開とそれを受け止めた地域神職の動静について検討していきたいと思う。

一 江戸役所出役の構造

本節では、吉田家江戸役所が設立されて以降の地域神職との関係に注目し、梶山林継が紹介した「日記」に在りて史料を交え、寛政九年に至る時期の動静を確認しておきたい。

江戸役所は、寛政元年に吉田家役人の大角主計と梶山林忠の間で打ち合わせが整い、寛政三年には林忠及び上総国望陀郡飯富村（千葉県袖ヶ浦市）おほほ 飯富神社の深河常陸介、同国君津郡木更津村（木更津市）の八幡宮神主八劍勝寛の次男勝猷の三人が吉田家と交渉を重ね、幕府寺社奉行所への伺いを経て、同年十二月に中橋桶町（東京都中央区）へ開設された。

その際、八劍勝猷実弟の馬来田石見を「関東筋取締方」に取り立て、常駐させて体制を整えた。次に掲げるのは、江戸役所の創設にあたり幕府へ宛て出された一札である。

「史料1」

口上覚

吉田家配下神職為取締、今度於江戸桶町東会所、役所被相構、役人共被差出置、関東筋配下取締方被相調候ニ付此段御届可申候、右之御趣宜御聞置被下度願被存候、以上

寛政三年亥十二月

吉田二位殿使者

鈴鹿一学

塩田兵庫（一）

差出人のうち、鈴鹿一学は京都吉田家の役人で、江戸役所

設立にあたり梶山林忠らと打ち合わせを重ねていた。塩田兵庫は、関東筋取締方に任せられた馬来田石見が絶家した社家を再興して改めた名前である。彼についてはのちに再び語ることがあるだろう。史料はこのたび役所を構えたこと、役人を置き、関東筋の配下神職を取り締まるとその目的を述べている。

では、関東筋配下取締りの実態はどうだったのだろうか。次に挙げるのは、開設から比較的時間もない時期に、その対象になった地域の神職が江戸役所に宛てた一札である。

「史料2」

一 今般同国同郡同職一統神道宗門葬祭奉願上儀年及候ニ付、我等儀も年来之志願奉存候間相成候儀ニ御座候ハ、奉願上度候、尤参上仕（次程）奉願上処奉存候得共、寺院等致故障出入ニも相成候而者迷惑ニも奉存候間、乍憚竊心書面御内意御願申上候、一同御願被為遊候節者御書印被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

寛政五年

越後国蒲原郡三条八幡宮神主

九月

藤崎和泉（印）

江戸役所

同所槻田神社神主

大角勘解由様

右同断

塩田兵庫様（一）

蒲原郡三条（三条市）の在とされる二名の差出人のうち、五十嵐長門が神主を勤める槻田神社は正確には蒲原郡荒町村（同）に鎮座する。名宛人のうち大角勘解由は、吉田表で諸国からの出願等を取り次ぐ役人（国掛役人）の一人で、この職掌を検討した梶山林継の研究によると寛政四年五月には京都にあり、寛政九年にはやはり京都で越後・伊勢・尾張・駿河・武蔵・丹波・丹後・美作・伊予の九か国を担当していた。⁽¹³⁾ そのため、勘解由の所屬を「江戸御役所」としている点は疑問が残る。ただ、在地神職が彼を江戸役人の一人と目しているのは、京都・江戸間の職掌に矛盾が生じないよう吉田家側に一定の配慮があったことを窺わせる。

願い出の内容は、越後蒲原郡中の神主が神道請での宗門改めと葬祭を願い出ているが、我等にとつても年来の志願である。江戸へ参上し願い上げればいいのだが、寺側が障りとして入りになると迷惑なので、密かに内意を伺いたいとしている。この時期の三条町・荒町村とともに村上藩領であったが、郡内には高崎藩・長岡藩・新発田藩・村松藩といった私領、それに幕府領が錯綜し、行政は郡単位では動いていない。彼らのいうように、蒲原郡中で組織的な願い出があったかなどは不詳だが、「寺院など故障致し出入りにも相成り候ては迷惑」とする以上、この動きは水面下のことで、なお公論化されてはいなかったように思われる。和泉と大和もまた出入りには消極的で、そのため本状も非公式であり、江戸役所もまた神道請での宗門改めに積極的だったようには読み取れ

ない。

江戸役所の態度の背後には、この問題に対する幕府の意向が多分に影響していただろう。各地の神職から持ち込まれた離檀願いとその裁許に注目し、この問題の推移を検討した辻善之助の仕事を手掛かりに、当該期の幕府の施策を確認してみたい。⁽¹⁴⁾

〔史料3〕

阿部兵部少輔領分上総国天羽郡木村ニ罷在候神職杵山賀守⁽¹⁵⁾と申者願出候者、代々吉田家支配神職家ニ御座候得共、是迄同国同郡数馬村大亀寺檀家ニ御座候処当年より宗門人別帳別紙仕、加賀守神道一派を相立大乘寺檀家を相離候而吉田家役人より邪宗ニ而無之受合書付差出、宗旨改受申度旨相願候付、右之通申聞候而も不苦候哉、左候得者大乘寺奥印除候儀難相成旨申候、依之遂吟味候所別紙書付之通御座候、右両様申付方之儀如何取斗可申哉、御内々御問合、上之様兵部少輔申付候、以上

八月十八日

阿部兵部少輔内
白井源左右衛門

御附札^(朱書)

事内加賀之義神道一派を相立、吉田家ニ而宗旨改受候儀、其義者勝手次第、其外家内俗男女之者ハ前々之通大乘寺宗判を受、且家相離義容易ニ難相成筋申付候

申九月⁽¹⁵⁾

右は、天明八年八月の幕府寺社奉行への伺いと裁許を掲げたもので、当年より宗門人別帳を別紙とし、寺院を離れ吉田家の書付により宗旨改めを受けたいとす人雲神社の楢山加賀守（林忠）の出願に対し、神道一派を立て、吉田家で改めを受けることは勝手次第とするが、家族については寺院の宗判を請け、離檀はなし難いと申し渡されている。辻善之助¹⁰は天明五年・寛政三年・五年・享和二年（一八〇二）に重ねて起こされた同様の訴訟を概観し、吉田家が神葬祭の免許状を下付した場合は神職当人と嫡子が寺門を離れても差し支えないが、他の家内が離れることはできないとし、これを幕府の方針と解している。こうした幕府の政策が藤崎和泉・五十嵐長門の願い出にも影を落とし、江戸役所の判断にも影響したと考えられる。

二 本所間の競合

この間、白川家もまた地域での教線の拡大に動いていた。次に掲げるのは寛政四年八月、新発田藩へもたらされた情報を控えた日記（月番日記）から抜き出した記事である。

〔史料4〕

（八月五日）

一 京都白川資延王様^{スケン}より神祇道諸国御門人御配下之者共行事方御改二付、此度諸国江出役被指向候由、越後国江も巡村二付、御領分ニ而ハ最寄次第旅館補理被置度旨、御頼之旨昨日之御便ニ申来候二付、田中権大夫・能勢角左衛門呼出し組々郡廻り指出し、相對頼等有之候而ハ敷相断候様庄屋共江密々可申含申達候事

（八月十四日）

一 白川資延王御家来主馬助と申仁昨暮前当町江着、検断共を以此度御使者ニ罷下り候由能勢角左衛門申聞候、此御使者取次郡廻り富樫名大夫指出候処、左之通御口上書指出、并右御使者ニ而被遂吟味ニハ無之候得共、溝口相模守様御縁を以左之御品被進候事

神祇管領白川伯資延殿御使者

中村主馬介

口上覚

近来諸国神祇道門人配下末々之者とも行事方猥りニ相成候
ニ付、今般被相改度被存候、依之北国筋門人配下手寄宜所
ニ旅館被為催度被存候処、則越後国御領分下今町都合宜場
所ニ有之候ニ付、右場所ニ而地面被借受度被存、段々配下
之者江被下付相糺候処、瀬兵衛と申者所持之地面ニ宜場所
有之趣承知仕候ニ付及懸合候処、彼是答及延引候間、暫く
之内右地面早速貸呉候様御威光を以被仰付被下候様被致度
被存候、此段御領掌之上宜被仰付被下度以御使者御頼被申
入候、以上

口上書

今般 御社用ニ付罷下候、逗留中之儀ハ三条町ニ旅宿仕候
積り御座候処右場所ニ而ハ勝手悪敷御座候間、下今町八十
八と申者存知合之者ニ御座候間、同人方ニ旅宿仕候間、此
段御届申入候、尤表札エ差出候間、是等之義も村役人江声
懸被下候様仕度奉存候、以上

八月

白川伯王殿御内

中村主馬介

(八月二十四日)

一 白川王殿御内中村主馬助と申御仁、昨十九日私方へ被
下御申ニは、此度神祇伯御旅館之儀ニ付、此間新発田表
へ罷越、当御領主御役人中江も御懸合申候、其下段之用

向も有之、手前共儀当町ニ暫逗留可致も難斗候、尤去役
頭長谷川口濃助儀ハ此表當時用向も無之ニ付、両日中当
所出立江戸表へ帰府致候、右之始末之通得其意候段被
伝候

まず八月五日、「神祇道諸国御門人御配下」の行事改めに廻
村するので、領内に寄つた際は旅館などの手当てを頼みたい
と新発田藩宛てに便りがあり、藩ではもし組々を廻り、神職
との相対を頼んだ場合は厳しく断るよう庄屋たちへ密かに申
し含めると達しを出した。十四日になると中村主馬介という
神祇伯白川資延の使者が領内にやってきて、近来になって配
下になった門人等の改めを実施したいとし、三条町に逗留す
るつもりだったが勝手が悪く、新発田藩領今町（見附市）を
拠点としたのでそのように仰せ付けてほしいと願ひ出た。
実際、一時的に今町へ逗留するなどしたが、ほどなく江戸へ
と戻つたらしい。

この経緯をみると新来の白川家が藩にとって警戒の対象で
あったこと、主馬介は江戸役所の役人で、くまなく巡村して
神職と相對するというよりは拠点を設け、威光を仰ぐ者の参
向を待つといった手法を採つたらしいことが窺える。諸国門
人等を改めるとする公式の動機に比し、拠点を設けて参向を
待つやり方が理にかなつたかは別に検討を要するが、ともか

くこの年白川家が越後へと姿を現した事実は、吉田家にもある種の脅威に映ったと思われる。

〔史料5〕

社法旧例を破り我俣之致取斗候出入

右訴四人惣代五十嵐隼人奉申上候、弥彦明神之儀者越後国一宮ニ而、往昔 天照大神之彦神天香語山命人皇六代康安天皇元年鎮座之社神例ヲ以凡二千年來神主始神職之者共居官相續仕來、何方之門弟支配と申儀無御座候、尤寛文中無位之社人者白張を着、其外之裝束ハ吉田家之許状ヲ以可着之旨被 仰出候ニ付、弥彦之儀ハ鎮座已來社例を以居官仕來、神主初社家之者共古來より家々着來候裝束を以神事相勤候旨寺社御奉行所江申上候処御聞濟被成下、遠国ニ珍敷社ニ候間已來神事無懈怠一社之故実退転不致様相守可申旨被 仰渡候間仕來之通相守、神領政務之儀ハ神主老官例席ニ而諸事申談、社人百姓共ニ違乱無之様取斗ひ、神主繼目之節ハ任先例社職一同連印を以寺社御奉行所江奉願御聞濟之上神主相勤來申候、然処今般当神主高橋兵部儀如何相心得候哉、旧例を相破老官神職之者共へ曾而不申聞、一己之存寄を以神祇伯白川殿江門入仕、神主号を改大宮司号免許請候由ニ而、当三月中江戸表より国元へ罷下候節白川殿関東御役所之御印鑑を以、道中先触荷札提灯等迄白川殿御用と書記罷下候付難心得奉存様子相尋候得共、誤合不申候間白川殿支配ニ相成候儀と奉存候、左候得者天香兒山

命二千年來相伝候神法断絶、神例退轉仕社法新規相改候段奉恐神慮、老官并神職之者共一同身命を捨候躰残念至極不⁽¹⁸⁾得止事歎ケ敷奉存候

〔史料6〕

寛政六寅年二月廿日、寺社御奉行松平右京之亮様へ御呼出有之、訴訟方五十嵐隼人・行田要人・高橋舍人、相手方神主高橋兵部、同人隠居代荒川友次郎、昼九ツ時分御吟味相始候次第左之通

御掛り御留役服部權之進様被仰候ハ、兵部親図書代社家友次郎今般兵部事白川殿御門弟と相成候事、能き事ニ相心得候哉、又ハ悪き事ニ存候哉、右白河一条之事ハ新規之事と老官共より申立候、殊ニ弥彦明神鎮座以來何方へもたよらす一社ニ伝來候旧例を以是迄相續致候事ハ如何心得候哉、(中略)

一 此度白川之一伯等云課候へ者、吉田家之後難を相除候事故如何様三人難儀いたし候ても弥彦居官之旧例相立候様致度、そのミ奉対御神君是非とも御裁許を相蒙り未代迄ノ礎を堅メ度心掛罷在候、各様始社家中ニも此処ハ御家來たるもの候、平日奉願処相違無御座候、何となく吉田家ニ而も此節之白川一条之片付方を窺居候様子と相見申候、弥大切之訴ニ御座候⁽¹⁹⁾

掲出したのは、蒲原郡弥彦神社(弥彦村)に伝わった社家

文書二点から引いたものである。「史料5」は寛政五年八月付で、弥彦神社老官の五十嵐隼人ら四人が幕府寺社奉行所へ訴えた一札の写しである。本論第一章等でも一部述べたが、弥彦神社は越後一宮の由緒と朱印地五百石を持ち、神主以下二十余の社家は本所を仰がず、神前での儀礼と同輩への振る舞いにより襲職するのが仕来りとされている。⁽²⁾本史料によると、寛文中の「諸社禰宜神主法度」でも、神主以下の社人は古来より各家伝来の装束により神事を勤めてきたと幕府寺社奉行所へ申し上げ、遠国に珍しいので一社の故実を退転しないよう守ることを申し付けられたという。ところが神主高橋兵部が独断で白川家へ入門し、寛政五年三月江戸から国元へ下るにさいし「白川殿関東御役所」の印鑑で道中を先触れし、荷札・提灯まで「白川殿御用」などと書くのは心得難い。白川の支配になれば二千年来相伝してきた神法は断絶する。残念至極で嘆かわしいと訴えている。

「史料6」は翌寛政六年二月に寺社奉行が行った審理の記録で、兵部が白川家へ入門した動機には「吉田家之後難」を除くことがあり、吉田家自身この訴訟の行方を注視しているとされている。訴訟以前の弥彦・吉田の折衝は史料上みあたらないが、寛政九年八月、弥彦神社の社頭を訪れた江戸役所の宮川権頭は、弥彦の社人が伝奏もなく、ほしいままに装束・銚などを身に着けるのは天明二年の御条目（諸社禰宜神主法度）の趣意に反するとし、先年星野大内蔵が懸け合い、上京は二・三年猶予してほしいと承ったがなお挨拶がないと問い

ただした。⁽²⁾このことを考えると、寛政五年頃までに吉田家の改めといった名分で弥彦神社は星野大内蔵からある種の圧力を受けており、兵部はおりしも廻村のあった白川家の働きかけを奇貨として入門に及んだ可能性がある。

このように、宝暦期の畿内がそうであったように、越後においても白川家は吉田家に先行して直接神職への働きかけに及び、門人の獲得を図っていた。それに対し、吉田家の対応がにわかに変化したのが、出役の制を開始した寛政九年であった。

「史料7」

寛政九巳年、京都吉田御本所様より御廻状写、廻状を以て相達せ被れ候、然れば諸国神職之内、神祇道法令に疎く、数通の綸旨の御条目、天明二寅年の御触の御趣意を弁せず、本所の許容も請はず、恣に神勤致し候族数多之れ有るの由、粗々相聞え候故、国々の神祇道取締りの為に出役人差し向け被れ候に付き、今般其の国へも役人共差し出だされ教諭致され候間、其の最寄にて申し合せ、綸旨の御条目、天明二寅年の御触の御趣意に背き候輩并休家絶家の社家等聞き糺し置き、出役人廻村の節、具に申し立っ可く、⁽²⁾只亦下社家神子に到る迄、⁽²⁾参会致し教導の筋承服致す可し、若し社例仕来杯と称し、⁽²⁾適意募り候へては越度と為す可く候間、心得違ひ之れ無きが為め達し置き候也

巳四月

吉田殿江戸御役所

越後国蒲原郡社家中⁽²²⁾

右は、幕府領蒲原郡加茂町（加茂市）に鎮座する加茂明神（賀茂明神）神主の古川舎人が受け取った吉田家廻状の写しである。文意は、神職のなかに法令に疎い者がおり、綸旨や御条目、天明二年の触書の趣意をわきまえず、本所の許容も請はずに勤める神職が数多いと聞いている。そこで国々の神祇道取締りのため出役人を差し向け教諭するので、最寄りの神職で申し合わせ、御条目や触れの趣意に背かず、休家・絶家の社家などを聞き糺し、廻村のさいはつぶさに申し出ること。そのさいは下社家・神子に至るまで参会し、教導の筋を承服することを説いている。梶山林継は、出役にあたっては寛政九年三月二十五日に江戸役所より幕府寺社奉行板倉周防守へ届け出て、「神祇道筋は御職掌之儀ニ付御取締御勝手」の旨により差し戻されたこと⁽²³⁾を紹介し、実際に開始したのは五月頃と述べているが、本史料は四月付で注意を惹く。つまり、江戸では役人が下向する以前に趣旨の浸透を各地に伝達し、そのうえで発足することを目論んだことになる。

廻状では、繰り返し「天明二寅年之御触」に背かないことをいっている。幕府による法度の再触れは、他社に対する吉田家の優越を定めた寛文五年（一六六五）法度をただ繰り返し返しただけでなく、吉田家の許しを受けず、社例などと称して

装束等を着す者がいること、神職がおらず、村持ちなどと称して神事祭礼を執行する向きがあることを述べて戒める付帯事項が付いていた⁽²⁴⁾。すでに述べたように、幕府の動機はこうした統制にこそあった⁽²⁵⁾。廻村にあたり休家・絶家を聞き糺し、社家・神子といった下級神職の参集も命じた古川舎人宛ての右記廻状は、再触れが吉田家と幕府共通の利益となり、寛政の出役でも貫徹していたことを語っている。しかし江戸役所は廻村に先立ち廻状をまわすだけでなく、もうひとつ手続きを踏んだ。

「史料 8」

一 此度吉田御本所様より国々村々堂宮御糺方并神祇道乱之所御教用之御役人御出張ニ付、当組村々同宮神主別当之訳書上帳致出来候由ニ而、古来之訳合大庄屋所より御糺ニ御座候処、代官嶋新田神明堂之儀者往古より明照院別当ニ而、外神主と申候無之旨明照院申之、又ハ山城方ニ而ハ元禄年中右様書上有之候節大庄屋所ニ而村々同宮別当神主御取調之上御書上帳二者神主肥後と有之ニ付、此度之儀茂先年通書上帳致出来候様いたし度旨申之相片付不申候、（中略）此度書上帳ニ別当明照院・神主山城と書上いたし可然旨御取曖ニ付、熟談之上御取曖之通納得いたし候処相違無御座候、然ル上ハ後年迎も前文是迄之通双方違乱無之神事相勤可申候、為後日内済為取替連印之一札仍而如件⁽²⁶⁾

右は、寛政九年閏七月付で蒲原郡代官嶋新田（三条市）の明照院、同郡鶉森村（加茂市）の若宮八幡宮神主田代山城が交わした内済濟口証文の一節である。代官嶋新田にある神明堂の管轄権をめぐり両者が争ったもので、互いの職分を「別当明照院・神主山城」と書き付けることで落着した。しかし、悶着が起こった発端は新発田藩領鶉森組の大庄屋所から届いた取り調べであり、その動機は村々の堂宮を糺し、神祇道の乱れを教諭するため本所役人が出張する、ついでには組内神社の別当・神主を記し書上帳を作成するようにと藩の指示が届いたことであつた。実際、前月新発田藩には江戸藩邸を経由して以下の触れが届いていた。

「史料9」

一 湯浅斎・田中権太夫左伺之通相触候様申達候事

渡辺出羽代仮役

日下部大和

安藤監物

此度神祇道糺方ニ付、吉田様より諸国江役人被指向候趣江戸御屋敷江以御使者別紙書付之通申来候間、其旨相心得配下社人共へ申含可置候、勿論右役人社人共方ニ而止宿等致シ義も可有之候ニ付兼而心得居、其砌差支等無之様取斗置可申候

此別紙ハ略ス

以廻状申触候

一 京都吉田様御配下諸国神職之内神祇道法令を乱し候族数多有之不輕義ニ付、為取締諸国へ追々役人中被指向神祇道被致教諭候由、依之御領分江茂右役人中可被致通行候由御使者を以被仰越候段、從江戸表御便有之申来候、此末右役人中通行之節人馬繼立ハ不及申、渡場泊所共ニ先触之通指支ハ勿論、輕率之義無之様手配可致候、尤先触之義先宿より致到来候ハ、昼夜ニ不限繼送り、無遲滞取斗御料・御他領不限通行之節之振合、先々へ聞合指支無之様ニ取斗可被申候、已上

神祇道法令を乱すものが多いので、取締りに国々へ出張するといふ骨子は「史料7」にみた加茂明神の古川舎人へ届いた中身と同様だが、時期的には違いがあり、吉田家は廻状を六月付で新発田藩江戸藩邸へ発出し、国元では六月十二日付の記録に留めている。時期が異なる一因は、幕領と私領における江戸との疎通の頻度の差異があるだろうが、幕府との間にはあつた回路を大名とは構築できずにいたことが考えられる。しかし、この要請に藩は領内通行の便宜を図り、粗相のないよう手配することを指示しており、寛政四年の白川家への対応とは顕著な違いがあつた。この時藩の役人が筆写を略

表1 神職名簿所載記事の比較

種類／人名	藤崎和泉	五十嵐長門
小泉蒼軒本	「社地四拾間四方、内藤豊前守領分三条町八幡神主 藤崎和泉」	「社地廿五間ヨ、拾老間ヨ、同村槻田神社大宮司 五十嵐長門」
魚沼神社本	「八幡宮 三条 藤崎和泉」	「槻田神社 同 五十嵐長門」
小池家本	「八幡宮 従五位下三条 藤崎丹後守」	「槻田神社 三条 五十嵐長門」

した別紙があり内容は窺えないが、同じ六月付で領内の小須戸組、八月付で新津組の社号・神職と由緒をまとめた書き上げが作成され、九月には幕府領蒲原郡中条組（胎内市）でも同趣旨の文書が成立した痕跡がある。⁽²⁸⁾「史料8」でみた鶴森組の動向とあわせて、別紙には各組の大庄屋へ宛て「村々同宮神主別当之訳書上帳出来致させ」る趣旨の指示が書かれてい

たに違いなく、幕領を含めて広く要請され、しかもそのねらいは着実に実現した。こうした手続きは、各地の神職にとって領主の命令と異なるところがない。書き上げへの記載は、幕府や藩への届け出とほとんど同義になる。代官嶋新田の神明堂をめぐる明照院と田代山城の争いの顕在化が寛政九年なのは、必然性があったといえる。こうして集められた情報は、一国規模で名簿とされた。管見の限り、越後一国規模の名簿は三種類残っている。筆記者・所

蔵者等の名を採って、便宜的に小泉蒼軒本・魚沼神社本・小池家本としておきたい。⁽²⁹⁾越後に残る三本のうち、魚沼神社本・小池家本の成立年は知られないが、新発田藩の郷村名主等を勤めた小泉蒼軒が弘化三年（一八四六）に写したことが確か一本には、「寛政九巳年」の年号と「取締方出役宮川権頭、手付小島部・斎藤権司」と取りまとめた人物の名が書かれている。この経緯に鑑みると、宮川が領主ごとに書き出された神職名簿を取りまとめたことになる。

そもそも、吉田家の支配神社名簿・門人帳には不備が多かった。安房国の場合、寛政二年の時点で一国内全神社を収録する「安房国四郡神社領高神主覚帳」があったとされ、相山林継は触頭神職等の活動によって作られたことを推測している。⁽³⁰⁾しかし全般的には不十分で、寛政十年二月に認められた江戸役所側の記録では、「先達て出役の節、先々にて重立候社家名前等存せず、差し支え候につき、今度は注連頭・触頭等の名前承知これありた」と、名簿の不備により出役人が不便をきたしたことを書いている。名簿の作成は出役人にとって重要事で、是が非でも得なければならぬ成果であった。表1は、「史料2」の願書を江戸役所へ差し出した藤崎和泉と五十嵐長門を便宜的に取り上げ、三本の記事を比較したものである。記述には相違があり、所在地（町村）・社号と神職を書く点は共通しているが、加えて寛政九年成立の一本を写したことが明らかな小泉蒼軒本では、地所の広さと神職の身

分（神主・祀官・下社家・神子などの別）を書いており、記述の点でもっとも詳しい（写真1）。例えば、藤崎和泉について魚沼神社本が「八幡宮 三条 藤崎和泉」、小池家本が「八幡宮 従五位下三条 藤崎丹後守」と社号・所在地と氏名を書くのに対し、小泉蒼軒本は「社地四拾間四方、内藤豊前守領分三条町八幡神主 藤崎和泉」と社地の広狭と領主を加えて記している。調査が領主を経由してなされたこと、吉田家のねらいが神職改めであったことを考えれば、小泉蒼軒本がもっとも原型を留めていることは明らかだろう。そのうえで、三本は神社本位でなく、神職本位に記述されている点を確認しておきたい。

宝暦七年と寛政九年の間には四十年の開きがある。この間、白川家が先鞭をつけた手法は深く吉田家に学ばれた。特に新興の江戸役所は、実際の下向に先立ち幕藩機構を利用して在地神職に対する権威と影響力を確保したのである。

三 吉田家江戸役所役人の廻村と論理

前章で述べた経緯により、各地の神職は江戸役所の役人下向を強く意識することになった。掲出するのは、寛政九年七月に槻田神社の五十嵐長門が作成した願書写しの一節である。

「史料10」

世忤勘解由儀、御本所神主継目未相済不申、私儀茂、伊勢出願有之參宮同道二而、来ル十日ニ上京発足仕、八月十五日前ニ帰国仕度奉存候、尤御本所御役人御下被成候ハ、私親類下田印内村河内代役相頼置申候間、以御慈悲願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候。

史料に宛所は書かれていないが、領主役所にあたる村上藩の出張陣屋へ宛てられたと思われる。子の勘解由が継目の許状を請けておらず、長門本人も伊勢参宮に同道する必要があり七月十日に出立すること、八月十五日より以前には帰国するが、本所役人が下向した暁には院内村（三条市）に住む親類が代役を勤めることを願っている。長門親子はかねて出国する計画を持っていたものの、出役人が八月に参着することを知り、その対応に苦慮した様子が窺える。こうした社人がいた一方で、下向を村方との相論解決に利用する向きも存在した。

大庄屋所から達しのあった書上帳の記述をめぐり明照院と争った蒲原郡鶉森村の田代山城は、寛政九年に村方との相論を抱えていた。鶉森村隣村の前須田村に兵部という神職がい

た。彼の親は山城に取り立てられ、兵部もまた山城に同道し神事祭祀を勤めていた。彼が寛政九年夏に宗門改めへ出向いたところ、前須田村名主の忠兵衛より当村に兵部と申す神主はおらず、村方でも存ぜざるなどと聞かされ問答となった。この一件を後日山城が糺したところ、忠兵衛は「小村にて迷惑いたし候に付き、当村神主名前相除き下された」と本意を明かし、さらに「願書差し上げ候間、その意を得候様に」と重ねて懇懇したため相論になった。以下に掲げるのは、鶴森組大庄屋の差配で仲裁に立った名主を介した山城の言い分である。

「史料11」

兵部名前は迄之通宗門御改帳ニ差出置候義者格別、後年当村ニ家盛等為致候義之決而相成不申候趣、名主忠兵衛始村方より取喚名主兩人方江挨拶いたし候旨尚又懸り名主より私方江被相達候ニ付、挨拶仕候ハ、兵部名前は迄之通りニ而相除不申候極者相分り申候得共、後年共前須田村ニ家盛仕間敷旨私一分之了簡を以難相極訳者、此度諸国社人共神祇道乱ニ相成候族有之、吉田御本所様より御糺方御役人様御回国之段御触有之、右御序神主絶家休家等御糺之訳被仰廻候処、御上之義を指斗り後年家盛不及趣之扱者相成不申候段懸り名主之方江挨拶仕候処、毎々茂前須田村江被申入候由ニ御座候得共、何連ニ茂家盛為（欠損）義相成不申、剩兵部義人物村方ニ而吉込不申候ニ付、弥神主相立候訳ニ相成候ハ、村方勝手ニ相立度旨御願可申上存寄之由、掛り名主

江名主忠兵衛より申聞候（欠損）ニ付、其節如何様人物ニ而兵部義村方ニ而不吉込候哉（欠損）

名主の仲裁で、兵部を前須田村の宗門帳から除外することは沙汰止みとなった。しかし、なお忠兵衛らは、家盛（人別）には含めないことを主張した。これに納得しない山城は、このたび本所より糺方役人が廻国すると触れがあり、そのついでに神主絶家・休家なども糺すと廻状が届いている。このことを差し図り、人別に及ばないのは容認できないと訴えると、村方はそれならば独自に神主を立てることを願い出ると譲らなかつた。江戸役所の出役予告は神職に緊張をもたらし、後進の取り立てを促す効果があつたが、負担を嫌う村方はかえって反攻の契機とすることを窺うなど利害の対立が表面化する一因ともなつた。

「史料12」

御勘定所付支配所越後国蒲原郡上条村八幡宮神主小池河内申上候、当社人之儀往古者下社家と申社役相勤候者両家有之候処、天和年中之頃一家退転仕、其後小池内膳大夫と申もの耆人ニ相成候処、元文年中之頃内膳太夫跡式病身ニ而社役相勤兼、其上難渋ニ罷成俗家同様ニ而社役人ニ差支迷惑至極仕候、然所当小池小治兵衛儀近年社役見習取立候処神役も相勤候心底ニ相見候ニ付、此度小池内膳と名改仕社役相続為仕度奉願候、願之通被仰付候ハ、近年之内身分相当之御許状御願可申上候、右願之通被仰付被下置候得者神

事祭礼之節差支無之、且休家茂相立難有奉存候^{（3）}

掲出したのは、寛政九年八月付で蒲原郡上条村（加茂市）の八幡宮神主小池河内正が「御本所様江戸御役所」へ宛てた願書控えの一節である。八幡宮にはかつて下社家と呼ばれる社家があったが、退転したので小池小治兵衛を小池内膳と改名し、社役とすべく近年のうちに身分相当の許状を得たい。そうすれば神事祭礼に差し支えなく、休家も立つようになる。願書控えている。寛政九年八月の日付と名宛人から、この願書は廻村中の宮川へ差し出されたに違いない。以下は推測になるが、恐らく宮川は河内へ願出通りに仰せ付けた。従来なら上洛し、種々の手続きと高価な札銭を寄進して獲得できた裁許を請け負い、神職が京都に向かずとも名分を保つ仕組みを整え、権威を確保したのである。

しかし、江戸役所は裁許状そのものを下賜する権能は持っていない。彼の立場に限界があったことは、「近年のうち身分相当の御許状」を願いたいと書き付けた小池河内も承知していた。裁許状の下賜に代わって出役人が用いたのが、作成途上にあつた名簿への登載だったに違いない。事実、先にみた小池家本には前須田村の宗門帳から除外された兵部が「田代兵部」の名で、小泉蒼軒本には小池内膳が「同社下社家」の肩書で記載されている（写真1）。

四月に古川舎人へ届いた文書によれば、役人の廻村では下社家・神子に至るまで参集することとされていた。この廻状

の受け取り方は様々で、五十嵐長門は不在中のことに心を碎き、田代山城は村方との相論の盾に使い、小池河内は下社家の取り立て、ひいては社家組織の強化を願ひ出た。三つの事例は一見異なるようにみえるが、いよいよ廻村が迫り、初めて姿を現す吉田家の権威をどう迎えるか腐心したことは共通する。

しかし、必ずしも内実をとまわずに願ひを請け負う手法には、現実との間に支障をきたす恐れがあつた。九月付で、槻田神社の五十嵐長門は、宮川へ次の願書を宛てている。

「史料13」

一 当御社号之義者、松平右京亮様御領分荒町村産子より往昔三条左衛門尉定明卿より御城主御代々大槻瀉之内二而御黒印千刈宛付来、并右村方開発以来字槻田御供田と申所高老石八斗余寄附仕置、且亦御城主守護神二付御鎮座参向等之由緒有之候二付、石瀬御支配所之節御役所ニおゐても 御公儀江御窺之上、日之丸御提灯御神納御座候旧記を以右村方より願出候二付、祖父親代より御本所様江追々奉願上、私代旧記御取調御吟味之上 槻田神社御免許被仰付候、然処此度不存寄藤崎和泉殿より同御社号御免許被成下置度段奉願上候旨粗承知仕奉驚入候二付、荒町村江も左之趣沙汰仕候得者、一旦於 御本所様ニ御糺明之上御聞濟御座候処、尚亦今般御隣社江同御社号願之通御免許被仰付候而ハ、自然と当社伝偽人口ニ相懸り候様ニ罷成、随而乍恐御本所様御同名を穢し候

様成行候哉も難斗、重キ御儀ニ付、早速領主一ノ木戸御
役所江添翰相願 御本所様江奉願上候様申聞候、此儀も
内々相伺候趣ニ相聞候得者 御本所様并一ノ木戸御役
所御存外之御苦勞ニ罷成候段何共歎敷奉恐入候ニ付、奉
仰御質慮度右之段御内意奉願上候⁽³⁴⁾

右記願書で、長門は以下のことをいっている。槻田神社号には古くからの由緒があり、祖父・親の代から本所へ願い出を重ね、私の代になり旧記取り調べを吟味して免許を得た。ところが、このたび藤崎和泉から同社号を免許するようお願いがあり、しかも承知されたと聞き驚いている。糺明のうえ許可されたのに、なおまた今般隣社へ同じ社号を免許されたのでは、当社伝が偽りと人口に上るようになる。本所の名を汚すことにもなりかねない。こう述べて、「御本所様御出役様」の宛所へ真意を問うた。

藤崎和泉もまた「近年のうち」に槻田神社号を願ひ、宮川が請け負ったというのが真相に近いだろう。このやり方は簡便で絶大な威力があったが、内実は上級役所へ口を利く約束を交わしたに過ぎない。筆者は、先の拙稿で古志郡六日市村（長岡市）三宅神社の神主星野大内蔵の行状に注目したなかで、彼が京都表と在地神職をつなぐ中間的な立場を築いて力を揮ったこと、やがてその行状に疑義が出て、以前の通り何事も本所から指示してほしいと願書が出され足元をすくわれたことを説明したが、宮川もまた取次を有力な手段としてい

た。彼は大内蔵より立場が強く、自身と江戸役所の権威を確保する複数の手段を保持していたが、やり方の内実は大内蔵とほとんど差異がない。換言すると、白川家が先鞭を付けた手法を学んだのは吉田家に限らず、大内蔵等の地域神職もまた学習していたことになる。

だが、在地神職がいかに学習しても、その権威は決して吉田家と等式では結ばれない。大内蔵らはその限界を知悉し、『延喜式』に注目したが、下向した宮川は吉田家と幕藩体制を最大限利用して権威を身にまとうことに成功しており、大内蔵に代わり新たな取次として君臨したと⁽³⁵⁾考えられる。

四 神職理念の教諭

蒲原郡上条村近辺に宮川が到着し、小池河内を含む近在の神職と接触したのは寛政九年九月のことである。塚野目村(三条市)・白山権現の五十嵐加賀・保内村(三条市)の木戸伊予など七名が参集した(表2)。場所は不明だが、七名のなかの有力者で、八月に差し出した願書を通じて宮川と直接もしくは間接的に知遇を得ていた小池河内宅を会場とした可能性が高い。

宮川は、集まった七名へ吉田家もしくは江戸役所が考える神職像を二六か条にわたって細かく説いた(表3)。地域神職は、この時初めて江戸役所の「諸国神祇道取締」とか「聞き糺し」の意図を知っただろう。この年始まっ江戸役所の出

表2 加茂上条集会参加の神職

名称(所在地)	氏名
白山権現(塚野目村)	五十嵐加賀
八幡宮(保内村)	木戸伊予
八幡宮(下条村)	藤田豊後
蝦兒神社(古田村)	中澤常陸
神明宮(田上村)	江部相模
五社大権現(湯川村)	智野周防
八幡宮(上条村)	小池河内

役人は宮川だけでなく、八雲神社の相山林忠も同年「東海道筋取締」を勤めていた。いずれの条文も吉田家がこの時期の神道世界を取り巻く情勢を反映して整えたもので、出役人はどの廻村先でもこうした中身を教諭したに違いない。

江戸役所には、神道が上昇気流に乗っているという強い自覚があった。右教諭のうちそのくだりを引用すると、「国家の天運日々に昇り、神道隆盛の時」が至ったことをまず宣言し、「このたび京都・江戸両神学校御起立あらせられ、国々よりも社家方追々学校へ相詰められ候はば、神道事理の学問仰せ付けられるべく候」と、東西に神学校を設ける構想を明かし、「今般神祇道御取締り出役廻村ついでを以って、諸社家方へ御助成仰せ付けられ」と、各地から資金を集めるねらいが明確にされている(第二二条)。しかし歴史的には、教諭の重要性はほかの箇条にある。

各箇条は相互に関連して構成され、①神職の職分、②地域社会との関わり、③仏教との関係、④吉田家の担う役割が説明の柱になっている。いずれの箇条も具体的で、地域神職が直面する諸課題の解決に示唆的な要素が多い。

神職は吉田家から神道裁許状を請け、神事の伝授を願うなどのことをしてきたが、彼らの義務や職分は明確に定められず、そのことが宗教者間の紛争を引き起こす一因となっていた。しかし、宮川は行事にあたっては物忌みすること(第九条)、天長地久・四海静謐・村方安穩の御祈禱を尽くすこと、神書を読んで講談することを指示し(第四・五条)、祈禱に励み学問に精励することを説いている。なかでも後進を育てて相互に睦まじく交わること、社格によって立場に高下がある点を見直し、僧侶が法累を敬うように同業者には平等に接することの強調は、地域神職に重大な示唆を与えたと思しい(第

表3 宮川権頭の主な説諭

- ・諸国の社家方で神祇道の法令に疎く、綸旨や御教書・御条目、天明2年御触の趣意をわきまえず、本所の許容も請わず、恣に神勤し不法の装束等を着用する社家・神子等が数多いと聞いている。今度国々へ出役人を指し向け、神祇道法令を教諭する（第1条）
- ・享保3年本所より出された法令、天明2年に公義が出した御条目を堅く守り、恒例の神事・祭礼を怠惰なく修めること。兼帯の神社で恒例の祭祀を怠惰にしないことを産子・村方へ含んでおき、村方の案内がなくとも恒例の祭祀に出勤しないのは越度になる（第2条）
- ・同職が兼帯する社頭・祭礼などを奪わず、村が頼んでも出勤してはならない（第3条）
- ・奉仕社、兼帯社とも常の掃除、恒例の祭祀を怠らないこと。怠る時は国家が不穩になる。仏像を礼拝し天神地祇を疎かにしたのが疫癘の天下に広まった始まりで、村々に鎮座する小社でも天下泰平・国家安全・五穀成就・村中安穩祈りのため祭祀を怠らないこと（第4条）
- ・社家方は今後最寄り組合を作り、年行司を決めて年二度ずつ集会を開き、太々神楽を修行して天長地久・四海静謐・村方安穩の祈祷をすること。神書を講談し、諸生（書生）を取り立て隔てなく相互に睦まじく柔和交わること（第5条）
- ・神事祭礼の節、大酒を飲まず、自己の勝手にまかせて法式不調の神楽を勤たり、止宿先の酒宴で肴舞と称する舞等をする族もいると聞いている。官服着用の身分で狂言師同様の致し方は言語道断である（第6・7条）
- ・奉仕社、兼帯社とも神璽の御箱・神躰などの勸請は願ひ次第にするので、願ひ立てること。正一位の神階は容易でないが、やり方もあるであろうから事情を願ひ出ること（第8条）
- ・社家は行事のさい物忌し、確かな師伝を受けて勤めるべきこと。そのことは組合同職が吟味すること（第9条）
- ・神職の家内の者を出家させてはならない。社頭はもちろん家に僧侶を招き説法などをさせてはならない（第10条）
- ・神社に出家者の参籠を許可してはならない（第11条）
- ・官職・継目のことを怠ってはならない。平人でも神祇道を深く信仰するなら神職の免許を受けさせるよう取り計ること（第12条）
- ・社家方の神子などは免許なく装束を着用するのは止めること（第13条）
- ・職分に関わり捨て置き難ければ、同職が相談して訴訟に及ぶこと。社家が退転しないよう取りはからうのが組合にとって第一のことである（第20条）
- ・同職一統は同席して互いに敬うこと。幼年の者へは慈愛を加えて引き立てること。僧侶が法類を互いに敬うのに、社家は同職を家来の如く呼び捨てにする者もいるが、これはよくない。今後は平等に敬うと妻子を始め家来まで伝えること（第21条）
- ・国家の天運が日々昇り、神道隆盛の時が至り、このたび京都・江戸へ神学校を建てるので、出役・廻村のついでに諸社家方より貸付いただき、年々の利息で学校を経営する。そうすれば神祇道はますます繁栄する（第22条）
- ・当年より同職組合、年行司を定め、年当番は公儀表・本所向きの御用等を勤めること。諸入用は帳面に記し、勘定して一統甲乙なく割り合い、諸事儉約して費のないよう取り計ること。年行司は一年限りで交替し、その節は諸書物を後役へ渡すこと（第23条）
- ・神道宗門のことは本所より伝奏を指し出し、それより公儀へ申し出る。社家が神祇道に志し本所の法式を守れば自然と神葬祭をするようになるだろう。神葬祭は願書が出され、支障がなければ家内一同へ免許するが、特に神職正統の父子・嫡子・神子だけはいつであっても願ひに応じるので、各々心掛け願ひ出ること（第24条）
- ・春・秋の集会でじゃ金を持参し、一同相談の上確かな人物へ預け、入用品を調べ、組合同職が入用の時に用いること。神葬祭の筋は年行司から割付の廻章が廻り次第遅滞なく出勤し、如法に執行って僉抹にならないよう取り計らうこと（第25条）
- ・日本紀・五国史・律令格式のほか儒書に至るまで広く習熟し、神祇道を学ぶこと（第26条）

五・二一条)。関連して平人でも神道を相伝することを許すとし(第一二条)、量的拡大を公平性の導入で実現しようとした点は本所間の対抗措置であったのかも知れないが、これ以前に地域を覆った秩序に比較するとまったく新しい。

寛政九年二月、星野大内蔵は古志郡・魚沼郡等四郡の式内社比定神社の神主十六人を糾合し、相互扶助を目的に組織化した。⁽³⁸⁾ そのさい、彼は「式外・分家・末家・末官の輩、近来不行跡にて本社・本家へ対し羽翼になるべきに、却って敵対し、「ほしいままにその職位を奪いむさぼり、御條目・御掟を背く輩」が多いことを指摘した。つまり、大内蔵は同職内にある階梯を維持し、下級神職の突き上げを許さないことを打ち出した。この主張に共鳴する神職は少なからずおり、組織が成立する原動力になった。しかし、「平人たりとも神祇道深く信仰の族へは神拝御相伝・木綿手纏等御免許受させ候」とか、「弘道のためその志に応じ、神職はもちろん平人へも神道相伝許されるべく候」などとした江戸役人の教諭は公共的な観点を持ち、半年ほど以前になされた大内蔵らの申し合わせと鮮やかなほど違っている。廻村に先立ち、「下社家神子に到る迄、参会致し教導の筋承服致す可し」とした廻状の呼び掛けを貫徹した内容を聞かされ、神職は絶大な衝撃を受けたであろう。

仏教との関係でも新たな展望が開かれて、僧侶と神職を厳密に分け、社頭はもちろん神職の家で説法などさせてはならないこと、神社での出家者の参籠を許さないことを説き明確

に一線を引いた。この点でもっとも重要なのが、第二四条に置かれた以下の条文である。

「史料15」

一 国々御配下之社家方、家内一統神道宗門之儀近々御本所御直願伝奏江被指出、其より 公儀江被仰立御配下之社家方一統神道被指出、夫より 公儀江被仰立御配下之社家方一統神道と可相成候得共、夫迄ニ茂神職之輩へハ職方の本意を以厚く神祇道ニ志し、御本所之御法式を相守られ候ハ、自然と神葬祭之儀ニ可被及候、外ニハ御法式に不相背様ニみへても内ニは己の勝手のミに心を委ね、神祇道に疎々敷輩ハ国家の御祈祷茂無覚束、社法筋心得違も出来可申哉と無心元候、不如意ながらも神葬祭等心掛候輩ハ専神祇道を学と有之御条目を相辨候心より起り、自然勝手之為計願候事とハ不被思召全神祇道御条目を堅相守候事と御満足ニ思召候、依之神葬祭之儀願出次第強而故障無之候得者家内一統御免許之事、尤神職正統之父子・嫡子・神子計者何時成共願出次第被仰付候間、各心掛可被願出候事

本条の前提には宗門帳の作成、それに葬儀の法式の問題がある。二つとも、従前においては仏教者の関与では執行が難しかった。しかし、神職の自覚が高まるにつれればば問題になり、訴訟沙汰となった。相論は大きな負担で、寛政五年に藤崎和泉・五十嵐長門が江戸役所へ宛てた一札でこの問題

への関与に吉田家が消極的だったことは、「史料2」でみた通りである。だが、右記史料では、近々本所から武家伝奏へ願ひ出るが、それまでの間でも神祇道に精励すれば自然と神葬祭へと行き着く。そのため、神葬祭については強いて障りがなければ願ひ出次第に家内一統免許する。かつ、神職正統の父子・嫡子と神子は無条件で仰せ付けるので各自心がけることを説いた。後段は神道葬祭に対する幕府の裁許に合致するものであったが、本所自ら新たな展望を開くことを謳った前段は、神職をさらに自覚的に導いただろう。

教諭のなかには既得権を侵害する可能性のある箇条があり、例えば後進を手厚く導くことの強調は、有力神職が従来維持に努めてきた同職間の上下関係の否定につながった。

「史料 16」

一 以手紙得御意候、此度其元悴右京儀従京都御本所表江人官(マ)ニ被指登ニ候儀風聞ニ承り候、誠ニ候哉、先達而此方より申入置候処、否之儀も無之、尤此方より相頼申度儀も有之候由申入置候処如イカケ御心得此方江否之儀も無之被指登セ候哉承り度候、尤否難申聞候ハ、以後此方弊下御神事ニハ差出シ兼候間早々否可被申聞候、頓首

小池河内守

五月八日

保内村

大和様

右之書状遣之候得共一向不参ニ而漸々七月九日ニ右大和直参いたし候ニ付右之趣申入候処、右之趣不承知ニ而罷り申候故、其後猶又右之段申入候処拙者儀ハ領主か又ハ御本所の外用之儀ハ無之候、其方様ニ而も用事ハ無之など無法之儀申之、依而此方より古来之訳合申入候ニハ、先其元先祖之儀ハ全体山伏ニ御座候而此方先祖越後守の弟子ニ相成、其後神職ニ相成度旨相願候ニ付神職ニ取立世話いたし候処、御本所表も出来仕誠の神職ニ相成人官迄仕、保内村八幡宮祀官木戸伊予と申より貴様まで三代心易世話いたし候儀ハ全体古来より当社之幣下ニ相違無之由申入候処、大和申候ニハ夫ハ格別、此度之儀ハ私心得違ニハ無御座などと無法之儀申之、無抛出入ニ可及様子ニ相成候(3)

蒲原郡保内村(三条市)八幡宮の神主で、寛政九年の加茂上条集會に参加した一人木戸伊予の祖は山伏であったという。ある時期に上条村八幡宮の小池氏が弟子として神職に取り立て、伊予守の官名を獲得し、以来幣下とした由緒があった。しかし寛政元年(一七八九)五月、木戸伊予の子大和の息右京が神職を継ぐにあたり、小池河内に届け出なく上洛し吉田家を訪れたことで相論になった。その際、右京は「拙者儀は領主か又は御本所のほか用の儀はこれなし」と言い放った。河内はこの行状を問題視し、「貴様まで三代心易く世話いたし」「古来より当社の幣下に相違これなき」と従来の秩序を訴

え、吉田家へもその旨を伝達すると述べて紛糾した。

この一件は、近在の庄屋や神主が仲介し、七月に大和が河内へ「筋違い」を詫びる一札を提出して落着いたが、領主・本所至上主義に傾いた右京の言動の背後には、天明二年の再触れがもたらした影響を窺えないだろうか。吉田家を本所に仰ぐ共通項が仇となり、下級神職の取り立てが進むと同職間の争いが一層頻発し、足並みは揃わず統制を欠いて、そのことが村方に見透かされた傾向すら現れた。神職を取り巻く出役当時の状況はそうしたものであった。ほかの神職が関わる宮社に出勤してはならないなど軋轢を回避し、地域内秩序の確立を示唆する二六か条には、実は法度の再触れ等により混乱を深めた吉田家秩序の立て直しを図る意図が隠れていたに違いない。宮川は組合を作り、年行司（一年交替の代表者）を決めて年に二度ずつ集会を開くことを定めたが、それは地域的事情を斟酌する面があったのである。

宮川の廻村は、江戸に神学校を作るための資金集めという側面があった。⁽⁴⁰⁾ 神職組合の結成は、資金を確実に取り集める手段であった。教諭のなかで、彼はそれを隠していない。しかし、地域神職は別に積極的な意義を認め得た。不安定な政治に突き動かされる形で社会の流動性が強まると、宗教者はたび重なる相論や混乱に苛まれた。そのため、神職組合の結成は確実に上納金を集める方便という以上に実的な性格を帯び、共通して仰ぐ經典を持たない神職にとって、理想的な宗教者像を具体的に提示する一種の啓示として作用したに

表4 蒲原郡の神職組合

寛政 11 年 (1799)	享和元年 (1801)
新発田集會	蔵光集會
中条町集會	水原集會
蔵光集會	五泉集會
水原集會	加茂上条集會
五泉集會	三条集會
村松集會	
加茂上条集會	
加茂集會	
三条集會	
割野集會	
石瀬集會	

違いない。

十月、小池河内・木戸伊予など七名は再度集まり、宮川の教諭を奉ること、同職組合を結成して永く背かないことを申し合わせた。他地域における結成の経緯は詳らかでないが、寛政十一年に江戸役所から届いた廻状には、蒲原郡中で一つの組合が書かれている(表4)。一部には反発を受けた様子もみえ、のちにはまとめられたか脱落した地域が出たかして減少したが、宮川の働きかけは功を奏したことになる。吉田家の在地出張は白川家から遅れたが、後年まで及ぶ影響という点ではより重大な成果を挙げた。組合結成を契機にし、衆目にみえる形でそれを示したのが寺請からの離脱出願であった。
 「史料17」

一 神祇道葬祭之儀者往古より神職一家ニ而可執行儀御本所吉田御家より代々伝授仕、諸国一統御本所御条目相守候処、先年神職之者愚昧故歟法式衰微仕候而寺院借判宗

小池家文書・三条市立図書館所蔵榎田神社五十嵐家文書より作成 (41)

表 5 神道宗門を出願した蒲原郡の神職

所在地	社号	氏名
上条村（加茂市）	八幡宮	小池河内
塚野目村（三条市）	白山権現	五十嵐加賀
川船河村（田上町）	若一王子社	青木但馬
田上村（田上町）	天神宮	渡辺能登
湯川村（田上村）	五社権現	知野周防
矢代田村（新潟市秋葉区）	八幡宮	轡田近江
矢代田村（新潟市秋葉区）	河内権現	武者加賀
中村（阿賀野市）	八幡宮	石黒和泉
今泉村（五泉市）	日光権現	石黒相模
中条町（胎内市）	羽黒権現	榎本石見
中条町（胎内市）	若一王子社	吉田日向
荒井浜（胎内市）	塩竈大明神	斎藤大和
大出村（胎内市）	熊野権現	五嶋因幡
山屋村（胎内市）	大山祇大明神	野尻兵部
持倉村（胎内市）	長鴨大明神	内山長門

門帳奉差上、右ニ付没期之節葬祭寺院焼香平生之俗体ニ准シ、式者剃髪為致社家不相応之新法を執行ひ候事故葬礼を差延置、一家迷惑之筋間々御座候ニ付早速御願可申上奉存候得共、御上之御苦勞奉恐是迄内々乍無念差扣罷在候得共、御本所御法式も相失社家一同安心無御座候ニ付、仲間相談り以往古より仕来之儀奉申上候一 神職之者没期之節者、存命のことく髪を結び装束其官ニ随ひ神

祇道法式を以葬祭相調申候、然上ハ寺院焼香・供養者不申及ニ、宗門帳借判之儀も吉田家神職ニ付御法度之宗門相保候節聊無御座候得者、已後御免被成下家々直印ニ而神職一家内別紙証文ヲ以御改被仰付被下置候ハ、御本所吉田家御請之証状申請可奉差上候⁴⁾

右は小池河内が記し、幕府水原代官所へ提出した一札の下書きである。内容は神祇道に相応の法式で葬祭を執行し、吉田家の神職で御法度の宗門にあたらないので、以後は家々の直印で家内の証文を仰せ付けてほしい。そのうへは吉田家の請状を差し出したいと述べている。この下書きには、蒲原郡中の各所から一五名の神職の名が書かれている（表5）。十一できた組合はいわば基礎組織で、各組を覆う郡単位の結合があり、その上部に江戸役所が君臨する構造が企図されたに違いない。江戸役所主導のもとこうした環境を受容し、利用もしながら革新を目論んだのである。

おわりに

本稿では、吉田家江戸役所が寛政九年に実施した役人の出張を中心として、先立つ環境整備と下向後に在地神職へ示した教諭に注目して検討した。江戸役所には強い指導力があり、同職間で足並みが揃わず、地域との結合も弱かった神職に組織化を促した。組織化にあたってはいくつかの階梯を踏み、まず既存の政治組織を利用して権力を創出し、京都との間を事実上取り次ぐことで個別具体的な在地神職の課題を解決する術をみせ、地域神職との対面の場では後進の引き立てと庶民の取り立てを含む従来と一線を画す神職像を打ち出し、求心力を担保した。

一方で、特に京都との関係において出役人の論理は実体をとまわらない面があり、その点では混乱を助長した。この弱点の原因は、そもそも江戸役所の内部構造にあったと思われる。

〔史料 18〕

宮川権頭宛四月廿九日附尊札、今七日致披閱候、向暑之節弥御堅剛御神務珍重之御事存候、然者其御許支配之内古来より神職筋目之もの有之、其者拾ヶ年以來鑄物細工致兼職候所 御許状不致頂戴候而者職業輕相見候ニ付、神職ニ而鑄物細工いたし候而も何方より茂故障無之儀ニ候ハ、御許状頂戴為致度、右願方并御礼禄等之義被窺候之旨被[□]越致承知候、右者別紙之通願書相認、御礼禄金三両差遣候得者、当御役所祝物并京・江戸往來之飛脚代共不殘粗濟、願

之通無滯相整候事ニ御座候、右為御報知如此御座候、(中略)、同宮川権頭儀者、神学室記立懸ニ而諸国致出役神祇道御用懸ニ者無之、殊ニ御役所詰ニ者無之、先日自今之儀者万端当御役所拙者宛御文通有之度存候、且亦其組合四人、去巳年御助成金于今不納ニ付、此間加茂町古川舍人方江幸便之節書状差向候間、外三人御[□]談之上近々被相納候様致度、宜願御世話頼入存候、猶追々可申^(欠損)[□]候⁽⁴³⁾

右は寛政十年五月、槻田神社の五十嵐長門へ江戸役所の塩田兵庫が差し出した一札である。前段は、長門の配下に十年來鑄物細工を兼職する者がおり、故障がなければ裁許状を得させたいとする相談についてで、兵庫は承知し、願書を認め御礼禄金を遣わせれば祝物と京・江戸往來の飛脚代とも済ませることを述べている。兵庫もまた事実上京都との取次役を執行していた。

後段は、前年越後へ下向した宮川は実は神学室を興す掛りで、神祇道御用掛りでも役所に常駐する者でもないことを述べ、以後はすべて自分に文通するようにいつている。さらに後段では三条集會に所属する四人から助成金が届かず、うち加茂町の古川舍人へは直に書状を出したので、ほか三人が納めるよう世話してほしいと述べている。

宮川を神学室の掛りとした兵庫の言い分には理があつたらしい。宮川は江戸役所に深く関わりはしていたが、兵庫が得た「関東筋取締方」のような肩書を京都から得るには至って

いなかった。兵庫の論理を敷衍すれば、梶山林忠の「東海道筋取締」も僭称にあたる可能性が生じる。しかし、蒲原郡中で宮川と対峙した神職は、彼をほとんど本所と等式で結んでいた。それを内部から否定したのでは、画期的な教諭も色あせるだろう。

西田かほるは、本稿「はじめに」で言及した論考のなかで、甲斐国国中地方で府中八幡宮への勤番に組み込まれていた社家が吉田家へ接近して社会的立場を上昇させ、やがて八幡宮の支配から脱すると吉田家との関係を求めなくなったことを指摘している。蒲原郡中においても似たことは起こり、吉田家の影響は世情の変動に応じて変化し、やがて後退したと思われるが、その理由は寺請離脱問題のような神職が抱える桎梏が克服され、本所役所の必要性が減じただけでなく、吉田家の内部的要因が影響したとは考えられないだろうか。寛政十一年、塩田兵庫は老衰多病を理由に江戸役所の目代を退き、権頭から大膳と名乗りを改めた宮川が跡を襲う旨を認めた廻状を蒲原郡中へ送達した。そのなかで、大膳は以下のことをいっている。

「史料19」

御廻状致啓達候、然者江戸御役所御目代塩田兵庫介儀老衰多病ニ而当御役儀勤兼退役隠居之儀願立候ニ付、御聞濟之上御褒員金被下之、願之通退役隠居被 仰付、跡御役儀今般拙者江被仰付、中橋御役所之儀者下谷立花殿西門寄御役所江御引移ニ相成、神祇道取締公辺向万端諸国出役掛御助

成金共致勤役旨被 仰出、右之段御奉行所江茂御届ケ被仰入候間、自今以後神祇道筋万端右下谷御役所江可被申出候、勿論従京都も重役人在番有之候、廻状不洩様早々御吟達従旧御役所江返却可有之候⁽⁴⁵⁾

史料は、目代が兵庫から大膳へ交替したこと、中橋から下谷へ役所が移ったので神祇道にかかる万端を申し出るべきことと並べ、「もちろん京都よりも重役人在番これあり」と書いている。京都から家老級の人物を迎えるのは、江戸役所発足当初からの目論見であった。しかし、寛政九年の地域神職には確信的な誤解があり、京都と江戸で権能が異なることを察知しながら宮川権頭を本所権威そのものと見做して敬った。それにも関わらず、目代交替の挨拶に京都との間に横たわる階梯を持ち込まざるを得なかった点に、大膳と吉田家の限界があつたに違いない。出役にあたり、江戸役所は持てる仕組みをすべて駆使し、自己の権威を最大化することに成功したが、在地の側ではほどなくその限界を見通すことになり、西田かほるの指摘のようにやがて吉田家から離れていったというのが真実に近いのではなからうか。

- (1) 拙稿「近世後期の地域神職と組織―越後国古志郡三宅神社の神主・星野大内蔵に注目して―」(『新潟史学』第七六号 新潟史学会 二〇一八年)
- (2) 堺用所に言及した井上智勝は、実際に設置されたか、設置されたとすればどのくらい存続したかは判然としないといい、計画があったことを指摘するにとどめると述べている。井上智勝「吉田家大坂用所の設置と神祇道取締役・神道方頭役」(『大阪の歴史』第五五号 大阪市史料調査会 二〇〇〇年)
- (3) 梶山林継「吉田家関東役所の創立と初期の活動」(『國學院大學日本文化研究所紀要』一九八一年)。のち『現代神道研究集成』第三卷(神社新報社 一九九八年)に再録。また、梶山『近世神道神学の萌芽』(雄山閣 二〇一四年)に再々録。
- (4) 井上智勝『近世の神社と宗教権威』二〇五頁(吉川弘文館 二〇〇七年)
- (5) 白川家が村々を巡回して配下を募った点への注目は、井上智勝「近世神社通史稿」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八号(二〇〇八年))
- (6) 井上智勝前掲書(二〇六頁)
- (7) 高埜利彦「江戸幕府と神社」『講座日本歴史』第五卷(東京大学出版会 一九八五年)。のち高埜『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会 一九八九年)に収録。
- (8) 高埜利彦前掲書(一〇〇頁)
- (9) 井上智勝前掲書(三〇四頁)
- (10) 西田かほる『近世甲斐国社家組織の研究』一〇六頁(山川出版社 二〇一九年)。初出は西田「近世後期における社家の活動と言説―甲州国中・菅田天神社文書を素材として―」(『史学雑誌』第一〇六編九号 一九九七年)。
- (11) 梶山林継前掲論文
- (12) 三条市立図書館所蔵槻田神社五十嵐家文書、目録六九。
- (13) 梶山林継「吉田家国掛役人について」『国学院雑誌』第一〇三卷第五号(二〇〇二年)。のち梶山『近世神道神学の萌芽』(雄山閣 二〇一四年)に再録
- (14) 辻善之助「神職の離檀問題に就いて」『日本仏教史之研究』続編(金港堂 一九三一年)。のち辻『日本仏教史研究』続編下(岩波書店 一九八四年)に再録
- (15) 内閣文庫所蔵「諸家秘聞集」卷之五より。国立公文書館デジタルアーカイヴより閲覧
- (16) 梶山林忠の離檀一件は、辻善之助前掲論文に示唆があるほか、梶山林継「江戸時代における神職の身分確立への運動」(梶山・宇野日出生編『神社継承の制度史』思文閣出版 二〇〇九年)が前後のいきさつを詳細に検討しており、『近世神道神学の萌芽』にも収録がある。林忠については、梶山「上総の神職日記」『季刊悠久』第六六号(鶴岡八幡宮悠久事務局 一九九六年)にも言及がみえている。
- (17) 新発田市立歴史図書館所蔵「寛政四子年從四月至十二

月 御在城御留守行事」より。本史料の所在は、原直史氏よりご教示を得た。

- (18) 高橋舎人家所蔵「白河入門一件訴状写」、目録三八八より。目録番号は、『越後文書宝翰集・弥彦文書』新潟県文化財調査報告書第二(新潟県教育委員会 一九五四年)による。

- (19) 高橋舎人家所蔵「寛政一件記録」、目録三九〇より。目録番号の出典は註(18)に同じ。

- (20) 弥彦神社における継目の儀礼については、岡眞須徳『弥彦神領史話』(弥彦村教育委員会 一九八五年)及び同『続弥彦神領史話』(弥彦村教育委員会 一九九〇年)

- (21) 註(1) 拙稿参照

- (22) 『加茂市史』上巻(一九七五年)四九七頁。本史料は上記の書籍に読み下して引かれているが、内容を知るのに支障はないのでそのまま引用した。

- (23) 註(3) 榎山林継論文参照

- (24) 高柳真三・石井良助編『御触書集成』第三巻 第二三九二号(岩波書店 一九三六年)。

- (25) 高埜利彦前掲書(一〇一頁)

- (26) 加茂市教育委員会所蔵田代家文書(寛政九年閏七月)内済為取替濟口一札之事

- (27) 新発田市立歴史図書館所蔵「寛政九巳年從正月至十二月 御留守御在城行事」の寛政九年六月十二日条より

- (28) 小須戸組分は新潟県立文書館所蔵新津組大庄屋桂家文

書「寛政九巳年六月 村々宮社之訳書上帳 小須戸組」、新津組分は小泉蒼軒「己巳新居随録」(新潟市立新津図書館所蔵)より。いずれも『新津市史』資料編2(一九八七年)に採録がある。蒲原郡中条組については、昭和五十年代後半頃に出された中条町史編さん委員会『資料目録(1)』に、「寛政九年九月 村々持方宮社書上帖」という史料が載り、関連性を窺わせている。

- (29) 小泉蒼軒本は、彼の著述「丙午随録」に収められている(新潟市秋葉区 本間幸雄氏所蔵、新潟市立新津図書館寄託)。魚沼神社本は表紙に「越後国諸神社社家名録」の表題が、裏表紙に安永寛政期の神主五十嵐大炊の氏名が書かれ、具体年は知られないが寛政期の成立と考える蓋然性がある(小千谷市 魚沼神社所蔵)。小池家本は蒲原郡上条村の八幡宮神主を勤めた小池家伝来の一本で、記事の一節に「前神主 大崎石澤肥後(花押) 行年六十二夏写」と入り、蒲原郡大崎村(三条市)の中山神社神主を勤めた石澤肥後の所蔵本を写したことが知られる。石澤肥後の生年が判明すれば筆写された年もわかることになるが、この点は課題としたい。

- (30) 註(3) 榎山林継論文参照

- (31) 三条市立図書館所蔵槻田神社五十嵐家文書、目録七〇。

- (32) 加茂市教育委員会所蔵田代家文書(寛政九年八月)

乍恐以書付奉伺候」

- (33) 『加茂市史』資料編6 第一九四号文書(二〇二〇年)
- (34) 三条市立図書館所蔵、目録二一〇九。『三条市史』資料編三(一九八〇年) 六四五頁に所収。
- (35) 註(1) 拙稿で、筆者は寛政十年二月付で吉田家の大角勘解由に宛て魚沼郡の神職九人が連名で出した一札に言及し、星野大内蔵の行状を問題視し、今後は以前のように何事も本所から命じてほしいとする中身から江戸役所の権威をも否定し、京都への回帰が志向されたと解釈した。しかし、本稿の検討で魚沼郡中神職による大内蔵権威の拒絶は、平等性と互恵性を打ち出した江戸役所による教諭が影響したと考えを改めている。
- (36) 二十六か条の教諭は小池清彦氏所蔵
- (37) 註(16) 掲出の梶山林継「上総の神職日記」参照。
- (38) 「式内社治定神主証拠正跡之名列集會取極神文事」の表題を持ち、刈羽郡本条村(柏崎市)の御嶋石部神社・刈羽郡別山村(同)の多岐神社・魚沼郡虫野村(魚沼市)の諏訪神社に伝来しており、式内社研究会編『式内社調査報告』第十七卷(皇學館大學出版部 一九八五年)・『高柳町史』史料編(一九八五年)・大倉政義『岡野町大倉家』(私家版 一九九三年)などに活字が載る。
- (39) 小池清彦氏所蔵「(寛政二年)御用留」
- (40) 神学校設立の資金集めについては、註(3) 梶山林継前掲論文
- (41) 前掲『加茂市史』資料編6(第一九六号文書)及び三条市立図書館所蔵槻田神社五十嵐家文書「(享和元年)西四月御本所江戸御役所廻状」、目録七一より作成
- (42) 小池清彦氏所蔵「(年不詳)乍恐以書付奉願上候」
- (43) 三条市立図書館所蔵槻田神社五十嵐家文書、目録八四。
- (44) 註(10) 西田かほる前掲書
- (45) 註(41) 前掲『加茂市史』資料編6(第一九六号文書)

第六章 吉田家江戸役所と気吹舎―越後国神職の動向に注

目して―

はじめに

一 吉田家江戸役所の目代と權威

二 新たな出役

三 「神祇道見廻り」の本意

おわりに

はじめに

前章では、神祇道取締りを名目に、寛政九年（一七九七）に吉田家江戸役所が実施した役人の廻村（出役）⁽¹⁾に注目し、本所組織が地域神職へ与えた影響を考察した。本章では、そののち寛政末年から文政期（一八一八〜三一）の本所役所と地域神職の關係に注目し考察する。その際、吉田家江戸役所と平田篤胤（一七七六〜一八四三）及び彼の私塾いぶきのや気吹舎の関わりに着目したい。

篤胤と気吹舎が、江戸時代後期の社会に少なからぬ影響を揮ったのは周知の事実⁽²⁾に属している。神職等の宗教者もまた多く彼の遺風を仰いだが、気吹舎の活動は養嗣子平田鉄胤（一七九九〜一八八〇）の活躍もあり明治期に至り、彼らがいつ、何を動機に篤胤の周辺に集まったかは国学運動の総体とは分離して考えねばならない。幸い近年平田派国学に関わる史料群の公開が進み、それを使った論考も著されるようになって、篤胤と神職の結節点についても論及が進むようになって⁽²⁾いる。

小野将は、国学的言説をキーワードに、一七世紀後半から一九世紀に至る長い道程を見通すなかで、既成の神道論を大きく揺るがせた本居宣長（一七三〇〜一八〇一）の仕事が雅な歌文に親しむ教養読書人に向けられたのに対し、篤胤の意識が俗的領域に傾いたことに注目した。とりわけ文化八年（一八一）頃、門人に向けて自説を述べた「大意」物と呼ばれる一連の口語調の書物をもとし、講説を筆録した体裁により一対多の語り口を採用し、教化を主とする講釈（神道講釈）

の位相に近づいたことに注意を促した⁽³⁾。篤胤の著述に特有のこの語り口は、本論第二章で言及した橘三喜はもとより、第三章で述べた山崎闇齋派による講釈の延長上にある。

さらに小野は、宣長などの主張を受け継いで吉田家を批判していた従来の立場を篤胤が翻し、文政五年（一八二二）～六年に相次いで擁護の書を出したこと、やがて上京し吉田家への参殿を果たし、江戸役所の目代（宮川弾正）による推挙を通じて「学師」号を獲得したこと、文政十二年に弾正が失脚すると、東国の神職によりその跡役に篤胤を待望する訴願運動が起きたことに注目した。江戸役所を掌握し、管下の神職全体にヘゲモニーを及ぼそうとした結果、平田派の神職が結束して集団化を遂げたことの意義をみて、のち尊王攘夷運動にまで成長する原型もしくは政治化の端緒を看取った。

次いで、遠藤潤は篤胤が吉田家・白川家の両本所とどう関係を築いたかを考察した。文政五年に篤胤が吉田家擁護へと転回した著作『ひとりごと』、それに文政十二年暮れを中心に、江戸役所目代跡役問題に関わり東国の神職が吉田表へ宛て。小野将が集団化の端緒を看取った訴願文書「ひとりごとと其後之事実」の二著作を使い、平田門の地域性や江戸役所内の権力争い、京都と江戸の関係性などの諸構造を考察した⁽⁴⁾。

二人の議論は、古学（国学）と地域神職の接点を解き明かして示唆に富む。一方で、議論は平田派による神職の統制と政治化、それに江戸・京の立場からみた本所主義的などころがある。小野の場合なら篤胤派が集団化し、やがて江戸役所

の掌握を梃子に政治的影響を持つに至る過程にひとつの注目があり、遠藤は篤胤をめぐる飛び交った褒貶混じりの言説と思想の分析が考究の対象とされ、在地神職が本所役所のどこに不満を持ち、気吹舎の何を待望したのかは必ずしも考察されていない。私見では、東国の神職が集団化した端緒は吉田家江戸役所が影響力を拡大したことにある。篤胤を待望した神職が政治化し、褒貶混じりの言説を発したのはその通りだが、神職による同様の謂いは気吹舎が登場する以前に遡る。篤胤が吉田家との関係性を強めた文政（一八一八～三一）頃から江戸役所と地域の関係のみたのでは、神職が集団化した現象を正確に捉えることはできない。

本章では越後国の神職に注目し、まず寛政九年に江戸役所が諸国神祇道取締りを名目に廻村して以降の本所側の対応を確認する。次いで、文政九年に京・江戸両本所の名で執行された再度の出演（神祇道見廻り）を取り上げ、出演人（上田要人）が篤胤と気吹舎の影響下にあり、地域神職に国学へ出精するよう求めたこと、そのおりに気吹舎の門人に就くよう勧めたこと、在地神職はこの勧誘を必ずしも歓迎しなかったことを明らかにする。さらに、神祇道見廻りがやがて起こった江戸役所目代跡役問題をめぐる神職の言説にも影響したことを一言し、神社神道と国学双方にとって転換期にあった世紀前半の一面を考えてみたい。

一 吉田家江戸役所の目代と權威

寛政三年の吉田家江戸役所成立以来、目代を勤めたのは塩田兵庫という人物であった。兵庫は上総国君津郡木更津村(千葉県木更津市)の八幡宮神主家(八劍氏)に出自を持ち、江戸役所の発足にあたって、吉田表から「関東筋取締方」に取り立てられた。⁽⁵⁾寛政九年に越後国を訪れた宮川権頭(のち大膳)を始めとし、「東海道筋取締役」の肩書で三河国などへ赴いた相山加賀守、江戸役所発足当初からの同輩で、享和元年(一八〇一)に武蔵国御嶽神社(東京都青梅市)への出役を確認できる桑原左門の三人がその配下であった。

諸国神祇道取締りは極めて効果的で、越後国を廻村した宮川権頭は先々で敬われ、神職の組織化が進展した。だが、廻村は江戸役所の權威の浸透に効果的だったものの、その反動もあつたらしい。そのことを、前章(第五章)で言及した寛政十年五月付の一札から窺ってみよう。

この文書で、塩田兵庫は江戸役所へ便宜を求めた越後国蒲原郡三条町(三条市)槻田神社神主の五十嵐長門へ宛て、宮川は神学室起立掛で出役人でも神祇道取締役でもないとして、今後はすべて自分に文通するようになっていく。ここから察せられるのは、①江戸役所の階梯が配下の神職間に知悉されていなかったこと、②諸国神祇道取締りの結果、各地へ下向した出役人が力を持ち、役所内の権力構造に波紋を及ぼしたこと、の二点である。五十嵐長門へ宛てた書簡から、前年度の出役が一段落した段階で、兵庫が同輩の出役人へ対し一種の

巻き返しを図ったことが察せられる。

塩田兵庫の地位がどこに由来したかを示唆する文書がある。「吉田家記文」の表題を持ち、寛政六年(一七九四)に彼が京都の吉田表へ差し出した文書で、特に吉田家と関東の関わりを東照宮(徳川家康)以来の種々の由緒に遡って書いていく。その奥書に以下の一節がある。

「史料1」

右のごとく神文差上候以来、上意之意一統難有畏入候、右體神祇道御大切に被成下候儀、全祖神兒屋根命より神胤血脈連綿、嫡嫡相承なるが故に、數通之論旨を賜り、諸神社執奏、諸社進退、神祇管領長上当家一流に相限り、他家に比類無之事、東照宮御糾問之上明向に相分り、弥々可為如舊儀旨被為有嚴命候てより、引続御代々御条目、且天明二寅年御触流被成下、於今に格別之御取扱を以、職掌被致相続候儀焉之儀御座候、以上

吉田殿家

寛政六年九月

鹽田兵庫⁽⁷⁾

右の奥書で、兵庫は吉田家の当主が天兒屋根命あめのこやねのみことの道統に連なること、神社の執奏や諸社の進退などの采配は神祇管領長上である当家にのみ限られていること、家康の下問を経て、旧儀のごとく勤めるよう嚴命されたことを述べ、幕府が下した条目や天明二年(一七八二)に出された「諸社祢宜神主等法度」(神社条目)の主意の通りに職掌を相続すると誓約して

いる。兵庫はただ「関東筋取締方」の肩書を得ていただけでなく、江戸役所を代表して京都表と行き来があり、権威を担保されていた。のちに諸国神祇道取締りで江戸役所の権威が高まったことで、彼の自覚も高まったことだろう。

しかし、五十嵐長門へ返信した直後の寛政十年八月、兵庫は越後国蒲原郡諸社家中へ宛て身辺の異変を伝える以下の一札を廻達している。

「史料2」

一筆致啓達候、然者 神祇道取締方并 宗源殿齋場所御修理京・江戸両神学室為興立諸国へ出役人被差向候ニ付、其許江も追々及掛合彼是預御世話深辱、是迄万端拙者懸ニ而致差揮候得共、老衰多病ニ而遠国出役先迄之儀行届兼、殊金錢ニ拘り候義少々たり共若間違有之候而者私欲横領ニ当り、世人之疑惑ヲ受若子之所不為□者之所可諱ニ候間、致恐怖旧臚以来追々京都へ申立、是迄之御助成金諸勘定相濟出役御助成懸りハ致退役、当月五日月番御奉行所へ御届之上於当 御役所者出役御助成金等之儀者致手離一切差綺不申、杵山加賀守・宮川権頭事大膳・桑原播磨事左衛門、右三人江従京都出役御助成懸被仰付候間、自今以後御助成金右三人詰所へ可被差出候、神祇道取締方其外万端前々之通拙者耆人之進退ニ而公辺諸向何によらず致勤役、於関東外ニ携り候者耆人も無之候間、右之段相達可申如此御座候、以上

(中略)

追而申入候、当 御役所御起立以来諸国神職風儀少々押直り、神祇道追而致興立候所、奸佞之小人原^②当御役所并拙者儀致誹謗候由追々相聞絶言語候、不常人共ニ候得共不及頓着ニ寛仁ニ差置候而此上共何用之難説申触候共不取用心得違無之様可被致候、為念申入置候^⑧

草創期の江戸役所について考察した梶山林継は、塩田が寛政九年八月付で寺社奉行へ出された神葬祭願いの口上書に關わっていること、寛政十一年四月に「老衰多病」を理由に宮川大膳らと江戸役所譲り渡しを協議し、同年中に隠退したことを指摘しているが、発病時期については史料を欠くとして^⑨いる。しかし、右記史料により彼は十年八月には心身の不調を自覚し、神祇道取締役は関東に自分一人と強調しつつ、徐々に役目から退こうとしたことが窺われる。かつ、本論では神学室起立に出資した各地の神職より江戸役所へ批判があり、塩田も大いに気にしていることに注意したい。右の手紙で、彼は少しでも勘定に間違いがあれば私欲横領にあたり、世人の疑惑を受けるので恐怖を致し、京都へ頼み勘定が済み次第出役と助成掛には一切関わらないと述べている。

兵庫の認識では、江戸役所が成立して諸国の風紀は多少立ち直り、神祇道をさらに興隆へ導くことが計画されていた。在地神職も一定の共鳴を示し、一元的な組織の確立が進んで本所組織が集金する原動力ともなった。一方で江戸役所のことうした手法には「奸佞の小人」から批判があり、自身への誹

誇もしばしば聞こえて言葉もない。彼はこうしたことは寛大に差し置き、どのような非難も取り上げないので心得違いないよう配下に説いた。

しかし、翌寛政十一年に江戸役所へ宛て吉田表は以下の一札を差し出し、兵庫は退任し、目代は名を権頭から大膳と改めた宮川が継ぐことになった。

〔史料3〕

塩田兵庫江

右兵庫儀、年々多病ニ付、御役儀難相勤ニ付、退役隠居之儀先達而以来数度願登候趣無執筋ニ被 思召候、然共跡御役被 仰付候迄者乍太儀相勤候様ニと 思召候事

(中略)

一 退役隠居之儀、弥表向 御聞濟之上者、跡役人躰之儀、

京都ニ可然思召茂不被為在候者、宮川大膳儀粗御役筋之

様子も相辨居候ニ付、同人江可被 仰付下之候間被

聞召置候之事

(中略)

一 寺社御奉行所方尋事等有之候節、是迄者兵庫一存を以答書差出候に付、間々御趣意違も有之候間、自今者思慮ニ不能儀ハ京都江伺之上答書可差出候、然共相知レ候儀者不及伺登候事

一 兵庫跡御役儀、其許江被 仰付候ハ、京都方重役人被差下度旨被願上候ニ付、弥被 仰付候節者重役人可被差下候間、何事も差図可被相受候事

(中略)

一 出役之儀、諸方方諸々申登候儀も有之候儀故、暫御見合ニ相成候処、加賀守其許兩人被申立候趣も有之、殊ニ一旦被 仰出候出役之儀ニ付、諸国共追々出役可被差出候間、先当年之儀者出役方仕度、出来次第安房・上総兩國出役可有之候、猶帰府之上出役之国々被伺登次第可被仰付候事

一 其許江兵庫跡御役儀被 仰付候共、出役之儀者は迄之通掛ニ候間、出役方と篤と致永談、聊差違無之様可致心配候、右被 仰付候ニ付而者出役一件ニ付、万一差違候筋有之、京都江申出候共、関東御役所掛ニ候間、御役所此役江幾重ニも可申立旨申渡、御取上ケ無之候間、此段兼而相心得、即出入ケ間敷儀無之様斗慮專一之事ニ候

(後略)

寛政十一年九月、吉田家は家老四名の連名で塩田兵庫の退任を決め、跡役に権頭こと宮川大膳を据えることに決めた。まず注目したのは掲出したうちの第二条で、これまで兵庫一人の専権としていた幕府寺社奉行への対応を、今後は案件によっては京都へも伺うよう申し付けている。第三条では、京都から重役人を下向させる件について、いよいよ差し下すので何事も指図を受けることをいっている。本論の関心からは、続く第四条にもっとも注目したい。この条文で、出役について諸方面からいろいろな声が聞こえてくるので、しばらく

く見合わせようとしたが、梶山加賀守と宮川大膳の兩人から異議申し立てがある。一度は始めたことなので、寛政十一年分は安房国と上総国を対象に執行するといっている。

寛政十一年に江戸へ宛て京都からあった指示は、寛政十年八月付の塩田兵庫の一札を裏付けるように、出役人を迎えた在地から不評があつて、その声が京都表へも届いていたことを確認できる。前章では、江戸役所の権威の源泉が京都表にあり、出役人が在地で揮つた力は取次で担保されていたことを説明した。この構造がある限り、京都を経由した地域神職の批判に江戸役所の役人は抗えない。兵庫が役を退いた最大の理由は世人の批判で、十年八月に蒲原郡中の神職へ兵庫が意気を挫かれた様子で書簡を宛てたのは、地域の不満が江戸役所へ届いただけでなく京都表からも伝えられ、対応を余儀なくされた結果だったのでなからうか。

この出来事から三十年弱が過ぎた文政十二年、江戸役所では時の目代宮川弾正が更迭され、その跡役をめぐる問題で在地神職が役所のあり方を批判し、平田篤胤を待望する声を多く上げた。しかし、塩田兵庫から宮川大膳への目交代代劇をみると、江戸役所への批判は篤胤待望を機に発祥したわけではなく、出役に端を発して本所権威が在地へ影響を深める過程で生じたことを強調しておきたい。

二 新たな出役

岩船郡羽黒町（村上市）に羽黒神社という古社があり、寛政く文政期にかけて江見大和（長載・啓斎、一七五八〜一八二九）という人物が神主を勤めていた。大和は文化二年（一八〇五）から文政十一年（一八二八）にかけて書いた大部な日記を残し、なかに以下の記事を含んでいる。

「史料3」

一 四月四日 寛政九丁巳年九月上旬吉田殿江戸役所より
為出役宮川権頭後改大膳下着之節 公辺書付之御扣 取次衆
より今日写賞ヒ、要用書物袋ニ入置候也（後略）

右は文政九年の記事で、先頃寛政九年に宮川権頭が下向した時の記録を村上藩に求め、四月四日になり写しを得たことを書いている。要用書物袋に入れたとわざわざ記すのは、彼が何かの準備や対応をする必要のあったことを示している。それはどういったことだったのだろうか。

「史料4」

（前略）当国蒲原郡・磐船郡・苅羽郡、右之郡之神職近年神祇道社法不如法之行状致族も有之趣追々相聞へ候ニ付、今般神祇道為見廻上田要人と申者廻村申付候ニ付、当御領内通行并ニ品ニ寄心得違筋有之候ハ、公儀御苦勞不相成様其役人中江御懸合取斗可申哉も可有之候間、右之段兼而承知致置候様 吉田様より江戸表江被仰入趣、今般申来候条御領内神職江早速右之段相達候

戊二月二日

一ノ木戸

役所印

郡中惣代

庄屋⁽¹⁴⁾

神祇管領長上

吉田殿江戸

御役所目代

宮川弾正

筆印

右は蒲原郡上条村（加茂市）八幡宮神主の小池大和が残し

た出役人を迎えた記録（「京都・江戸御役所より為出役被致廻村諸々扣帳」）から引いた一節である。差出人の一ノ木戸役所は上州高崎藩が蒲原郡の飛び地領に置いた出張陣屋で、干支の戌年は文政九年にあたっている。内容は、このたび神祇道見廻りに上田要人という人物が廻村すること、このことを領内の神職へ達することなどを書いてある。この神祇道見廻り一件について、小池大和は右の第一報に加えて、後刻届いた前年（文政八年）十二月付の江戸役所目代の廻状を写し、さらに九年六月になって廻村してきた出役人の一挙手一投足まで詳しく記録している。以下、この記録を適宜引用しながら事実関係を整理してみよう。

〔史料5〕

相触候神祇道御法令等堅相守、社務職業国学たる大切ニ可被相心掛之処、近年社法を乱し候族又者継目御許状無之官服致着用、神事祭礼等致執行神職方不如法之振舞身分不似合之行状有之輩も有之由相聞候ニ付、為見廻教諭上田要人御差廻候間可被得其意候事

西
十二月

越後国

蒲原郡

磐船郡

苅羽郡

右神主中

右は文政八年十二月、江戸役所目代の宮川弾正が越後三郡の神職に出した廻達の控えである。弾正は、寛政九年に越後を廻村した宮川権頭（大膳）の尊属と思われ⁽¹⁵⁾る。神祇道法令等を堅く守り、社務職業・国学を大切に心掛けるべきところ、近年社法を乱す族、継目の許状もないのに官服を着用する者、神事祭礼等を執行しながら不相応の行状をする者もあるとして、見廻り役に上田要人を差し向けることをいつている。

要人については、気吹舎関連の史料のうち三か所にその名を確認できる。そのうちの一点、文政十一年に平田鋏胤が越後を廻村した際の記録はのち言及することにし、ここでは文政九年の「気吹舎日記」に載る残る二点について確認する。

〔史料6〕

(十二月)

二日 同。^(唐)大神宮様御小川地伝入来也。越後国懸り三国

神社神主上田要人来、上杉篤興入魂の人也。蜷川様

ご用人山本貞蔵入来、墓目の祭神御尋也

(中略)

七日 同。中山氏より宮重大根到来。上田要人入来。夜父

君屋代氏へ御出⁽¹⁶⁾

九年十二月二日、要人は江戸の平田篤胤を訪ねた。その肩書は「越後国懸り」で三国神社神主となっている。京都の吉田家は、各地の神職から持ち込まれる事務に対応するため国ごとに担当者を置き、国掛役人と呼ばれている。

この制を考究した梶山林継によると、越後国掛は寛政九年が大角勘解由、文化四年(一八〇七)が安田平馬、天保十一年(一八四〇)は松岡左内である。⁽¹⁷⁾大角と安田は吉田家累代の役人で、松岡左内は吉田家学頭を勤めた松岡雄淵を祖父に持ち、自身は吉田家の家司となつて、天保二年(一八三一)には文政十二年以来空席だった江戸役所の目代になっている。こうみると要人に割り込む余地があったとは考えにくく、彼を越後国掛とするのは、江戸役所が京都の仕組みを擬制した結果とも想像される。

要人が入魂とする上杉篤興とは、蒲原郡小関村(燕市)の庄屋上杉六郎(のち八郎と改名)を指している。上杉の人物に注目した渡辺秀央によると、六郎は文政三年に気吹舎へ入

門した人物で、「真前乃屋」の堂号と「北国古学棟梁」の肩書を名乗った篤胤の高弟とされている。上杉家に残る家譜(上杉家譜)には次の記事があるともいう。

「史料7」

六郎篤興 恩師平田篤胤より篤を与へられ、菅兵衛篤興と称す。房之の子なり。雲泉を師とす。大謀を企て事成らず、家産蕩尽す。庄官家宅まで失ふ。天保十五年甲辰年八月六日死、釈誓海

妻 木場の山際氏より入る。天保二辛卯年五月二日

死、釈尼妙儀

後妻 水原の丹路より来り、天保十一年正月十四日

死、玄幹の母⁽¹⁸⁾

右によると、平田篤胤から一字を得て篤興を名乗った六郎は、大望を企てたが成らず、家産を蕩尽したとされている。では彼が企て、やがて財産を失った企てとは何だろうか。気吹舎の書物や門人の動静を中心に平田国学について考究した中川和明が、右の記事と関連しそうな篤胤の口上書を紹介している。出羽国久保田藩(秋田藩)出身の篤胤はやがて出府し、江戸在住の松山藩士平田篤穩の養子となつていた。

「史料8」

口上覚

私儀、去ル文政三年五月蔵板之書籍磨出仕候処、仕入之金子不足ニ付、無拠越後国伊夜比古神社之社高橋斎宮と申懇

意之者出府仕居り金談取扱等仕候故、此者相頼金子貳百兩借用致し候、(中略)、書林江申付国々江相弘メ、金子集り次第返済之積ニ対証仕候、然れ共右齋官儀者懇意之者ニ御座候間、借受候年之暮ニ利足遣し証文ニ右之段裏書仕候而已ニ而居へ置、其後者売弘候本料相集り候上、元利取揃返済可致旨又又示談仕候処、承知ニ付其分ニ罷在候、然ル処、右書籍之捌方段々延引ニ相成ニ而返済遅なり、去冬ニ相成候処、右齋官儀無抛義致出来国許ニ引込候に付外々江而用立候金子証文並ニ私より差入置候証文共ニ森左近と申者ニ金子仕切ニ而相讓申候、(中略)、左様御座候得者公辺ニ相成候とも一身之覚悟を以兎も角相掛合借金皆済仕候上ニ而再勤之義奉願上度奉存候、(後略)

右は文政六年六月二十五日付で篤胤が松山藩へ差し出した一札で、数年来から彼の出版費をめぐって借財を抱えていたことがわかる。文政三年、ある書物の出版を企画したところ金子が足りず、弥彦神社(西蒲原郡弥彦村)社人の高橋齋官(国彦)に二百両出資してもらった。返済する計画はあったが出版は遅れ、時間が経つうちに国彦に事情ができ、森左近という人物に債権が渡されてしまった。中川は、森左近が久保田藩へ請求する篤胤にとって切迫した理由があり、迷惑が及ばないように永の暇願いを出したと指摘している。本論では、篤胤が脱藩するきっかけになった高橋齋官の資金融通が文政三年であったことに着目したい。この年、上杉六郎が気

吹舎へ入門した。このことを「気吹舎門人帳」三月十六日条によりみると、「高橋国彦紹介、越後国神原郡小関村上杉六郎篤興、因懇願与一字、後八郎」とある。⁽²⁰⁾六郎は国彦と旧知の間柄で、彼の紹介により篤胤門に出入りするようになっていた。

入門後の六郎はしばしば気吹舎へ入門者を紹介している(表1)。文政九年十二月二日付の記事をみると、要人もまた六郎を介して篤胤に接近した様子がみとれる。のちもう一度言及したいが、こうしたことに鑑みると、国彦はただ資金を融通しただけでなく、地縁や血縁を頼りに門人を紹介し、その入門者が新たな門人を導くという気吹舎の構造が窺えるだろう。

ところで、江戸役所が神祇道見廻り事業を起こした背景はどう考えられるだろう。私見では、そこには平田篤胤の存在が深く関わっている。篤胤には文化八年(一八一)頃⁽²¹⁾に成立し、吉田家を批判した「巫学談弊」という書物がある。このなかで、篤胤は吉田家の祖は伊豆国出身で亀トをよくし、のち大中臣に改めて卜部姓を賜ったが、神祇伯の職に就いたなどと系図に記すのは偽りであること、当主が名乗る神祇管領長上という職が国史官牒や律令格式にかつてみえないことなどと論難した。⁽²²⁾しかし文政五年頃一転し、かえって吉田家を擁護する著作「ひとりごと」を著し、その立場を改めた。⁽²³⁾

文政六年六月に松山藩を致仕したあと、七月から十月にかけて篤胤は上京し、事前の入念な準備が奏功して仙洞御所・

表1 上杉六郎が紹介した気吹舎門人

年月日	氏名等
文政 3. 12. 2	下野国宇津宮産戸田伴七
文政 4. 2. 29	越後国蒲原郡丸山村本間源太
文政 6. 5. 3	越後国古志郡六日市村細貝邦太郎
文政 7. 1. 8	越後国村上陣中蒲原郡三条陣屋住佐藤与藤太
文政 10. 10. 15	越後国蒲原郡三条宮嶋貞吉
文政 11. 4. 20	貞吉老安兄宮嶋儀左衛門
〃	同国同郡敦田村藤崎順左衛門
〃	同国同郡上ノ原村関谷弥兵衛
天保 9. 12. 4	越後国蒲原郡三条町目黒庄助

気吹舎「門人姓名録」より作成 (25)

禁裏御所へ著書の献上を実現した⁽²³⁾。さらに、本居宣長生前の門人で国学者の服部中庸^(なかつね)(一七五七〜一八二四)と頻繁に会って相談し、京都からの帰途和歌山で本居大平、伊勢国松坂で本居春庭^(はるにわ)へ挨拶するなど、この旅は平田派国学の発展に画期となった⁽²⁴⁾。

この篤胤上京の影響を、服部中庸が本居大平へ宛てた書簡から窺える。「吉田支配の神社ハ、西国よりは東国多キ趣ニ御座候処、近年平田、江戸にて名高く古学唱へ、門弟多く勢ひ盛なるニ付、吉田家江戸留守居厚胤^(あつね)の門人ニ罷成居候由、其者より京都へ申越候ハ、何分平田を抱キ込不申候てハ当時ハ



写真1 平田篤胤あて江戸役所目代宮川弾正口達 (26)

難叶と、吉田家へ通達いたし候と相聞へ申候」と、吉田家を取り巻く神職は東国と西国で趣が異なること、江戸では篤胤の名が上がり、その唱える古学を求める者が多く集まり盛んなので、平田を抱き込まずには当節は凌ぎ難いと注進があったという。京都表では山崎闇齋流の垂加神道に凝り固まる者が多いが、江戸は古学でなければ埒が明かないため、何角なしに家老や用人・諸役人まで平田を頼むことになった。配下の社家が背かぬように用心^(うしん)することが第一ともいつている。

吉田家江戸役所の目代宮川弾正が初めて気吹舎を訪れたのは、文政六年七月三日とされている。九月、上京した篤胤は吉田家家老(鈴鹿連胤)と面会し、「宮川弾正の仰せ入れられたる事ども」を語らった。この時の話の中身は詳らかにしないが、

やがて同年の十二月、篤胤は弾正より、「そこもと儀年来神祇道学事出精につき、今般学師仰せ付けられ、以来附属配下神職共教諭致され候様」と吉田家配下の神職を教諭する「学師」号を得た。

遠藤潤は、この時弾正が「追々諸国廻村の節は、右神職共不心得の儀これあるにおいては申し諭」すことを篤胤に沙汰した点に注意を促している。江戸役所にとって、直接相対して配下を指導する諸国廻村の事業は資金集めとも関わって大きな地位を占め、塩田兵庫はこのことに心痛し目代役を退く一因となったことは先にみた。この仕事の円滑な実現に、篤胤が頼みとされたのである。文政九年の神祇道見廻りには、こうした前提があった。

三 「神祇道見廻り」の本意

蒲原郡上条村の小池大和が神祇道見廻りの情報を得たのは、四月中旬頃のことである。下旬には近在の神職へ周知し、五月に入ると一同で集まり、寛政九年の前例も踏まえて協議した。こうみると、羽黒神社の江見大和が村上藩庁に古記録を求めたのは、前例を踏まえて近傍の神職と協議するなどの必要があったためと解される。

小池大和と出役人が接触したのは六月であった。まず九日付で以下の書簡が届けられた。

「史料6」

未得御意候得共一翰致啓上候、暑氣之砌各様弥御安康ニ可被成候、御神務珍重之御事ニ奉存候、然者別紙御証文之通之御用筋ニ而致出役候間、来十三日小池大和殿宅江御集會可被成候、尤白衣・一刀杯ニ而御越之儀ハ有之間敷候得共、弥御分格之通継上下両刀ニ而御越可被成候、右得御意度如斯ニ御座候、已上

戌

吉田殿家役人

六月九日

上田要人印

上条 小池大和様
中 澤讚岐様
下条 藤田豊後様
川舟 青木但馬様
湯川 知野出雲様

江部相模様
渡部和泉様

〔史料7〕

一筆致啓上候、梶暑(マ)之砌各様方弥御安静御神務可被成御座と珍重之至奉存候、当方拙社無変事罷在候条御安慮可被下候、然者兼而各様方御承知之通、今度京都吉田殿家江戸御役所より御出役上田要人様、御廻章之通来十三日加茂古川氏より御朝飯後拙宅江御引移之事ニ御座候、各様方右十三日早朝ニ拙宅乍御苦勞御集会有候様奉待入候、尤御じよさいも有之間敷候得共、兼而御廻文之通継上下・両刀ニ而御来賀之程奉待入候、右申上度早々頓首

九日付の「史料6」で、要人は来たる十三日に小池大和宅で集会を開くことを伝えている。名宛人で具体名が複数挙がっているのは、この時まで誰がどの集会に参加するかの情報を要人が掴んでいたことを示している。「史料7」は十日付で大和が発出した廻状で、より詳細になり、要人は蒲原郡加茂町（加茂市）賀茂明神の古川右近宅で朝飯を喫したのち大和宅へ移ることを伝えている。こうして神職の間で緊張が高まり、十三日の早朝大和らは賀茂明神の社人宅へ出迎えに赴いたが、要人の振る舞いは尊大なものであった。

〔史料8〕

賀茂喜内殿方江罷越候処茶ノ間ノ内ニハひやう風ヲ立、御供三人居座敷ニハ御出役上田要人下ノ方ニハ下社家五、六

人銘々すハリ被居候様子ニ有之、出役被仰候ニハ御手前方ハ祓ノ文意ハ不弁とも当社ノ社格ヲ以勤来ト云ハ何角ノ筋哉、たとい大社・小社ニ不依祓ノ文意ヲ不知して当社ノ社格ト云て相済候哉、右様申候ハ此度拙者出役も不請ト云者ニ候、殊ニ祓ノ文意ヲ不知とも当社ノ社格ニ依而済来ト云、此儀出雲崎御役所か江戸御奉行所迄も神主始社人一統引付其左汰可致、殊ニ一統末々継目許状も不申請吉田家ノ神職何角相心得候哉など、御掛合有之候処江拙者共参候事

賀茂明神には神主の古川右近以下社人が七人がおり、史料中の「喜内殿」とは、その一人有本喜内を指している。社頭を訪れた上田要人は、賀茂明神の神事における祓（大祓・中臣祓）を問題の俎上にあげた。祝詞の一種である祓を一社伝来のやり方で勤めているとする社人に対し、要人はその解釈を問題の遡上に乗せ、文意を弁えずに勤めてよいなら出役は不要であると批判した。さらに、神主配下の社人が吉田家の神道裁許状を請けていないと問題にした。

祓の原文は宣命体の漢字仮名交じり文で様々な読み方があり、神職や思想家はそれぞれの立場に引き付けて解釈する余地があった。平田篤胤は祓の解釈で鳴り、伊勢神宮や吉田家・白川家等に伝わる祓詞を考究し、文化十二年（一八一五）に書物（『天津祝詞考』）を著しているが、要人が特に祓を取り上げ賀茂明神の社人を批判したのは気吹舎一門がこの問題に関心が深く、解釈に自負があったことを窺わせる。

こうした曲折を経て賀茂明神社頭を離れ、会場を小池大和宅へ移すと、要人はまた自身の別の側面を参集の神職へ覗かせた。

〔史料9〕

拙者儀ハ全体当国蒲原郡沼たり町之神主ニ候、此度京都・江戸御役所より蒙仰当国蒲原・磐舟・苧羽三郡之内三ヶ年出役廻村被仰付候、全ク於吉田殿も御配下之神職御引立之思召より之事ニ候、并国学等も厚心かけ可申様と乃仰ニ候、各国学御出精之御方も有之候ハ、少々角々も承り度、無左候ハ、随分御かうだんも可申趣被申、拙者申候ニハ、拙者共随分職分之儀ニ御座候得ハ深く心ざし居候得共、何分不如意之儀ニ候得者未_レ至ト申候処、出役被申候ニハ随分御心ざし至極けつかうニ候、御心ざし之程専一二候、(中略)其より段々三条組之様子御咄ニ而、三条ニ而ハ銘々奉仕之社并ニ兼帯之社祭神除地・免田等迄委く書上印形いたし、又国学之儀ハ古城村六郎ニ隨身いたし、後度御廻り之節迄ニ少々ツ、も角々承知いたし候様ノ連印請書御持参ニ而、拙者共拝見いたし候事(中略)、右書付連印いたし候書付式封ツ、連印之面免藤崎丹後・五十嵐相模・佐藤大和・石沢肥後・五十嵐加賀・木戸播磨面々也、右之除地免田之書付并国学ノ請書連印書付出役より御見セ被成候而被申候ニハ、於当組ニハ格別国学ノ請書ニ不及申候、随分此已後厚ク御心かけ専一二候、尤奉仕社并兼帯之社銘々ニ御申伝ニ而、

其より右奉仕社并兼帯之社除地免田祭神等迄委ク御当家ヲ始各方御したゝめ被成、当家大和殿宅迄御出寄被成と被申、(後略)

宮川弾正による神祇道見廻りの予告は江戸からもたらされ、地域神職もそのように心得ていた。しかし告白によると、要人は沼垂町(新潟市中央区)の神主で、京都・江戸の両役所から仰せを蒙り蒲原・岩船・刈羽の三郡を三年かけて廻村するのだという。文政十二年(一八二九)に沼垂町(新潟市中央区)が作成した宗門帳をみると、確かに「生所沼垂町 上田要人」と記事がある⁽³⁰⁾。告白通り、彼は越後在沼垂町白山神社の神主なのであった。

続けて、要人は吉田家が神職を引き立てる考えを持ち、国学等を厚く心掛けるべきことを説いた。前年十二月に出した廻状で、宮川弾正は社務と並んで国学を大切に心掛けること説いていた。要人が同じ中身を強調するのは当然といえるが、こうした一貫性は事業のねらいがどこにあったかを明確にする。そのうえで、要人は参集したなかに国学を出精している者がいれば詳しく承りたいこと、そうした者がいなければ講談に及ぶとした。かつ、前日訪れた蒲原郡三条町(三条市)の神職を中心とする三条組での様子を語り、銘々が奉仕する神社について、兼帯社も含め祭神や除地・免田等までことごとく書き上げ証文を取ったこと、国学については古城村の六郎に随い、のち廻村するまでの間に少しずつでも学ぶことを

承知する請書を得たことを聞かせた。

寛政九年の出役に先立ち、江戸役所は神職が奉仕する神社、それに除地等の書き上げを命じて一国規模の名簿を作り、配下を統制する重要な情報とした。要人はこれを踏襲し、改めて神職の実情把握に努めたことが窺われる。しかし、文政九年の見廻りで注目できるのは、むしろ後段の国学学習の勸奨と古城村六郎についてである。

三条町には江戸時代初期に破却された城跡があり、古城という地名が残っている。居村とされた古城村はそれと関わると思われるが、詳細はわからない。だが六郎は、「気吹舎日記」で要人と入魂と書かれた小関村庄屋の上杉六郎と考えて間違いない。つまり、賀茂明神の社頭で祓について高説し、小池大和宅で国学に出精するよう説いたように、要人の神祇道見廻りの要旨は篤胤流の宣揚と流布にあり、より具体的には神職を上杉六郎へ就学させることを目論見としていたことになる。先に触れたように六郎には「北国古学棟梁」の自負もあり、彼を就くよう勧めるのは地域秩序の点で妥当だったのかも知れない。しかし、学問のこと以外の理由もあった。

六郎の人物に注目した伊東多三郎は、彼が文政三年の入門直後から気吹舎へ門人を紹介し、越後における平田学弘布の功労者であったことを指摘した。かつそれが昂じ、数名の協力者を得て文政六年頃から下野国那須野原の新田開発を始めたが資力が続かず、諸所に多額の負債を残すに至ったこと、やがてむしろ篤胤側が深入りするようになったことを述べて

いる。⁽³⁾「気吹舎日記」文政十一年十月二十八日条に、大坂の富商加島屋などが乗り出し金談が整い、「新開金方引受の議定印形」を済ましたことがみえており、一方の当事者は篤胤本人であったが、伊東の理解ではこの事業はまったく六郎から案出されたものという。

この一件に関わり、渡辺秀英は文政九年十一月付で常陸・下総にまたがる新開勘定見積書を六郎らが幕府奉行所へ提出したことを見出して紹介している。この計画は、立案こそされたが許可を受け、また着工された痕跡がないことを指摘して、実施されなかったという⁽³⁾。本論ではこうしたことどもに立ち入る準備はまったくなく、渡辺が引いた九年十一月の新開勘定見積書の提出者に、六郎と並んで上田要人の名が連署されていることに注意したい。

もうひとつ、この一件に関わって平田篤胤が高橋国彦に用立ててもらった出版費の債権が譲渡され、追い込まれた篤胤が文政六年に脱藩した一件を思い出したい。国彦が用立てた二百両を回収する見込みは立たないまま、彼は脱藩に追い込まれた。つまり、上京した文政六年に篤胤の手許はいかにも不如意であった。しかし六年十二月、彼は宮川弾正から学師号を獲得し、諸国廻村の節は神職どもの不心得を申し諭すことを沙汰された。伊東多三郎の理解では、この時すでに六郎の新開一件は緒に就いている。

こうした記事を確認すると、①篤胤が高橋斎宮に借りた出版費を返済できなかったこと、②六郎が篤胤への門人紹介を

盛んにしたこと、③六郎が気吹舎の活動資金捻出に新田開発に乗り出そうとしていたこと、④江戸役所の神祇道見廻りが九年を初年度に立案されたこと、⑤参会した神職へ国学の学習と六郎への師事を勧めたこと、⑥同年暮れの「気吹舎日記」に六郎と要人を入魂と記すことの六点は、いずれも水面下で繋がっていたといえるだろう。

弾正が篤胤へ学師号を与えたことと六郎の資金集めに直接の因果関係はないだろうが、結果的に彼の一札は文政九年の廻村で篤胤の影響力を担保し、六郎への師事を勧める要人の行状を生み出す背景になった。この意味で、江戸役所による神祇道見廻りに、篤胤は深入りしていた。

遠藤潤は、吉田家内部の主流が従来の垂加神道から古学(国学)へと移りつつあったことを指摘している。そのうえで、先に引いた服部中庸の書簡から神職が篤胤の古学を求め、実際に彼の門人の二、三の神職が吉田家に背いたため教授の依頼に踏み切ったとし、こうしたことは白川家への対策の意味もあつたとした。⁽³³⁾ そうみるなら、神祇道見廻りと神職を国学へ導く勧めは世情の要請を汲み、配下を引き締めて吉田家の求心力を維持する必要性の反映とみることもできる。

しかし、外部の力を動員して組織の維持を図る方策は諸刃の剣の側面も宿していた。そもそも、吉田家と気吹舎は組織としての動機も目的も異なつた。計画通り執行されていれば神祇道見廻りの三年目にあたる文政十一年(一八二八)夏、平田鍊胤は越後路を廻村し、各地で門人の勧誘を盛んにした。

次に挙げるのは、鍊胤による日記(「越後路手扣」)の一部である。

「史料10」

(文政十一年四月)

十日 同、五ツ頃小関より迎ひとして舟来る、四ツ時過、小関につく、三条より此処まで二里、種々馳走あり、八郎母、予か生れるをいたくよろこべるよしにて、哥よみて八郎してかゝしめて出す、その哥ハ、住わふる草の庵もへたてなく照ります月影のたふとき吉川才助といふ男、先つ頃より来て居て八郎の弟分にせりとぞ、実体なる人なりとそ、先年、八郎父の御許へ来居たしり時、家来分なりし勘介といふものよろこひいふとて、鯛一ツ、山のいも持来る(中略)

十一日 朝、今日は弥彦の御宮太々神楽あるによりて参る、昼前、高橋国彦方二行く、(中略)

十三日 朝、四ツ時頃小関を立、舟に乗り与板に帰らむとす、上杉・吉川途中まで送り、御名目相談す、(中略)

十六日 同、(中略)大宮玄昇と医師の方へ訪ふ、是ハ先年上杉同道にて来れるよし、(中略)

十七日 天気、今晚七ツ時出宅、小関二行く、(中略)

十八日 晴、三条宮嶋二行く、(中略)宮嶋にて鷲尾甚助二逢ふ、(中略)八郎当所迄送り来、(中略)

廿二日曇、五ツ時頃谷を出、舟二乗り沼垂に趣く、雨ふり出雷少し鳴る、程なく上田要人方二着く、折あしく留守也、(中略)

廿六日 曇、(中略)賀茂にて昼飯、七ツ前三条二着、夕方

小関に着く、空曇

廿七日 雨、六ツ半頃小関を出、四ツ過与板に帰る、(中略)
(五月)

二日 雨、今晚七ツ出宅、三条の方、舟に乗りて小関ニ趣く、四ツ頃より雨止む、九ツ頃より上杉家内と共に川獺に行く、(中略)

四日 曇、宿りを出て国彦方に行く、(中略) 夕方小関に帰る、(中略)

五日 曇、朝中ノ口川へ身褌に行く、神拝畢て当鎮守八幡宮・気吹稻荷・金毘羅社へも参拝、此二社ハ屋敷神也、人々祝儀ニ来る、加藤清正主之画に賛せよと上杉の乞へるに、囀つるや戎の国王も怖まどふ軍のきみのあはれ雄々しもと書きつく、夕方より雨少シツ々ふり、夜半よりハふりつ々く、上杉家内より嬢に帷子一ツもらふ、(中略)

六日ハ終日夜ニ入雨ふる、昼前より出立之用意す、八ツ時過、小関を暇乞、(後略)

四月から五月にかけて、鍊胤は弥彦神社(弥彦村)や三条町など蒲原郡の各地へ出向いた。その拠点は小関村の上杉宅で、六郎は鍊胤の出向く先々へ同行や見送り・迎えに出るなどして、厚くもてなしている。両者の関係がよほど深かったのは鍊胤の残した記事の端々に感じられ、たとえば五月五日条で、鍊胤が参拝した「八幡宮・気吹稻荷・金毘羅社」三社のうち後二社は上杉家の屋敷神で、そのうちの気吹稻荷は平

田家から六郎が勧請したに違いない。

この史料のうち、もうひとつ注目したのは四月二十二日条で、沼垂町に赴いた鍊胤が上田要人宅へ出向いたところ、あいにく留守で会えなかったくだけりである。こうしたすれ違いは、吉田家と平田家の両者が立場を接近させながら、決して同化してはいなかったことを象徴的に物語っているように思われる。

翌文政十二年に目代の宮川弾正が失脚すると、鍊胤が越後路で遭い、交わりを深くした地域神職より江戸役所の手法に批判が噴出した。江戸役所が篤胤に期待したのは配下の神職に古学を教諭し、諸国廻村の暁には不心得の者を指導することにあつた。実際、吉田門の神職でかつ篤胤に近しかった上田要人はこの役割に出精した。しかし、伝統社会に軸足を置く吉田家と雅・俗が流動化するなか頭角を現した気吹舎は元来が異質であり、この両義性を結び付けた弾正が去った時、江戸役所の脆弱さが顕わになるのは必然だったといえる。

おわりに

本稿では、寛政九年以降文政期にかけて本所と地域の関係性を、吉田家江戸役所と気吹舎に注目して考察した。結びにあたり、宮川弾正の失脚を機に起こった篤胤を待望する議論から、本稿の主題に関わる記事を引いて見通しを述べてみたい。

文政十二年下半期を中心に東国の神職より目代跡役に篤胤を推す組織的な言説が起こり、京都表の家老衆などへ多数の願書が届けられた。遠藤潤の整理によると、吉田表へ出された訴願は篤胤や鍊胤が差し出した分も含めて四〇通で、内訳は圧倒的に上総・下総の神職が多く、残りは常陸国より二通、越後国からも二通（三人）である。興味深いことに、越後からの二通いずれにも文政度出役への言及がある。次に掲げるのは文政十二年十一月付で、刈羽郡曾地村の多々神社神主多々伊勢、柏崎町（各柏崎市）諏訪神社大宮司の樋口讃岐が京都の吉田役所へ出した願書写しの一節である。

〔史料11〕

一 近年白川殿社家御取立之御趣意ニ而、夫々取締方宜敷
尊取々ニ而、稍もすれハ、御配下可相転心構之族も有之
由、当国茂広キ義ニ候得者、郡村之社家心得方区々ニ而、
都而領主江对シ候事迄も名々口々慢リケ間敷、諸事一抹
ならず、近来江戸御役所より一両度取締役人御下向も候
得共、取定候筋立も無之、御互ニ失費而已、却而社家之
憤相募候。尤御仁恵之御取締被 仰付、夫々御差配之上、

領主地頭より社家之取扱等御対談も被下、其下未熟之者

江は御教示も被下、職務之精、無精賞罰正敷、氏子教導
心得候様御世話も可被成下之所、是迄之始末不嚴重之御
事、終ニハ道之衰廢、神風茂一変可仕、歎ケ敷奉存候⁽³⁵⁾

多田伊勢は、前年夏の越後廻村で平田鍊胤から講釈を受け
た一人で（五月十三日）、樋口讃岐も文政十年七月五日を初見
に気吹舎と手紙と書物のやり取りを重ね、天保八年（一八三
七）には門人になっている。

右記にある一両度取締り役人が下向したとは、宮川権頭・
上田要人による出役を指している。伊勢と讃岐がこの事業へ
与えた評価は厳しく、ただ費えとなったのみで社家の憤りが
募ったといっている。それだけに領主と対話でき、配下へ教
示や褒章、氏子へは教導できる人物が必要なところそうなら
ず、道は衰廢し神風も一変すると憂えている。やはり十一月
付で頸城郡来海澤村（糸魚川市）山王神社神主の猪俣主殿は、
越後が仏淫の国であること、神祇道を蔑ろにして心外至極で
あることなどとしたうえで、以下のことをいっている。

〔史料12〕

是迄神祇道教詮職分取締と而御出役被 仰付被下候儀も無
之、私初同職共一同職分の規律を忘レ、自然と行状懦弱ニ
罷成、中ニは農商同様之所業仕候者も有之上は、奉対 神
祇ニ恐入候儀、下は身分之職道相立不申儀を僧侶之輩ニ恥
チ、進退相極悲歎無此上、慷慨之至ニ奉存候、扱又当國中

稀ニ神祇道相学候者御座候而、聊かつ、教示仕候而も、素より不学ニも有之上、其土地之者之教訓をハ不受人情ニ御座候而、中々以不及力次第ニ御座候、又近年傳承仕候ニは、当国沼垂同職共之内ニ取締方被仰付候仁も有之由ニ候得共、神祇道鍛鍊之人とハ承及不申、只取締などと号し出役被致候分ニ而ハ、第一双方の失費而已ニ而、却而同職とも困窮ニ罷成可申、倍々人心順服不仕、殊ニ白川殿家ニ而は御世話も被為在候事故、乍恐御配下相転シ可様之儀、増長可仕と難渋至極ニ奉存候⁽³⁶⁾(後略)

神祇道を学ぶ者は少なく、稀にいても周囲へ教訓を及ぼし難いとし、伝聞として要人のことを記して鍛鍊の人とは思えないこと、ただ取締りをいい出役などではいづれにも失費となり困窮を深め、ますます承服しなくなることに、白川家はよく世話するので配下の者が転じかねないことなどを訴えている。彼もまた前年の廻村中に鍊胤から遭いに出向かれ、「この仁志ある人」と評言を受けている。

神社神道をめぐって吉田家と気吹舎の共存は本所側が表に立ち、平田門が裏方であってこそ可能であった。しかし国学がより勃興し、古籍籍や和歌を学ぶ庶民が多く現れるとやがて均衡が崩れ、神社神道は神職のみものではなくなった。右のように一部からは既存の秩序を否定する言動が起こったが、遠因を尋ねれば端緒は神職を一元的に組織化する意思を持ち、ひとたび役人が下向すれば配下が各地から参集するほ

どの実力を江戸役所が蓄え、承服するにしろ反発するにしろいづれもがその門下にあると自覚したことにあつた。しかし組織的には脆弱で、塩田兵庫や宮川大膳なら神学室の起立、宮川弾正であれば国学への指向を打ち出し、その都度神職への求心力を高め、維持に努めねばならなかった。この特有の体質が篤胤と平田門を誘引することになり、神職本位であったはずの組織が転機を迎えることになったのではないだろうか。

- (1) 拙稿「近世後期の本所組織と在地神職―吉田家江戸役所の地域的展開に注目して―」(『佐渡・越後文化交流史研究』第一九号 新潟大学現代社会文化研究科ほか 二〇一九年)。
- (2) 『平田国学の再検討』(一) (四) 国立歴史民俗博物館研究報告第一二二・一二八・一四六・一五九集(二〇〇五年・二〇〇六年・二〇〇九・二〇一〇年)。また、『明治維新と平田国学』図録(国立歴史民俗博物館二〇〇四年)。
- (3) 小野 将「近世の『国学』的言説とイデオロギー状況」(『歴史学研究』第七八一号 青木書店 二〇〇三年)。
- (4) 遠藤 潤「平田篤胤と吉田家―一九世紀の日本社会における平田国学と神職社会(一)『平田国学と近世社会』ペリカン社 二〇〇八年所収)。
- (5) 椋山林継「吉田家関東役所の創立と初期の活動」(『国学院大学日本文化研究所紀要』第四五号 一九八一年)。
- (6) 桑原左門による武蔵国多摩郡御嶽神社への出役は、靱矢嘉史「在地神職の秩序意識―武州御嶽山を事例に―」(『歴史評論』第七四三号 校倉書房 二〇一二年)。また、靱矢「武州御嶽山と幕府・朝廷勢力」(武蔵御嶽神社及び御師家古文書学術調査団編『武州御嶽山の史的 research』東陽堂書店 二〇一八年)。
- (7) 鹽田兵庫「吉田家記文」(『神道叢説』国書刊行会 一九一一年)。
- (8) 蒲原神社(新潟市中央区) 所蔵「御助成金廻状写」
- (9) 椋山林継前掲論文参照
- (10) 天理大学付属天理図書館吉田文庫所蔵「(塩田兵庫退役・宮川大膳跡役一件)」
- (11) 「ひとりごと其後之事実」(『新修平田篤胤全集』第八卷(名著出版 一九七七年)。
- (12) 江見大和の履歴、特に松岡仲良に私淑したことは、本論第三章で言及した。
- (13) 『江見啓斎翁日誌』下卷三二八頁(村上市教育委員会 九六七年)。
- (14) 『加茂市史』資料編6 (二〇二〇年)。
- (15) 宮川大膳と弾正の関係について、遠藤潤前掲書(一八〇頁)に、江戸役所目代を勤めた初代宮川弾正が文政五年に病死し、子の采女(晃皓)が弾正に名乗りを改めたことを書いている。初代弾正は大膳の子と推測するが、結論は後考に委ねざるを得ない。
- (16) 椋山林継「吉田家国掛役人について」(『國學院雑誌』一〇三(五) 二〇〇二年)。
- (17) 遠藤潤前掲書(一九二頁)。
- (18) 渡辺秀英「上杉篤興」(上越郷土研究会編『越後地方史の研究』国書刊行会 一九八一年)。また、渡辺秀英『上杉篤興摺編 良寛歌集木端集』(象山社 一九八九年)。六郎篤胤の評価と関わって、伊東多三郎は彼を「平田門下でも篤胤に最も親炙した門人の一人」「篤胤は嗣

子鏡胤をこの地方に遣わして、門人たちを歴訪せしめ
(中略) その門人中、代表格が上杉篤胤であるが、ど
ういうわけか、彼の名は埋もれたままになっている
という評価がある。伊東「草莽の国学」増補版①一五
九頁 名著出版 一九八二年)

- (19) 篤胤の久保田藩脱藩のことは、中川和明『平田国学の
史的研究』二六一・二七五頁 名著刊行会 二〇一二年)
(19) 「(気吹舎) 門人姓名録」(『新潟県史』資料編一一一
九八三年)

- (20) 渡邊金造『平田篤胤研究』(六甲書房 一九四二年)
(21) 小野将論文参照。「巫学談弊」は、万延元年(一八六
〇)に『俗神道大意』に改題して公刊。

- (22) 「ひとりごと其後之事実」(『新修平田篤胤全集』第八
巻(名著出版 一九七七年)

- (23) 中川和明前掲書(二七一頁)

- (24) 文政六年の篤胤上京日記は、中川前掲書に詳しいほか、
『国立歴史民俗資料館研究報告』第一二八集・一四六
集(二〇〇六年・二〇〇九年)に翻刻がある。

- (25) 前掲「(気吹舎) 門人姓名録」

- (26) 国立歴史民俗博物館『明治維新と平田国学』図録(二
〇〇四年)

- (27) 「毀誉相半 本教道統伝」(『新修平田篤胤全集』補遺五
名著出版 一九八〇年)

- (28) 註(26) 掲載写真。また、本史料の解釈は遠藤前掲書

(一八〇頁)に要点を押さえた論述がある。

- (29) 「天津祝詞考」(『新修平田篤胤全集』第七巻 平田篤胤
全集刊行会 一九七七年)

- (30) 蒲原神社(新潟市中央区)所蔵(文政十二年)人別
御改帳 蒲原村・沼垂町

- (31) 伊東前掲論文

- (32) 渡辺秀央前掲論文。くだんの文書は以下の通り。

乍恐以書付奉願候

一、御代官伊奈友之助御領分野州那須郡練貫村定名主六郎
左衛門、西紺屋町安兵衛店由兵衛一同奉申上候、武
州・奥州・常州・総州・上州・野州右六ヶ国の落合利
根川筋流末の儀は、総州葛飾郡関宿より同州海上郡銚
子川口迄凡川法三十五里余も有之候所、右の川筋先年
出水にて川々嶽々より泥砂連に押来、下川筋之浦々並
沼縁に溜り附寄淵と相成候二付、場広の流末狭、聊の
出水にても逆水仕、御田畑に押入、諸耕作等水腐仕候
(中略)、依之常州鹿島郡大野砂山通り林外海の方へ掘
削出来仕、落水に相成候節は何様の霖雨続候共満水候
儀無之、(中略)且亦右掘削出来候上は、(中略)御新
田開発に相成、(中略)広大の御益筋と乍恐奉存、右掘
削御新開共数年来心附候得共、不容易儀に付空敷罷過
候、(中略)身元証拠金等被仰付候はば急度御請可仕候
(中略)

御代官伊奈友之助殿御領所野州那須郡練貫村

文政九戌年 定名主取締役 願人 六郎左衛門

十一月 西紺屋町安兵衛店 願人 由兵衛

御奉行所様

(別紙名前)

土井大炊頭様領分

総州古河領 麦倉村 小室莊助

同 赤萩利左衛門

内藤三郎様領分

越後蒲原郡小関村 上杉六郎

同 上田要人

常陸下総御新開反別并勘定見積書⁽³³⁾

(後略)

(33) 遠藤潤前掲書(一八二頁)

(34) 平田鋏胤「越後路手扣」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二二集二〇〇五年)

(35) (36) 前掲「ひとりごと其後之事実」参照

終章 神社神道と組織の行方

本論では神社と神職・組織を機軸にし、江戸時代前期から後期を覆う時代を扱い検討を重ねてきた。その結果浮かんだのは、いずれの神社・組織や宗教者でも時期により実に様々な変転を重ねた平凡な事実である。組織をみてそうなのだから、個々の構成員をみれば余計にこの傾向は強いだろう。とりわけ前章では、文政期（一八一八〜三一）の平田派国学の影響を扱い、数人の人物に焦点をあてた。本章では、天保（一八三一〜四四）頃を対象に、前章で触れた上杉六郎と上田要人に加えて鷲尾甚助・生田萬というともに気吹舎に肩入れした人物に注目し、小論の結びへと代えてみたい。

文政十一年（一八二八）に平田鏝胤が越後路を廻村し、蒲原郡小関村（燕市）の国学者上杉六郎宅に長逗留して各地を歩いたことは前述した。この道程で、鏝胤は鷲尾甚助という剣術家に遭い、一部の道中をともししている。

甚助は尾張国の出身で、神道無念流を修め、文政七年（一八二四）頃に同郡加茂町（加茂市）で剣術道場を開き、越後国や佐渡国など内・外から多くの門人を集めた。しかし、天保八年（一八三七）に幕府柏崎陣屋への襲撃事件（生田萬の乱）に加わって捕まり、江戸へ送られて獄死した¹⁾。その彼と鏝胤らの交渉は、非常に興味深いものがある。

〔史料1〕

（文政十二年正月）

廿二日 天気。笹の屋入来。加州侯御家老津田玄播今は内蔵介殿の子息刑部の後室より頼みの由にて、森儀右衛門と云人、出板もの尋に来る、仲景考・大元凶・撰糧録遣す。越後市太郎帰村に付、上杉・土田・宮島・鷲尾・藤崎・佐藤・関谷等へ書状遣す²⁾（後略）

右は文政十二年（一八二九）の「気吹舎日記」の一節で、市太郎という越後国出身の門人が帰郷するので、上杉六郎・小関村隣村で小高村（燕市）の土田某・三条町（三条市）の大庄屋宮嶋儀左衛門・鷲尾甚助及び三条町の八幡宮神主藤崎某などへの手紙を一括して預けた記事である。彼らは、前年にあつた鏝胤廻村の以降もその知遇を保持していたことになる。

ところで、蒲原郡粟生津村（燕市）に鈴木文台（政治、一七九七〜一八七〇）という儒学者がおり、天保四年（一八三三）に長善館という私塾を開いて多くの門人に講義した。具体年は不詳だが、文政〜天保初年の頃、文台の教化活動に関わって甚助が書いた手紙がある。

〔史料2〕

先達で参上、長々御世話様に相成千万忝仕合に奉存候、御宅出立の後所々取立居申候、当年はいつもより早く出府仕候心懸に御座候、猶更其節は参上御世話に罷成可申と奉存候、扱此度三条町より二里計も西、粟生津と申所に被致住居候学者鈴木政治と申人有、上田辺一見の心懸にて被来候、

明日貴公様迄一書差上申候、御志しの御方御集御学文可被成候、私も不遠参上貴面の節迄申残候、鈴木氏一件御頼申上候、此人より燕町田中源右衛門などへも毎日講しやく聞居申候、(後略)

右は、八月十八日付で魚沼郡深見村(津南町)の中沢要治郎へ出された手紙の一節で、鈴木文台の学問を売り込み、志のある人を集めてくれるよう頼んでいる。同じ日付で、彼は田沢村の村山安之助・川治村(各十日町市)の松澤周次兵衛・大井平村(津南町)の保坂甚右衛門へ同主旨の手紙を出した。このうち、川治村の松澤周次兵衛は、文化十一年(一八一四)に甚助へ入門した剣術の弟子であった。

同じ八月十八日付で、甚助は文台へ手紙を出した。内容は、松澤・村山・中沢・保坂の四人に手紙を出したので出かけるようにとする呼びかけで、手蔓は多いとも述べている。

ところで、安之助と周次兵衛へ宛てた書簡を、鷲尾甚助は燕町から出している。小関村に居住する上杉六郎もまた燕郷の人で、甚助に就いて剣術の弟子となっていた。甚助の「門人帳」には以下の記事がある。

「史料3」

(文化十一年)

同年九月三日午之時

鎮守

宇佐八幡宮

上杉管領憲政五代之孫、上杉六郎憲武、松山古城主十七代末裔小関村処士

上杉六郎

氏神

春日大明神⁽³⁾

藤原千森(血判)

天保十五年(一八四四)に五十七歳で亡くなった六郎の生まれは、天明八年(一七八八)と推測されている⁽⁴⁾。すると、甚助へ入門した文化十一年(一八一四)は数えて二十七歳になる。

甚助の「門人帳」をみると、文化十五年(一八一八)に彼は燕郷で相次いで入門者を得ている。内訳は小関村から二人、隣村大関村から三人、燕町から一人、小高村(各燕市)から一人の七名である。ここから窺えるのは、甚助は文台などと塾・道場の主宰者という立場で非常に近く、持ちつ持たれつの関係にあつて、相互に弟子を融通していたのでないか、ということである。

やがて文政三年(一八二二)、六郎は弥彦神社社人の高橋斎宮(国彦)の紹介で平田篤胤の門人になった。六郎は気吹舎と往還を頻りにし、文政十一年四月から五月にかけて篤胤養子の鍊胤が越後国を来遊すると、小関村の居宅を拠点に提供した。小関村の六郎宅を拠点に各地を歩いたさなか、鍊胤は甚助と会っている。前章で掲げた廻村の記事と一部重複するが、厭わずに挙げてみよう。

「史料3」

(文政十一年四月)

十八日 晴、三条宮嶋二行く、道すがら巢ごろ村の清水左

表1 平田鏡胤「越後路手扣」と鷺尾甚助「門人帳」の比較

	「越後路手扣」記事	鷺尾甚助「門人帳」の入門者
文化 11 年 5 月 29 日		同国蒲原郡三条町 宮嶋九十郎則義 鎮守 牛頭天王
文化 11 年 6 月 5 日		同国同郡 同所 藤崎殿内義廣 父丹後守 相継被任丹後守、三条八幡宮神主 鎮守八幡 宮
9 月 3 日		上杉管領憲政五代之孫、上杉六郎憲武、松山 古城主十七代末裔、小関村処士 上杉六郎藤 原千森 鎮守宇佐八幡宮・氏神春日大明神
文化 15 年 2 月 2 日		同国蒲原郡小高村（燕市） 土田橋之助貞雄 鎮守正蔵大権現
文政 7 年 7 月 5 日		同郡小関村（燕市） 上相次郎 生年 12 歳 鎮守八幡武大神
7 月 13 日		同郡三条町 宮嶋儀左衛門老通 鎮守八幡 武大神
文政 9 年 2 月 16 日		同郡三条町 宮嶋貞吉老安 鎮守八幡大神
文政 11 年 4 月 18 日	三条宮嶋ニ行く、(中略)宮嶋にて鷺尾甚助と逢 ふ、清水左忠次も来、藤崎丹後・佐藤与藤太来 る、渡辺主悦来る、是ハ立齋が父也、八郎当所 迄送り来れるか、用ありて帰る、夜玉たすき講 説す	
4 月 20 日	佐藤与藤太誓詞受取、宮嶋儀左衛門・藤崎順左 衛門・関谷弥兵衛入門、束脩誓詞受取、上杉も 今朝より来居、鷺尾主逗留也	
4 月 22 日	船ニ乗り沼垂に趣く、(中略)程なく上田要人方 ニ着く、折悪しく留守也	
4 月 25 日		蒲原郡小高村（燕市） 土田庄司定匡 鎮守 真桜大権現／右舎弟 土田例輔定道 鎮守 同神
4 月 26 日	賀茂にて昼飯、七ツ前三条に着く、夕方小関に 着く	
4 月 27 日	六ツ半頃小関を出、四ツ過与板ニ帰る	
5 月 2 日	今暁七ツ時出立、三条之方、舟ニ乗り小関に趣 く、(中略)九ツ頃より上杉家内と共に川獵ニ行 く、	
5 月 6 日	小関を暇乞、須頃の清水佐忠治方へ行く、是ハ 案内ある故也、佐藤与藤太待受也、上杉も送り 也	
5 月 8 日	七ツ半頃三条に帰りぬ、佐藤与藤太・渡辺主悦、 藤崎丹後等来ル、関谷弥兵衛は道案内送り来ル、 藤崎順左衛門も居り合す	
5 月 9 日		越後国刈羽郡柏崎町 樋口因幡正英哲 鎮 守諏訪大明神石井神社／同町 山田禎助重 之 鎮守同断／同所 松村官十郎豊長 鎮 守同断／同所 海津雄八元貞 鎮守同断／ 同所 長井与次右衛門則秀 鎮守同断
5 月 10 日		
5 月 11 日	柏崎へ三里八町、神主樋口讃岐息因幡宅ニ泊る、 鷺尾先生居合	
5 月 13 日	今日も柏崎に居る、昼時より講義す、荻和郡曾 地村多々神社多々伊勢、関谷大八、宮川四郎右 衛門等也、(中略)神主讃岐嫡子因幡入門	
5 月 14 日	山王宮の神主猪俣修理方へ樋口よりの書状持せ 様子を聞きて旅籠屋に泊る	
5 月 16 日		同所 市川与一郎幸雄 鎮守同断

仲次方へよる、留守也、宮嶋ニて鷺尾甚助ニ逢ふ、清水左中次も来、藤崎丹後、佐藤与藤太来る、渡辺主税来る、是ハ立斎が父也、八郎当所迄送り来れるか、用ありて帰る、夜玉たすき講説す

(五月)

十一日 同、六ツ半頃与板出立、出雲崎迄三里、石地へ一里、椎谷へ二里、宮川へ廿四丁、昼仕度、柏崎へ三里八丁、神主樋口讚岐子息因幡方ニ泊る、鷺尾先生居合

(中略)

十四日雨、六ツ半過出立、鯨波へ一里、雨やむ、鉢崎へ三里、米山峠と云て難所あり、(中略)柿崎より潟町へ二里、海辺也、黒井へ一里廿九丁、春日新田へ一里、高田へ二里なれと、三里たらずあり、山王宮の神主猪俣修理方へ樋口より之書状を持せ様子を聞て旅籠屋に泊る、

(中略)

十五日 天気、五ツ頃城下二行き鴨川氏の事を問ふに、なき人 のよし聞て行ず、直に猪俣方に行く、此仁志ある人にて暫く物語り、昼過に出立、(後略)

小関村に滞在して各地へ出向いていた期間中の四月十八日、鏝胤は蒲原郡三条町(三条市)の宮嶋儀左衛門宅を訪ねた。

儀左衛門は村上藩領三条組大庄屋で、鏝胤の門人でもあり、「気吹舎日記」には篤胤・鏝胤と手紙のやり取りや書物の購入を頻りにしている。儀左衛門の名前は甚助の「門人帳」に

も現れを、文政七年(一八二四)七月十三日付で劍術の弟子になり、天保五年(一八三四)六月には「目録相伝相濟」と後筆の註が載る。大庄屋職を勤めた彼は、かたわら平田派国学を学び、かつ劍客としての腕も磨いていた。こうしたゆかりがあったため、四月十一日の鏝胤による儀左衛門宅訪問に甚助も同席し、晩には篤胤代表作の一つ「玉櫛」の講釈を何人かの有志と聴講した。

五月六日、鏝胤は小関村の六郎と別れ、刈羽郡へと歩みを進めた。同月十一日、彼は柏崎町(柏崎市)の諏訪神社神主樋口讚岐の子因幡の居宅を訪れ、宿泊した。因幡の居宅には、なぜか甚助も居合わせた。甚助は「門人帳」で、五月九日付で樋口因幡を始めとする近在の五人が門人になったことを録している。上杉六郎や宮嶋儀左衛門などを介在し、鏝胤と甚助の間にも持ちつ持たれつの関係が成立し、相互に人を呼び込み、弟子を融通しあったのである(表1)。

文政九年(一八二六)の神祇道見廻りで出役人を勤め、「気吹舎日記」で六郎と入魂とされ、下野国の新田開発計画にも関わった蒲原郡沼垂町(新潟市中央区)の上田要人は和歌などをよくした文化人であった。魚沼郡塩沢町(南魚沼市)の人で、『北越雪譜』を書いた鈴木牧之とその父牧水とも知己であった。牧之は要人より得た和歌をほかの諸家の作品とあわせて貼交屏風に仕立て、今日まで残っている。しかし、気吹舎への深入りが関わったのか、彼をめぐっては次の一札が残っている。

〔史料4〕

一筆致啓達候、然者一昨年御上京ニ而越後国蒲原郡下大浦村升箕宮御幣納・御告文・御額字御染筆等被相願候処、其許出役之節石澤若狭其外村役人産子中等連印之願書不被持参ニ付難申調被帰国、尚昨年夏中迄二者右願書等被持参可被相願之旨被申置候処無其儀、若狭毎々上京ニ而相歎、尤領主表より段々催促有之村役人・産子等へも申訳無之、且者御本所御外聞ニも相拘り候義最早難致延引趣ニ付、若狭義其許方へ引合之上右連印之願書被相渡候間、今度村役人弥三兵衛并若狭同道并若狭実兄槻田神社大宮司五十嵐相模も附添上京、相歎願之通申調候、尤御礼金之義者其許被受取候証書則持参之事故相納事ニ相違も無之、願書被相渡候節一同ニ金子も可被相渡処其儀無之、其節其許病氣且無拋訳合も在之由ニ而、金子者跡より可被指登旨断之趣等若狭より申出候得共、若狭受取不差登候而者難相濟義ニ付、帰国次第若狭并相模附添其許方江罷越、金子受取早々可指登旨被仰付候間、速ニ証書之通金子可被相渡候、委細之儀ハ若狭并相模より可申入候、右之段可申達旨ニ付如是御座候、以上

潤十一月廿五日

山田廣人

雅言(花押)

安田平馬

保重(花押)

上田要人殿

右は、天保三年(一八三二)に吉田表の役人が要人へ宛てた手紙である。文政九年(一八二六)の神祇道見廻りで、要人は下大浦村(三条市)の升箕神社^{ますみ}で用いる額などの染筆を神主の石沢若狭より吉田家に取り次ぐことを請け負った。ところが、若狭からの願書を京都表へ一向に持参せず、升箕神社側も困り、本所の役人へ相談を持ち掛けた。その後、若狭は別の人物を立て願書を京都へ届けたが、若狭から要人へ払われた吉田家へ上納する御札禄金は未納のまま、速やかに支払うよう求めている。天保初年頃の要人は、金銭に難渋する事態に追い込まれていたことになる。同じ頃、六郎もまた似た事態に陥っていた。

〔史料5〕

(五月一日)

鵜森組

鵜森村名主

追込日数十日

喜右衛門江

申渡

其方居宅花麗之普請ニ而屋根廻り致柿葺候由、其上手伝人足等多分遣立候由之始末遂吟味候処、居宅之儀去ル文政十一子年地震ニ而潰家ニ相成候得共、早口家作相成兼、仮宅住居いたし居候処、幸近村村上領小関村六郎と申者深難渋ニ相成、家作売払候趣及承、新規家作よりハ入用も相減弁利^{べんり}ニ付、右古家買受家作いたし候(中略)、右者花麗之普請ニ

無之、人夫杯権柄ニ遣立候義ニ無之由ハ相分り候得共、前
以用立候家作杯不相成訳被仰出も有之処、屋根廻り仙台柿
茸ニ致候段心得違ニ付、追込申付候也（後略）

掲出したのは新発田藩の「月番日記」より、天保七年（一
八三六）五月一日条から引いた記事である。新発田藩領鶴森
組鶴森村（加茂市）に喜右衛門という人物がいた。文政十一
年（一八二八）に起こった地震（三条地震）で家が壊れ、仮
宅に住んでいたところ、村上藩領小関村の六郎という人物が
難渋し、家を売却することを知り購入のうえ移築した。とこ
ろが、新発田藩が喜右衛門の移築した建物の造作を華美だと
咎め、十日間の追込処分を下した。建物に華美な造作を施し、
やがて難渋して家を売った小関村の六郎とは、上杉六郎であ
ろう。

文政三年（一八二一）、平田篤胤は出版費に困り、弥彦神社
社人の高橋齋宮（国彦）に金子を借用し、のち返済が滞って
松山藩からの脱藩に追い込まれた。国彦から紹介されて気吹
舎入りした六郎は、篤胤への門人紹介を盛んにし、やがて要
人とともに関東の新田開発事業に関わるようになった。前章
で紹介したこの逸話に似た体質が引き継がれ、金銭をめぐつ
て師匠と弟子が似た構図を繰り返していたのである。あくま
で模式的な理解だが、この構図は天保期の国学の徒に通底し
ていた様子がある。

上野国（群馬県）館林藩浪人で、生田萬（一八〇一〜三七）

という人がいる。彼は気吹舎の学頭を勤め、一時は篤胤の後
継者と目された俊秀であった。しかし文政十一年（一八二八）、
館林藩主へした建白が禁忌に触れて追放処分を受け、以来不
遇をかこっていた。天保七年（一八三六）に気吹舎の同人樋
口因幡の紹介で、国外から柏崎町（柏崎市）へ居を移してか
らは、私塾を開いて神道や国学を講じて糊口を凌いだ。

柏崎町へ居を移した翌年の天保八年六月一日、萬は同志六
人を糾合し、その従者ともども幕府柏崎陣屋を襲う、いわゆ
る生田萬の乱を起こした。すでに述べたように、蜂起した六
人の一人に鷲尾甚助も含んでいた。萬と甚助は、蜂起の直前
に小関村の上杉六郎宅を訪ね、以下のやり取りを交わしてい
る。

「史料6」

奉申上候口上書付

（中略）

扱而私無高百姓にて家内之儀、私夫婦忝共都合三人暮、先
祖より代々庄屋役相勤、親勘兵衛亦庄屋役被仰付置候処、
不調法筋有之、役儀御引上に相成、御勘弁を以て幼年の忝
盛之助へ庄屋役被仰付之候処、村方不取締に活計置在候、
且私儀壯年之砌国学に志江戸表へ罷出候節は、湯島天神前
男坂下、当時根岸御隠殿前に住居罷在候平田大角へ入門仕、
右学塾に忝ケ年程修行罷在、帰国後は役用繁多にて折々書
通仕候迄に御座候処、右生田萬と申仁（中略）、私方へ罷越、
近來柏崎町へ罷下り住居致し居、（中略）、其許には同門と

申、兼て師匠大角より噂も有之、続き面会致し度、乍序相尋候（中略）、然る処同廿九日早朝生田萬同人共嘉藤治・鈴木城之助・尾州浪人の由当時青山九八郎様御支配所蒲原郡加茂町住民鷺尾甚助都合四人常体の旅服にて私方へ立寄、今日弥彦参詣（欠損）見物に相廻候積に付、兼て約束の通可案内旨萬より申聞候得共、近年の極貧にて村方の厄介に罷成居、遊興が間敷義は世間へ懼り且病に取合、旁同伴致し兼候趣相断候処、浦浜見物の儀は一旦約定も乍致置今更違変いたし候段難心得旨大に憤り、今一言返答の様子にて此方にも心得有之由面色を變じ、自然可及刃傷候勢に付、私儀は寢間へ退、女房并側に罷在候者より只管為相詫候、弥ヶ上悪口等いたし候、（後略）

右は、襲撃事件後の六月十六日付で六郎が村上藩三条役所へ提出した一札の一部である。六郎が国学を志したのは壮年の頃といい、江戸へ出て気吹舎で二年ほど修行し、帰国後も文通などして篤胤（大角）より教授を受けた。しかし、長く居村を留守にしたのが祟ったのか、不調法の筋があると小関村の庄屋職を取り上げられ、近年は極貧となり、村方の厄介になつてきたという。そこへ萬と甚助が訪れ、弥彦神社等への遊山に誘われたものの応じる余裕もなく、断つたところが二人は激高し、ひたすらに謝つてその場を逃れたことを述べている。

では、萬とともに六郎宅を訪ね、遊山を誘つた鷺尾甚助が

乱に加担した事情はどうだろうか。彼は蜂起した主要な六人のうち唯一生き残り、捕縛されて六郎らと江戸の白州へ引き出されて尋問された。近時遇目した江戸での尋問の供述書から、甚助の主張を一部引いてみる。

「史料7」

八月十九日御呼出御糺左之通

一 御呼出都築平蔵様ニ而鷺尾甚助・八郎・我等三人対決所江御呼出、御尋候、（中略）、萬方相頼候者承り候得者、門人も多分被成御座候由、我か弟子分ニ相成貫度、左候ハ、おのづから弟子も附候事ニ候間、相頼候由折入而之事ニ付承知致候処、血判いたし候様申候ニ付、一向何も不承先ニ血判者難成旨申断候得共、種々相頼、其内酒ニ而酔申候、殊ニ大病故兎角間違之事ニ候得者、終ニ血判致候、其後者酒ニ酔、前後を不知候旨申上候（中略）、柏崎之所江引込候、皆萬ニ被斗候事御座候、病氣ニ無之候得者被斗を不仕候得共大病ニ而、兼而申上候通り、兎角間違候故、此度も間違、萬ニ被斗候と申上候（後略）

蜂起する以前の数年間、鷺尾甚助は大病して金銭的にも難渋し、かつて剣術を教えた六郎などの弟子から援助を仰ぐなどして生活していた。もつとも、難渋していた六郎本人は援助ができず、かつての同志に呼びかけるなどしたのみという。この供述をみると、文政七年に剣術の弟子となつていた三条町大庄屋の宮嶋儀左衛門が、天保五年になつて甚助から目録

を請けたのは、六郎などの呼びかけに応じた援助の意味だったに違いない。

こうした境遇にあった甚助の許へ萬が訪れ、自分の弟子になればおのずから門弟ができる、ついでには血判してほしいと依頼した。甚助は、何も承知しないまま押印できないと断つたが重ねて促され、問答のうちに酒に酔い、酩酊してついに血判してしまいあとのことは覚えていない、病気をして以来とかく間違えてしまい、柏崎陣屋への蜂起は萬に囃られた、と弁明で述べている。

六郎・甚助による右の記録はあくまで事件後の供述であり、いずれも批判的に読む必要がある。ただ、本論では実に様々な庶民が神道に惹き付けられ、その過程で上昇や変貌があり、時として暗転したあたり前の事実を指摘したい。こうした個人の変転を引き起こした背景が組織であった。

社家の頂点に立つ神主権威を背景に太次兵衛や太左衛門は組織内に地歩を築き、やがてその論理に敗れて弥彦神社を追放された。橘三喜や星野大内蔵は吉田家の権威を力の源泉に君臨したが、より大きな実力を前にしてほどなくその事蹟は否定された。有為な個人の自発的集合体として出発した垂加派は、本所や藩といった既存の権威と融合して衰えた。要人や六郎、甚助や萬も組織に惹かれ、墨付等を獲得して一時は身分や地位を高めたが、時流を失うと反動の波にさらわれた。私見では、この振り幅の大きさが、近世の神社神道が独自に放つ魅力の一部になっている。この魅力が、やがて迎える幕

末、維新时期以降にどう異なった姿になるのかを将来の課題に据えて、小稿を閉じることにしたい。

- (1) 鷺尾甚助の伝は、大橋永三郎「天保義人鷺尾甚助先生畧伝」(『斯道』一九一八年八月発行号 斯道会)。また、伊東多三郎「越後の国学」(『越佐研究』創刊号 新潟県文人研究会 一九五二年)にも大橋の伝を敷衍した言及がある。彼の「門人簿」は、『加茂市史』資料編2 第五七五号文書(二〇〇八)
- (2) 渡邊金造『平田篤胤研究』一〇六二頁 六甲書房 一九四二年)
- (3) 『長善館学塾史料』上巻 一一七〜一一九頁(新潟県教育委員会 一九七五年)。
- (4) 前掲『加茂市史』資料編2 (第五七五号文書)
- (5) 平田鍊胤「越後路手扣」(『国立歴史民俗資料館研究報告』第一二二集 二〇〇五年)
- (6) 『鈴木牧之全集』下巻 三五九頁(中央公論社 一九八三年)
- (7) 三条市立図書館所蔵槻田神社五十嵐家文書
- (8) 新発田市立歴史図書館所蔵「(天保七年) 月番日記」
- (9) 渡辺秀央『良寛歌集木端集』一六三頁(象山社 一九八九年)
- (10) 良寛記念館(三島郡出雲崎町)所蔵土田家文書「(上杉六郎・鷺尾甚助等供述書写)」

